HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	日台家族法における姓の意義をめぐって
Author(s)	黄, 浄愉
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(法学)
Dissertation Number	甲第11152号
Issue Date	2013-12-25
DOI	https://doi.org/10.14943/doctoral.k11152
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/54646
Type	doctoral thesis
File Information	Chingyu_Hwang.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

日台家族法における姓の意義をめぐって

黄浄愉

目次

はじめに
1　日本における選択的夫婦別姓制の導入について
1・1　氏に関する史的描写
1・2　現行法について
1・3　民法改正案要綱の内容
1・4　夫婦別姓に対する賛否両論
1・5　小括
2　台湾における姓に関する史的描写
2・1　姓の概説
2・2　清朝統治時期
2・3　日本統治時期
2・4　中華民国民法の施行まで
2・5　小括――台湾における姓の伝統的意義
3　台湾における姓に関する法規定の変遷
3・1　1930 年の民法制定法
3・2　1985 年の民法改正法
3・3　1998 年の民法改正法
3・4　2007 年の民法改正法
3・5　2010 年の民法改正法
3・6　民法と戸籍法の交錯
3・7　民法と姓名条例の交錯
3・8　小括――台湾における姓の法的意義
4　台湾における姓の実態およびその形成要因
4・1　全体像
4・2　夫婦の姓
4・3　実子の姓
4・4　養子の姓
4・5　姓と祭祀
4・6　小括――台湾における姓の現実的意義
5　日本における姓の実態およびその形成要因
5・1　全体像
5・2　夫婦の姓

5・3　実子の姓
5・4　養子の姓
5・5　姓と祭祀
5・6　小括――日本における姓の現実的意義
6　日台家族法における姓の意義の比較
おわりに

はじめに

「氏[1]も名も、ともに個人の同一性を示す呼称だが、氏は、多少なりとも血縁関係にある一団の人の共通の呼称として、その集団に属することを示し、名は、さらにその集団の中の個人を示す」[2]。このように姓と名を組み合わせによって、個人を識別することができる。

共通の姓を称する集団の単位は、民族や時代によって異なるが、歴史的に見れば、一定の傾向を看取しうる。すなわち、父権的な大家族制度の下では、人が出生によって父の姓を授け、婚姻しても姓を変えることなく、父系血縁集団の存続を維持していく。しかし、時代の変遷に伴い血縁集団の重要性が失われている一方、夫婦とその未熟子で構成される核家族が登場してくる。このような生活共同体が、共通の姓を称する集団の単位となる。すなわち、少なくとも夫婦の一方が姓を変えざるを得ず、その間に生まれる子も父母の姓を称さなければならない。父系尊重の社会背景があれば、姓を変えるのは妻であり、子が称する姓は父の姓であろう。もっとも、男女ともに社会にかかわり始めると、婚姻や離婚のたびに姓を変えることは煩雑に思われるようになる[3]。そのため、今日の国際的な立法趨勢として、婚姻の際に、同姓にするか別姓のままにするかは夫婦の選択に任せ[4]、子の姓についても夫婦の協議によって定めることが採用されている。こうして姓は、次第に集団的呼称から個人的呼称になりつつある。ところが、日本法はそうではないのである。

1　日本における夫婦同姓制の問題点

日本民法 750 条は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」と規定している。いずれの姓を夫婦の姓にするかは夫婦の自由協議によるものとはいえ、実際には 96.3%（2010 年）が夫の姓を選択している[5]。もっとも、妻の姓を称する夫婦が夫の姓を称する夫婦と同数であっても、社会全体としては男女平等が実現されるように見え

[1] 姓のことについて、日本では、一般的に「姓」や「苗字」と呼ばれるところ、法律では「氏」が使われている。一方、台湾では、法の世界か一般の世界のいずれにおいても、「姓」や「姓氏」が使われている。本稿では、主に「姓」を用いるが、参考文献を忠実に引用するために、「氏」を用いることもあることを、予め断っておきたい。
[2] 我妻栄『親族法〔初版〕』（有斐閣、1961 年）77 頁。
[3] 我妻・前掲注 2）415 頁参照。
[4] 二宮周平「選択的夫婦別姓制度を認める意味とは何か」エコノミスト 87 巻 64 号（2009 年）83 頁。
[5] 「大黒柱は妻？名字も妻「女性婚」増加」産経新聞 2012 年 1 月 7 日参照。データは厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」による。

るものの、個別の夫婦関係においては平等ということにはならない。なぜなら、民法 750 条は例外を認めない強行規定であり、個人の尊厳や自己決定を無視し、夫婦一方の改姓を強制しているためである[6]。かような夫婦同姓の制度は、国際的にも異例なものとなりつつある。

1980 年代後半から、夫婦別姓を求める市民運動が日本全国に広がってきた。女性の高学歴化とそれに伴う社会進出を背景として、働き甲斐を感じ婚姻後も仕事を続けたい女性が続出している。しかし、婚姻による改姓は煩わしさを極めることであり、それをさておいても、姓名というのは自己のアイデンティティに属するものである。生来の姓を名乗り続けられなければ、ひとりの人間として尊重されるわけでなく、ただ人の妻・嫁・母としての役柄を押しつけられるのである。このように、実際に夫婦同姓に苦しめられる者が少なくなく、対等な夫婦関係が築かれるように望まれている[7]。

生来の姓を保有するには、法律婚をしながら通称として旧姓を使用することと、事実婚をすることという 2 つの方法がある。通称の使用を認めない企業や国家資格[8]があり、認められるとはいえ、パスポートや保険証など公文書は有無を言わさず戸籍上の姓を用いなければならない。2 つの姓を使い分けることに閉口するようになり、その煩雑さやアイデンティティの喪失感に堪えられなくてペーパー離婚をする者もいた。他方、事実婚の夫婦は、互いの法定相続人にはなれず、遺言によって承継するとしても、法律婚の夫婦より多額の相続税を納めなければならないなど、様々な場面において不利である。したがって、日本における夫婦同姓制の最大の問題は、婚姻の自由を阻害することにあるだろう[9]。

2　選択的夫婦別姓制の提案とその意義

1996 年 2 月、法務大臣の諮問機関である法制審議会民法部会が答申した民法改正案要綱には、選択的夫婦別姓制の導入が盛り込まれた。選択的夫婦別姓制とは、婚姻の際に、夫婦同姓にするか別姓にするかが選択できるという制度であり、同姓を望まない者に同姓を強制することも、別姓を望まない者に別姓を強制することもない。別姓を選択する場合は、婚姻届を提出する際に、将来生まれてくる子は夫か妻のいずれの姓を称するかを決めておかなければならない。したがって、兄弟姉妹なのに姓が異なることはない。

選択的夫婦別姓制の意義は、夫婦の姓のあり方を自ら決定するという自己決定権の尊重と、別姓の夫婦も存在しているのを認めることにより、家族の多様性を尊重することにある。日本では、「夫婦のみ」あるいは「夫婦と子ども」で構成される世帯は、事実婚家族・再婚家族を含め 49.5%（2005 年）であり[10]、そのほかにひとり暮らし、ひとり親家庭、同

---

[6] 広渡清吾「現代社会と法―西ドイツと日本――「夫婦別姓時代」の解析」時の法令 1329 号（1988 年）42 頁、東京弁護士会編『これからの選択　夫婦別姓』（日本評論社、1990 年）87 頁参照。

[7] 二宮・前掲注 4）82 頁。

[8] 民法改正を考える会『よくわかる民法改正―選択的夫婦別姓&婚外子差別撤廃を求めて―』（朝陽会、2010 年）82 頁により、医師、看護師、理容師、管理栄養士、調理師などは旧姓使用が認められない。

[9] 東京弁護士会・前掲注 6）35~39、91~96 頁

[10] 湯沢雍彦＝宮本みち子『新版　データで読む家族問題』（日本放送出版協会、2008 年）15 頁参照。デー

性カップルなど、様々な家族の形態が存在している。夫婦別姓を認めると、同姓の夫婦とその未熟子で構成される婚姻家族が唯一標準的な家族であり、それ以外の家族が異常であるという考え方が通用しなくなる。選択的夫婦別姓制は、日本人の寛容さを涵養することにつながり、日本をより住みやすい社会につくっていく制度として、期待されている。

3　夫婦別姓論の挫折

しかし、選択的夫婦別姓制は、「家族の崩壊を招く」、「家族の一体感が損なわれる」との理由で、一部の国会議員、地方議会議員および宗教団体によって強硬に反対されている。「子どもがかわいそう」、「戸籍が紛れてしまう」、「お墓を守ってもらえなくなる」といった懸念も、夫婦別姓反対派によって示される[11]。そのため、選択的夫婦別姓制は未だに実現されていない。遡れば、1954 年からスタートした民法親族編の改正の審議でも、夫婦別姓が検討されていたが、1959 年公表の「法制審議会民法部会身分法小委員会における仮決定及び留保事項」においては、留保事項とされた[12]。中川善之助はそのなか、1956 年の審議の場面を、次のように述懐していた[13]。夫婦別姓を自ら提案すると、即座に若い委員らに、「先生の主張には土台に偏見がある。つまり妻が生来の氏を棄てて夫の氏を称えさせられるのは、夫によって妻が征服されたものと見ておられるのではないか。しかしそれは偏見である。氏などというものは単なる符丁にすぎないのだから、夫の氏に変わろうが変るまいが深くこだわるべきではない」と反論された。それに対し、「夫婦別姓論がそんなに嫌われるのならば撤回してもよろしい。その代わり、私は、諸君の主張する夫婦同姓論のワクの中で、…婚姻の際には、夫は妻の氏を称すべきものとすることとしたいのである」と代案を提起した。若い委員らがやや呆れた顔で「そんなのは無茶だ」といったところ、「何が無茶だ。諸君は結婚して男が女房の氏を押しつけられることを、何か女性上位で、夫が妻に征服でもされたように思うからいけない。それはまさしく偏見だ。氏などというものは単なる符丁にすぎないのだから、どちらに決まったって構うことはない」と切り込んだという。以上からもわかるように、夫婦別姓反対派のなかに、夫が妻の姓を称するのは恥辱だと思う者（特に男性）が少なくない。選択的夫婦別姓制にとって最大の阻害要因は、おそらく長年続けてきた父権主義、男性優越の信仰や社会構造であろう。

4　問題意識──姓の意義に対する関心

筆者はかつて、日本と台湾における養子縁組の制度および実態について研究した[14]。日本

タは総務省統計局「国勢調査集計結果」による。

[11] 二宮・前掲注 4）82 頁、東京弁護士会・前掲注 6）5 頁。

[12] 犬伏由子「夫婦の氏に関する民法改正――夫婦同氏の原則から選択的夫婦別姓へ」日弁連編『今こそ変えよう！ 家族法~婚外子差別・選択的夫婦別姓を考える~』（日本加除、2011 年）32 頁以下参照。

[13] 中川善之助「民法改正余話」税務大学校論叢 4 号（1971 年）。なお、我妻ほか「民法改正に関する問題点(下)」ジュリスト 98 号（1956 年）17 頁〔中川善之助〕も参照されたい。

[14] 黄浄愉「台湾における養子縁組の制度的特徴と現実の機能―特に日本法との対比で―(1)(2 完)」新世代法政策学研究 7、8 号（2010 年）291~322 頁、349~377 頁。

では、成年養子縁組は 2/3 もあり、そのうち家の承継者になるためのものもあれば、改姓目的で養子縁組制度を濫用するものもある。それに鑑み、成年養子縁組制度を廃止しようとする動きがあったが、「氏や祭祀の承継は、単なる契約や遺言だけでは足りない」などの理由で、見送られた[15]。姓は、家の承継にとっていかに重要なものであるかを垣間見ることができる。また、妻の連れ子を養子とする養子縁組は、1/4 を占めている。民法 791 条に基づき家庭裁判所の許可をもらえば、再婚家族の構成員が同姓になれるにもかかわらず、養子縁組は便宜的に利用されている。すなわち、姓もまた、生活共同体の呼称として捉えられている。一方、台湾においても、祖先祭祀は同姓の者によらなければならないという慣習があり、また、連れ子養子縁組の主たる理由は、姓が異なると子に悪影響を与えるのではないかとの心配があるという。地域や民族が異なるものの、両国における姓の意義は、偶然にも共通点があるようである。そこで、養子縁組の枠組みを越え、夫婦の姓、実子の姓をも整合的に検討し、日台家族法における姓の意義を明らかにすることを、本稿の目的としたい。

というのも、台湾は歴史的にも制度的にも、日本から強い影響を受けてきたはずである。1898 年に制定された明治民法は、家制度を根幹とするものであり、家を画定するものとして戸籍制度が発達している。台湾は 1895 年から、日本による植民統治が始まり、家制度、戸籍制度、ひいては姓に関する諸制度の理念は、多かれ少なかれ浸透していたのではないかと考えられる。また、2008 年に韓国が戸籍制度を廃止して以降、世界に戸籍制度を有する国は、日本のほかに台湾しか残らない。姓の意義について絶好の比較対象は、台湾にほかならない。それだけでなく、台湾では、妻が夫の姓を自己の姓名に前置する、いわゆる「冠姓」という、夫婦同姓と類似した制度が法的に定められている。しかし、日本とは異なり、この「選択的夫婦別姓制」が 1930 年の中華民国民法制定時に既に導入されており、さらに 1998 年の改正により、夫婦別姓の原則が採用された。子の姓についても、制定時の父の姓から、2007 年には夫婦の協議や本人の意思に委ね、父の姓または母の姓を称することが自由に選択できるようになった。日本における法改正の停滞とは対照的に、台湾における法改正が活発に行われている。では、台湾における法改正を後押しする力は何なのか。また、将来日本において選択的夫婦別姓制が導入されることとなれば、制度的に先行している台湾法からは、どのような示唆が得られるのか。もっとも、台湾では法改正がなされたとはいえ、社会の実態は果たしてそれを反映しているのか。本稿を通じて、以上の課題を取扱いたい。

何よりも、姓は、人の根本であり、家族（法）の基盤でもある。人は、この世に生を享けてからすぐに姓を与えられ、途中に認知、養子縁組、養子離縁、婚姻、離婚などの原因によって姓を変えることがあるかもしれないが、世を去るまで姓を持ち続けている。死後であっても、姓によって祭祀の担い手が決まるかもしれない。したがって、姓の意義を研究することによっては、その国における婚姻や養子縁組の意義、夫婦・親子・親族関係の

[15] 中川善之助＝山畠正男編『新版注釈民法(24)親族(4)』（有斐閣、1994 年）160 頁〔中川高男〕参照。

あり方など、家族法の全貌およびそれに通底している家族観を探知することができる。この意味では、姓に関する研究は、家族法全般に渡る広く深い研究であり、古いが新しい研究ともいえよう。

5　先行研究の問題点

台湾における姓に関する研究は、立法沿革に即し、従来の学説や外国法と比較しながら、立法内容の欠点を指摘し、修正案を提示するものが多い。実態に目を向けた研究は、わずか 3 本しかなく、しかもそのほとんどが女性団体による実子の姓に関する研究である[16]。すなわち、法学者による先行研究は、社会現状と結びついていない嫌いがある。また、実子の姓に限らず、養子の姓や夫婦の姓をも視野に入れ、総合的に法的観点から姓の意義を論じる試みが見られなかった。日本において姓の問題を論じる際に、必ず出てくる戸籍と姓の関係という論点は、台湾ではまったく議論されていなかった。それどころか、戸籍制度自体に関心を持つ法学者は、ずっと少なかった[17]。

一方、日本における姓に関する研究は山ほどあり、そのなかでも唄孝一による氏の変更に関する実証的な研究は、成果を上げて大いに評価されている[18]。しかし、それから既に 50 数年が経ち、同氏の研究結果は今でも通用するかは、検討の余地がある。たとえば、離婚後の婚氏続称のための氏の変更が、法改正により、届出さえあればできるようになったため、今裁判所がよく取り扱うのは、むしろ婚氏続称後の旧姓への氏の変更ではないのか。また、婚氏続称という弥縫策よりも、夫婦別姓の方が実に問題の所在であることは、およそ法学者の共通意識である。しかし、なぜ一般の人は夫婦別姓がだめで、夫婦同姓がよいと思っているのかについては、掘り下げて検討する者がいないようである。

そこで、本稿は、以上の問題点に目を配り、法理論的な検討のみならず、法社会学的なアプローチをも用い、マクロの視点から日台家族法における姓の意義を研究・比較するものである。

6　研究方法と範囲

本稿は、「はじめに」と「おわりに」を除き、全 6 章で構成される。1 章では、議論の土台を築くために、日本における夫婦同姓制の制定に至るまでの歩み、および夫婦別姓制の

---

16 彭渰雯＝洪綾君「為何従母姓？夫妻約定子女姓氏的影響因素調査」女学学誌 28 号（2011 年）1~54 頁、婦女新知基金会『単親家庭「姓」解放？民法親族編子女姓氏条文之「不利影響」研究』（2010 年）同ホームページ：http://www.awakening.org.tw/upload/uploadfile-633.5.7).pdf でダウンロード可能。法学者による研究は、簡良育「民法親属編修正後子女称姓之探討」月旦法学雑誌 161 号（2008 年）12~35 頁しかない。

17 黄宗楽「台湾の戸籍法とその改正(上)(中)(下)」戸籍時報 421、423、426 号（1993 年）2~12 頁、27~36 頁、23~33 頁、同氏「台湾における戸籍と身分登記について」戸籍時報 510 号（2000 年）4~19 頁しかない。わりと新しい論考として、林秀雄「台湾戸籍登記制度與家族法之修正」月旦民商法雑誌 37 号（2012 年）5~20 頁、鄧学仁「台湾戸籍法身分登記之問題点與課題」月旦法学 210 号（2012 年）20~32 頁がある（いずれも、アジア家族法会議編『戸籍と身分登録制度』（日本加除、2012 年）に日本語版が収録される）。

18 唄孝一『氏の変更』（日本評論社、1992 年）。

導入をめぐる論争について、紹介しておく。2 章と 3 章では、それぞれ歴史面および制度面から、台湾における姓の伝統的意義および法的意義を明らかにする。ここまでは、先行研究の成果をまとめ、筆者の見解を適宜に付き加える、姓に関する史的・理論的な検討である。次の 4 章と 5 章は、台湾と日本における姓の実態およびその形成要因を実証的に分析・検討する部分である。先行研究の研究結果、国の統計資料、裁判例、新聞記事、戸籍機関などへのインタビューの内容のほかに、ネット上における一般人の生の声も、貴重な研究素材として生かしたい。この作業を通し、姓の現実的意義が浮き彫りになると考えられる。こうして姓のことをめぐり、日本の歴史と制度→台湾の歴史→台湾の制度→台湾の実態→日本の実態という順序で検討することにより、両国における姓の伝統的意義・法的意義・現実的意義、言い換えれば、姓の本来的意義・現在的意義・本当の意義が、明らかになる。6 章では、以上のようにして得られる知見をまとめ、両国の姓に関するあらゆる方面の類似点と相違点を提示する。姓の意義の変遷過程を辿りながら、法的理念と社会現状との間のギャップの有無、姓の制度を背後で支える諸制度や家族観の実体、並びに家族形成における自由化の実態を明かす。「おわりに」では、日本における選択的夫婦別姓制の行方を予想し、台湾法からの経験を指摘することをもって、本稿を締め括りたいと考える。

1　日本における選択的夫婦別姓制の導入について

日本では、氏や選択的夫婦別姓制に関する研究は、すでに分厚い成果が積み重ねられている。そこで、本章では、その成果を簡単にまとめて紹介するにとどめたい。まず、氏のことに関し、明治以降の立法や改正、および現行法の内容を概観する。次に、現行法と比較しながら、民法改正案要綱の内容を説明する。最後に、夫婦別姓をめぐる賛否両論をまとめる。

1・1　氏に関する史的描写[19]

以下では、明治民法が制定されるまで、明治民法の制定、戦後の民法改正および近年の民法改正という時間軸に沿いながら、日本法における姓の意義の変遷を見ていこう。

1・1・1　明治民法が制定されるまで

江戸時代、「苗字帯刀」は武士階級の特権とされていたため、百姓町人は、幕府や大名などの領主の許しがなければ、苗字を公称できなかった。平民による苗字の自由公称は、明治政府の下において 1870（明治 3）年に認められた（9 月 9 日太政官布告 608 号）。この布告を建議した細川潤次郎は、「どうも天賦固有の権利を同等に持ち居りながら、人為の階級に拠りて、平民ばかりには名前のみを呼ばせて、苗字をいはせぬ。苗字を呼ぶことは相ならぬと申すのでありますから、随分圧制な訳です。…元来、人の姓名といふものは、自他の区別を相立てて、相乱されざる様にするもの…」と述べていた[20]。すなわち、苗字が個人の識別機能を高めるものであるため、それを名乗ることは、人としての権利である。この太政官布告により、苗字の身分特権性が否定され、苗字の質的変化があった[21]。

とはいえ、苗字の公称は、何よりも国民管理の都合上必要なことであった。なぜなら、明治初期、国内統一や不平等条約の改正などの事情から、強力な中央集権国家を建設することが喫緊の課題となっており、特に富国強兵（国民皆兵）のために、国民の現状を把握する必要があった。それに応えるために、明治政府は早くも 1871（明治 4）年において戸籍法を制定し、「戸」を単位として国民を束ね、国民ひとりひとりを苗字と名前で特定することにした[22]。しかし、苗字を名乗らない者があれば、苗字や名前を勝手に変える者もあり、苗字の自由公称は兵籍の取り調べに差し支えをもたらすばかりであった。したがって、明治政府は 1872（明治 5）年に苗字・名の不可変更性を示したあと（8 月 24 日太政官布告 235 号）、さらに 1875（明治 8）年に陸軍省の要請に応える形で、苗字強制を明示した（2 月 13 日太政官布告 22 号）。こうして、「明治初年において、国民すべてが苗字を名乗るシ

19　二宮周平「人格権から見た選択的夫婦別氏制度(1)」戸籍時報 687 号（2012 年）52 頁以下は詳しい。
20　増本敏子＝久武綾子＝井戸田博史『氏と家族』（大蔵省印刷局、1999 年）9 頁〔井戸田〕。
21　井戸田・前掲注 20）9 頁。
22　佐藤文明『戸籍って何だ[差別をつくりだすもの]〔増補改訂版〕』（緑風出版、2010 年）は、戸籍と氏の関係を詳細に分析している。

ステムが戸籍制度とも連動して確立した。苗字（氏）は、封建的身分制からの解放と個人の識別機能を高めるという役割を担っていた」[23]。

そのなか、妻は婚姻後も生家の苗字を名乗り続けるか、それとも夫の家の苗字に改めるべきかという疑問が地方から多く出されたが、内務省はそれに回答できなかった。そこで、明治政府は 1876（明治 9）年において指令を出し、妻は原則として所生の苗字を名乗るが、夫の家を相続した場合には、夫の家の氏を称することにした（3 月 17 日太政官指令）[24]。前者は、姓氏はあくまでも出自を表わすという前近代の伝統、いわば武士などの特権階級の慣行が踏襲されていると見ることができるが、後者は、妻が夫の家を相続することが認められていなかった江戸時代の慣行とは異なる[25]。しかし今度は、また多くの地方から、むしろ夫の家の氏を称するのが一般の慣行ではないのかと、前記の指令を疑問視する伺いが出された[26]。井戸田博史の分析によると、武士などの特権階級では、妻は他系から入ってきたよそ者であることを明らかにし、また妻は跡継ぎを産むための道具であり、子を産む腹の出所を明らかにするために、生家の氏を名乗らせた。ところが、「生活が家族の協業で維持され、妻の働きが重要であった庶民にとっては、嫁入り婚姻であっても、妻は婚家でそれなりの場を占めて」おり、「夫婦一体の生活実態と意識があった」ことから、「夫婦同氏観が芽生え、それが当然のことのように意識されたとしても不思議ではない」[27]。いずれにせよ、庶民階級の慣行が特権階級の慣行と異なっていたかもしれないが、少なくとも 1876 年の太政官指令が明治政府の公式的見解であり、夫婦別姓の原則は採用された。

1・1・2　明治民法の制定

近代的な民法典の制定は、1870（明治 3）年から始められた。1878（明治 11）年の民法草案では、「婦ハ其夫ノ姓ヲ用フ可シ」と規定され、1876 年の太政官指令と異なった見解が採られた。1888（明治 21）年の民法第一草案（民法草案人事編）でも、「婦其夫ノ氏ヲ称シ其身分ニ従フトキハ之ヲ普通婚姻ト云ヒ反対ノ場合ニ於テハ之ヲ特例婚姻ト云フ（38 条）」としたように、婚姻を嫁入り婚と婿入り婚に分けつつも、夫婦同姓を採用していた。この草案により、氏の身分性が示され、「苗字」や「姓」のことも「氏」に統一された[28]。しかし、1890（明治 23）年に成立した旧民法では、家制度が導入され、「戸主トハ一家ノ長ヲ謂ヒ」、「家族トハ戸主ノ配偶者及ヒ其家ニ在ル親族、姻族ヲ謂フ」とされ、「戸主及ヒ家族ハ其家ノ氏ヲ称ス」と規定されるように、氏は単なる家の名称とされていた。妻は婚姻によって夫の家の家族となり、夫の家の氏を称することとなったことから、夫婦同氏が家制度の結果として実現された[29]。

---

[23] 二宮・前掲注 19）54 頁。
[24] 詳細は、井戸田・前掲注 20）84~85 頁。
[25] 高橋菊江＝折井美耶子＝二宮周平『夫婦別姓への招待〔新版〕』（有斐閣、1995 年）158 頁〔折井〕。
[26] 詳細は、井戸田・前掲注 20）86 頁。
[27] 井戸田・前掲注 20）88~90 頁。
[28] 二宮・前掲注 19）55 頁。
[29] 二宮・前掲注 19）53、55 頁。

周知のように、民法典論争の末、旧民法は実施されないままに終わり、1893（明治 26）年に民法の再編制が余儀なくされた。とはいえ、1898（明治 31）年に成立した明治民法は、旧民法を踏襲し家制度を確立し、「妻ハ婚姻ニ因リテ夫ノ家ニ入（788 条）」り、「戸主及ヒ家族ハ其家ノ氏ヲ称ス（746 条）」ため、夫の家の氏を称することとなった。「立法者が編纂過程で述べたように[30]、まさに夫の家に属するが故の、夫の家の氏による夫婦同氏であり、夫婦同氏の積極的な根拠は何ら示されていない。家の論理が全てであり、根拠を示す必要もなかったのである」[31]。なお、子も父の血を受け継いでいるから、父と同じ氏を名乗るのではなく、出生によって父の家に属し、父と同じ氏を名乗るわけである。氏は、家と家を識別する標識であり、身分特権性や血統性のいずれも有していなかった[32]。

もっとも、氏は家の名称であるとされていたが、家とは、一体何なのか。戸籍そのものであるという主張が有力である。遡ってみれば、戸籍は前述したように、徴兵のために生まれた制度である。最初の 1872（明治 5）年の壬申戸籍は、現実の居住単位で編成された。しかし、当時予定されていた 6 年置きの戸籍一斉調査が難航し、それに、戸主とその後継人が免役されるということから、戸籍を誤魔化して徴兵逃れをすることが横行していた。そこで、明治政府は、問題対処のために、戸籍の身分登録への単純化および戸籍の厳格運用に力を入れた。具体的には、戸籍から血のつながりのない居住者を締め出し、それぞれ本家の戸籍に入れた。他方、届出がなければ婚姻が成立しないという届出婚制度を導入することにより、届出の励行を促した。これが 1886（明治 19）年式の戸籍である。しかし実際には、婚姻によって減税されたり手当をもらったりするような恩典がないため、婚姻の成立が認められなくても問題がなく、届出の励行にはつながらなかった。そのため、婚姻の効力として、子に「嫡出子」の地位を与えることを意図的に明治民法に盛り込み、婚姻の届出がなければ、家督相続の順位が劣後され、遺産相続の相続分が折半されるようにした（970、1004 条）。戸籍の公開がそれに相まって、私生子差別を避けるための婚姻の届出を実効的に促していた（1898（明治 31）年式の戸籍）。また、1915（大正 4）年式の戸籍でも、徴兵を円滑に進める徴兵台帳として、これへの登録が国家的な目標とされており、目標達成のために、登録しないと非国民扱いされるという脅迫的な手段が採られていた[33]。

このように、日本の戸籍制度は、徴兵のために発足した制度であり、この整備を図るために、かつては存在しなかった届出婚や私生子差別を無理矢理につくり出した。しかし奇妙なことに、戸籍制度の運用は 1872 年からすでに始まっていたが、その中身であるべき民法の成立は、その遠い先の 26 年後である。しかも、佐藤文明によると、民法の成立過程は、ま

---

[30] 1895 年 12 月 9 日の第 146 回法典調査会では、起草委員のひとりである梅謙次郎は、妻が夫の家に入るということが慣習である以上、夫の家に入っていながら実家の苗字を称するのは理屈に合わないと述べていた。法務大臣官房司法法制調査部監修『法典調査会民法議事速記録 6』（商事法務研究会、1984 年）273 頁。

[31] 二宮・前掲注 19）56 頁。

[32] 井戸田・前掲注 20）95 頁。

[33] 佐藤・前掲注 22）52 頁。

さに「戸籍民法」によって形成された支配秩序（「家」）を維持していく過程なのである[34]。1890（明治 23）年の法典調査会における富井政章（明治民法の起草者のひとり）の発言から、この事実が明るみになった。すなわち、「民法…には「戸籍」というような字よりは、「家」という字のほうが宜しかろうというただ感じの上の違いがある」と述べたように、実体法の民法に手続法上の用語を入れ込むのは座りが悪いので、「家」にしたわけである。当時の日本は、欧米列強に日本が一人前の国であることを見せつける必要に迫られ、民法を制定しなければならないとされていた。そのため、翻訳不能で、しかも人権的問題を抱える「戸籍」を使うより、翻訳可能で誤魔化しやすい「家」を使うほうが無難であろうと判断された。要は、明治民法でいう家制度は、実は戸籍制度そのものであり、「家」＝「戸籍」であった。言い換えれば、「戸籍」は、民法上の「家」を形にした書類にほかならなかった。「妻ハ婚姻ニ因リテ夫ノ家（＝戸籍）ニ入ル」、「戸主及ヒ家族ハ其家（＝戸籍）ノ氏ヲ称ス」という明治民法の規定も、単に手続のことを繰り返し述べていただけのものである[35]。戦後、憲法改正に応じて「日本国憲法施行に伴う民法の応急的措置に関する法律」が制定され、それを受けて通達が出されたが、この通達でも「従来「家」とあるものは「戸籍」と読み替えるべし」ことが書かれていた[36]。「家」＝「戸籍」という事実は、再び裏付けられた。

しかし、戸籍が日本国民の基本台帳であるとはいえ、戸籍がない日本国民がいる。それは、天皇・皇族の人たちである。壬申戸籍を定めた太政官布告では「臣民一般、その居住地に就いてこれを収め」とされ、戸籍が天皇・皇族を除く日本人の登録簿であることは全面に出されている。戸籍は、天皇の臣民簿といえよう[37]。天皇・皇族を戸籍の中に登録せず、天皇・皇族に氏がないのは、国民を統治するために、天皇家を神格化することが必要であると考えられていたからである。「家」制度の導入も、その統治手段の一環である。「家」制度とは、政府が直接個人と向き合うのでなく、代々続く「家族集団」を統治対象とするものの、多様な家族の中味に踏み込まず、その代表者に戸主権を与えて治めさせ、戸主のみを相手にする、という制度である。すなわち、戸主が政府の末端管理者として家族を監視し、その「家」の代表者としての権威や地位は、戸主権の付与および長男による家督相続の承諾によって担保されている[38]。この「家」制度の論理が天皇制の仕組みと深くかかわっており、端的にいえば、日本の家族国家観である。庶民の家は、天皇の分家（あるいは天皇と同じ祖先を有しているが、ただ分家した）であり、分家である以上、本家の命令に従わなければならない。また、一族の氏神様が天照の威光を担う者であり、その威光を継ぐ戸主の指示が天皇の命と同様のため、家族は戸主に逆らうことが許されない[39]。したがって、親や戸主への孝行は、天

---

[34] 佐藤・前掲注 22）67 頁以下。二宮周平『新版　戸籍と人権』（部落解放研究所、2006 年）38 頁以下も同旨。
[35] 佐藤・前掲注 22）75 頁以下。
[36] 佐藤・前掲注 22）116 頁。なお、和田幹彦『家制度の廃止』（信山社、2010 年）213 頁以下では、戦後における戸籍法の改正過程について、詳細に紹介している。
[37] 佐藤・前掲注 22）55 頁。
[38] 佐藤・前掲注 22）74 頁。
[39] 佐藤・前掲注 22）118 頁。

皇への忠誠につながり、忠孝一本であると考えられていた。かような家族国家観では、祖先崇拝が媒介となり、戸主の権威は天皇の権威によって、天皇の権威は戸主の権威によって支えられている[40]。

ところが、そこには重大な弱点があり、つまり血統の承継ということである。なぜなら、男児を産めない者がいるのである。そこで、事実上血統が絶えても、「氏」が継承される限りそれでよしというように、「家」制度が作り上げられた。これが、婿養子制度が登場する由縁である。要は、「血」を擬制し、現実の「家」を歴史的に繋ぐことを可能にするトリッキーな法概念として、「氏」の役割が膨らんでいる[41]。「氏」という「家」の表札が天皇から授かったものという設定の下では、天皇・皇族に氏がないのは都合がよいだろう。より正確にいえば、天皇・皇族に氏がないことが、国民管理ないし国家統治の狙いの下において、明治政府に利用されている。また、「氏」が天皇から授かったものであるため、それを絶やさぬように継承しなければ、天皇への忠誠度が疑われる。したがって、その使命を負う戸主は、「氏（家名）」を継承し「家（観念的な概念）」を継承し、実際に家業や家産があれば、そのモチベーションはさらに高まるだろう。

1・1・3　戦後の民法改正

戦後、1946 年 11 月 3 日の憲法改正に伴い、1947 年 12 月 22 日に民法親族編・相続編が個人の尊厳と両性の本質的平等（憲法 24 条）の旨において全面改正され、家制度が廃止された。家制度の廃止により、氏は家の名称ではなくなり、個人の呼称へと性格が変わったとされている。しかし、夫婦同氏と親子同氏の原則が維持されており、氏の変更も限定されていることから、氏が個人の呼称であるとは到底言いきれない。以下では、夫婦同氏の制定過程を見ていく。

夫婦同氏制が明文化されるまでは、下表のような提案、法案が検討された[42]。民法改正要綱案では、夫婦は、「一律に夫の姓を称する」から、「協議により妻の姓を称することができる」こととなり、さらに「婿入り婚の場合に限り、協議により妻の氏を称することができる」ようになる[43]。夫婦の協議により、妻の氏を夫婦の氏とすることが可能になるが、夫婦同氏の原則は変わらない。唄孝一は、この変遷について、氏の男系性を原則としながらも、あえて婿入り婚の場合に女系的なことを認容するのは、旧法の家名たる氏をしのばせるものだと指摘している[44]。

一方、民法改正法案では、以上の提案から影響を受け、夫婦は「協議により妻の氏を称

---

40 佐藤・前掲注 22）80 頁。
41 佐藤・前掲注 22）82 頁。
42 唄孝一「戦後の民法改正過程における『氏』」同『戦後改革と家族法』（日本評論社、1992 年）147~217 頁。
43 「姓」の方が「家族制度のにおいがしない」、「氏というのは家族制度的な意味があるから姓にしてみよう」ということから、「姓」が用いられていたが、「その必要もなかろうということで」、「氏」に戻った。我妻栄編『戦後における民法改正の経過』（日本評論社、1956 年）95 頁。
44 唄・前掲注 42）155 頁。

することができる」としていたが[45]、GHQ から批判を受け、「協議により夫または妻の氏を称する」へと修正された。しかし、前者によっても、夫または妻の氏を「どちらでも自由に選べるのだから、それが憲法の男女平等の精神に反するというようなことは夢にも思わなかった…」[46]という立法者の述懐の言葉からもわかるように、両者はただ外見が異なり、中身が一緒なのである[47]。また、夫婦同氏の強制という点では何も変わらないので、男女の本質的平等に一致しているとはいえないと考えられる。

表 1-1　民法改正要綱案の変遷

1946 年 7 月 20 日	幹事案	（甲案）妻は夫の姓を称する。 （乙案）民法に別段の規定をなさず社会の慣習に委ねる。
7 月 29 日	起草委員第 2 次案	妻は夫の姓を称する。ただし当事者の意思により夫が妻の姓を称するを妨げざる。 子は父の姓を称し、父の知れざる子は母の姓を称する。
7 月 30 日	第 2 小委員会決議	（同上）
8 月 15 日	法制審議会第 2 回総会決議	夫婦はともに夫の氏を称する。ただし入夫婚姻の場合は、当事者の意思により妻の氏を称するを妨げざる。
8 月 19 日	臨時法制調査会総会原案	（同上）
9 月 11 日	司法法制審議会第 3 回総会決議	（同上）

表 1-2　民法改正法案の変遷

1946 年 8 月 11 日	第 1 次案	夫婦はともに夫の氏を称する。ただし、当事者が婚姻と同時に反対の意見を表示するときは、妻の氏を称する。
8 月 20 日 ~1947 年 3 月 01 日	第 2 次案~第 6 次案	（同上）
4 月 14 日	第 6 次案の修正	夫婦はその協議によりともに夫又は妻の氏を称することを要する
4 月 17 日	第 6 次案の再修正	夫婦はともに婚姻の際に定めるところに従い夫又は妻の氏を称する
6 月 24 日	第 7 次案	（同上）

明治民法の下での夫婦同氏制は、家を同じくする者は氏を同じくするという家の論理に

[45] 唄・前掲注 42）164 頁では、守旧派との対立により、婿入り婚の制限を取り除いたのではないかと推測されているが、夫の氏を称することを原則とする点では、なお氏の男系性を維持していると評釈。
[46] 我妻編・前掲注 43）131~132 頁〔村上朝一〕。
[47] 我妻編・前掲注 43）132 頁〔村上〕も参照。

吸収されていたから、独自の根拠が要らなかった。しかし、家制度が廃止された戦後の改正民法では、その新たな根拠が問われることになった[48]。民法改正要綱の「第一　民法の戸主及家族に関する規定を削除し親族共同生活を現実に即して規律すること」からは、夫婦同氏制の立法上の根拠を、「現実の親族共同生活」で探るように示唆されている。民法改正において主役を務める我妻栄は、1946 年 8 月 22 日の臨時法制調査会総会において、次のように述べた[49]。「…我々の家族共同生活が或る場合に集まり、或る場合に分かれるというのを、氏を変更するという、そういう観念で現わしていこう、そしてそれを基礎として、親が子供に対し親権を行使する場合には氏を同じうする親といういき方でいこう…又扶養というようなことも、氏を同じうするかしないかという所を 1 つの拠り所として之を考えていこう…」。また、翌年には、次のような記述がある。「本要綱は親族共同生活を現実に即して規律せんとする。即ち、先ず、夫婦は通例共に夫の氏を称し、その間の子は父母の氏を称し、男の子が婚姻すれば夫婦共にその氏を称する。…その他、現実の親族共同生活団体の変動を、能う限り氏の変動に反映させると共に、氏を中心として、始祖を同じうする親族団体の縦の発展を示す」[50]。

二宮周平は、「我妻は、家制度の廃止に抵抗する守旧派を説得するため、法律上は家制度をなくすが、現実の家族制度＝共同生活まで否定するわけではないことを強調しており[51]、現実の家族共同生活と氏を関連づけることも、こうした説得、妥協の意味合いを持っていた」と分析している[52]。しかし、氏が「現実の親族共同生活団体の呼称」とされることは、家の存続につながるのではないかと見破られ、「家破れて氏あり」[53]、「氏は家とは異ならぬ」「民主化の不徹底」[54]などの批判を引き起こした。結局、民法改正は、「民主的家族法」という理念の実現、および「実在する国民的感情」という現実の重視という両者の間に、斟酌・加減する過程であった[55]。

「最終的に改正民法では、氏の異同は親権の帰属や扶養の権利義務とは無関係になったが、個人の呼称には純化されず、夫婦同氏、親子同氏、離婚や離縁による復氏を原則として、氏と家族関係の変動が連結された。また子の氏の変更も、共同生活と氏が一致する手段として位置づけられた」[56]。こうして、「夫婦同氏制の立法上の根拠としてあげられるものは、共同生活をする者は同じ氏を称しているという、当時の習俗のみである」[57]。しかし、習俗とはいえ、「それは明治民法の下で、戸主及び家族は家の氏を称するという規定の下で

---

48 広渡清吾「氏名法について~ドイツと日本の比較史的考察」太田知行＝中村哲也編『民事法秩序の生成と展開』（創文社、1996 年）249 頁。
49 我妻編・前掲注 43）251 頁。
50 我妻栄「民法改正要綱と家族制度との関係」同『家の制度~その論理と法理』（酣燈社、1948 年）123 頁。
51 我妻編・前掲注 43）250~251 頁。
52 二宮・前掲注 19）59 頁。
53 宮沢俊義「家破れて氏あり」法律タイムズ 1 巻 6=7 号（1947 年）25 頁。
54 民法改正案研究会「民法改正案に対する意見書」法律時報 19 巻 8 号（1947 年）5 頁。
55 中川善之助「『民法改正案意見書』異見」法律タイムズ 1 巻 6=7 号（1947 年）13 頁参照。
56 二宮・前掲注 19）59 頁。
57 二宮・前掲注 19）59 頁。

国民に浸透したものであり、中川が指摘するような国民的感情も家制度の下で培われたものだった」ことは、注意されたい[58]。「夫婦同氏制の立法上の根拠は、家制度の下で培われた伝来的習俗しかなかったのだから、平等原則の実現の認識が起草者に乏しかったのも当然の結果である」[59]。もっとも、本稿の冒頭でも紹介したように、中川はその後の民法親族編の見直し作業において、夫婦別氏論を提案していたが、挫折した。しかし、習俗を立法上の根拠とする夫婦同氏制は、将来、家族の実態や家族観の変化につれ、新たな習俗や国民感情が形成された場合には、根拠を失い、再び改正に迫られるだろう[60]。

なお、戦後の憲法改正、民法改正に続き、戸籍法の改正も行われた。家制度の廃止により、3 世代戸籍が禁止されたが、夫婦（子）同戸籍および同氏同戸籍という戸籍編製原理は依然として採られているため、民主化の観点からすれば、中途半端の改革というしかない。結局、日本政府は GHQ に対し、「個人籍にしたいが、紙が足りない」などの言い訳をして、国民管理にとって都合のよい戸籍制度を取り残した[61]。民法上において、氏が家族生活共同体（具体的にいえば、婚姻家族）の呼称となり、戸籍法もそれを戸籍に反映させている。しかし、夫（父）の氏を夫婦・親子の氏にする家族がほとんどであり、また、身分変動による「入籍」「除籍」の繰り返し、戸籍の連鎖検索の機能などによって、家制度が廃止されたとはいえ、現実には残されているのである。したがって、戸籍制度および民法上の氏に関する諸規定は、家制度の残滓であるといってよい。もとより、戸籍＝家という事実に目を向ければ、戸籍制度が廃止されない以上、家制度の廃止にはならないだろう。

1・1・4　近年の民法改正

夫婦同氏は婚姻の効力であり、「氏が夫婦という身分に結びついている（＝氏の身分性）」[62]。そのため、婚姻改姓をした一方の配偶者が婚姻の解消によって復氏するのは、一般的な考え方である。離婚の場合は確かにそう規定されていたが（民法 767 条 1 項、771 条）、死別の場合は当然に復氏するのでなく、生存配偶者から復氏の届出がない限り、婚氏を名乗り続けられるとされている（751 条 1 項）。しかし、同じく婚姻の解消であるにもかかわらず、あえて離別と死別を区別し、離別者にのみ復氏を強制するのは、道理にかなわない[63]。まして、婚姻改姓した者のほとんどが女性であり、離婚により改めて復氏を強いられるのも、女性なのである。そこで、1975 年の国際婦人年を契機に、「妻の地位の実質的向上を図る」という目的の下において、1976 年に離婚後の婚氏続称制度が制定された[64]。

---

58 二宮・前掲注 19）59 頁。
59 二宮・前掲注 19）60 頁。
60 中川・前掲注 55）13 頁の記述に対する、二宮・前掲注 19）60 頁の読みである。
61 佐藤・前掲注 22）118 頁。
62 犬伏・前掲注 12）33 頁。
63 離婚復氏および死別による復氏のときは、祭祀に関する権利を次の承継者に譲らなければならないとされている（751 条 2 項、769 条、897 条）。夫と離婚した場合は、縁が切れてその家の墓に入るわけにはいかないが、死別の場合は、自分の死後も夫の家の墓に入ることが予定されており、入りたくないなら、あえて強制する意味もない。このように、氏は祭祀と関連づけられていることは、注意されたい。
64 千種秀夫「民法などの一部を改正する法律の解説（一）」法曹時報 28 巻 9 号（1976 年）1 頁。

婚氏続称によって、離婚後母とその養育する子の氏が異なることによる不都合が解消され、婚氏の長年使用の場合、突然の復氏によって社会的不利益を被ることも避けられる。しかし同制度は、離婚復氏に伴う問題を解決することのみを目的とする部分改正であり、離婚復氏の原則（氏の身分性）は維持しながら、婚氏を称する利益（呼称上の利益、（婚）氏の人格性）を認めたものである[65]。すなわち、あくまで離婚後も「呼称上の氏」として、婚氏を称し続けることが許されるが、「民法上の氏」が離婚によってすでに婚姻前の氏に復しているのである[66]。とはいっても、問題の所在は夫婦同氏制にあり、離婚後の婚氏続称を認めているならば、そもそも最初から夫婦別氏を認めた方が筋が通るというように、婚氏続称の承認は、夫婦別姓論の強い論拠となる[67]。なお、1984 年の戸籍法改正によって外国人配偶者の氏への氏の変更が承認されたことも、1987 年の民法改正によって縁氏続称が承認されたことも、氏の人格性を強めるものであろう。

1・2　現行法について

1・2・1　現行法の内容

現行民法および戸籍法における氏に関する諸規定は、下表を参照されたい。簡単にまとめると、日本法における氏は、以下の特徴がある。

① 夫婦同氏（民 750、戸 107Ⅰ）、親子同氏（民 790、810 前段）の原則が採られているが、2 つの原則が衝突するときには、夫婦同氏の原則が優先される（民 810 後段）。夫婦の氏が変わった場合には、届出のみによってその子の氏を同じくすることができるが（民 791Ⅱ）、これ以外の子の氏の変更は、すべて家裁の許可が必要とされる（民 791Ⅰ）。このように「一家一氏」が維持されている。

② 婚姻による夫婦同氏、出生・縁組による親子同氏と同時に、離婚復氏（民 767Ⅰ、771）、離縁復氏（民 816Ⅰ前段）も定められている。身分関係の取得・喪失に伴う氏の取得・喪失という点からすれば、氏の変更は、個人の意思によらないものである。

③ しかし他方では、死別による任意復氏（民 751Ⅰ）のほかに、婚氏続称（民 767Ⅱ）、縁組続称（民 816Ⅱ）、外国人配偶者の氏への変更（戸 107Ⅱ）およびその氏からの復氏（戸 107Ⅲ）が認められている。これらの改氏・復氏は、かつては「やむを得ない事

---

[65] 犬伏・前掲注 12）33~34 頁。

[66] 離婚によって「民法上の氏」が婚姻前の氏に復するというのは、実は離婚によって夫の戸籍から除籍され、婚姻前の戸籍に入ることを意味している（戸籍法 19 条参照）。この点からも、氏が戸籍編製の依拠にすぎないことは明かである。

[67] 戸籍法 107 条に基づく氏の変更（離婚後の婚氏続称）に関する東京家審昭和 34（1959）・6・15 家月 11 巻 8 号 119 頁では、加藤令造裁判官は次のように述べている。「わが夫婦同氏の制度は、夫婦の一方に対し、その者の生来の表象であり同一性の標識であった氏の放棄および他方の氏への改氏を強いることとなり、その者に対しただ精神的苦痛を与えるに止まらず、改氏によって社会生活上の、なかんずく取引関係での混乱を惹起し、もって氏の不可変更性の根本理由である法的安定性を害するに至るばかりでなく、婚姻による改氏を強いられるのが多く女性の側にある現実をみれば、憲法上保障される両性の本質的平等が実質的に冒される結果を招来するおそれさえあるうえ、本来婚姻と夫婦同氏制が必然に連繋するものとは解せられず、むしろ氏は婚姻から解放さるべきであるとする思潮を併せ考えると、婚姻に伴い氏を同じくするか別姓とするかの選択の余地のない夫婦同姓制は根本的に再考されなければならないであろう。」

由がある」として、戸籍法 107 条に基づき家裁の許可をもらわないとできなかったが、現行法では、一定の期間内において届出さえあれば認められることとなる。法の安定性や取引の安全を守るために、期間制限と届出制を設けたと考えられるが、全体からみれば、「法制度は、氏の呼称性に関して、当事者の利益を尊重する仕組みを用意したといえる」[68]。「呼称としての氏は、名と合わさって他者との識別機能を高めるものであるが、呼称の継続性、安定性を通じて、個人の人格の象徴としての意味を持つようになる」[69]。このような人格権保障の観点は、生来の姓を名乗り続けることと馴染みがあり、今までの硬直した氏制度（特に夫婦同氏制）の本格的改正につながるだろう。

④ 祖先祭祀の担い手は被相続人の指定によるものの、指定がなければ、慣習によって定められる（民 897Ⅰ）。家制度という背景を考えると、ここでの慣習は、戸主（長男）およびその配偶者が家墓を所有・管理することと考えられる。しかし、祭祀の権利は、離婚復氏（民 769Ⅰ）、死別復氏（民 751Ⅱ）、離縁復氏（民 817）などによって、次の承継者に譲らなければならないとされている。したがって、祖先祭祀は同氏の者によるべきであることは、慣習であるかどうかをさておき、法律によって定められているのである。しかも、法律は被相続人の意思を無視することまでして、その家族観を全国民に押し付けている。

表 1-3　姓に関する現行法の規定

夫婦の氏	婚姻中	夫婦同氏	夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する（民 750）。
	婚姻解消後	死別による任意復氏	夫婦の一方が死亡したときは、生存配偶者は、婚姻前の氏に復することができる（民 751Ⅰ）。
		離婚復氏	婚姻によって氏を改めた夫又は妻は、協議上の離婚によって婚姻前の氏に復する（民 767Ⅰ）。
			第 766 条から第 769 条までの規定は、裁判上の離婚について準用する（民 771）。
		離婚後の婚氏続称	前項の規定により婚姻前の氏に復した夫又は妻は、離婚の日から 3 ヵ月以内に戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、離婚の際に称していた氏を称することができる（民 767Ⅱ）。
子の氏	非嫡出子		嫡出でない子は、母の氏を称する（民 790Ⅱ）。
	嫡出子		嫡出である子は、父母の氏を称する。ただし、子の出生前に父母が離婚したときは、離婚の際における父母の氏を称する（民 790Ⅰ）。
	氏の変更		▪ 子が父又は母と氏を異にする場合には、子は、家裁の許可を得て、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その父又は母の氏を称することができる

[68] 二宮周平「人格権から見た選択的夫婦別氏制度(2)」戸籍時報 690 号（2012 年）6 頁。
[69] 二宮・前掲注 68）6 頁。

			（民 791Ⅰ）。 ▪ 父又は母が氏を改めたことにより子が父母と氏を異にする場合には、子は、父母の婚姻中に限り、前項の許可を得ないで、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その父母の氏を称することができる（Ⅱ）。 ▪ 子が 15 歳未満であるときは、その法定代理人が、これに代わって、前 2 項の行為をすることができる（Ⅲ）。 ▪ 前 3 項の規定により氏を改めた未成年の子は、成年に達した時から 1 年以内に戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、従前の氏に復することができる（Ⅳ）。
養子の氏	縁組中	親子同氏	養子は、養親の氏を称する。ただし、婚姻によって氏を改めた者については、婚姻の際に定めた氏を称すべき間は、この限りでない（民 810）。
	離縁後	復氏	養子は、離縁によって縁組前の氏に復する。ただし、配偶者とともに養子をした養親の一方のみと離縁をした場合は、この限りでない（民 816Ⅰ）。
		縁氏続称	縁組の日から 7 年を経過した後に前項の規定により縁組前の氏に復した者は、離縁の日から 3 ヵ月以内に戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、離縁の際に称していた氏を称することができる（民 816Ⅱ）。
復氏による祭祀権利の承継			▪ 系譜、祭具及び墳墓の所有権は、前条の規定にかかわらず、慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者が承継する。ただし、被相続人の指定に従って祖先の祭祀を主宰すべき者があるときは、その者が承継する（民 897Ⅰ）。 ▪ 婚姻によって氏を改めた夫又は妻が、第 897 条第 1 項の権利を承継した後、協議上の離婚をしたときは、当事者その他の関係人の協議で、その権利を承継すべき者を定めなければならない（民 769Ⅰ）。 ▪ 第 769 条の規定は、前項及び第 728 条第 2 項の場合について準用する（民 751Ⅱ）。 ▪ 第 769 条の規定は、離縁について準用する（民 817）。
戸籍法による氏の変更	やむを得ない事由がある場合		やむを得ない事由によって氏を変更しようとするときは、戸籍の筆頭に記載した者及びその配偶者は、家庭裁判所の許可を得て、その旨を届け出なければならない（戸 107Ⅰ）。
	外国人配偶者の氏への変更		外国人と婚姻をした者がその氏を配偶者の称している氏に変更しようとするときは、その者は、その婚姻の日から 6 ヵ月以内に限り、家庭裁判所の許可を得ないで、その旨を届け出ることができる（戸 107Ⅱ）。
	外国人配偶者の氏からの復氏		前項の規定によって氏を変更した者が離婚、婚姻の取消し又は配偶者の死亡の日以後にその氏を変更の際に称していた氏に変更しようとするときは、その者は、その日から 3 ヵ月以内に限り、家庭裁判所の許可を得ないで、その旨を届け出ることができる（戸 107Ⅲ）。

	外国人親 の氏への変更	第 1 項の規定は、父又は母が外国人である者（戸籍の筆頭に記載した者又はその配偶者を除く）でその氏をその父又は母の称している氏に変更しようとするものに準用する（戸 107Ⅳ）。

1・2・2　現行法への批判

ここでは、最も問題視されている夫婦同氏制について、学者や実務専門家からの批判を簡潔に整理する。特に、憲法違反・国際条約違反[70]として、人権侵害の観点から論じる者が多い。

① 夫婦同氏制が形式的には夫婦に対し協議の機会を与えているが、実際にはほとんどの夫婦が夫の氏を「選択」していることから、妻の氏を選択しにくい環境が作り上げられ、妻の地位が貶められている。憲法 24 条 2 項の両性の本質的平等に違反する。

② 夫婦同氏制は、個人の意思に反し改氏を強制するものである。強制改氏によって、生活上の不便を来たすのはもちろん、氏が自己のアイデンティティに根づいたものなので、生来の氏が使えないということは、その人格が否定され、苦痛が伴うことである。憲法 24 条 2 項の個人の尊厳を無視し、および 13 条から導かれる人格権（氏名権）を侵害するものである。

③ 憲法 24 条 1 項により、婚姻は両性の合意のみに基づいて成立するものとされている。しかし現行制度では、婚姻の際に夫婦の氏を決めないと、婚姻届が受理されないので、夫婦同氏は実際に「婚姻の効力」を越え、当事者の意思以外に余計な婚姻要件を加えている。その結果、婚姻の自由が侵害され、憲法 13 条の幸福追求権の保障からも看過すべからざる問題である。

1・3　民法改正案要綱の内容

選択的夫婦別姓制を導入する理由として、法務省は次のように説明している[71]。

① 「国民の価値観・人生観が多様化してきたことを背景として、国民のかなりの層に夫婦別氏制の採用を求める声が存在して」おり、「…別氏制を採用すべきであるという意見が支配的であったことにかんがみれば、夫婦の氏についても、画一的に同氏とする制度ではなく、個人の人生観・価値観の違いを許容する制度に改めるべきであると考えられる」。

② 「ますます個人の尊厳に対する自覚が高まりをみせている状況を考慮すれば、個人の氏に対する人格的利益を法制度上保護すべき時機が到来しているといって差し支えなかろう」。

---

[70] 1979 年の国連総会において、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（通称、女子差別撤廃条約）が採択された。同条約の第 16 条は、婚姻及び家族関係における差別の撤廃に関する条項であり、そのうち第 1 項（g）には、「夫及び妻の同一の個人的権利」として、「姓を選択する権利」があげられている。日本は 1985 年に同条約を批准し、条約遵守のために国内法を改正する義務を負っている。

[71] 法務省民事局参事官室「婚姻制度等に関する民法改正要綱試案の説明」ジュリスト 1050 号（1994 年）220 頁。なお、以下の整理は、二宮・前掲注 68）7 頁を参照した。

③ 「夫婦が別氏を称することが、夫婦・親子関係の本質なり理念に反するものではないことは、既に世界の多くの国において夫婦別氏制が実現していることの一事をとっても明らかであること」である。

民法改正案要綱では、選択的夫婦別姓制の導入（①）を通じて、個人の氏に対する人格的利益の保護を体現している。そのほかの特徴は、以下の通りである。

① 夫婦同氏にするか、別姓にするかは、自由に選択できるようになる（3-1）。

② 夫婦同氏の場合は、子も同氏となり（4-1、4-2-1）、すなわち現行法の体裁が維持されている。

③ 夫婦別氏の場合は、婚姻の際に、夫または妻の氏から、将来生まれてくる子の氏を決めておかなければならないとされるように、兄弟同氏の原則が採用される（3-2、4-1）。また、他方の連れ子を養子とするときにも、その事前に定めた氏が養子の氏となる（4-2-2）。

④ 子の氏の変更については、ほとんど変わらないが、夫婦別氏の場合には特別な規定が定められている。すなわち、父母の婚姻中においては、特別の事情がなければ、未成年子は氏を改めてはならない（4-3-1 但書）。子の氏について、すでに父母に対し決定のチャンスを与えていたため、一旦決まれば、法の安定性から変更しない方がよいという考慮があったと考えられる。

表 1-4　姓に関する民法改正案要綱の内容

第三 夫婦の氏		一　夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫若しくは妻の氏を称し、又は各自の婚姻前の氏を称するものとする。 二　夫婦が各自の婚姻前の氏を称する旨の定めをするときは、夫婦は、婚姻の際に、夫又は妻の氏を子が称する氏として定めなければならないものとする。
第四 子の氏	一　嫡出である子の氏	嫡出である子は、父母の氏又は父母が第三、二により子が称する氏として定めた父若しくは母の氏を称するものとする。
	二　養子の氏	1　養子は、養親の氏を称するものとする。 2　氏を異にする夫婦の一方が配偶者の嫡出である子を養子とするときは、養子は 1 にかかわらず、養親とその配偶者が第三、二により子が称する氏として定めた氏を称するものとする。 3　養子が婚姻によって氏を改めたものであるときは、婚姻の際に定めた氏を称すべき間は、1、2 を適用しないものとする。
	三　子の氏の変更	1　子が父又は母と氏を異にする場合には、子は、家庭裁判所の許可を得て、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その父又は母の氏を称することができるものとする。ただし、子の父母が氏を異にする夫婦であって子が未成年であるときは、父母の婚姻中は、特別の事情があるときでなければ、これをすることができないものとする。

		2　父又は母が氏を改めたことにより子が父母と氏を異にする場合には、子は、父母の婚姻中に限り、1にかかわらず、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その父母の氏又はその父若しくは母の氏を称することができるものとする。 3　子の出生後に婚姻をした父母が氏を異にする夫婦である場合において、子が第三、二によって子が称する氏として定められた父又は母の氏と異なる氏を称するときは、子は、父母の婚姻中に限り、1にかかわらず、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その父又は母の氏を称することができるものとする。 4　子が15歳未満であるときは、その法定代理人が、これに代わって、1から3までの行為をすることができるものとする。 5　1から4までによって氏を改めた未成年の子は、成年に達した時から1年以内に戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、従前の氏に復することができるものとする。

1・4　夫婦別姓に対する賛否両論

法務省民事局課長の原優が、夫婦別姓をめぐる反対派の持論とそれに対する賛成派の反論を、次のように簡明にまとめているので、ここでは繰り返し述べることはしない[72]。

表 1-5　夫婦別姓に対する賛否両論の論理

別姓反対論	別姓賛成論
家族の一体感・絆が損なわれる（別姓制度は、個人主義を徹底させて、家族の解体を図るものである。）。	家族の一体感・絆は、心構えの問題である。
子の福祉を害する（子に父母のいずれの氏を称するかの選択を迫ることになる。「いじめ」の原因になる。）。	子がその意思に反して氏の選択を強制されるわけではない。別姓が制度化されれば、偏見に基づく「いじめ」もなくなる。
氏を異にする配偶者の父母の世話をしなくなるなど、親族間の関係に悪影響を及ぼす。	親族間の関係は、氏の問題とは関係がない。
社会生活上の不利益は、旧姓の通称使用を認めることにより回避することができる。	社会生活上の不利益は、旧姓の通称使用では回避することができない。また、2つの呼称の使い分けには問題が多い。
少産・少子社会における家名承継の問題は、別姓制度によって抜本的に解決することができるものではない。	少産・少子社会の到来により、家名承継の要請から婚姻が難しくなっている。
同氏制度は、わが国の伝統である。	同氏制度は、明治以降のものである。
同氏制度は、わが国の文化にかかわる問題であり、外国の制度を模倣する必要はない。	別姓を許容するか否かは、わが国の文化の成熟度を世界に示す問題である。同氏のみを認めて

[72] 原優「選択的夫婦別氏制度と戸籍実務について」みんけん：民事研修500号（1998年）65頁。

	いる国は、少ない。
国民の理解が得られていない。世論調査をみても、なお反対が多い。	世論調査によると、若年層を中心に賛成が増えている。
選択制は、1国2制度を導入するものであり、混乱の元である。	選択制は、多様な価値観を認めるものである。
別氏夫婦が属する家系が不明確となり、墓の問題も生ずる。	墓の問題は、慣習などにより処理されており、氏の問題とは直接の関係がない。

1・5　小括

江戸時代、氏は、武士などの身分特権性を帯びていたが、明治時代に入ると、苗字の自由公称によって身分特権性がなくなり、かえって苗字の強制公称によって個人の識別機能が高まることとなった。これは、封建的身分制からの解放と、中央集権国家による統治・管理の束縛を、両方意味している。特に戸籍制度と家制度の施行によって、氏は単に家の名称、戸籍を機械的に編製する基準となったため、氏の身分性や血統性は薄かった。

戦後、家制度が廃止されたとはいえ、夫婦同氏、親子同氏の原則が採られているため、氏の身分性や血統性が強まり、氏は家族共同体の呼称となり、個人の呼称には純化されなかった。しかし、婚氏続称などの制度では、氏の身分性が堅持されながらも、呼称上の利益が重視されるようになったため、別姓論の強みになると考えられている。将来、選択的夫婦別姓制が実現され、氏に対する個人の人格的利益ないし人格権が保障されるようになると、氏は個人の呼称であると、ようやくいえるようになるだろう。

2　台湾における姓に関する史的描写

台湾に先住していた人たちは、原住民族である。しかし、1638 年に台湾が清朝の版図に画されてから、中国福建省および広東省から大量の漢民族が移入してきた。台湾はその後、日本の植民統治（1895~1945 年）を経て、中華民国法制の施行を迎えたものの、今日の台湾人口の 98%を構成するのは、やはり漢民族である。そこで、本章では、漢民族の姓を中心として、清朝統治時期、日本統治時期、中華民国法制の施行に分け、台湾における姓の歴史を見ていくことにする。

2・1　姓の概説

前述したように、台湾人のほとんどは漢民族である。しかし、ひとことで漢民族といっても、地域や気候が異なるため、習わしや思想回路がまったく同様であるわけではない。もっとも、台湾に移住してきた漢民族の多くは、中国において貧民階級に属し、およそ中国の制度や慣習に馴染んでいないところがあり、また、移民は大抵自由を好み、官憲もこれに無頓着であった[73]。そのため、台湾独特の自然条件のなかで、開拓の歴史をともに歩んできた漢民族は、独自の文化を育んできた[74]。この独自の文化は、中国の伝統思想を原型としたものであるため、台湾人の姓の文化を理解するには、まず中国の姓に関する伝統思想を説明する必要がある。主に姓と宗の関係、およびその延長線上の〔同姓不婚〕、〔異姓不養〕の思想である[75]。

2・1・1　姓と宗

古代中国において、姓は血統や出自を表わすシンボルであるが、氏は功績や官職など家柄を表わす呼称であり、皇帝に賜ったものが多い[76]。三代以前、姓は貴賤を問わず皆有していたが、氏は貴い者だけが有していた。ところが、戦国時代以降、姓と氏が混同され、いずれも婚姻できるかどうかを判断する要素となるが[77]、遂に氏がなくなり、姓のみが残ると

---

73 黄宗楽「台湾法における夫婦・親子の「姓」」中川淳先生古稀祝賀論集刊行会編『新世紀へ向かう家族法』（日本加除、1998 年）703 頁。

74 法務部編『台湾民事習慣調査報告〔6 版〕』（法務部、2004 年）2 頁。

75 滋賀秀三『中国家族法の原理』（創文社、1967 年）はこれについて詳しい。

76 春秋左氏傳・隱公・八：「天子建德、因生以賜姓、胙之土而命之氏」。史記・五帝紀・注：「姓者、所以統繫百世、使不別也。氏者、所以別子孫之所出也。故世本之篇、言姓則在上、言氏則在下也」。白虎通・姓名：「所以有氏者何？所以貴功德賤伎力、或氏其官、或氏其事、聞其氏、即可知其所以勉人為善也。或氏王父字者何？所以別諸侯之後、為興滅国継絶世也。諸侯之子称公子、公子之子称公孫、公子之子各以其王父字為氏」。

77 通志・氏族略序：「三代之前、姓氏分而為二、貴者有氏、賤者有名無氏、故姓可呼為氏、氏不可呼為姓。姓所以別婚姻、故有同姓、異姓、庶姓之別。氏同姓不同者、婚姻可通、姓同氏不同者、婚姻不可通。三代以後、姓氏合而為一、皆所以別婚姻、而以地望明貴賤」。随園随筆：「禮疏云：天子賜姓賜氏、諸侯賜氏不賜姓、貴有氏、賤無氏、男称氏、女称姓。姓者所以統繫百世而不変者也。氏者所以別子孫所自出、一伝而変者也。天子賜姓、舜之嬀、周之姫、是也。胙之土而命之氏、舜之有虞、禹之有夏、是也。国君無氏、故践土之盟、称国不称氏」。雲麓漫抄：「姓氏、後世不復別、但曰姓某氏、雖史筆亦然」。日知録・雑論・氏族：「姓氏之称、自太史公始混而為一、本紀於秦始皇、則曰姓趙氏、於漢高祖、則曰姓劉氏、是也」。

いう状況に至っている。

宗とは、祖先から分岐している男系血統のすべてを総括する概念である[78]。父から息子へと伝わり、幾世代にわたっても、血統の同一性が損なわれないと思われている。そこには、息子の命が父の命の延長であり、ひいては 1 つの家族がひとりの祖先の命の連綿と拡大したものである、という家族観がある。宗の観点からすれば、男兄弟が何人いても血統が同一であるため、長男が優遇されるわけでなく、兄弟間の地位は平等である。ところが、宗を維持するために、すべての男系子孫には、息子を産まなければならないという重大な責任が課せられる。婚姻して息子を産み、その子にわが宗の呼称、つまり姓を名乗らせ、祖先祭祀を受け継がせることが、人生において最も重要な任務である（〔伝宗接代〕や、〔伝香火〕、〔伝香煙〕ともいう）。祭祀が絶えれば、祖先が餓鬼となり子孫に不幸をもたらすと考えられているため、息子を産まないことは、この上ない親不孝であり、世間体も悪くなる[79]。それだけでなく、宗の概念においては、祖先祭祀が男系子孫全員で行うものであるが、個人の祭祀は、自分の息子にしか頼めないものである。したがって、息子を産まないと、自己の死後も祀られず、世にさまよう餓鬼になるということを意味する。

要は、宗は、1 つの男系血統をイメージする概念であるが、姓は、この男系血統を表示・識別する共通の呼称である。姓は、宗の呼称である[80]。したがって、男は婚姻しても姓が変わらず、そのまま宗を構成している。また、その子も男女を問わず、全員父の姓を称し、父の宗を構成する。ところが、女は婚姻前に父の宗に属し、父の姓を称していたが、婚姻後は夫の宗に入り、夫の宗の承継や維持に精一杯尽くさなければならない。具体的には息子を産み、その子に夫の宗の呼称、つまり夫の姓を名乗らせ、夫の祖先の祭祀を受け継がせなければならない。すなわち、女にも伝宗接代の重責があるのである[81]。夫婦一体主義[82]の下において伝宗接代の任務を成し遂げるのは、夫の宗のため、夫のためのみならず、自己の死後の供養にとっても必要不可欠である。もっとも、祭祀は、あくまでも同宗者内部の行事であり、祀られる者と祀る者との間に血統が異なると、祀る者がどれだけ盛大に祀っていても祀られる者が享受できないので、祀っていないのも同然である[83]。したがって、女は婚姻後、夫の姓を自己の姓名の前に置く、いわゆる〔冠姓〕をしなければならないとされている[84]。冠姓は、血縁への尊重と祭祀の重要性との衝突を調整するための制度であり[85]、

---

78 滋賀・前掲注 75）20 頁。

79 孟子：「不孝有三、無後最大」。

80 陳棋炎＝黄宗楽＝郭振恭『民法親属新論〔修訂 7 版〕』（三民、2008 年）139 頁〔黄〕により、姓は元々父系血縁集団の呼称である。林秀雄『親属法講義〔初版〕』（元照、2011 年）311 頁により、姓はある宗に属するという排他的な所属関係を表わすものであり、宗は父系血統の総括である。内政部戸政司編『全国姓名分析』（内政部、2010 年）1 頁により、姓は血統や身分関係に由来するものであり、宗族の象徴でもある。

81 禮記・祭祀：「夫祭也者、必夫婦親之」。唐律疏議:「妻者伝家事、承祭祀」。

82 儀禮・喪服傳：「夫婦一体也」。

83 左傳・僖公・十年：「神不歆非類、民不祀非族」。左傳・僖公・三十一年：「鬼神非其族類、不歆其祀」。

84 たとえば、陳という女性が王という男姓のところに嫁ぐと、王陳氏または王門陳氏になる。陶短房「已婚華裔婦女為何冠夫姓」神州民俗（2013 年）3 号 26~27 頁によると、冠姓は宋代から始まった慣習である。当時、女性の再婚が制限されていたため、冠姓が可能となり、また、夫の宗族の反対から死亡した夫が承

自己の姓まで棄てる夫婦同姓の制度とは、異なっている。こうして自己の姓を残したまま夫の姓を冠するのは、父の宗の人間であったことを忘れてはいけないことと、夫の宗の人間であり気を引き締めなければならないことを、常に注意喚起している。しかし、冠姓は同時に、完全に父の宗に属するわけではないし、夫の宗に属するわけでもなく、女はただ男の付属品で伝宗接代のための道具であることを示している。伝統中国ではこのように、人々が宗のなかにおける自己の位置において、伝宗接代のためにそれぞれの使命を全うすることに没頭していた。

2・1・2　同姓不婚

前述のように、姓は婚姻できるかどうかを判断する要素である。というのも、姓が宗の呼称であり、同じ姓を称することは、同じ宗（族）に属することの現れである。すなわち、共通の祖先を有し、同じ血統が流れていることを意味する（同姓＝同宗＝同じ血統)。それゆえ、同じ姓を称する者同士の婚姻は、宗の秩序を乱し（〔乱宗〕という)、倫理的には許されないものとされている（〔同姓不婚〕という)。婚姻は、夫婦の結合や共同生活に着眼するものでなく、まさに姓が異なる 2 つの家族の結合であり、祖先祭祀および家族の連綿、すなわち伝宗接代のために存在する制度であった[86]。

同姓不婚は、周代に確立された原理である[87]。それに反すれば、禽獣と思われ軽蔑されるだけでなく[88]、子どもが産めなくなり、産めるとしても健康な子が産めないと考えられている[89]。伝宗接代を事実不可能にすることであるため、災いが降りかかる[90]。そのほか、宗族内の性的結合を禁止しないと、嫉妬によって大家族が崩壊する恐れがある[91]。他方、異姓の貴族と姻族関係を結ぶことは、宗族勢力の拡大に資する[92]。したがって、同姓不婚は、倫理的・優生学的観点から成り立っており、政治的目的を達成する手段としても活用されていた。

同姓不婚は、道徳的なレベルのものにとどまらず、中国固有法にも規定されていた。唐律により、「諸同姓為婚者、各徒二年」、明律および清律により、「凡同姓為婚者、各杖六十。

継するであろう財産を守るために、冠姓が必要とされた。なお、女性の地位が低下し、公文書の中で名を記載することさえ許されないという社会背景の下では、冠姓は戸口の円滑な管理上にとって必要不可欠であったという。

85 林秀雄「論夫婦之称姓」同『家族法論集(3)』（漢興、1994 年）69 頁〔初出、輔仁法学 7 号（1988 年)〕。

86 禮記・昏禮：「昏礼者、将合二姓之好、上以事宗廟、下以継後世也」。陳惠馨『伝統個人、家族、婚姻與国家：中国法制史の研究與方法〔2 版〕』（五南、2007 年）282 頁も参照。

87 孔子家語:「同姓為宗、有合族之義。…雖百世而婚姻不得通者、周道然也」。魏書・高祖紀：「夏殷不慊一姓之婚、周制始絶同姓之娶」。

88 太平御覧（禮外傳を引用)：「夏殷五世之後、則通婚姻、周公礼制、百世不通、所以別禽獣也」。白虎通・嫁娶：「不娶同姓、重人倫、防淫佚、恥與禽獣同」。白虎通・姓名：「人所以有姓者何？所以崇恩愛厚親親、遠禽獣別婚姻也。故紀世別類、使生相愛、死相哀、同姓不得相娶者、皆為重人倫也。姓者生也、人稟天気所以生者也」。

89 左傳・僖公・二十三年：「男女同姓、其生不繁」。国語・晉語：「同姓不婚、懼不殖也」。

90 国語・晋語：「取妻避其同姓、畏災乱也」。

91 戴炎輝『中国親属法〔3 版〕』（自費出版、1962 年）73 頁。

92 禮記・郊特牲:「取於異姓、所以附遠厚別也」。

離異」と制限されていたのである。つまり、同姓者同士が婚姻すれば、夫婦ともに 2 年拘束されるか、板で 60 回たたかれるなど、厳しく処罰を受けることとなる[93]。こうして「(周)礼」と「法」が人の行為を規律する規範として相互作用を起こし、人々の倫理観や秩序観に影響を及ぼしたため[94]、同姓者同士の婚姻は恥だと思われていたのである[95]。

では、周代は何のために同姓不婚の原理をつくったのか。同姓不婚は宗法制度に由来しているが、宗法制度とは、血縁集団を社会組織の単位とする政治体制でもあれば、家族制度でもある[96]。周代においては、すべての土地が天子に所有されており、天子がそれを諸侯に封ずり、諸侯がさらに自分の封土を大夫（貴族）に与えるような封建制度が採られていた[97]。こうして各階層において隷属関係が存在する政治体制は、統治しやすいという利点があり、同様の理屈を家族内部にも実行させていくと、政権の基盤がさらに固まるのではないかと考えられていた。したがって、宗法制度の基本的な考えは、臣下が君主に従うように、一家においては妻が夫に従順し、子が父に従順すべきである[98]。相続は、祖先祭祀の担い手を交替させる宗祧承継と、家の財産を分配する家産承継に分かれている。男兄弟は血統が同一であるため、財産が均等に分配される。しかし宗祧は、嫡子である長男が受け継ぐものであり、「小宗」の祭祀は絶えてもかまわないが、「大宗」の祭祀が絶えてはならないとされていた[99]。すなわち、周天子は統治の便を図るために、操作的に祖先祭祀を貴いものとしつつ、嫡男を特別な地位に上げ、祖先祭祀の名で宗族の団結を促したのである[100]。宗族を 1 つずつ秩序よく管理するために、宗族ごとに異なる姓（氏）を持たせ、血縁集団内の婚姻を禁じていたわけである。

宗族（家族）は単なる親族集団でなく、独立した政治・経済集団でもあるので、まるで 1 つの大きな国に、数多くの小さい国が存在しているようであった[101]。1 つの国は、1 つの大家族とイメージしてもよい[102]。この宗法思想は、儒教に唱えられ[103]、歴代の皇帝にも執行されていた[104]。したがって、秦漢以降、封建制度が廃止され、宗法制度が次第に廃れてきたにもかかわらず、家族制度は 3 千年にわたって末長く存続し、宗法思想は人々の意識に

---

93 陳恵馨・前掲注 86）282 頁以下。
94 陳恵馨・前掲注 86）290 頁。
95 李宜琛『現行親属法論〔台 1 版〕』（台湾商務、1964 年）48 頁。
96 李・前掲注 95）170 頁、趙鳳喈『民法親属論〔台修訂 4 版〕』（国立編訳館、1974 年）1 頁。
97 世襲制が採用され、嫡子である長男が天子の地位を受け継ぎ天下を統治するが、そのほかの子が諸侯となり各国を統治する。諸侯の地位も世襲制であり嫡子である長男が受け継ぐため、そのほかの子が諸侯国において大夫になる。世襲制を通じて、地位争いを防止し、政権を安定させることができるが、諸侯の勢力が拡大し天子に従わなければ、遂に崩壊の道に進むだろう。
98 すなわち「君為臣綱、父為子綱、夫が婦綱」という「三綱」である。
99 喪服傳：「為人後者孰後？後大宗也」、「大宗者、収族者也、不可以絶」。何休：「小宗無後当絶」。孔子：「凡殤與無後者、祭於宗子之家」。
100 ただ、現実の引率者は族長であり、族人によって才能・人望のある者から選ばれる。なお、宗族の団結意識を養うために、祠堂の建立と族譜の編製が行われている。戴炎輝『中国法制史〔第 10 版〕』（三民、1971 年）192~193 頁参照。
101 李・前掲注 95）170 頁参照。
102 中国語において、「国」のことを「国家」と呼んでいる所以であろう。
103 大學：「欲治其国者、先齊其家」、「家齊而後治國」。孟子：「天下之本在国、国之本在家、家之本在身」。
104 趙・前掲注 96）1 頁。

影響を与え続けていた[105]。ただ、祖先祭祀の担い手は、従来の本宗の嫡男から、現実に〔同居共財〕をしている親族集団（「家」という）[106]の家長に代えられた。要は、「大宗」というより、1つ1つの「小宗」の存続の大事さが認識されるようになっていた。人々には皆伝宗接代の使命があるというのも、まさにこの変化を体現している。

2・1・3　異姓不養[107]

伝宗接代のために、息子を産まなければならないにもかかわらず、息子が産めないときは、どうすればよいのか。娘がいるならば、婿（〔贅夫〕という。以下では入夫と呼ぶ）を招き婚姻させ、その間に生まれる子にその宗の呼称を名乗らせ、祖先祭祀を受け継いでもらうことが 1 つの解決方法であり、現実にも慣習として行われている（〔招贅婚〕という。以下では婿入り婚と呼ぶ）[108]。ただし、婿入り婚は一時的な便宜策にすぎず、跡継ぎが生まれれば、娘に家を出てもらい夫の家に入らせる。したがって、入夫が妻の姓を冠するという慣習もなかったし[109]、娘夫婦の氏名を族譜に載せる慣習もなかった。もっとも、宗の観点からすれば、娘の婿入り婚により、確かに男孫がもらえるかもしれないが、娘の子は実際には女系であり、息子がいないことに変りがなく、宗の承継は不完全なものと言わざるを得ない。そこで、息子に恵まれない者にとっては、養子縁組の方が望ましく、多く利用されている。

しかし、祖先祭祀は血縁のつながりのある者によらなければならないので、養子縁組とはいえ、同宗の者しか迎えることができない（〔立嗣〕という）[110]。同姓が同宗と見なされているため、異姓不養の原理が確立される。この「宗のため」の養子縁組は、まさに中国における養子縁組の最初の目的である。養子縁組の要件として、同宗であるほかに、さらに養親（〔嗣父〕という）となる者と養子（〔嗣子〕という）となる者の〔昭穆相当〕（現行民法では〔輩分相当〕という）が要求されている[111]。すなわち、父世代の者が必ず子世代の者から養子をとらなければならないというルールである。なぜなら、儒教思想により人

---

105 李・前掲注 95）171 頁。趙・前掲注 96）36、39 頁により、家族制度が形成・維持できる理由として、宗法思想の定着のほか、農業社会であることの影響力が大きいという。産業社会に躍進すると、大家族が自然に崩壊することが示唆される。

106 父が家長となり、複数の息子家族および未婚の娘と同居し、家産を管理しながら家族構成員を統制する。詳しくは、滋賀・前掲注 75）50 頁以下参照。

107 滋賀・前掲注 75）34 頁、戴炎輝・前掲注 100）224 頁、徐朝陽『中国親属法溯源〔台 2 版〕』（台湾商務、1973 年）110~112、153 頁が参考になる。

108 戴炎輝・前掲注 100）244 頁により、「贅」は、肉瘤、すなわち役立たないものを指している一方、質入れの意味もある。家が貧しくて結納金を納められないので、仕方なく自分を質に入れて労役を提供するのは、「贅夫」であるという。

109 戴炎輝＝戴東雄＝戴瑀如『親属法』（自費出版、2007 年）118 頁、陳棋炎『民法親属〔初版〕』（三民、1957 年）113 頁。それに対し、趙・前掲注 96）94 頁は、異なる見解を持っている。

110 立嗣について、盧静儀『民初立嗣問題的法律與裁判』（五南、2005 年）が詳しい。

111 唐律・養子捨去条：「…即養異姓男者、徒一年、與者、笞五十。其遺棄小児年三歳以下、雖異姓、聴収養、即従其姓」。大明律・戸律・戸役・立嫡子違法：「…其乞養異姓義子以乱宗族者、杖六十、若以子與異姓人為嗣者、罪同、其子帰宗。其遺棄小児年三歳以下、雖異姓仍聴収養、即従其姓。若立嗣、雖係同宗而尊卑失序者、罪亦如之、其子帰宗、改立応継之人」。大清律例・戸役・立嫡子違法条：「無子者、許令同宗昭穆相当之姪承継、先儘同父周親、次及大功、小功、緦麻。如倶無、方許択立遠房及同姓為嗣」。

倫を守ることが重要であるところ、その背景には、宗の秩序を守り、人々が定められた役割を果たすべきであるという考え方があるからである。したがって、同宗の男子は血統が同一であるとはいえ、養子縁組の理想型は、2 親等の男兄弟の息子を養子とすることである。血縁の近い者がいなければ、はじめて血縁の遠い者を探ることとなる。すべての人には祖先祭祀を維持する責任があるので、自分に息子が 2 人いれば、そのうちのひとりを息子のいない同宗の者に養子に出すことは、当たり前のように思われている。こうして宗族全員が一丸となり団結することは、宗法制度が追求する家の統治・国の統治のし易さにつながるだろう[112]。

2・2　清朝統治時期

清朝統治時期の台湾では、大清律例が施行されていたが、主に行政や刑罰について定めたものであり、当時の裁判制度が十分に整備されていなかったこともあって、民事事件は、私的調停で収まることが多かった。したがって、私人関係を規律するものとして、慣習や私人間の契約が大きな役割を果たしていた[113]。特に姓は人の呼称であり、その特性から第三者が介入しにくい面もあるので、慣習により規律することが多い。

清朝統治時期においては、夫婦の姓は慣習にそのまま依拠する。すなわち、妻は夫の姓を冠するが、入夫は妻の姓を冠さない。一方、子は父の姓を称するが、父の知れない姦生子および本姓の知れない棄児は、やむを得ず母の姓や養父の姓を称することとなる。これも慣習に従う結果である。もっとも、子の姓については、以下の 3 点を補足したい。①律例により、異姓養子は棄児を除き、改姓してはならないとされていたが、実際には実家と絶縁するかどうかを問わず、養父の姓を称しまたは冠することが行われていた。②将来、養家の息子と婚姻する目的で養家に入る〔童養媳〕は、律例や慣習により、妻と見なされ、養家の姓を冠することが通常であるが[114]、台湾の慣習により本姓のままでいることができた。③ひとり息子で 2 つの宗祧を同時に受け継ぐ〔兼祧〕は、1750 年より乾隆帝によって解禁されている。兼祧の場合は、他宗の姓の上に実父の姓を冠することが行われていた[115]。少なくとも以上の①と③から、清朝統治時期の台湾では、異姓不養などの宗法思想は厳格に実践されていないものの、祖先祭祀は非常に重視されていることがわかった。

2・3　日本統治時期

慣習の尊重は、日本統治時期を通しても基本的には同様である。同化政策が採られた後期において、日本民法が施行されていたとはいえ、親族・相続に関する事項については、

---

112 穀梁伝・襄公・六年：「莒人滅鄫、非滅也、立異姓以莅宗祀、滅亡之道也」。異姓養子をとり祭祀を司らせることにより、国が滅亡するというのは、祖先が祟るというより、宗族が団結できないことが、主因であろう。

113 陳棋炎・前掲注 109）26 頁参照。

114 戴炎輝・前掲注 100）248 頁。

115 以上、臨時台湾旧慣調査會編『台湾私法(第 2 巻上)』（臨時台湾旧慣調査會、1911 年）349 頁以下参照。

依然として台湾の慣習が尊重されていた[116]。すなわち、婚姻の形態を問わず、妻は婚家の姓を冠するが[117]、（入）夫は冠姓しない[118]。また、子は父の姓を称するが[119]、嫡出でない子は父に認知されていない限り、母の姓を称する[120]。もっとも、婿入り婚の場合、婚姻書（〔招婚字〕という）を作成し、子の帰属を明記することが通常である[121]。帰属関係が明白であれば子の姓も問題とならないが、問題なのは、帰属関係を明記していないときである。このときは、慣例上、入夫の家に帰属し、入夫の姓を称することとされる[122]。なお、養子は、養親の家に入り養親の姓を称する[123]。

台湾総督府は植民統治を遂行するために、早くも占領の翌年から警察による戸口調査を始めた。戸口は、共同生活を送る「戸」を単位とし、その構成員（「口」という）の姓名、年齢、身分関係、移転記録のほか、職業、収入、財産、生活状況、日頃の素行まで記録する帳簿である。人の管理・監視、治安の確保、経済利益の獲得には、戸口制度の実行および警察権力の拡大が絶大な役割を果たしていた。こうして終戦するまで、本島人を内地人扱いし日本戸籍に登載するようなことはなかった。なお、日中戦争の真っ最中には、本島人からの戦力や内地との団結が望まれたのと同時に、本島人の希望に沿うようにするため[124]、同化政策の一環として 1940 年 2 月 11 日から内地人式の姓への改姓が認められた[125]。しかし、改姓した者は、わずか 6,549 名のみである[126]。宗の呼称を棄てることについて、躊躇いを見せている様子が窺われる。

表 2-1　日本統治時期における台湾の戸口制度

1896 年	台湾居民戸籍調査規則の制定：現住人口を把握するために、警察・憲兵により戸籍簿を編製。 保甲条例の制定：保甲が警察の補助機関となる。

116 姉歯松平『本島人ノミニ関スル親族法並相続法ノ大要』（台法月報、1938 年）2 頁以下。大正 11 年勅令第 406 号により、1923 年 1 月 1 日から日本民法が施行されたが、同年勅令第 407 号特例第 5 条により、親族・相続編が排除された。

117 姉歯・前掲注 116）46、110 頁。台湾親族相続令第 3 草案 76 条参照。

118 姉歯・前掲注 116）108~109 頁。

119 前掲注 116）草案 149 条参照。

120 前掲注 116）草案 163 条参照。

121 法務部編・前掲注 74）120~121、130~131 頁。

122 台湾総督府法院大正元年控字第 193 号、同年 3 月 18 日判決。

123 姉歯・前掲注 116）183 頁、前掲注 116）草案 190 条参照。

124 周金波『周金波集』（前衛、2002 年）51~57、13~50 頁により、内地人式の姓を名乗ると、差別されなくなるのではないかと考え、内地人との婚姻や養子縁組を通じて改姓の目的を達成しようとする若者がいたという。

125 1940 年 2 月 11 日総警第 200 号「姓名変更ニ関スル件」:「一、本島人ニシテ内地人式ニ姓名ノ変更ヲ願出タル者アルトキハ左ノ各号ニ該当シ知事又ハ庁長ニ於テ適当ト認メタル者ニ限リ許可スベシ（一）国語常用ノ家族タルコト（二）皇国民トシテノ資質涵養ニ努ムルノ念厚ク且公共的精神ニ富メル者タルコト」、「二、前号ニ依リ許可セントス姓名ハ左ノ各号ニ依ルベシ（一）御歴代御諱又ハ御名ハ之ヲ姓又ハ名ニ使用セシメザルコト（二）歴史上著名ナル人物ノ氏ヲ姓ニ使用セシメザルコト（三）現在ノ姓ニ縁由アル支那ノ地名ヲ姓ニ使用セシメザルコト（四）其他不適当ト認ムル姓又ハ名ニ使用セシメザルコト」。

126 1940 年の数値であるが、当時の国語解者が本島人（568 万人）の 51%を占めており、そのうち改姓の適格者が決して少なくないにもかかわらず、0.2%の者しか改姓しなかった。

1898 年	戸口調査規則の制定：戸口調査は警察により、戸口登録申立ては本人・保正・甲長により行われるようになる。
1903 年	戸口規則の制定（前記 2 つの規則が廃止）：戸口調査簿が戸籍簿に代わり、戸口登録（本籍人口、寄留人口）は郷・鎮保甲事務所にて行われ、戸口調査は警察により行われる。
1905 年	第 1 回臨時台湾戸口調査。
1906 年	戸籍登録制度の実施。 第 2 回臨時台湾戸口調査。
1931 年	共婚法の施行：本島人と内地人との婚姻の合法化。
1933 年	戸口規則の改正：本島人の戸籍編製、日本戸籍法の部分適用。

2・4　中華民国民法の施行まで

一方、中国においては、姓の混同によって同姓が必ずしも同宗ではなくなったので、光緒帝は律例を改め、同姓不婚の規定を削除した[127]。清末、西洋勢力の東来を受け、変法の重要性が認識されるようになった。1911 年に法律館が礼学館の協力を得て民律第 1 次草案を作り上げたが、清朝の滅亡によって施行されなかった。民国に入り、1915 年、1925 年、1928 年にもそれぞれ立法の動きが見られたが、施行までには至らなかった。そのため、民国の成立から民法の施行まで（1912~1930 年）の間に、現行刑律（1909 年制定）の親族に関する部分および大理院判例・解釈が、裁判の根拠として援用されていた[128]。

現行刑律は、同宗者間の婚姻を禁じていたが[129]、同姓不同宗者間の婚姻を禁じていなかった[130]。1911 年草案、1915 年草案、1925 年草案も同様である[131]。すなわち、少なくとも法においては、同姓不婚の制限が緩和された。もっとも、同宗という範囲が優生学的な見地からすれば広すぎて実益がなく、また、近親婚の禁止範囲について男系親族間と女系親族間に大差を設けるのは男女平等違反の疑いがある。そこで、1928 年草案は、同姓不婚や同宗不婚については規定しなかった[132]。現行刑律もまた、異姓養子を認めていたが、養家に対する伝宗接代の資格を与えなかった[133]。しかし、大理院統字 485 号解釈は、異姓養子自身に伝宗接代のニーズがあれば、養家における同姓の子を嗣子とすることができるとしたことにより、間接的に異姓養子の伝宗接代の資格を認めたといえよう[134]。1911 年草案と

---

127 陳棋炎・前掲注 109）84 頁、李・前掲注 95）48 頁。

128 陳棋炎・前掲注 109）26 頁以下、林・前掲注 80）15 頁以下。なお、1911 年草案、1915 年草案、1925 年草案は北京政府の下で提出されたものである。

129 現行律・婚姻・娶親属妻妾:「凡娶同宗無服之親、処罰、並離異」。その注釈により、「同姓者、指同宗共姓者而言、不論支派之遠近、籍貫之同意、皆是」。

130 大理院 8（1919）年上字 92 号判例、大理院統字 909 号解釈。

131 司法行政部民法研究修正委員会編（以下「司法行政部編」という。）『中華民国民法制定史料彙編』（司法行政部総務司、1976 年）48、254、843 頁以下。

132 司法行政部編・前掲注 131）342 頁以下。

133 現行律・戸役門・立嫡子違法：「其収養三歳以下遺棄小児、仍依律即従其姓、但不得以無子遂立為嗣。」

134 解釈文により、「義子が本宗に帰していない以上、息子がいなく立嗣できないとしても、本宗の族人はそれに干渉する余地がない。また、棄児が姓を失い養家の姓を称しているとすれば、息子がいなくて立嗣できない場合、その養家における同姓の子を嗣子とすることができる」。

1915 年草案は、同宗以外の親族とも血縁関係があり、しかも同宗親族と比べ仲がよいこともあることに鑑み[135]、姉妹の子や母方のおじの孫に、制限的でありながら、その伝宗接代の資格を認めた[136]。1925 年草案はさらに、「嗣子」のほかに、「養子」制度を新たに作り上げ[137]、養子は 1928 年草案により、嫡出子たる地位を獲得した[138]。

1930 年に民法親族編は、宗祧承継を廃止し[139]、男女平等の実現や国民（原文：〔種族〕）健康の促進の旨において制定された[140]。宗祧承継の廃止に伴い、嗣子の名称が消えた。その代わりに、生物学的親子関係のない者同士の間に法的親子関係を生じさせる制度として、養子制度が確立された。成人であれば、誰でも養子をとることができる（旧 1073 条）[141]。養子となる者は、他人の子で養親となる者より 20 歳以上年下である必要がある（旧 1072、1073 条）[142]。もっとも、養子は、嫡出子たる身分を取得し（旧 1077 条）、養親の姓を称するが（旧 1078 条）、法定相続分が実子の 1/2 しかないとされる（旧 1142 条）。すなわち、1930 年制定法では、異姓不養の名残はなくなったものの、養子に実子のような手厚い保障を与えなかった[143]。また、直系卑属がない場合は、遺言をもって財産の全部または一部について相続人を指定することができるとされ（旧 1143 条）、この指定される相続人は、被相続人の嫡出子たる身分を取得することとなる（旧 1071 条）。嗣子の名称がなくなったとはいえ、嗣子の実体が残されているといえよう。一方、国民健康を促進するために、親族関係の親疎により近親婚の禁止範囲を定めているものの[144]、あえて 8 親等以内の男系血族間の婚姻だけを禁じることは、同姓不婚を連想せざるを得ない。なお、妻が夫の姓を冠し、子が父の姓を称し、入夫が妻の姓を冠し、その子が母の姓を称する（旧 1000、1059 条）。しかし、そのなかでも子が父の姓を称することのみが、父母（夫婦）の協議によって改めることができない。男女平等の実現とは到底言えないだろう。以上のように、1930 年制定法は、子が父の姓を称することに執着し、嗣子の実体を残し、さらに、同姓不婚をさりげなく認めている。民法親族編は、世界諸国の立法例を参照し制定されたとはいえ、中国の

---

135 司法行政部編・前掲注 131）891 頁以下。

136 1911 年草案により、成人男子が婚姻しているが息子がいない場合は、同宗親族のなか親等の最も近い男兄弟の子を嗣子に立てることができるが（74 条）、適合者がいなければ、姉妹の子、母方のおじの孫、妻の男兄弟の子を嗣子に立てることもできる（75 条 2 項）。1915 年草案の立場も基本的には同様であるが、姉妹の子、母の兄弟姉妹の子、婿が嗣子となるように改めた（77、78 条）。なお、1925 年草案は、改めて 1911 年草案を原型とするが、嗣孫を認めた（147 条、相続編 12、13 条）。

137 しかし、3 歳以下の棄児と義子しか、養子となることができない（163 条）。養子は、養家に入り養親の姓を称するが（173 条）、宗祧承継どころが、遺産承継の法定相続人でもなれない（174 条、相続編 44 条）。したがって、異姓養子は、姓が変わるという点を除き、その法的地位は固有法とあまり変わらない。

138 養子となる者は、他人の子である。養子は、嫡子と見なされる（45 条）。

139 廃止理由は、1928 年草案の説明によると、息子のいない者の財産をめぐって、親族間の紛争が頻発しているためである。司法行政部民法研究修正委員会編・前掲注 131）347、362 頁参照。

140 司法行政部編・前掲注 131）641 頁以下の民法親属継承編起草説明書による。

141 ただし、夫婦の場合は、共同縁組しなければならない（旧 1074 条）。

142 ただし、夫婦共同縁組の場合を除き、同時に 2 人の養子となることができない（旧 1075 条）。また、養子となるには、配偶者の同意が必要である（旧 1076 条）。

143 1985 年の改正により、差別が撤廃された。

144 直系血族、直系姻族、8 親等以内の傍系血族で世代が異なる者か世代が同じであるが男系の従兄弟姉妹、5 親等以内の傍系姻族で世代が異なる者との婚姻が、禁じられる（旧 983 条）。

伝統的な要素が依然として多く残されている。宗祧承継が廃止されたとはいえ、姓もまた、宗の呼称であり続けていた。

2・5　小括――台湾における姓の伝統的意義

台湾における姓の伝統的意義は、男系血縁集団（宗）の呼称である。宗の連綿を図るために、他宗の女性と婚姻して息子を産み、息子が産めない場合は、娘の婿入り婚または同宗の者を養子とすることによって、祖先祭祀の跡継ぎを確保する。すなわち、祭祀の承継は宗の連綿を具象化するものであり、同姓不婚および異姓不養は宗の連綿を担保する原理である。もっとも、姓は血統や出自を表わすシンボルであるとはいえ、祖先祭祀は同宗の者によらないとならないとされたため、夫婦一体主義の下において妻の冠夫姓は妥協策として生まれたのである。台湾は半世紀にわたり日本の支配に置かれたものの、慣習が尊重されていた一方、同時期の中国では中華民国民法が成立したものの、宗祧承継の廃止は徹底されなかった。したがって、男性を中心とした伝統思想は、台湾漢民族の心に根ざし、他民族による統治ないし「近代的」民法典の成立を経ても、微塵も変わらなかった。

表 2-2　民法における夫婦の姓に関する規定の変遷

	婚姻障害事由	夫婦の姓
1911 草案	同宗不婚	―
1915 草案	同宗不婚	―
1925 草案	同宗不婚	妻の冠姓
1928 草案	近親婚禁止のみ（女系従兄弟なら可）	―
1930 制定	近親婚禁止のみ（女系従兄弟なら可）	妻と入夫の冠姓；協議可
1985 改正	近親婚禁止のみ（女系 6 親等以上の従兄弟なら可）	｜
1998 改正	近親婚禁止のみ（男系や女系を問わず 8 親等以上なら可）	別姓；冠姓の協議可

表 2-3　民法における養子の姓に関する規定の変遷

	嗣子	養子
1911 草案	一定の女系親族も伝宗可	―
1915 草案	一定の女系親族も伝宗可	―
1925 草案	嗣子のほかに、嗣孫	養親の姓（宗祧相続人でも遺産相続人でもない）
1928 草案	他人であっても伝宗可	養親の姓（嫡出子同然）
1930 制定	―。ただし、遺言養子（嫡出子同然）	養親の姓（嫡出子同然とはいえ、法定相続分は 1/2）
1985 改正	―	養親の姓（嫡出子同然、相続分差別を削除）
2007 改正	｜	養親の姓か改姓しない

表 2-4　民法における実子の姓に関する規定の変遷

	嫡出子の姓	非嫡出子の姓
1911 草案	—	—
1915 草案	—	—
1925 草案	—	—
1928 草案	—	—
1930 制定	父の姓。入夫の子－母の姓；協議可	—
1985 改正	父の姓；母に男兄弟がないなら協議可。入夫の子－母の姓；協議可	—
2003 姓名	離婚後の親権者と姓が異なる場合の戸籍機関への改姓申立て	—
2007 改正	父母協議による姓の決定、父母同意を得る改姓、裁判所による改姓	母の姓；認知（同左）
2008 戸籍	協議不能の場合の戸籍機関での籤引き	｜
2010 改正	協議不能の籤引き、成人の自由改姓、裁判所の改姓基準の引下げ	（左参照）

3　台湾における姓に関する法規定の変遷

姓に関する法律は、主に民法、戸籍法、姓名条例に規定されている。中華民国民法の親族編は、1930 年に中国において制定され、1931 年に施行されたが、台湾での施行は日本敗戦後の 1945 年からである。その後、姓に関する規定は、4 回にわたって修正を加えられ、そのなかでも特に重要なのは、1985 年の嫡出子の姓に対する改正、1998 年の夫婦の姓に対する改正、2007 年の嫡出子と養子の姓に対する改正である。以下では、立法ないし一連の改正の背景や過程を中心に、さらに学説の論争および実務の運用にも目を配り、姓に関する諸規定を検討する。また、実体法の民法に対し、戸籍法および姓名条例は行政手続法という位置づけであるが、民法の内容を補足する役割として重要な意義を有する。そこで、これらの内容にも触れた上、台湾法における姓の意義を明らかにする。

3・1　1930 年の民法制定法

民法は、嫡出子の姓について 1059 条で規定しているが、非嫡出子の姓について明文がない。また、婚姻、養子縁組、養子離縁といった身分変動による姓の変更は、1000 条、1078 条、1083 条において規定を設けている。まず、制定法の内容を見る。

3・1・1　制定法の内容

夫婦の姓については、「妻は、その本姓に夫の姓を冠し、入夫は、その本姓に妻の姓を冠する。ただし、当事者に別段の定めがある場合は、この限りでない」と規定されていた。すなわち台湾民法は、婚姻を嫁入り婚と婿入り婚に分け、嫁入り婚の妻の冠（夫）姓と婿入り婚の夫の冠（妻）姓を原則としているが、夫婦別姓の選択肢をも用意している。それに対し、子の姓については、「子は、父の姓に従う（1 項)。入夫の子は、母の姓に従う。ただし、別段の約定がある場合は、その約定に従う（2 項)」とされていた。同じく嫁入り婚と婿入り婚を区別しているが、婿入り婚の場合、子は原則的に母の姓を称するが、約定があれば父の姓を称することもできる。しかし、嫁入り婚の場合は融通が利かず、子は全員父の姓を称さなければならなかった。例を挙げてみると、陳という男性と王という女性が婚姻し、その間に子どもが生まれれば、以下のような親子の姓の組み合わせが可能である。

表 3-1　民法制定法の下における夫婦・親子の姓の可能な組み合わせ

婚姻の形態		父の姓	母の姓	子の姓
嫁入り婚	原則	陳	陳王	陳
	例外	陳	王	陳
婿入り婚	原則	王陳	王	王
	例外	王陳か陳	王	王か陳
	例外	王陳か陳	王	李など第三の性

この表を見てもわかるように、台湾民法は夫婦一方の冠姓も強制していないし[145]、親子同姓をも絶対的な要素としなかった[146]。また、婿入り婚の場合、兄弟の姓がばらばらになるのは予想の範囲内のことである。したがって、父が王陳、母が王、長男が陳、次男が王のように、家族構成員の姓にまとまりがないのは、多々あることである。一方、養子は「養親の姓に従」い、「養子縁組関係の終了のときから、その本姓に復」すると規定されるように、養子の姓に関する規定は比較的わかりやすかった[147]。しかし、規定が簡単すぎるために、適用上、疑義が生じやすいこともある。

3・1・2　立法の過程

では、夫婦および子の姓に関し、なぜ立法者はあえて家族の一体感を損なう危険性のある立法例を採択したのか。1930 年の中国国民党中央政治会議による親族法先決各点審査意見書では、親族編の立法原則が示されている[148]。その第 2 点は、まさに姓に関する立法意見である。冒頭では 6 つの立法例が挙げられている。

① 夫婦は協議の姓（夫、妻、第三の姓）を称し、子もそれを称する。
② 夫婦はそれぞれ本姓を称し、子は父母の結合姓を称する。
③ 夫婦はそれぞれ本姓を称し、息子は父の姓、娘は母の姓を称する。
④ 妻は夫の姓を称し、子は父の姓を称する。
⑤ 夫は妻の姓を称し、子は母の姓を称する。
⑥ 妻は夫の姓を冠し、子は父の姓を称する。

そのうち、①②③は男女平等の旨に合致するが、それぞれに以下の短所があるといわれている。すなわち①の場合、子も婚姻の際、自由に夫婦の姓を選択できるので、世代ごとに姓が変わるおそれがあり、姓は姓としての意義を失う。また、②の場合は子孫の姓が長くなり、③は兄弟の姓が異なるという短所がある。一方、④⑤⑥は男女平等に反するものの、⑥であれば、「妻が本姓を保持することができるし、夫が姓を改める必要もないから、比較的に実行しやすいようである」。また、「子の姓についてはほかによい方法がないから、

---

145 第三者の姓を称することも可能と解釈されている。陳棋炎・前掲注 109）113 頁、李・前掲注 95）63 頁、趙・前掲注 96）95 頁。それに対し、史尚寛『親属法論〔台 3 版〕』（自費出版、1974 年）261 頁は、夫婦の姓を一方の冠姓か夫婦別姓に限定し、また、たとえば夫が改姓すれば、冠姓の妻もそれに伴い改姓しなければならないと主張している。

146 文理解釈により、第三者の姓や父母の結合姓を子の姓にすることが可能である。第三者の姓、たとえば母の前夫が死亡し、その伝宗接代のために子がその姓を称すると約定することである。また、子が父母の結合姓を称することによっては、父母双方の家の伝宗接代を何とかすることができるだろう。ただし、嫁入り婚の場合、子が父の姓を称しなければならないので、結合姓が認められず、父の姓の後ろに母の姓を置くとしても、母の姓は名の一部と見なされるのみである。なお、子の姓を父の姓か母の姓に限定すべきだと主張するものとして、胡長清『中国民法親属論〔台 5 版〕』（台湾商務、1986 年）215 頁、黄宗楽・前掲注 73）707 頁がある。

147 養子は養親の姓を称するとされているので、兼祧ができないと解釈される。司法院 25（1936）年院字第 1602 号解釈。

148 司法行政部編・前掲注 131）581~583 頁。立法院は親族編と相続編に最も争いのある問題を 9 点にまとめ、中央政治会議に提出し意見を伺った。なお、楊與齢「姓氏立法問題経緯」法令月刊 42 巻 9 号（1991 年）は、1930 年の立法から 1985 年の改正までの経緯を詳しく紹介している。

父の姓を称する」こととした。もっとも、「男女平等の意を示す」ために、婿入り婚の場合は夫が妻の姓を冠し、子が母の姓を称するとすべきであるが、2 つの原則のほかに例外規定を設けるかどうかは、起草者の決定に委ねるという。意見書の文末でも、「とりあえず、この問題については、男女の完全的平等を求める円満な方法がない」とし、姓の定め方の困難さを打ち明けた。だが、「男女平等は実際のこと、たとえば経済的平等、政治的権利の平等および私権の平等を重視すべきで」あり、姓のことについては、「可能な範囲内において平等を求めるにとどめる」という。それを受け、起草委員会は、親族編と相続編は党の綱領、国情、民族と至大な関係を有するものとし、慣習および各国の法律を参照しつつ、草案を作り上げた[149]。この草案が原案のままに立法院で可決され、すなわち 1930 年の制定法である。

3・1・3　学者からの批評

制定法に対し、趙鳳喈は、「(男女) 平等を求めようもないにもかかわらず、平等を求めていた。立法者の苦心が並大抵ではない」と評価している[150]。史尚寛によると、妻の冠夫姓・入夫の冠妻姓によって男女平等を図る一方、社会的地位があり改姓が損害をもたらす場合には、夫婦の協議によって別姓にすることを認める制定法は、「最も進んでおり、かつ国情に合う柔軟性のある立法」である[151]。夫が声望のある人なら、妻が冠姓を光栄に思うのではないかと、冠姓の積極的意義を語った者もいる[152]。しかし、夫婦別姓に対しては、夫婦であることが社会的に識別しにくいため、立法政策の面では再考の余地があると指摘した者がいる[153]。一方、子の姓について、戴炎輝は「姓は元々同宗であることを表わすものであるが、現行法では、親子関係があるため、子が父母の姓を称するとしたわけである」と述べている[154]。制定法により、姓は父系血縁集団の表象から生活共同体の表象へと、性質が変わったとの指摘である。この生活共同体の姓を一致させるために[155]、伝統に従い子が原則的に父の姓を称することとした[156]。しかし、「慣習により、婿入り婚で生まれる子の姓は、大抵当事者の話し合いで決められるものの、民法は母の姓を称することを原則とし

---

149 司法行政部編・前掲注 131）964~965 頁。胡長清・前掲注 146）215 頁により、子の姓の母法は、ドイツ民法 1616 条とスイス民法 270 条である。

150 趙・前掲注 96）182 頁。

151 史・前掲注 145）261 頁。呉明軒「試評民法親属編修正草案初稿之得失」政大法学評論 20 号（1979 年）29 頁も、冠姓するかどうかは当事者同士で決定できるので、優れた立法だと高評価である。

152 呉・前掲注 151）29 頁。

153 陳棋炎・前掲注 109）114 頁、曹傑『中国民法親属論〔新 1 版〕』（会文堂新記、1946 年）209 頁、戴炎輝・前掲注 91）115 頁。

154 戴炎輝・前掲注 91）289 頁。また、養子が養親の姓を称するのは、養親の嫡出子たる身分を取得したためであり、養方の宗族たる身分を取得したためではない（259 頁）。

155 趙・前掲注 96）181 頁、史・前掲注 145）478 頁、胡長清・前掲注 146）215 頁。なお、李・前掲注 95）は、「妻が婚姻によって夫の家に入り、夫の家の家属となるため、夫の姓を冠しなければならない（63 頁）」、「養子が養家に入ったため、養親の姓に姓を改めなければならないのはいうまでもないことである（129 頁）」としている。

156 戴炎輝・前掲注 91）289 頁、胡長清・前掲注 146）215 頁。

ている」[157]。こうして立法者は嫁入り婚と婿入り婚を峻別し、子の姓を定めることにより男女平等を図ろうとしているが、婿入り婚の場合のみ例外を許すことをさておき、果たしてこの方法は男女平等に叶うといえるのか。これも、夫婦の姓について共通の問題である。なぜなら、入夫の冠姓は慣習でないのに、制定法は男女平等の旗を掲げ安易にそれを条文に盛り込んだため、その是非が問われる。

民法親族編の制定は、大陸法系（特にドイツ、スイス、日本）の法思想を継受し、とりわけ人格の独立および男女平等の概念に強い影響を受けていた[158]。そのうち男女平等の追求はいかなる重要な理念として謳歌されていることは、中央政治会議の意見書においても歴然である。しかし、婚姻形態によって姓の効果を定めることにより、何とか男女平等の課題をクリアしたように見せかけているが、そもそも嫁入り婚と婿入り婚という区別自体は男女平等違反として批判を浴びていることを忘れてはいけない（後述）。また、⑥において、冠姓が比較的に実行しやすいといわれているが、別姓のほうが夫婦のどちらも改姓の必要がなく、よほど実行しやすいのではないか。子の姓についてよい方法がないからといって、父の姓を称することと直結したのも短絡的である。まして⑥にすると、嫁入り婚と婿入り婚の区別がある以上、①の世代ごとに姓が変わることも生じうるし、例外を認めれば③の兄弟の姓が異なるという心配事も起きかねない。結局、⑥は一見論理的に語られているが、実際には冠夫姓の伝統を維持し、父の姓を子の姓にして伝宗接代の伝統を守ろうという政権側の意図が隠されているのである。男女平等のベールをはぐと、伝宗接代という男尊女卑の産物が丸見えになる。立法者は政権側の意見（指示）を受け、さらに婿入り婚の子の父の姓を称するチャンスを残しているのは、男系血統の伝宗接代をいかに重視する証拠である。それに止まらず、立法者はさらに男女平等の幻をつくるために、無理やりに入夫の冠姓を夫婦の姓の原則の１つとしているのである。

すなわち、民法親族編の制定は、男女平等という近代法の理念より、むしろ国情や民族の連綿、端的にいえば男系血統の伝宗接代を重視していた。嫁入り婚にするか婿入り婚にするか、冠姓するかしないか、婿入り婚で生まれた子が父の姓を称するか母の姓を称するかについては、条文上において当事者の独立した人格を尊重し、その自由的判断を委ねることとしている。しかし、現実の合意形成は、当事者以外の双方家族も口を挟む大事であり、また結局のところ、嫁入り婚、妻の冠姓、父の姓が圧倒的に選択される（後述）。まさに蘇達志（裁判官）のいうように、「婿入り婚は姓が断ち、跡継ぎがないことを恐れてつくられた変則であり、あくまでも婚姻の少数を占めている。したがって、入夫の冠妻姓をもって男女平等の原則に合致していると認めてはならない」[159]。冒頭の質問に戻るが、なぜ立法者は家族の一体感を損なう危険性のある立法例を選択したのかというと、伝宗接代の慣習を尊重しつつ、男女平等という異質な理念をも実現したかったためであると考えられ

---

157 戴炎輝・前掲注 91）289 頁。
158 戴ほか・前掲注 109）12 頁。
159 蘇達志「論男女平等原則與民法姓氏之規定」祝賀論文集編輯委員会『身分法之理論與実用：陳棋炎先生六秩華誕祝賀論文集』（自費出版、1980 年）114 頁。

る。

3・1・4　制定法の下で生じた問題

制定法の内容が簡単すぎるので、以下の問題が生じる。

①　婚姻関係の解消後、冠姓者の姓はどうなるのか。

離婚の場合は、他方の戸籍から脱し、復姓すべきであると解釈されている[160]。冠姓は「婚姻の普通効力（第 2 章「婚姻」の第 3 節)」であることから、婚姻が破綻し離婚が成立すれば、配偶者の身分によって生じた権利義務関係も当然に消滅するわけである[161]。一方、死別の場合は、慣習により宗祧承継があるため、再婚するまでは復姓できないと解釈される[162]。しかし、姓名条例が冠姓の取消しについて制限を加えていないこと（旧 5Ⅱ)、また、宗祧承継がすでに廃止されたことを考えると、やはり復姓の自由を認めるべきであろう。

②　嫁入り婚の子は、果たして母の姓を称する余地がまったくないのか。

史尚寛は、母方の伝宗接代のために、一部の子が母の姓を称すると約定するとの習わしは、法律で禁じられていないと肯定説を採っている[163]。それに対し、戴炎輝は、縁組や婚姻による改姓を除き、母方の伝宗接代をしたいとはいえ、母の姓に改姓できないと否定的立場を示している[164]。一方、戸籍実務では、1059 条 1 項を文面のままに理解し、嫁入り婚で生まれた子の母の姓での出生届出や母の姓への改姓申立てを拒否してきた[165]。しかし、社会経済が変動し、国民はそれ以上子どもを産みたくないため、争いがますます激化していた[166]。そこで、行政主管機関である内政部はやむを得ず、司法行政部に対し意見を求めていた。母方の家に息子がいないときは、一部の子が母の姓を称すると約束することができるとの意見を受け[167]、内政部も同様な意見を表明した[168]。にもかかわらず、この問題はやはり法的議論を要するものとして、ついに行政院法規委員会にかけられたが、否定的な結論が下された。なお、この問題は、1985 年以降一連の改正によって解決された。

③　非嫡出子の姓はどうなるのか。

民法 1065 条 2 項により、「嫡出でない子と母との関係は、嫡出子と見なし、認知を要しない」。また、父の認知がないと父の姓を称しようもないので、非嫡出子は母の姓を称する

---

160 陳棋炎・前掲注 109）168 頁、戴炎輝・前掲注 91）183 頁、史・前掲注 145）261 頁。

161 趙・前掲注 96）122 頁、胡長清・前掲注 146）208 頁、胡開誠『民法親属要義』（自費出版、1966 年）89 頁。

162 趙・前掲注 96）94 頁、史・前掲注 145）261 頁、戴ほか・前掲注 109）119 頁。

163 史・前掲注 145）497 頁。

164 戴炎輝・前掲注 91）289 頁。だが、立法の妥当性を検討すべきだと補足している。

165 司法行政部 40（1951）年 7 月 21 日台電参字第 247 号電は、「普通の子は同条 1 項の規定により、一律に父の姓を称しなければならない」とし、同 44（1955）年 4 月 28 日台公参字第 2240 号函も「民法 1059 条 1 項は…第 2 項のように但書を設けていない…立法者の本意を推測すれば、当事者の任意な約束により姓を変更させたくない。この規定に違反する約定は、民法 71 条により無効と判断すべきである」としている。

166 楊・前掲注 148）11 頁、辛学祥「現代身分法之探討」祝賀論文集編輯委員会『身分法之理論與実用：陳棋炎先生六秩華誕祝賀論文集』（自費出版、1980 年）20 頁。

167 1972 年 8 月 23 日台函民字第 7192 号函。

168 1973 年 1 月 31 日台内戸字第 497147 号函。

ことについて異論がない。問題なのは、父の認知によって、非嫡出子は当然に父の姓に改姓しなければならないのか。司法解釈のみならず、多くの学者は改姓すべきだと考えている[169]。しかし、林秀雄が述べる通りに、非嫡出子の父母に婚姻関係がないのに、司法解釈のように直ちに1059条1項（嫁入婚）の規定に照らし父の姓を称させることには、問題がある[170]。また、当時の姓名条例により、認知が改姓申立て事由の1つとなっている（旧5Ⅰ）ことからも、改姓の必然性を見いだせない。蘇達志は、早くも姓の性格を「個人の呼称」と捉え、非嫡出子が母の姓を称しており姓がすでにあったのなら、父の認知や父母の婚姻によって改姓する必要はないと主張している[171]。なお、この問題は、2007年の非嫡出子の姓に関する規定の明文化によって解決された。

④ 養親が夫婦である場合、養子の姓はどうなるのか。

養子の地位は､法律に別段の定めがある場合を除き､嫡出子と同様であるため(旧1077)、1059条を準用し養父母の婚姻形態によって姓が決まると解釈されている[172]。では、嫁入婚で養父の死亡後に養母と離縁し、または養母の死亡後に養父と離縁する場合は、養子の姓はどうなるのか。前者では養父の姓を名乗り続けるが、後者では復姓か養母の姓に改姓してもよいと解釈されている[173]。しかし後者の場合、養子と養母との間に死後離縁がない以上、単に養父との離縁をもって、復姓できるわけではないと考えられる。また、関連問題であるが、夫の死亡後に妻が養子をとる場合には養子の姓がどうなるのかに関しては、養父の姓を称すべきだと解釈されている[174]。しかし、あくまでも妻個人の養子縁組なのに、なぜ養子縁組の効力が死んだ夫まで及ぶのか。突き詰めると、養子縁組は依然として「宗のため」の制度であると考えられているからである。

⑤ 養子の直系卑属は、養子縁組の成立・消滅に伴い姓を変えるのか。

養子縁組成立後に生まれる養子の直系卑属は、養方との間に親族関係が生じることについては、異論がない。問題なのは、養子縁組成立前に生まれた養子の直系卑属である。陳棋炎と戴炎輝は、養子縁組の効力が将来に向かって発生することを考え、ドイツ民法1762条を参照し、養子縁組の効力は原則的に養子縁組成立前に生まれた養子の直系卑属に及ばないが､契約によって及ぶことにすることができると解釈している[175]。この解釈によると、約定がない場合、養子縁組成立前に生まれた養子の直系卑属は父の本姓を名乗り続けることとなる[176]。ところが、台湾における養子縁組制度も世界の趨勢に従い、「(宗や）家のた

---

169 司法院33（1944）年院第2773号解釈（彙編3冊536頁)、戴炎輝・前掲注91）289頁、胡開誠・前掲注161）114頁、史・前掲注145）478頁。
170 林・前掲注80）315頁。
171 蘇・前掲注159）115頁。
172 戴炎輝・前掲注91）261~262、289頁、史・前掲注145）560頁、胡長清・前掲注146）263頁。なお、1985年改正によって明文化された。
173 史・前掲注145）582頁。
174 戴炎輝・前掲注91）289頁、史・前掲注145）479頁。
175 陳棋炎・前掲注109）237頁、戴炎輝・前掲注91）262~264頁。趙・前掲注96）171頁、史・前掲注145）558頁も類似した解釈を採っている。そのほかに、養親と同居するなら、親族関係が生ずると解釈するものとして、陶彙曾『民法親属論〔初版〕』(会文堂新記、1933年）181頁がある。
176 史・前掲注145）478 頁。

め」から「親のため」へ、さらに「子のため」の制度として新たな位置づけを獲得した。そのため、近時の学者は未成年子の利益に焦点を当て解釈する傾向が見られる。たとえば黄宗楽は、完全養子の精神に基づき、約定がある場合を除き、養子縁組成立前に生まれた養子の直系卑属は当然に養方との間に親族関係が生じると解釈している[177]。戴東雄は、父母が他人の養子となることを利用し子に対する義務から逃れてはならないと考え、養子の子を未成年と成年に分けて、養子縁組の効力が及ぶかどうかを判断している。すなわち、養子の子が未成年であれば、親権を基礎として民法 1059 条により父とともに改姓するが、成人であれば、既に独立した意思や生活関係があるため、改姓するかどうかは子が決める[178]。なお、この問題は、2007 年改正における 1077 条 4 項[179]の追加により解決された。

関連問題であるが、養子縁組の効力の及んだ養子の直系卑属は、養子の離縁によって、養方との親族関係を断ち切り、復姓しなければならないのか。慣習[180]、最高法院 33（1944）年上字第 5318 号判例は肯定説を採っているが、司法院 34（1945）年院解字第 3010 号解釈は折衷説を採り、ほとんどの学者も同意見である。すなわち、原則的には肯定説に賛同しているが、養子の子が養親と養子の同意を得て養親の家を出ないことにすれば、養方との親族関係が消滅しない[181]。しかし、〔養孫〕は父母から保護・教育を受けることができないし、高齢な養祖父母からも十分な世話を受けることができないので、その妥当性が問われる[182]。そこで、2007 年改正は子の利益の原則の下で、「養子および養子縁組の効力が及ぶ直系卑属は、養子縁組関係の終了のときから、その本姓に復し、かつ実父母及びその親族との間の権利義務を回復する」と、1078 条の内容を明確にした。もっとも、子が父母の身分変動に伴い姓を変えざるを得ないこと自体も、検討すべき課題のひとつであろう。

3・2　1985 年の民法改正法

民法親族編は施行から 50 年余りも経ち、その間に国際情勢、社会構造、経済発展および国民の考え方が大きく変化している。また、交通の利便性が向上されるにつれ、国際的文化交流が頻繁となり、人間関係も複雑になった。そこで、社会のニーズに応えるために、

177 陳ほか・前掲注 80）359~360 頁〔黄〕。
178 戴ほか・前掲注 109）374、433 頁。
179 養子が養子縁組の許可のときに既に直系卑属を有する場合は、養子縁組の効力は、その未成年かつ未婚の直系卑属のみに及ぶ。ただし、養子縁組の許可前、その成人し又は婚姻した直系卑属が同意を表示する場合は、この限りでない。
180 『宋会要稿』164 冊・刑法一・格令二：「其子既已遣、即無留孫之理。其子若死、即難以遣孫」。
181 史・前掲注 145）479、580 頁、陳ほか・前掲注 80）382 頁〔黄〕。陳棋炎・前掲注 109）249 頁、戴炎輝・前掲注 91）276 頁は、立法論としてドイツ民法 1768 条 2 項を参考し、契約によって親族関係を継続させることを可能とするように改めるべきであると主張している。趙・前掲注 96）176~177 頁は、未成年の子が養子とともに養家を出て養子の本姓に改姓しなければならないが、成人の子ならその意思に任せると解釈している。なお、唯一（？）の否定説と見られる胡長清・前掲注 146）272 頁も、実は折衷説を採っていると考えてよい。なぜなら、「離縁の効力が将来に向かって生ずるので、縁組関係存続中に生まれた養子の直系卑属と養家との親族関係は、離縁によって消滅するわけではない」と主張しながら、日本民法旧 730 条 2 項の立法例に賛同している。すなわち、養子の子が養親とともに養家を出ると親族関係が消滅するという点に関しては、ほかの学者の意見と大同小異である。
182 陳ほか・前掲注 80）334 頁〔黄〕、戴ほか・前掲注 109）355 頁を参照されたい。

民法親族編の全面改正が検討された。特に「固有の倫理観の維持」および「男女平等の原則の貫徹」は、改正方針として強調されていた[183]。

3・2・1　改正の背景

姓に関する規定のなかで最も問題とされているのは、いうまでもなく 1059 条である。同条によると、嫁入り婚の子が父の姓を称しなければならないため、たとえ母方の伝宗接代のために母の姓を称するニーズがあっても仕方がない。この個人・家族の悩みは、さらに深刻な社会問題に発展してしまった。息子を生むために、14 名の娘を産んでも諦めない者、水商売の女性と不倫関係に陥った者、さらにひとり息子の死亡後に嫁と子どもを産んだ者さえいた。途方に暮れる場合は、他人の子どもを誘拐したりして自分の子のように虚偽の出生届を出すなど、犯罪まで進展した例もある[184]。

そのため、1972 年に立法委員の呉延環らは以下の理由に基づき、1059 条の改正案を提出した。①1059 条は母の姓を称する第 2 項の規定に但書を入れているが、父の姓を称する第 1 項の規定に但書を置かなかったのは、憲法 7 条[185]が擁護する男女平等の原則に違反している。②宗祧継承が既に廃止されたため、子の姓は単なる一種の記号となり、父の姓か母の姓、もしくは父母が約する姓を称してもかまわない。③台湾では、娘しかいない父母は娘が婚姻する際に、将来娘の第 2 子に自己の姓を名乗らせ、わが孫として扱っていくと約束する慣習がある。ところが、この慣習が現行法において違法となってしまい、要は、法は善良な習俗に適合しない。その改正案は、「子は父の姓、入夫の子は母の姓を称する。ただし、別段の約定があるときは、その約定に従う」となっている[186]。

それに対して、中国国民党中央政策委員会からの審議意見が消極的である[187]。まず、違憲の疑義（①）については、現行法は既に婚姻を嫁入り婚と婿入り婚に分け効力を異にすることによって、男女平等の実現を図っているため、違憲ではないと判断している。1059 条 2 項の但書は確かに父方の伝宗接代を守るための規定であるが、母方の伝宗接代を成し遂げたいなら、婿入り婚で婚姻すればよいという。また、宗祧継承が廃止された（②）とはいえ、民法は「家」について規定を設けている。家はひとつの（生活）共同体であり、ひとつの家がひとつの姓を有し（〔一家一姓〕という）、子が父系の姓を称するのは伝統である。子が父の姓を称するという 1059 条 1 項の規定は、まさに家における姓の単純さと統一性を維持するための規定である。したがって、改正案の通りに子が母の姓を称することができるようにすれば、家における姓が複雑となり、家庭生活の安定性を損なうおそれが

183　立法院秘書処編『民法親族編部分条文修正及民法親族編施行法修正案(上冊)』(立法院秘書処、1985 年) 2 頁以下の民法親族編部分条文修正草案総説明を参照。
184　立法院公報 65 巻 82 号(1976 年)21 頁以下の行政院に対する洪慶麟立法委員の質問答弁の内容を参照。
185　中華民国憲法 7 条は、「中華民国国民は、男女、宗教、人種、階級、党派を問わず、法律上において一律に平等である」と定められている。
186　楊・前掲注 148）9 頁を参照。
187　林傲秋、虞舜、王昌華計 3 人の委員がそれぞれ検討意見書を出している。詳しい内容は、楊・前掲注 148）9~10 頁。

あると考えられている。さらに、③の慣習の是非を議論する前に、息子のいない者は他人の子を養孫[188]とすることができるかどうかを検討しておかなければならないと主張している。否定説を採るなら、1059 条を改正しても法と習慣のずれの問題が依然として残っている。他方、肯定説を採ると、自己の孫（ママ）または他人の子を養子とすれば伝宗接代の問題が解決される。要は、1059 条の改正実益が見いだせないという[189]。

以上の審議意見のなかに、生活共同体の同姓は家庭生活の安定という内部からの要請、また、公益（おそらく取引安全）の保護[190]という外部からの要請に同時に応えられるという意見は、最もまともな意見だと評することができる。しかしこの意見からは、以下の事実が浮上している。すなわち、妻が夫の姓を冠し、子が全員父の姓を称するという慣習の下において、立法者がわざわざ婿入り婚を婚姻の一形態として民法に盛り込み、子の母の姓を称するチャンスをつくり、かつそれを嫁入り婚と並べ子の姓の原則の 1 つとしている。その立法目的は、母方の伝宗接代の実現か男女平等の実現というところ、むしろ父方の伝宗接代の実現か父を中心とした家族構造の維持がメインである。言い換えれば、婿入り婚で生まれた子が母の姓を称するという 1059 条 2 項の規定は、形式的には「原則」であるが、実質的には「例外」規定にすぎないといえよう[191]。

結局、呉延環らの提案は中央政策委員会に反対され、立法院に上程されることができなかった。にもかかわらず、呉延環がその改正案に手を加え、訴え方を変え新聞において主張を述べ続けていた[192]。今回は男女平等の実現や慣習の尊重という色彩を薄め、子が母の姓を称することができない現行法の下で深刻な社会問題が起きていることを強調し、読者の目を引きその共感を呼ぶよう試みた。すなわち、跡継ぎをつくり親孝行したい人々の気持ちに同情の意を表わすと同時に、娘が跡継ぎの適任者であると認め、子が母の姓を称することが可能になれば、娘しかいない者の跡継ぎが絶えてしまうという気持ちが和らげら

---

188 自己の孫を養子とする孫養子縁組と、他人の子を養孫とすることを区別する必要がある。自己の孫が自己の子となるのは宗を乱し、倫理に反することなので、孫養子縁組は慣習的にも法的にも認められない。一方、宗祧継承のために、養孫という慣習があった。すなわち、被承継人に息子がおらず、近親者の子世代に跡継ぎにふさわしい者もいない場合は、もし孫世代にふさわしい者がいれば、それを養孫としたほうが早いし、宗の秩序も守られるという長所がある。養孫について、史・前掲注 145）534 頁、趙・前掲注 96）を参照。なお、1985 年の民法改正で養孫の慣習を制度化しようとする動きがあったが、採用されなかった。その経緯について、楊與齢「収養之公力監督及養孫制度立法経緯」法令月刊 43 巻 11 号（1992 年）3 頁。

189 そのほかに、長男が父の姓、次男が母の姓を称することとなると、親等が乱れてしまい、相続の順位に影響が及ぶという反対理由もある（虞舜）。しかし、現行法では父からにしても母からにしても、子はどちらの姓を称するかを問わず、いずれも 1 親等の直系卑属であり、相続順位が同様である。また、27（1938）年滬上字 117 号（要旨 210 頁）によっても、「子の姓は、自然な血族関係とまったく関係がない。入夫の子は母の姓を称している場合であっても、父の血族との間に血族関係が成立する」。このように反対論者の持論には、道理にかなわないところが多く見受けられる。

190 虞舜によると、親族法の規定が一国の風習・教化と深く関わりがあり、社会公益の保護につながるものであるため、原則的には当事者の契約の締結や慣習の適用が許されないという。

191 戴炎輝・前掲注 91）290 頁も、「婿入り婚が例外的な婚姻の形であるため、ほとんどの子が父の姓を称している」という。また、嫁入り婚を「正常婚」と呼んでいる論者が少なくないことからも、婿入り婚の例外的な性質が明らかである。たとえば、胡開誠・前掲注 161）114 頁。

192 中央日報 1973 年 4 月 22 日の「子女姓氏」。ペンネームは誓還である。

れるだろうと考えている[193]。また、法改正の効果はそれだけでなく、人口爆発という社会問題の解決につながるし、男は妻が息子を産めないことを口実に女遊びや不倫を正当化しようとする現象も緩和されると期待を寄せている。それが出した新しい改正案は、「子は父の姓に従う。ただし、母に男兄弟がいない場合は、約定によって母の姓に従うことができる」とのものである。限定的な承認にしたのは、〔一家一姓〕を配慮した結果である。同氏は中央政策委員会の意見に影響され考え方を変えたかにせよ、法改正を実現するために仕方なく妥協案を提出したかにせよ、この改正案は偶然にも 1985 年の改正条文と内容が一致しているのである[194]。

3・2・2　改正の過程

嫁入り婚の子の姓の問題は、行政的な救済の道が閉ざされる一方、議員立法も却下されて膠着状況に陥っている。しかし、母方からの伝宗接代への切望が依然として絶えておらず、人口爆発の危機をもほったらかしてはいけない。この人々の思いの積み重ねは、1985 年の法改正を開花させた[195]。法改正が実現されるまでのプロセスは、以下のようである。

表 3-2　1985 年民法改正の過程

1976 年 10 月 05 日	司法行政部による家族法の研究修正作業が始まる。
1979 年 02 月 02 日	初稿が完成した。 **→法務部草案の初稿**
07 月 13 日	民法研究修正委員会がそれを受け、改正作業を始める。
1980 年 08 月 01 日	改正草案が完成した（初稿の内容と同様）。
1982 年 01 月 11 日	法務部が改正草案を行政院に送る。 **→法務部草案（4 つの提案）**
04 月 29 日	法務部が立法院司法・法制両委員会との意見交換を終え、草案内容を決定した。
08 月 12 日	行政院において可決された。 **→行政院草案（乙案）**
09 年 15 日	立法院に送る。
11 月 24 日	立法院司法・法制両委員会による共同審査が始まる。
1984 年 12 月 13 日	審査報告書が出された。 **→審査会草案**
1985 年 05 月 24 日	立法委員による連署の議案が立法院で可決された。 **→連署の議案**
06 月 03 日	改正法が公布・施行される。

表 3-3　1985 年民法改正の際に提出された改正案と改正法

	内容	改正理由

[193] 娘しかいない家の家譜は、自己（父）の名－娘の名－母の姓を称する孫の名のように記載すれば何の問題もないと主張している。
[194] 楊・前掲注 148）10 頁は、民法改正に呉延環が重要な影響力を持っていたという。
[195] 楊・前掲注 148）12 頁では、世論、国民からの請願および立法委員らの意見を紹介している。それによると、1974 年 1 月から 1982 年 7 月に立法が現実化されるまで、立法院は 26 件もの請願を受理した。

法務部草案の初稿[196]		1000 条：夫婦は婚姻する時に、その本姓に配偶者の姓を冠することを約束することができる。	▪ 夫婦の姓は秩序に関するものであるが、夫婦の権利義務関係に影響を及ばさないため、各国は慣習に従い規定を定めている。 ▪ わが国では、女性の教育レベルの上昇につれ、働く女性が増加しており、妻の冠姓はかえって人事作業に支障をもたらすため、別姓が慣習になりつつある。 ▪ 夫婦別姓であっても、婚姻の円満に影響しない。 ▪ 宗祧継承の残滓である婿入り婚を廃止すべきである。
		1059 条：子は父の姓に従う。ただし、父母はその子が母の姓に従うと約束する場合は、その約束に従う。	▪ 男女平等の原則を貫き、かつ伝統的考え方を配慮するために、子が約定によって母の姓を称することができるように現行法第 1 項の但書を加える。 ▪ 1000 条の修正に合せて第 2 項（入夫の子の姓）を削除する。
		1078 条：養子は、養親の姓に従う（1 項）。配偶者のある者が養子とする時、養子の姓については、1059 条の規定を適用する（2 項）。	▪ 現行条文を修正せず、第 1 項とする。 ▪ 養子と養親の関係は嫡出子と同じであるため（1077 条）、配偶者のある者が養子とする時、養子の姓については 1059 条を適用すべきである。
法務部草案[197]	甲案	1000 条（改正なし） 1059 条（改正なし）	—
	乙案	1000 条（改正なし） 1059 条：子は父の姓、入夫の子は母の姓に従う。ただし、別段の約定がある場合は、その約定に従う。	▪ 国人は跡継ぎを残すために子どもを生み続けているが、それは家族計画に違反し、かつ母体の健康に影響を与え、家族の負担をも増やしている。 ▪ 公平の観点からも、嫁入り婚の子は母の姓に従うことを可能にすべきである。
	丙案	1000 条：？ 1059 条：子は父の姓に従う。	▪ 宗祧継承の残滓である婿入り婚を廃止すべきである。
	丁案	1000 条：？ 1059 条：子は父の姓に従う。ただし、父母は子が母の姓に従うと約束する場合は、その約束に従う。	▪ 国人は跡継ぎを残すために子どもを生み続けているが、それは家族計画に違反し、かつ母体の健康に影響を与え、家族の負担をも増やしている。 ▪ 子が多いため、ちゃんとしつけされず、または経済的問題でよい教育を受けることができない。社会問題に発展するおそれがある。 ▪ 1000 条の修正に合せて第 2 項（入夫の子の姓）を削除する。

196 司法行政部民法研究修正委員会編『民法親族編修正草案初稿』（司法行政部民法研究修正委員会、1979 年）9、16、47、48、83、95 頁。
197 法務部編『民法研究修正実録：身分法部分』（法務部、1984 年）3617~3620 頁。

行政院草案[198]（乙案採用）	1000 条（改正なし）	－
	1059 条：子は父の姓、入夫の子は母の姓に従う。ただし、別段の約定がある場合は、その約定に従う。	「国人が跡継ぎ観念に縛られ、女の子を連続して生んだとしても、男の子を設けたいため、節度なく子どもを生み続けている。（この現象は）家族計画の原則に反するだけでなく、母体の健康に影響を与え、家庭の負担をも増やしている。そのため、子が母の姓を称することができるようにして、無節度な生育による弊害を取り除くよう期する意見が、各界から届いている。また、嫁入り婚の子は父の姓を称すると限定されているが、入夫の子なら約定が可能であるのは、不公平である。したがって、嫁入り婚の子も母の姓を称することができるように改正する。」[199]
	1078 条：養子は、養親の姓に従う（1 項）。配偶者のある者が養子とする時、養子の姓については、1059 条の規定を適用する（2 項）。	「一、現行条文を第 1 項とする。二、改正草案は 1059 条を…修正した。養子と養親の関係は前条により嫡出子と同じであるため、配偶者のある者が養子とする時、養子の姓については 1059 条を適用すべきである。したがって、第 2 項を追加する。」[200]
立法院審査会草案[201]	子は父の姓、入夫の子は母の姓に従う。ただし、母の姓または父の姓に従うと約定する時は、その約定に従う。	「男女平等の精神を貫き、男尊女卑の習俗を改善し、また、人口政策及び社会のニーズに応えるために、父母による子の姓の約定を認めるべきである。弊害を防ぐために、その約定範囲を母の姓か父の姓に限定し、第三者の姓を子の姓にすることを約定することができないようにすべきである。」
立法委員による連署の議案[202]	子は父の姓に従う。ただし、母に男兄弟がおらず、子が母の姓に従うと約定する場合は、その約定に従う（1 項）。（2 項修正なし）	多くの請願者は「母に男兄弟がない」という背景をもとに法改正を求めていることに鑑み、「母に男兄弟がいない」という場合のみ、母の姓を称することを認めれば十分だとした。
改正法	Ⅰ子は、父の姓に従う。ただし、母に男兄弟がおらず、子が母の姓に従うと約定する場合は、その約定に従う。 Ⅱ入夫の子は、母の姓に従う。ただし、子が父の姓に従うと約定する場合は、その約定に従う。	

婿入り婚は宗祧承継の残滓であるし、入夫はしばしば妻の家や社会から軽蔑されているため、婚姻の円満を期待することができないと考えられている。そこで、1979 年の法務部

198 法務部編・前掲注 197）3617~3620 頁。
199 法務部草案の乙案と改正理由が同様であるが、原文を引用している。
200 法務部草案の初稿と改正理由が同様であるが、原文を引用している。
201 立法院秘書処編・前掲注 131(下冊)783、823 頁。
202 立法院秘書処編・前掲注 131(下冊)930 頁以下。

草案の初稿では、婿入り婚を廃止し、規定の一本化を図ってみた。他方、宗祧承継が廃止されたとはいえ、国民が依然として跡継ぎを残すことを重視していることに鑑み、娘しかいない者の伝宗接代の切望を叶えるために、男女平等の原則に従い父母は子が母の姓を称することを約定することができるように改めた。法務部草案の初稿の特徴は、嫁入り婚と婿入り婚を区別しないことのほかに、夫婦別姓が原則となること、子が原則的に父の姓を称するが約定によって母の姓を称することが可能になることである。そのうち、特に夫婦別姓が妻の冠姓に代わって慣習になりつつあり、また、夫婦別姓は婚姻の円満に影響を及ばさないという事実に目を向けた 1000 条の修正案は、画期的な意義を有すると思われる。しかし、原住民族には婿入り婚の習慣があり、また、婿入り婚の廃止に伴い、夫婦のライフスタイルや住所、財産が絡む民法の大修正が必要となるため、「民法施行以来、実務（適用）上において支障がない」とし、行政院草案の段階で先送りされた[203]。

法務部草案が 1982 年に完成された。そこに 4 つの立法例が並んでいるが、主に婿入り婚を廃止するかどうか、父の姓の原則の下で例外規定を置くかどうかという 2 点をめぐって見解が分かれている。結局、婿入り婚を廃止せずに、嫁入り婚でも例外的に父母の約定による子の姓の決定を認める乙案が選出された。この行政院草案は、婿入り婚の存続を認める点において法務部草案の初稿より修正の幅が狭いものの、嫁入り婚の子の母の姓を称する道を広げる点においては共通している。もうひとつ注意されたいのは、子の姓が婚姻の形態によって効果が異なることについて、行政院草案は単に不公平だと指摘するに止まり、法務部草案の初稿のように男女平等の違反まで主張することはしなかった。この訴え方のほうが説得力があると思われる。なぜなら、母の姓を称することが認められても、それはあくまでも例外であり、父の姓がずっと有力である。まして、娘しかいない者にとっては、母の姓を称することができるようになるメリットは、娘の息子を跡継ぎにすることができるからである。すなわち、伝宗接代はあくまでも男がすることであり、女がずっと跡継ぎの適任者から外されているのである。したがって、法務部草案の初稿（1930 年制定法であれ、1972 年の呉延環の提案であれ）では、1059 条についていくら男女平等の違反と訴えても、その主張は当時の社会情勢（伝宗接代は何よりも重要）に相容れなく、逆に違和感を覚えさせる。要は、80 年代前半の台湾社会では、男女平等の土壌はまだないのである[204]。

行政院草案はその後、立法院において司法・法制両委員会の共同審査を受け[205]。出席委

---

[203] 立法院秘書処編・前掲注 131(上冊)297、358 頁の法務部次長の施啓揚による説明である。

[204] 蘇・前掲注 159 は、「漢民族の固有の姓氏制度は父系姓氏制度を採用し、この制度は中国の宗法制度と関係があり、姓氏は父系血縁集団のシンボルである。男性を中心とする宗法社会は、中国婦女を男性のおもちゃ、伝宗接代のために息子を生む機械にさせた。…伝統的姓氏観念のせいで、男尊女卑の思想は依然として 20 世紀 80 年代の台湾に残っている（84 頁）」という。男女平等の原則を貫徹し、人口を減らすために、「根本的な解決策は、姓が「血縁団体」のシンボルという固定観念を徹底的に消滅させ、姓の性格を「個人の呼称」に変換することだけである（114 頁）」と主張している。

[205] 親族法の全面改正とのことなので、1982 年 11 月 24 日から 1984 年 12 月 13 日の審査報告書の公表まで合計 33 回の審査会が開かれたが、1059 条の草案は 1984 年 4 月 18 日に至りようやく審査された。審査の過程について、立法院秘書処編・前掲注 131(上冊)344~360 頁。

員 16 名のうち 3 名に反対されていた[206]。子が母の姓を称することができるようになれば、近親者同士が不意に婚姻してしまい優生学的な見地からは大問題であり（王)、姓が混乱し血統が乱れてしまうと、出自も分からなくなる（王、方)。他方、子が母の姓を称することができるようになっても、(輩分が相当ではないため）母方の祖父の養子か（法的規定がないため）養孫のいずれにもなれないし、(法定相続人は母その他のため）その遺産相続をすることもできない（王）ため、母の姓を称する意味がないと考えられている。そもそも伝宗接代の問題を解決するには、現行法の下での養子縁組や婿入り婚の制度で十分であり、法改正は果たして必要なのか（王)。まして姓の問題は、社会の安定と国家や民族の盛衰に深くかかわることなので、慎重に検討しなければならない（趙）との主張が行われた。

一方、9 名の委員は法改正賛成派として、それぞれの意見を述べていた[207]。まず、優生学的な見地からの反対理由に対し、現行法の下で子が父の姓を称しているものの、血統というものは父系血統と母系血統が同時に存在しているため、(母方親族との）近親者間婚姻がすでに行われていると考えてよい（林、黄)。もしも優生学的な理由をもって近親者間婚姻を阻止しようとすれば、法的な規制よりも、教育のほうが効果が大きいのではないか（江）[208]。また、血統が乱れるおそれがあるという反対理由に対し、多くの委員は、血統がすでに乱れていると説いている。地名から由来する姓もあれば（黄)、功績によって皇帝に賜姓されることもある（費）ので、姓は血統から由来するものとは限らない。それに、戦時に一命を取り留めるための改姓が行われ（黄)、漢民族の血統がないのに漢民族的姓を称する者（たとえば満州族）もあり（費)、さらに養子縁組や婿入り婚があって血統が乱れるのは当然なことである（郭)。すなわち、5 千年の歳月が経った今、血統がすでに融合しており、純正な血統というものはあり得ないと指摘された（黄)。近親者間婚姻を避け、血統の詮索を可能にするには、むしろ適切な親等の計算方法の確立および健全な戸籍制度の運用が重要である。幸いなことに、現行民法では親等の計算について定めがあり、戸籍制度をも整えている（林、張、李)。したがって、以上の反対理由をもって子が母の姓を称することに反対することができないと論破された。なお、法改正が実現されれば、血統を乱さないように人々は細心の注意をするはずであるが、改正がないからこそ、人々は母の姓を称するために様々な手口を利用し、かえって血統を乱してしまうこととなる（江)。しかも、改正があったとはいえ、9 割以上の父母は依然として父の姓を子の姓とすると予想され（林)、血統の混乱により社会の安定が損なわれるという事態が到底考えられないとされた。

法改正の目的を男女平等の実現とする者があれば（黄、李)、素直に宗祧継承の実現が究

206 王耀漳、方冀達（女性)、趙石渓。

207 劉興善、林聯輝、呉延環、江鵬堅、郭林勇、黄主文、張俊雄、温士源、費希平、李宗仁。

208 江鵬堅によると、法律では同姓不婚の明文がないが、人々はまさに教育を通じてそれを教わっているという。ちなみに林聯輝は、同姓不婚の慣習があるため、純正な父系血統を保つことがあり得ないとして、血統がすでに乱れていることを主張している。一方、劉興善と呉延環は、法改正がされないと娘しかいない者は、その娘に同姓の男子と結婚してもらうことで伝宗接代の問題を解決するしかないと述べている。人口増加の問題と父母双方の伝宗接代の問題を同時解決できるものとして同姓結婚をすすめている文献として、李栄炎『同姓通婚解決人口問題』新聞天地 1980 年 8 月号 17~18 頁がある。

極な目的であると指摘した者もある（張）[209]。いずれにせよ、社会的なニーズに応えるために法改正が必要とされている。指摘のごとく、子に母の姓を称させるために、父母が一度離婚し改めて婿入り婚で婚姻することが実際に行われている（劉、呉、江）。しかし、婿入り婚を恥と思う男が多いため、偽装離婚との手段があっても、または婚姻する際に婿入り婚の選択肢があっても、踏み入れない者が少なくない（劉、林）。したがって、母方の伝宗接代の問題の終結的な解決策として、子が母の姓を称することを可能にする法改正が期待されている。議論の末、4 名の委員が子の姓を父の姓か母の姓に限定すべきだと主張し[210]、その提案を取り入れた草案は、11 名（途中で席を離れる委員がいたから）の委員のうち 8 名の賛成票を得て可決された。この審査会草案では、子の姓に関する父母の約定という行為自体は、男女平等の現れとして積極的な意味づけがなされた[211]。

しかし、ここまで練ってきた審査会草案は、立法院の審議において再び修正された。その経緯を簡略に説明すると、（1985 年 5 月 10 日に）家族構成員の姓が異なることは子どもに対し心理的悪影響を与え、血統が乱れるおそれもあると、趙石渓が主張した。同氏によると、「中国は家族を重んじて、社会構造も宗法社会を基礎としている。改正案の通りに通れば、家族制度が崩壊してしまう」ので、慎重に検討しなければならない[212]。その後、与党の林棟ほか数名の委員が協議会を開き、同月 21 日の立法院会議において動議を提出した。すなわち、1059 条の第 1 項を「子は父の姓に従う。ただし、母に男兄弟がいなく、子が母の姓に従うと約定する場合は、その約定に従う」ように改正しようとすすめた[213]。また、民法親族編施行法 8 条に、「民法親族編の改正前に婚姻し、改正民法 1059 条第 1 項の但書の約定があるが（子が）父の姓に従っている場合は、改正後 1 年以内に、母の姓への改姓を申立てることができる。ただし、子が成人しまたは婚姻した場合は、この限りでない」ように第 2 項の追加を提言した。多くの請願者の請願事情（母に男兄弟がいない）を反映し、請願者の要望に応えつつも、成人の子と既婚の子に迷惑をかけないように考えられて

---

209 法改正反対派の王耀漳も、男女平等の実現や人口問題の解決云々はただの口実であり、伝宗接代を可能にすることは法改正の本当の目的であると指摘した。

210 林聯輝、黄主文、張俊雄、温士源。姓の混乱をできるだけ防ごうとした修正である。

211 ちなみに審査会では、劉興善、費希平は婿入り婚の廃止を主張している。また、呉延環は 1059 条の但書を「父母一方の父母に孫がいない場合は、その姓に従うことができる」ように改めることを提案している。しかし、いずれの意見も却下された。

212 立法院秘書処編・前掲注 131(下冊)938 ~939 頁（同月 21 日の立法院会議）では、同氏が改めてその意見を述べた。すなわち、「姓の承継は、わが中華民族にとって最も重要な倫理道徳であり、家族、社会、国家を構成する最も基本的な要素である」。したがって、父母が自由に子の姓を約定することができるようになれば、家族制度が崩壊し、血縁関係が乱れ、わが民族が消滅の道をたどると、危惧の念を抱いている。また、立法院公報 63 巻 45 号（1974 年）36 頁の立法院司法委員会会議記録の同氏の発言によると、満州族が滅亡した原因のひとつは、まさに姓の混乱である。「したがって、民法上の…規定は、少数のケースによって改めてはならない。息子がいないことは大きいことであるが、民族の存亡はそれにより重大である」と説いている。

213 連署者 22 名（林棟を含む）のうち、趙石渓、方冀達（女性）、呉延環（？）の 3 名はどちらというと審査会草案の反対派であり、劉興善、林聯輝、郭林勇、黄主文、李宗仁の 5 名は審査会草案の賛成派であった。そのほかの連署者は、林鈺祥、謝生富、丑輝瑛（女性）、李志鵬、梁粛戎、周慕文、冷彭、葉叶栞（女性）、謝深山、王徳箴（女性）、許勝発、蔡友土、簡又新である。審査会草案の賛成派は後に反対意見を主張するのは、禁反言原則の違反ではないかと揉めていた。

いるのである[214]。

この連署の議案は、少なからぬ批判を受けた。費希平は、子が父母両方の血統を受け継いでいるから、男女平等の観点からは当然母の姓を称することができるとした上、家の姓を変えてはいけないという宗法社会の考え方がもはや時代遅れだと批判した。また、民法983条に近親婚の禁止規定があるため、血統の混乱は余計な心配である。同氏はさらに、父母の離婚後に母が子の面倒を見る場合における子の母の姓への改姓は、認めるべきものだと指摘した。伝宗接代という観点からでなく、共同生活という実体を重視するこの主張は、今までの議論とは異なり、新しい考察の視角を提供している。一方、江鵬堅は、審査会草案は確かに男女平等の精神を貫いたものではない（「子の姓は父母の約定に従う」とすると真の男女平等といえると指摘）が、男女平等の実現に向けて立法者が努力していたことは賞賛に値するものだと述べている。法律が社会のニーズに応えられないときは直ちに改正しなければならないが[215]、連署の議案のように「母に男兄弟がいない」という制限を加えると、解釈や挙証の困難が生まれる。たとえば、男兄弟というのは養兄弟を含んでいるか（江)、男兄弟がいるものの、病気や不妊、知的障害、失踪などの場合には男兄弟がいるといえるのか（林聯輝)、戸籍機関は男兄弟がいるかどうかについて調査することが可能なのか（江）など、様々な疑問が生じる[216]。そもそも台湾社会では伝統の影響力がきわめて強く、母方に伝宗接代のニーズがなければ、母の姓を子の姓にすることが到底考えられない（林鈺祥)。したがって、「母に男兄弟がいない」という余計な条件を加える必要がないと考えられている。しかし、連署の議案はこの不評の声の中でも、出席委員133名のうち73名の賛成を得て、ぎりぎりに可決された[217]。

3・2・3　学者からの批評

論述の都合上、婿入り婚の削除の是非および夫婦の姓の在り方については、次節で述べる。ここでは、実際に改正を果たした子の姓について、学者の見解を見てみよう。学者たちは、皆男女平等の観点から、改正法を検討している。

筆者の調べた限りでは、改正法を高く評価しているのは、楊與齢のみである。「親族間の身分関係の発生は、民族全体の歴史・文化および倫理・習俗を基礎としたものなのである。それゆえ、親族法の規定は、強烈な地域性、民族性および強行性を有し」、立法者は、「倫理・習俗を尊重すべきである」。「革新を図ろうとする場合には、…男女の形式的平等か民族の存続かを慎重に選択し、家庭の平和、社会の平穏および民族の団結・強大を増進する

214　立法院秘書処編・前掲注131(下冊)928~930頁。

215 子に母の姓を称させるために、脱法行為や文書偽造が利用されているという。母方の伝宗接代を実現するために、嫡出子であるものの、あえて私生子だと詐称し母の姓で戸籍登録を済ますことがあるという梁春菊の発言からは、その一端を伺うことができる。

216 そこで、林聯輝は改めて審査会草案に賛成の意を示し、その中身を変えずに、ただ条文の構造を調整するような試みをした。すなわち、「子は父の姓に従う。ただし、母の姓に従うと約定する場合は、その約定に従う（1項)。入夫の子は母の姓に従う。ただし、父の姓に従うと約定する場合は、その約定に従う（2項)」。この提案は林鈺祥や黄主文から支持を受けていたが、後に同氏らに取り下げられた。

217 25名の委員は反対意見を示した。

ことが確実でなければ、「保守」と笑われてもかまわず、歴史の罪人にならないようにすべきである」[218]。したがって、娘しかいない者の伝宗接代を実現させつつも、「一家一姓」をできる限り維持する改正法は、望ましい立法と捉えられている。

黄宗楽は、「姓が個人の呼称、男女平等を貫徹する立場に立てば、父母の約束に任せてよい。民法が限定な場合のみ約定を認めるとしたのは、伝統思想に基づき、姓を血縁集団あるいは血統の表象としているためにほかならない」と述べている[219]。伝宗接代を過剰強調しないように、さらに「子の姓は、父母の約定による。約定がないときは、父の姓に従う」と改正案を提出している[220]。戴東雄は、嫁入り婚と婿入り婚に対し異なる要件を定めているのは、男女不平等の嫌いがあり、改正法は伝宗接代の考え方から脱却しきれないと指摘した。しかし、「一家数姓」の弊害を避けるために、「母に男兄弟がいない」を「母に同姓の男兄弟がいない」ように解釈すべきであると主張している[221]。いずれの議論においても、男女平等の視野は欠けていないものの、伝宗接代の前に男女平等が後退するしかないと、立法者の意思を尊重する姿勢が見られる。

一方、林菊枝と蘇達志は、男女平等の理念を前面に出す立場である。林菊枝は、「新規定は、数年来、母系が香火を承継できない法的障碍を取り除いた」が、「…子が父の姓を称することを強制的に規定するのは、男女平等の原則に違反し、妻の意思を無視する」。また、母に男兄弟がいても、子が母の姓を称することはまったく社会公益に害しないとして、改正法を批判した。所詮「一家数姓」の結果がもたらされるなら、むしろ夫婦が別姓のままで、子の姓が父母の約定によるように定めたほうがシンプルであり、男女平等の原則に合致すると考えている[222]。蘇達志は、男女平等の原則に違反した宗法制度、および姓を血縁集団の表象とした考え方は、排除すべきものであると、明快に意見を出した[223]。姓は、「個人の呼称の一部にすぎないため、父母のどちらの姓を称するのは、重大な意義がない。ただし、父母にとって自分が産んだから、子の呼称の一部を自分と同様にしたい心理は、人間の自然な感情である」[224]。いずれも、姓が個人の呼称であることを認めた上で、父母による子の姓の約定に余計な要件を加える必要がないと考えられている。すなわち、改正法

---

[218] 楊・前掲注 148）15 頁。

[219] 黄宗楽「民法親属編父母子女章修正法之検討」輔仁法学 6 号（1987 年）116 頁。同氏はそれに続き、立法者の意思を尊重しつつ、「母に男兄弟がいない」について解釈を試みた。

[220] 黄宗楽「終戦後家族関係法規的重整與展望――為我国邁向民主法治的新紀元而作」中国比較法学会編『勘乱終止後法制重整與法治展望論文集』（中国比較法学会、1991 年）453 頁。

[221] 戴東雄「民法第 1059 条子女の称姓」法学論叢 130 号（1988 年）。同氏は、男女平等の観点から、行政院草案に賛成している。また、ドイツ法および日本法の規定を引用し、夫婦同姓・親子同姓に賛同の意を表わしている。

[222] 林菊枝「評我国民法親属編修正法」法学叢刊 31 巻 1 号（1986 年）1~7 頁。

[223] 蘇・前掲注 159）116 頁。改正前（1980 年）の論文であるが、大胆な主張が目につく。特に養子の姓について、養子縁組制度がもはや「宗のため」の制度ではないので、養子が養親の姓を名乗る必要がないとして、姓が個人の呼称にすぎないことを首尾一貫して主張し続けている。

[224] 蘇・前掲注 159）115 頁。しかしながら、同氏は、法務部草案の初稿に賛成している。同氏の理論を敷衍すれば、夫婦同姓（冠姓）の場合には親子も同姓にすべきであり、夫婦別姓の場合に子の姓が父母の約定によるが、約定不調なら伝統に従い、父の姓を称することとなる。姓が個人の呼称にすぎず、男女平等を図ろうとする同氏の主張には、矛盾が隠せない。

反対派といえる。

1985 年改正により、従来、母の姓を称しようもない嫁入り婚の子は、「母に男兄弟がいない」および「父が約定に応じる」という二重制限を受け、困難でありながら、母の姓を称することが認められた。個人の伝宗接代のニーズと、それに関連する人口爆発という社会問題の解決ニーズに応えるために、改正作業が発足されたわけであるが、改正過程について 3 点特筆する。①行政院草案（約定により母の姓その他の姓を称することができる）から審議会草案（約定により母の姓を称することができる）を経て、そして最終的に連署議案（母に男兄弟がいない場合に限り母の姓を称することができる）が可決されたが、子が名乗れる姓の範囲は狭まれ、事情も限定されるようになった。②行政院草案と審議会草案は、完全に男女平等を実現するものとはいえないが、少なくとも改正法のように、子の姓を赤裸々と伝宗接代に関係づけようとした様子が見られなかった。③8 年間もかけて、学者や専門家の意見を取り入れながら、念入りに作成した審査会草案は、わずか 12 日間で覆された。その代わりに、22 名の立法委員の連署議案は、十分の議論を経ずに見切り発車された。この改正プロセスは、余りにも慌ただしかったというほかない。1985 年改正によって、男尊女卑の要素を完全に取り除き、革新的な改正ができなかったのは、当時の立法委員が未だに全面改選されておらず、「失業」を恐れる必要のない「ベテラン」委員は、改正に対し保守的な態度をとっていたためである[225]。法改正を動かすか妨げるかには、政治的な要素が強く関与していることを窺わせる。

3・2・4　改正法の下で生じた問題

立法過程においても議論されたように、「母に男兄弟がいない」という要件を如何に解釈すべきかが最大の問題となっている。これに対応するために、法務部は早くも 74（1985）年 9 月 18 日法律字 11683 号函をもって、子が母の姓を称することができるかどうかは、母に同姓の男兄弟がいるかどうかによって判断すべきだと表明している[226]。母に同母異父の男兄弟がいても、その男兄弟は母方の伝宗接代をすることができないので、「母に男兄弟がいない」のと同然である。しかし、母に（生存し、または死亡宣告を受けていない）同父同母か同父異母の男兄弟あるいは養兄弟がいって、（他人の養子でなく）姓も同様であるなら、子は母の姓を称する余地がない。母の同姓の男兄弟が全員入夫である場合も、その子が約定により父の姓を称することが可能であるため、やはり「母に男兄弟がいる」と解釈

[225] 戴東雄「論民法親属編修正内容與検討」月旦法学雑誌 147 号（2007 年）6 頁参照。立法院が 1928 年に南京に設立された当時、立法委員が 49 名であった。1947 年に中華民国憲法が施行され、1948 年に憲法施行後の第 1 期立法委員 760 名が選出されたが、国共内政のために、1950 年の立法院の台湾移転に伴い移ってきた者は、そのうちの 380 名余りであった。それ以後は戒厳令により、1991 年の総辞職するまで若干の増員があったが、立法院の構成員がほとんど変わらなかった。したがって、1930 年の民法制定法か 1985 年の改正法は、いずれも国民党の支配の下で制定・改正され、統治の都合上、現状維持が最も望ましいと思われているのではないかと考えられる。立法院の歴史について、立法院ホームページ：http://www.ly.gov.tw/innerIndex.action 参照。

[226] 黄宗楽・前掲注 219）116 頁参照。

すべきである[227]。では、母に男兄弟がいるものの、一生婚姻しないつもりでいる場合や不妊の場合は、子が母の姓を称することができるのか。文理解釈からするとできないが、立法趣旨からは認めるべきであると考えられている[228]。なお、母の男兄弟が死亡したがそれに同姓の男性直系卑属がいる場合、または、母に男兄弟がいないが女兄弟に同姓の男性直系卑属がいる場合は、「母に男兄弟がいない」に該当するのか。文理解釈によると該当するが[229]、立法趣旨からは該当しないと考えられる。

意見の分岐は、約定の時期や「母に男兄弟がいない」時期についても生じている。遅くても子の出生の届出当日に約定しなければならないと解釈する者がいれば[230]、その後であっても約定できるとの解釈も存在している[231]。また、約定時に男兄弟がいなければ十分であると解釈する者がいれば[232]、約定時にいないが子の出生時にいる場合には、解除条件が満たされ、当該約定が効力を失うとの解釈もある[233]。解釈が十人十色である。以上からもわかるように、「母に男兄弟がいない」という要件の追加は、確かに解釈困難の事態を招き、現場の戸籍係員を悩ませるだけでなく、当事者に対し不公平な扱いをするおそれもある。

3・3　1998 年の民法改正法

1985 年民法親族編の全面改正は、保守的な立法委員が多いため、抜本的な改革ができなかった。しかし、政治の民主化、憲法改正の実現および司法院大法官会議解釈による違憲判断の続出につれ、民法親族編の全面改正が程なくして再検討を迫られていた。夫婦の姓に関する民法 1000 条の規定は、この波に乗って 1998 年に改正されたが、子の姓に関する民法 1059 条の規定は、2007 年になってようやく改正を果たした。そこで、本節では、夫婦の姓に関する法改正を紹介する。

3・3・1　改正の背景

1980 年代後半から、台湾では民主化がめざましい進展をみた[234]。そのなかで、1992 年

---

227 黄宗楽・前掲注 219）116 頁。それに対し、戴ほか・前掲注 109）425 頁は、「母に男兄弟がいない」に該当すると解釈している。

228 黄宗楽・前掲注 219）116 頁。なお、法務部 79（1990）年 7 月 14 日法 79 律字第 9999 号函は、母の弟が出家し還俗しないとはいえ、法律上においては母に男兄弟がいると解すべきであるという。

229 戴ほか・前掲注 109）425 頁。黄宗楽・前掲注 219）116~117 頁は、前者は該当しないが、後者は該当すると考えている。法務部 74（1985）年 8 月 26 日法 74 律字第 10578 号函は、後者は該当するという見解であった。

230 戴ほか・前掲注 109）425 頁。

231 司法院 81（1992）・10・21 秘台庁 1 字第 16647 号函によると、本条第 1 条但書の規定は、民法親属編施行法 8 条 2 項の制限を受けるのを除き、条文の文義と立法の趣旨（できる限り姓をもって血縁関係が判断できるようにし、男女平等の原則を実現し、かつ国民の伝宗接代の考え方に合致すること）に照らすと、出生の届出後において子が母の姓を称することを約定できないという制限はないようである。

232 法務部 74（1985）年 8 月 12 日法 74 律字第 9878 号函。

233 戴ほか・前掲注 109）425 頁。

234 具体的には、1987 年に 38 年間にわたって国民党独裁政権の柱となっていた戒厳令が解除され、1991 年に 43 年間にわたる反乱鎮定動員時期の終了が宣言された。それに伴い、非常時の憲法ともいわれる反乱鎮定動員時期臨時条項が廃止され、憲法改正が進められた。1991 年の国民大会代表の全面改選、1992 年の立法委員の全面改選に続き、1996 年に初めての民選総統が誕生するに至った。黄宗楽・前掲注 73）714

に憲法改正が行われ、「国は、婦女の人格尊厳を擁護し、人身安全を保障し、性差別を撤廃し、両性の地位の実質的平等を促進しなければならない」旨が追加された（憲法増修条文旧 18 条 4 項、現在 10 条 6 項)。民法親族編の再編成は、いわばこの民主化の一環として行われているものであり、家族法の民主化および実質的男女平等の実現が改正方針となっていた[235]。

改正を促進した重要な出来事として、司法院大法官会議による 2 つの違憲判断を取り上げる必要がある。釈字第 365 号解釈（1994 年 9 月 23 日）は、親権行使に対し父母の意思が一致しないときに父が行使するという民法 1089 条の規定は、憲法 7 条の男女平等および同増修条文 9 条 5 号の性差別の撤廃に違反し、改正しなければならないと判断した。この解釈があるからこそ、法務部は速やかに同年 10 月 5 日に、民法親族編の 3 段階改正計画を提出したのである。そのうちの第 2 段階が「男女平権」をめぐる検討であり、姓の問題は、当然に見直しの対象とされていた。一方、釈字第 452 号解釈（1998 年 4 月 10 日）により、夫婦の住所を定める民法 1002 条は、当事者に約定の機会を与えているが、約定できない場合は一方の住所を他方に押しつけ、他方の住所選択権を侵害するため、平等原則および比例原則違反として改正を迫られた。同じく婚姻の効果という位置付けで、かつ条文の構造が非常に類似した夫婦の住所に関する規定が違憲であれば、夫婦の姓に関する規定も、間違いなく違憲の疑いが高い。したがって、同年 5 月 28 日に夫婦の姓に関する改正草案が順調に可決されたのは、この解釈が後押しした結果だと言ってよい[236]。

3・3・2　改正の過程[237]

1998 年改正法は、法務部草案の形を若干修正したものの、その骨を残している。「夫婦の自由選択権を尊重するとともに、男女平等の原則に符合させるため」に、夫婦別姓の原則を採用しながら、冠姓の約定をも認めた[238]。なぜなら、婚姻とは、夫婦 2 人が共同生活を営むことであり、冠姓の如何は婚姻の本質に影響しない。また、働く女性が増加しており、冠姓によって「戸籍登録および免許書、証明書、印鑑などの使用に、煩わしさが増すばかりである」と考えられたためである[239]。すなわち、夫婦別姓の原則の導入が成功した背景については、以下の 4 点にまとめることができる。①男女平等の原則を徹底的に貫こうとする意識の共有、②夫婦間の法律関係や夫婦生活の円満は、夫婦の姓と切り分けて考えるべきであることの再認識、③働く女性が増え、婚姻による姓の変更は生活上の不便をもたらすという事実の重視、④婚姻や離婚による姓の頻繁な変更は、戸籍実務にとっても大き

頁参照。

235 黄宗楽・前掲注 73）714 頁。

236 なお、釈字第 399 号解釈（1996 年 3 月 22 日）により、「氏名権は人格権の一種であり、人の姓名はその人格の表れである。したがって、いかに命名するのは、人民の自由であり、憲法 22 条の保障を受けるべきである」と宣言された。憲法 22 条は、「人民のその他の自由及び権利は、社会秩序や公共利益を妨害しない限り、憲法の保護を受ける」と定められている。

237 さしあたり、黄宗楽・前掲注 73）710~712 頁参照。

238 黄宗楽・前掲注 73）714 頁。

239 法務部草案および改正法の改正理由による。

な負担である事実の承認である。なお、「婚姻は、2 人が共同生活を送り、互いに支え合うために設けられた制度であり、嫁入り婚か婿入り婚を区別する必要がない」。まして「婿入り婚制度の存在は、男女平等の仮象および口実をつくるものにすぎない」[240]。したがって、嫁入り婚と婿入り婚の区別が取り払われ、婚姻の一本化が図られた。

表 3-4　1998 年民法改正の際に提出された改正案と改正法（1000 条）

	内容
葉菊蘭[241]	Ⅰ夫婦は婚姻の際に、その本姓に配偶者の姓を冠することを約定することができる。ただし、姓を冠した一方は、随時その本姓に復することができる。 Ⅱ婚姻関係が解消した後、姓を冠した一方は、その本姓に復することができる。
蘇嘉全[242] 潘維剛[243]	（1000 条の削除）
法務部草案[244]	Ⅰ夫婦は、各自その本姓を保有する。ただし、その本姓に配偶者の姓を冠することを約定することができる。 Ⅱ前項の約定は、婚姻届出をするときに、書面をもって戸政機関に冠姓の登録をすることを要する。 （1000 条-1 の追加） Ⅰ姓を冠した配偶者は、戸政機関に対し、復姓の登録を申請することができる。 Ⅱ左に上げる事情の一に該当するときに、戸政機関は、職権で復姓の登録をしなければならない。 ①　離婚したとき。 ②　婚姻が無効となったか、又は取り消されたとき。 ③　夫婦の一方が死亡した後に再婚したとき。
立法院審議会草案[245]	Ⅰ夫婦は、各自に本姓を保有する。ただし、書面をもってその本姓に配偶者の姓を冠することを約定し、かつ、戸籍機関に対し登録することができる。 Ⅱ姓を冠した一方は、随時、その本姓に復することができる。ただし、1 回をもって限りとする。
改正法	Ⅰ夫婦は、各自に本姓を保有する。ただし、書面をもってその本姓に配偶者の姓を冠することを約定し、かつ、戸籍機関に対し登録することができる。 Ⅱ姓を冠した一方は、随時、その本姓に復することができる。ただし、同一の婚姻関係の存続

240 改正法の改正理由による。
241 立法委員葉菊蘭等 86 名の提案（立法院院総第 1150 号、委員提案第 1178 号）。
242 立法委員蘇嘉全等 24 名の提案（立法院院総第 1150 号、委員提案第 1196 号）。
243 立法委員潘維剛等 17 名の提案（立法院院総第 1150 号、委員提案第 1205 号）。
244 行政院・司法院「民法親属編及其施行法部分条文修正草案」（立法院院総第 1150 号、政府提案第 5342 号）。「取引の安全を保護するために、慣習に照らしつつ」、婚姻関係消滅後の夫婦の姓について規定を設けていることが、特徴である。
245 立法院司法委員会審査民法親属編進度説明（1995 年 10 月 18 日）。

	中においては、1回をもって限りとする。

3・3・3　学者からの批評

改正法に対する学者からの批評を見る前に、まず、夫婦の姓のあり方について、学者はどう考えているのかをまとめる。林秀雄の分析によると、同姓説、別姓説、冠姓説がある[246]。

① 同姓説：戴炎輝は、同姓でないと、夫婦であることを完全に表わすことができないと考えている[247]。陳棋炎は、取引安全の面から、夫婦という生活共同体は同姓であるべきであると考えている[248]。

② 冠姓説：呉明軒により、冠姓は男女平等と関係がない。しかも、制定法は当事者に対し約定のチャンスを与えていることから、完璧な立法だといえる。まして、本来の姓名に一文字を加えるものにすぎないので、人事作業に影響しないはずである[249]。

③ 別姓説：葉剣鋒は、夫婦であるかどうかは、同居しているか、仲が良いかどうか、愛称で呼んでいるかどうかなどの言動で判断できる。妻が夫の姓を冠しているとはいえ、その姓を称する者の妻であることがわかるが、具体的にどの人の妻であるのかはわからない。したがって、制定法が「表面的には平等のようであるが、実質的には不平等である」と訴えた[250]。戴東雄は、働く女性で冠姓しない者が増えていることに鑑み、男女平等の精神に基づき、「夫婦は婚姻する時に、その本姓に配偶者の姓を冠することを約定することができる」ように改正すべきだと考えている[251]。一方、蘇達志は、姓の性格が「血縁集団のシンボル」から「個人の呼称」へと変化しているように、男女平等の原則に基づき、「夫婦は、婚姻によっても姓を変えない」との改正案を述べている[252]。なお、林秀雄は、婚姻による改姓は、本人にとって不便であり、第三者にとっても取引安全の面では不利であるとして、男女平等の観点から、夫婦別姓が望ましいと考えている[253]。

3つの学説に分類されているが、完全な夫婦別姓論の蘇達志を除き、ほとんどの学者は、別姓と冠姓（同姓）を同時に認め、ただどちらを原則にすべきかについて、見解を異にしている。また、中国の伝統には冠姓の慣習しかないので、同姓説が実際に冠姓説であると

---

246 林・前掲注85）69頁。
247 戴炎輝・前掲注91）115頁。
248 陳棋炎「婚姻の効果について（中華民国法）」戸籍時報338号（1986年）3~4頁。なお、同氏は、「関於修改民法親属、継承両編之管見」国立台湾大学法学論叢4巻2号（1975年）216頁において、こう語っている。「男女・夫婦間の平等は、姓という小さいところで争うべきではない。したがって、夫婦の姓については、嫁入り婚と婿入り婚に分けて強行規定を置くべきではなく、夫婦が約定によって本姓を残し、あるいは本姓を捨てて配偶者の姓を称することを認めても、夫婦の平等に差し支えがない。」
249 呉・前掲注151）29~30頁。
250 葉剣鋒「民法修正芻議――関於夫妻住所、姓氏及財産制」政大法学評論（1974年）12月号、4~5頁。なお、冠姓しない女性が少なくないという現存の事実に法的根拠を与えること、また、冠姓している女性が離婚や再婚によってさんざん改姓しなければならないという面倒を解消することも、その理由である。
251 戴東雄「西徳新婚姻法的立法趨勢與立法精神」国立台湾大学法学論叢7巻2号（1978年）201頁。陳美伶「親属法上称姓問題之探討」法令月刊33巻3号（1982年）13 頁も賛同。
252 蘇・前掲注159）114~115頁。
253 林・前掲注85）69頁。

考えてよいと思われる。そうすると、2 点注目すべきところを挙げたい。①冠姓説の出発点は、第三者の取引安全の保護である。それに対し、別姓説は、冠姓があったとはいえ、取引安全を完全に保護できるとは限らず（葉）、また、冠姓があったからこそ、取引安全が脅かされると主張している（林）。同じく取引の安全を守ろうとしているが、冠姓説は、婚姻後の取引相手を保護対象としている一方、別姓説は、（特に妻の）結婚前の取引相手をも視野に入れている。②夫婦の姓のあり方をめぐって、当時学者たちの議論は、依然として男女平等の原則にとどまり、それを越えて自己決定権まで言及する者は、ほとんど見られなかった。

では、改正法に対し、学者はどう見ているのか。黄宗楽によると、「今日、女性の社会進出が増え、国民の権利意識が変り、本姓を名乗り続けることは人格的利益であるという立場から言えば、…本姓の保有を原則にしたのはそれなりの根拠がある。しかし、夫婦の姓の問題は、夫婦の同一性の識別に関わり[254]、かつ国民の感情、子の姓などをもあわせて考慮しなければならない」。したがって、今回の改正は、不完全なものであると考えられている[255]。また、戴東雄は、働く女性のニーズに応えること、約定の要式性・公示を定めることが取引安全に資すること、復姓規定の追加が復姓できるかどうかという疑義を解決することが、改正法の長所であると評価している。しかし、改正法の短所といえば、一家一姓の原則を覆したこと、離婚などの場合に姓がどうなるのかを定めないことが挙げられている[256]。それらに対し、林秀雄は、改正法は夫婦別姓の原則を採り、「男系血統の下での産物でなくなり、男女平等の原則の貫徹および取引安全の保護のためのものであり、画期的な意義を有する」と高く評価している[257]。なお、夫婦の姓は婚姻の効果であり、離婚後、冠姓の一方が当然に復姓することとなるので、明文がなくても問題はないと考えられる。しかし、死別の場合には復姓の義務がないものの、再婚しようとして婚姻届を提出する際に、姓の複雑化を避けるように復姓すべきである。したがって、死別の場合については、明文規定があったほうが妥当であろう[258]。

改正法の特徴は、夫婦別姓の原則を採用したほか、嫁入り婚と婿入り婚の区別をなくしたことも、注目される。黄宗楽のいったように、「民法は、すでに一夫一妻制を確認し、婚姻を男女が終生共同生活を目的として適法に結合した関係としているので、嫁入り婚と婿入り婚を区別すべきではない。男女が婚姻によって新しい家庭を築き、誰が誰の家に入るかという問題が生じるわけではない」[259]。一方、戴東雄は、かつてこう主張した。すなわち、「婿入り婚は社会に軽蔑され、この形で婚姻する男女が少ない」ので、婿入り婚の名称

254 しかし、同氏の妻は大学教員で冠姓していない。
255 陳ほか・前掲注 80）140~141 頁〔黄〕。黄宗楽・前掲注 73）715 頁は、「とにかく、この度の民法親属編の改正により、台湾における姓の問題は、法律上名実ともに単なる個人の呼称にすぎなくなるに違いないと思われる」という。ところが、子の姓について改正が見送りされた。
256 戴ほか・前掲注 109）119~120 頁。
257 林・前掲注 80）108 頁。
258 林・前掲注 80）108~109 頁。
259 黄宗楽・前掲注 220）443~444 頁

を廃止し、その「精神」を残すべきである[260]。同氏のいう「婿入り婚の精神」は、伝宗接代なのである。したがって、改正法によって婿入り婚の名称が条文から消えた（ただし、子の姓については残っている）陰で、伝宗接代の要望がより簡単に叶うようになるだろう。

3・4　2007 年の民法改正法

2007 年には、嫡出子、非嫡出子、養子を含み、子の姓に関する規定が大幅に改正された。子の姓が父母の自由な協議で決められるようになったこと、子の改姓・養子の不改姓について明文化されたことが、最も重要な変更である。しかし、法改正の実現は、決して容易なことではなかった。

3・4・1　改正の背景

1985 年の改正（嫁入り婚の子は母に男兄弟がいない場合に限り、母の姓を称することができる）に対し、一般人から不満が募り、特に女性団体は、嫁入り婚と婿入り婚の区別で子の姓を異にすることは男女平等違反だと強く批判していた[261]。それに応じ、立法委員らが 6 つもの改正案を提出している一方、法務部は 1995 年から 1059 条の見直し作業を始め、同年に改正草案を作り上げた。この法務部草案は、さらに立法院審議会において大幅に修正された。こうして子の姓のあり方に対し、見解が分かれなかなかまとまらないゆえ、1059 条の改正が 1996 年の親族編一部改正からずっと立法院で議論されていたが、その実現は 2007 年まで待たなければならなかった。とはいえ、改正作業が連続性のあるプロセスであり、議論の積み重ねがあったからこそ、改正が最終的に果たされたのである。したがって、1995 年前後の議論の到達点を把握することも、非常に重要であると考えられる。そのうち、非嫡出子の姓について言及した改正案は、概ね認知前は母の姓を称し、認知後は約定によるという提案なので、ここでは、見解が分岐する嫡出子の姓についてのみ、改正案ごとの特徴および改正の趨勢を紹介する。

表 3-5　1996 年民法改正の際に提出された改正案（1059 条）

李必賢[262]	Ⅰ子は、父の姓に従う。ただし、母の姓に従うと約定したときは、その約定に従う。 Ⅱ入夫の子は、母の姓に従う。ただし、父の姓に従うと約定したときは、その約定に従う。
蘇嘉	Ⅰ子は、父の姓に従う。ただし、母の姓に従うと約定したときは、その約定に従う。 Ⅱ入夫の子は、母の姓に従う。ただし、父の姓に従うと約定したときは、その約定に従う。

[260] 戴東雄・前掲注 251）201 頁。
[261] 戴ほか・前掲注 109）426 頁。
[262] 立法委員李必賢等 24 名の提案（立法院院総第 1150 号、委員提案第 1033 号）。

全[263]	Ⅲ夫婦が離婚した場合、子の姓は、約定によって母（又は父）の姓に従うよう改めることができる。 Ⅳ前 3 項の約定は、1 回に限らない。
謝啓大[264]	Ⅰ子が父の姓又は母の姓に従うかは、父母によりこれを約定し又は改定する。 Ⅱ嫡出でない子は、母の姓に従う。ただし、実父が認知しかつ実父と別段に約定するときは、その約定に従う。
葉菊蘭[265]	Ⅰ子の姓は、父母がこれを約定する。 Ⅱ嫡出でない子が実父に認知された後、その姓は、父母がこれを約定する。約定できないとき又は約定が調わないときは、母の姓に従う。
朱星羽[266]	Ⅰ子の姓は、父母双方がこれを約定する。約定できないときは、裁判所に対し、子の利益を斟酌しこれを定めることを申立てなければならない。 Ⅱ子が 20 歳に達した場合は、自ら父の姓又は母の姓に従うかを選択することができる。
潘維剛[267]	Ⅰ子の姓は、父母が共同で父の姓又は母の姓に従うと約定する。協議が達成できないときは、戸政機関にて籤引きによってこれを決定する。 Ⅱ夫婦関係が存属しないとき、その子の姓は、必要に応じて父の姓又は母の姓に従うよう変更することができる。 Ⅲ子が法定の成年に達した後 1 年以内に、前項の姓の規定に関し、父の姓又は母の姓に従うかを選択することができる。決定した後は、再び変更することができない。
法務部[268]	Ⅰ子は、父の姓に従う。ただし、子の出生の届出前に、父母は、書面をもって子が母の姓に従うと約定することができる。 Ⅱ子の姓は、出生届出を経た後、父母により書面をもって、変更の届出を約定することができる。ただし、子が成人し又は婚姻した場合は、これをすることができない。 Ⅲ前項の変更は、1 回をもって限りとする。子が 7 歳以上の場合は、その同意を得なければならない。 （1059-1 の追加） Ⅰ嫡出でない子は、母の姓に従う。 Ⅱ嫡出でない子が認知された場合、父母は、書面をもって子が父の姓に従うと約定することができる。 Ⅲ前条第 2 項と第 3 項の規定は、前条の場合において準用する。

[263] 立法委員蘇嘉全等 24 名の提案（立法院院総第 1150 号、委員提案第 1196 号）。
[264] 立法委員謝啓大等 20 名の提案（立法院院総第 1150 号、委員提案第 1174 号）。
[265] 立法委員葉菊蘭等 86 名の提案（立法院院総第 1150 号、委員提案第 1178 号）。
[266] 立法委員朱星羽等 19 名の提案（立法院院総第 1150 号、委員提案第 1186 号）。
[267] 立法委員潘維剛等 17 名の提案（立法院院総第 1150 号、委員提案第 1205 号）。
[268] 行政院・司法院「民法親属編及其施行法部分条文修正草案」（立法院院総第 1150 号、政府提案第 5342 号）。とりわけ第 2 項の改正理由により、「事情変更に対応するために、改姓の規定を追加する。ただし、子が婚姻して子どもを生んだとすれば、その改姓に伴い子どもも改姓するのかという問題が生じる。また、子が成人した後、社会生活を送り、人格形成も完了したため、改姓は取引の安全や第三者の利益に影響しやすい」。したがって、制限を設けるわけである。

	Ⅳ嫡出でない子は、実父に認知されたときに既に成人し又は婚姻した場合は、認知後 1 年以内に、父母の書面による同意を得て、姓の登録変更をすることができる。ただし、1 回をもって限りとする。
立法院審議会[269]	Ⅰ子が父の姓又は母の姓に従うかは、父母の書面による協議でこれを定める。 Ⅱ父母の一方が協議をすることができないときは、他方がこれを決定する。父母が協議しない又は協議が調わない場合は、裁判所に対し、父母の一方を指定しこれを定めさせることを申立てることができる。 Ⅲ裁判所が前項の指定をするときは、父母の意見を聴き取り、かつ子の利益及びその他の事情を斟酌しなければならない。

1985 年改正法の問題点は、いうまでもなく嫁入り婚と婿入り婚の区別を残し、嫁入り婚の子が「母に男兄弟がいない」場合にのみ、母の姓を称することが可能であることにある。したがって、それに対応するために、①すべての改正案は、条文から「母に男兄弟がいない」という一文を削除し、また、②李案を除き、すべての改正案は、嫁入り婚と婿入り婚の区別をなくした。③すべての改正案は、父母の約定によって子の姓を決めることを認めているが、約定できない場合はどうするのかというと、父の姓を称する案（李案、蘇案、法務部草案)、裁判所が定める案（朱案)、裁判所が定める者を指定する案（審議会草案)、戸籍機関で籤引きによって定める案（潘案）が出されている。子の姓がこうして決定された後、④父母は、離婚（蘇案）や婚姻関係の解消（潘案）によって、もしくは無制限（謝案）か子が未成年かつ未婚である（法務部草案）との条件の下で、子の姓を改めることができる。⑤子が成人すれば、自由に改姓できることを盛り込んだ案（朱案、潘案）も見られる。

以上の改正案の特徴からは、子の姓に関する改正の趨勢を読み取ることができる。すなわち、①「母に男兄弟がいない」要件の削除、②婿入り婚の廃止および、③の子の姓に関する父母の約定への尊重は、男女平等の原則を徹底した結果だと評価することができる。③の子の姓に関する裁判所や戸籍機関からの関与は、私法の公法化を意味し、その背後には、公正の第三者によって、実効的に家族メンバー（特に子どもや弱者）の利益を守ろうとすることへの期待が潜んでいる。父母による改姓（④）および子による改姓（⑤）への承認が、姓から「個人の呼称」という性質を引き出し、子の姓に対する自己決定権への尊重は、まさにその性質を極める表現である。なお、子の姓に対する自己決定権への尊重は、法務部草案において、父母による子の改姓には、子（7 歳以上）の同意を必要とすると点にも体現されている。それだけでなく、裁判所が子の姓を定めるか、子の姓を定める者を指定するときには、子の利益を考慮しなければならないとされている。子の利益の保護は、子の姓を定めるときに、さらに子の姓に関する規定を定めるときに、ひとつ重要な方針となりつつあることがわかる。それは、児童権利条約（1989 年）および世界諸国の近年の法改正

269 立法院司法委員会審査「民法親属編」進度説明（1995 年 10 月 18 日)。

から、強い影響を受けていたのではないかと考えられる。

まとめると、子の姓に関する法改正の議論は、1995 年前後の時点で、すでに男女平等の枠組みを越え、異なる次元で展開された。男女平等、父母の子の姓に対する選択権、子の利益、子の自己決定権など、考慮すべき要素が交錯しており、また、それらを担保するには国が如何に介入すべきかが、避けられない問題になっている。まして姓の問題は、ただ子本人と父母 3 人間の問題ではなく、子の兄弟、父母それぞれの家族、さらに第三者まで絡む重要な問題であるので、利益調整を如何にするかが当然に問われる[270]。したがって、子の姓に関する改正が実現されるまで、十数年、それどころか、1985 年から数えれば 20 年余りもかかったことは、まさにその問題の複雑さと困難さを物語っているのである。

3・4・2　改正の過程

近年、先進諸国における親族法の改正にせよ、台湾における親族法の改正にせよ、いずれも「男女平等の原則の貫徹」、「未成年子の最善の利益の保護」、「世界潮流への順応」、「社会公益への配慮」を立法原則としている。こうした流れをうけて、以上の原則を徹底的に実現するために、民法親族編の改正が再び検討された。法務部は、2001 年 10 月から 2003 年 6 月にかけて、3 回の公聴会と 2 回の専門家討論会を開き、各界から意見を聴取する一方、学者、専門家および関連機関の代表者を招き起草委員会を組織し[271]、19 回の会議を経た末、改正草案を作り上げた[272]。以下では、実子の姓と養子の姓に分けて、法務部の 2003 年草案と 1995 年草案の相違点を取り上げる。続いて、起草委員会において行われた論議をまとめることによって、改正内容が変化した理由や委員らの思慮を明らかにする。

表 3-6　2003 年の法務部草案

	内容	改正理由
法務部草案	（1059 条の改正） Ⅰ父母は、子の出生登記の前に、書面をもって、子が父の姓又は母の姓に従うと約定することができる。約定していない場合は、父の姓に従う。 Ⅱ嫡出でない子は、母の姓に従う。 Ⅲ子は、未成年の場合に、出生届出を経た	▪「母に男兄弟がいない」時点、また、約定方法について規定がないため、実務では紛争が多い。そこで、憲法の男女平等の原則に合致し、父母の選択権を尊重しつつも、国民の伝宗接代の観念を配慮し、父系社会の現状維持を図るために（Ⅰ）。 ▪ 婿入り婚がすでに廃止されたため、2 項を削除。 ▪ 非嫡出子は認知前、実父と親子関係がないが、実母と

[270] 戴東雄・前掲注 225）15 頁によると、改正難航の原因は、子の姓は、男女平等、父母の権利利益および伝統社会の習俗が複雑に絡み合っているためであるという。

[271] メンバーは、戴東雄（座長）、王如玄（弁護士）、王海南、汪智陽、李慧児、林秀雄、林秀蓮、林勝崑、林朝松、林錫堯、郭振恭、陳恵馨、陳美伶、陳金圍、許澍林、黄貞容、楊芳婉、翟蘭萍 、鄧学仁、羅瑩雪（弁護士）である。

[272] 法務部法律事務司編（以下「法務部編」という。）『民法親属編研究修正実録――結婚形式要件、重婚効力、男女平権及為子女利益等』（法務部、2004 年）551 頁以下の「民法親属編部分条文修正草案総説明（2003 年 8 月）」による。子の姓に関しては、2002 年 9 月 23・30 日、10 月 7・14 日で合計 4 回にわたって議論されていたが、養子の姓に関しては、2003 年 6 月 16 日でただ 1 回のみで決着がついた。

	後、父母により、書面をもって、姓を変更することを約定するができる。 Ⅳ子は、成人した場合は、父母の書面による同意を経て、姓を変更することができる。 Ⅴ前 2 項の変更は、あわせて 1 回をもって限りとする。 Ⅵ父母の離婚、父母一方又は双方の死亡、もしくは満 3 年以上の生死不明があり、かつ子の姓がその人格発達に明らかに不利な影響を与えると認める事実がある場合は、法院は、父母の一方又は子の請求により、子の姓の変更を宣告することができる。 Ⅶ法院は、前項の裁判をするときに、1055 条の 1 の規定を準用する。	は分娩の事実で 1065 条 2 項によって嫡出子と見なされるため、母の姓に従う（Ⅱ）。 ▪ 事情変更に応じるために、改姓について規定を追加。ただし、身分の安定と取引の安全のために、合計 1 回に制限（Ⅲ~Ⅴ）。 ▪ 氏名権は人格権の一部であるため、3 項から 5 項の規定によって姓を変えることができないときは、改姓のチャンスを与えるべきである。ただし、身分の安定と取引の安全を配慮するために、一定の制限（Ⅵ）。
	（1078 条の改正） Ⅰ養子は、養親の姓に従う。 Ⅱ夫婦が共同して養子を迎えるときは、縁組の届出前に、書面をもって、養子が養父の姓又は養母の姓に従うと約定することができる。約定していない場合は、養父の姓に従う。 Ⅲ夫婦の一方が他方の子を養子とするときは、縁組の届出前に、書面をもって、養子が元の姓を維持すると約定することができる。 Ⅳ前 2 項の場合は、1059 条第 6 項と第 7 項の規定を準用する。	▪ 養子縁組制度は、養子となる者に養親となる者の嫡出子たる地位を獲得させるための制度（Ⅰ）。 ▪ 夫婦共同縁組の場合、養子は養父母の嫡出子のようであるため、改正草案 1059 条 1 項を参照（Ⅱ）。 ▪ 夫婦の一方が他方の子を養子とする場合は、原則的には第 1 項を適用する。しかし、実務では、夫婦の一方が他方の子を養子としたいが、他方とその子が実父の宗祧祭祀などを守り、元の姓を維持したいため、養子縁組ができないことがある。そこで、実務問題を解決するために規定（Ⅲ）。 ▪ わが国の養子縁組は、伝宗接代を目的とすることが多いので、改正草案 1059 条第 3 項から第 5 項までの規定を準用することに適しない。しかし、縁組後、同条第 6 項の事情が生じうるため、準用規定を追加した。なお、本項の養子の姓の変更は、夫婦共同縁組の場合には養父の姓か養母の姓、他方の子を養子とする場合には養親の姓か元の姓への変更に限定する（Ⅳ）。

まず、嫡出子の姓に関する両草案の相違点は、①例外が原則となり、すなわち、子の姓は原則的に父母の約定によるが、約定のない場合は父の姓を称することとなる。②子が未成年の場合は、既婚であっても（子どもがいても）、父母は、その姓を変更させることができるが、③成人の場合は、父母の同意を得て自ら改姓できるようになる。後者の子による

改姓は、時間制限はないが、回数制限がある。すなわち、成人する前にすでに改姓されたことがあると、再び改姓（＝復姓）することができなくなる。ただし、④特殊な事情があり、子の姓がその人格発達に悪影響を与えるおそれがある場合は、年齢を問わず、裁判所を通して改姓することができる。この裁判所による改姓は、1995 年前後の諸提案の中では見られなかったもので、重要な意義を有する。なお、非嫡出子は原則的に母の姓を称するが、実父に認知されれば、上記②~④が適用される。すなわち、非嫡出子と嫡出子の区別をなくし、実子の姓に対する立法の一本化が試みられた[273]。

子は原則的に父の姓を称すべきか、それとも父母の決めた姓を称すべきか（①）。前者を支持する理由として、姓の複雑化を防ぐこと[274]、戸籍実務の利便性を図ること[275]が挙げられている。施慧玲（中正大学教授）も公聴会において、「わが国は父系社会であるから、子が原則として父の姓を称するのは当然なことで」あり、子の姓は男女平等とはまったく関係ないと主張している[276]。それに対し、男女平等は、まさに約定支持派の持論である[277]。しかし、条文の構造が変っても実際には変りがないので、どちらを原則とするかは、実は実益のない議論である[278]。それゆえ、男女平等の立法趨勢に従い、父母による約定を原則としたのである。なお、約定のない場合は直ちに父の姓を称するとしたのは、子の保護の観点からすれば、迅速に姓を決め出生届を出したほうが望ましいほか、そもそも裁判所が子の姓について決められないのではないかと考えられていたためである[279]。世論調査の結果によっても、7 割以上の者は約定できない場合は父の姓を称することに賛成している[280]。

②~④は、子の改姓に関する革新的な提案である。父母（②）か子（③）による改姓については、主に 2 つの見解が対立している。林秀雄（当時政治大学教授）と王海南（政治大学教授）は、父母による改姓に反対の意を示しているが、子による改姓には賛成している。

---

273 特に陳恵馨（政治大学教授）によって、推し進められたのである。法務部編・前掲注 272）74 頁。

274 法務部編・前掲注 272）6 頁の羅の発言によると、姓が家族制度の表徴であり、父母の自由な約定に委ねると、姓の意義が薄れてしまう。また、7 頁の王の発言によると、子の姓は男女平等と関係がなく、子は婚氏を称すべきであった。

275 法務部編・前掲注 272）6 頁の羅、7 頁の王の発言による。台北市政府民政局も公聴会において、子の姓をまったく父母の約定に委ねると、戸籍実務が混乱するという懸念を示している。同じく現場からの声であるが、内政部は、子の姓を父母の約定に委ねるとすれば、疑義を正すために、約定方法を書面に制限すべきであると要求している（69 頁の翟の発言による）。

276 法務部編・前掲注 272）33 頁。郭も、姓を称することは、対外に親族関係を公示することであり、男女平等や権利義務とあまり関係がない（65 頁）。子の姓は、社会形態、すなわち父系社会なのか、母系社会なのかとかかわっているので、社会の承継にとっては姓がシンプルでよいという（67 頁）。

277 法務部編・前掲注 272）6、71 頁の林秀雄、7 頁の鄧、9 頁の羅（意見変更）の発言による。そのうち、林秀雄は、父母の約定を原則としないと、女性団体が受け入れないと指摘している。

278 法務部編・前掲注 272）7 頁の王・鄧の発言による。

279 法務部編・前掲注 272）6、71 頁の林秀雄の発言による。ちなみに、李玲玲「論婚生子女之称姓」月旦法学雑誌 80 号（2002 年）230 頁も、林秀雄と類似した論理で、父の姓を称することに賛同している。

280 法務部法律事務司「台湾地区民衆対於現行民法親属編相関規定之看法」（1995 年）参照。同調査は、民間企業が法務部の委託を受け、1995 年 6 月 14~21 日と同年 9 月 23 日~10 月 16 日の 2 回に分け、20 歳以上の国民と法律関係者に対し実施した電話調査である。調査結果により、子の姓について父母が約定できない場合は、父の姓を称する案に賛成する者は、それぞれ 60.8%、59.7%であるが、裁判所が決定者を指定する案に賛成する者は、27%、33.4%である。なお、性別、年齢、職業などの要素は、調査結果に影響があまりないという。

なぜなら、子の出生時にすでに父母に対し選択のチャンスを与えたので、姓が確定された以上、身分の安定を守るためには、父母が任意にそれを変更できるのは妥当ではないという。だが、子に対しては自己決定のチャンスを与えてもよいと考えるわけである[281]。要は、「子は父母の財産ではなく、父母の気持ちによって姓を変えるべきではない。子の姓は、子自身で決めるものとすべきである」[282]。それに対し、多くの委員は、子による改姓のみならず、父母による改姓にも賛成している。しかしながら、その理由は必ずしも明白ではない。母の男兄弟が急死し伝宗接代のニーズが生じることに臨機応変に対応するために、父母による子の改姓を認めたのかもしれない[283]。

その点、父母による改姓を認めるなら、次に要件を考える必要がある。つまり、子の年齢、婚姻状況、子どもの有無および子本人の意思を、いかに考慮すべきかという問題である。父母による改姓は、「子が未成年の時にしかできない」[284]から、「成年であってもできるが、子の同意を要する」[285]へと、議論が展開していた。しかし、姓が人格権の一部であることを考えると、やはり「成人の場合は、子が自ら改姓することができるが、父母の同意を要する」[286]ように改めたほうが適切であろう。したがって、未成年の場合は父母による改姓、成年の場合は子自身による改姓のように、改姓の類型が確定された。そもそも、子が婚姻していると、改姓はもはや個人だけの問題ではなく、その子どもの姓にもかかわるため[287]、子の未婚を要件とすべきか、それとも、その子どもの同意を要件とするかが、問題となっているわけである[288]。もっとも、考慮すべき要素が多すぎると、単に問題を複雑にするので、「子は成人した後 2 年以内に、父母の同意を得て改姓できる」との提案が多くの支持を受けていた[289]。しかし、2 年の時間制限が最後に外された。その理由は、必ずしも明瞭ではない。母の男兄弟が急死し跡継ぎを確保するための対応策として、時間制限が余計なものであると認識されたためではないかと考えられる。なお、父母による改姓の際に、子の意見を聞くべきかどうか、聞くとすれば何歳の子に対し聞くべきかが問題となる[290]。

---

281 法務部編・前掲注 272）16、20 頁の王の発言による。

282 法務部編・前掲注 272）67 頁の林秀雄の発言による。特に離婚後、父母が個人の気持ちで子の姓を変更するのは、子の人格形成に影響を与えるものである（15 頁）。また、魏大喨（裁判官）も公聴会において、子の姓はその人格権にかかわるものであるため、父母による改姓に反対している（34 頁）。

283 法務部編・前掲注 272）72 頁の戴の発言によると、現行法の下では、子の姓は父母の約定によるが、父の同意を得られないと、子は母の姓を称しようもない。したがって、婿入り婚が廃止された後であっても、母の姓を称するチャンスをつくり出すように、救済のルートを工夫する必要があると述べている。また、林秀蓮は、成人後の改姓を認める理由として、母の男兄弟の急死という事情に対応し、実務問題を解決しようとすることを挙げた（45 頁）。

284 法務部編・前掲注 272）12・44 頁の鄧、43 頁の李の発言による。身分の安定と取引の安全が主な理由である。

285 法務部編・前掲注 272）44 頁の羅の発言による。

286 法務部編・前掲注 272）92 頁の戴・王の発言による。

287 法務部編・前掲注 272）12 頁の鄧の発言による。

288 法務部編・前掲注 272）45、52 頁の林錫堯の発言による。

289 法務部編・前掲注 272）45 頁以下で議論されている。提案者は戴、支持者は羅・林錫堯である。身分の安定が考慮されている。なお、戴は、成年者が成熟して改姓が自己の利益になるかどうかを判断できるので、その自己決定や意思を尊重するために、父母の同意を要件から外すべきだと主張した（45 頁）。

290 公聴会において、すでに多くの意見が出された（法務部編・前掲注 272）26 頁以下参照）。また、羅は、

しかし、裁判所が介入しない限り、それを議論することは実益がなく、子の意見を聞くように規定すると、かえって戸籍実務の運用に支障を来す[291]。したがって、子の同意を得ることや、子の意見を聞くことは、草案から削除された。

以上、父母や子による改姓の要件について紹介した。いずれも改姓要件が緩和されたとはいえ、要件が満たされない場合、たとえば未成年の場合に父が約定に協力しない、成年の場合に母が死亡しその同意を得られないときは、どうすればよいのか。一度改姓すれば、もはや復姓は認められないので、同様の問題が出てくる[292]。その解決策として、裁判所の介入が考えられた。裁判所による改姓（④）の導入支持派の先頭に立ったのは、羅瑩雪（弁護士）である[293]。同氏は、子の姓がその人格発達に悪影響を与える場合には、民法 1055 条（離婚後の親権者決定に対する裁判所の介入）、1089 条（婚姻中の親権行使に対する裁判所の介入）のように、裁判所が介入すべきだと主張している[294]。なぜなら、抽象的概念である姓名や身分の安定のために、子どもの正常な人格発達を犠牲にするのは、明らかに衡平を失するためである[295]。また「法律が万能でなく、裁判官が万能ではない」という介入反対派の反対理由に対し[296]、ソーシャルワーカーが訪問調査し専門的意見を提供するため、裁判官は改姓の可否を判断できると反論している[297]。なお、子の姓がその人格発達に悪影響を与える具体例として、離婚後の親権者と姓が異なること、父の死後に母方家族と生活すること、父母の一方が扶養責任を果たさないどころか子を虐待すること、兄弟の姓が異なるため仲が悪いことが挙げられた[298]。こうして、裁判所による改姓は、子の人格権を保護しつつ、身分の安定、取引の安全をも配慮した上、限定的に認められるようになった。

児童福利法（廃止）27 条 2 項（養子となる者の意思への尊重）を参照し、7 歳以上の子の意見を聞くべきだと主張するが（92 頁）、陳恵馨は、小学校卒業なら判断能力があるとして、12 歳以上の子の意見を聞くべきだと主張する（91 頁）。

291 法務部編・前掲注 272）92 頁の王、93 頁の翟・李の発言による。異なる観点から、子の同意が要らないと主張した者として、高雄県政府社会局がある（公聴会、29 頁）。すなわち、子の姓は父母のニーズにかかわり、子自身の利益に影響を与えない。子の同意を必要とすると、子が父母間の紛争に巻き込まれ、子のためになるとは限らないという。

292 法務部編・前掲注 272）94 頁において、戴は、裁判所による改姓があるから、父母か子による改姓は合計 1 回で十分であると主張している。

293 そのほかに、戴、王、林錫堯、林秀蓮、陳恵馨、翟がある。

294 法務部編・前掲注 272）9、52 頁。なお、同氏によると、1995 年草案の起草過程において、女性団体が討論に参加して意見を出していたが、児童福祉団体などが参加していなかった。したがって、今回の改正においては、児童の最善の利益を十分に吟味しなければならないと指摘している（69 頁）。

295 法務部編・前掲注 272）80 頁。同氏はさらに、同じく未成年子の利益を考慮するために、離婚後の親権者変更は 1 回に限定されていないのであれば、子の改姓についても、裁判所の介入を 1 回に限定する必要がないと主張している（22 頁）。一方、戴は、姓の変更は親権者の変更とは目的が異なり、頻繁な改姓が子の人格発達に影響を与えるのではないかと考えている。したがって、裁判所の介入は、父母による改姓ができない場合にのみ認めるとした（53 頁）。なお、裁判所が介入して姓が変った以上、もはや父母による改姓ができなくなるというのは、両者の共通の見解である（53 頁）。

296 法務部編・前掲注 272）67 頁の林秀雄、76 頁の陳美伶の発言による。なお、ほかの導入反対派として、鄧、郭、李（意見変更）がある。

297 法務部編・前掲注 272）22 頁。

298 法務部編・前掲注 272）9 、52、62、66、80 頁。特に父母が離婚し、または父母の一方が死亡した場合には、子は親権者ないしその家族と姓が異なると、よそ者と思われ、家庭生活に溶け込みにくいことがあるとの指摘がされた。

さらに言えば、裁判所による改姓は、父母や子による改姓が不可能な場合に限り認められるものなので、あくまでも私的自治の原則の下において、補充的な役割を担う制度である。

ところで、2003 年法務部草案によって、養子の姓にはどのような変化があったのか。1995 年の段階で養子の姓の改正が未だに議論されていなかったようなので、1985 年改正法と比較しながら、その特徴を見出したい。養子については、養親の姓を称するか、夫婦共同縁組の場合は嫡出子の姓に関する規定を適用するという基本的スタンスは変わらない。しかし、連れ子養子は約定によって姓を変えなくてもよいことと、共同縁組された養子および連れ子養子は、裁判所を通じてしか改姓できないことが、特徴的である。まず、前者の起草過程を見てみよう。

問題視されたのは、養子が養親の姓を称するという原則の下では、妻が夫の子を養子とする場合に養子が養母の姓を称することとなる点である。その結果が民情と相容れないと思われる[299]。しかし、この場合に養子が養母の姓に改姓しないように改めるとすると、逆の場合に、養子が養父の姓に改姓しなければならないというのは、男女平等の原則に反すると考えられる。そこで、連れ子養子は原則的に改姓しないが、約定があれば養親の姓に改姓してもよいとの改正意見が出された[300]。それに対し、養子縁組によって新しい親子関係が構築されたため、元の姓を保持するのは相応しくないとし、連れ子養子の姓は、再婚当事者双方の姓に限定すべきだとの意見も見られる[301]。結局、連れ子養子の姓は十分な議論を経ずに、原則的には養親の姓を称するが、約定によって元の姓を保持することができるように修正された[302]。なぜ議論が不十分であるかにつき、以下 3 点を指摘できる。①1985 年改正により、養親の姓の原則のほかに、「配偶者のいる者が養子とするとき、養子の姓は、1059 条の規定を適用する（2 項）」という補充規定が追加された。1059 条を適用した結果、妻が夫の子を養子とする場合であっても、養子が原則的に実父の姓を称するが、実父と養母に約定がある場合に限り、養母の姓を称することが可能となる。すなわち、現行法の下では、そもそも養子が養母の姓を称しなければならないということはないので、このように解釈する者は、2 項の規定を見逃していると思われる。②子（または実父か母からの要望かもしれない）が元の姓を保持し、実父の伝宗接代をさせたいため、母の夫の養子になれないという実務問題を解決するために修正したと、改正理由において説明されている。しかしながら、起草委員会の会議記録を読む限り、このことは一度も議論されていなかった。また、③会議の途中において、「時間の関係で」これ以上議論することができないと言われ、最後のところ、「姓名条例の改正に対応するために、養子の姓に関してはゆっくり議論できなかった（後述）」と司会者が謝り、ただ 1 回の会議で養子の姓の見直し作業を終わらせたのである[303]。

---

299 法務部編・前掲注 272）401 頁の楊の発言による。
300 法務部編・前掲注 272）401 頁の戴の提案、陳恵、楊も賛同している。
301 法務部編・前掲注 272）402 頁の王海南の発言による。王如玄も同意見であり、さらに、元の姓を保持することは、伝宗接代の意味合いを有するようであると指摘している。
302 法務部編・前掲注 272）402 頁の林錫堯の提案である。
303 法務部編・前掲注 272）402 頁の林錫堯、405 頁の戴の発言による。

一方、養子の改姓をめぐっては、以下 3 つの意見が対立していた。①1059 条を丸ごと準用する説、すなわち（養）父母による改姓、養子による改姓、裁判所による改姓をすべて認める意見、②同条 4 項から 7 項まで準用する説、すなわち養子による改姓、裁判所による改姓を認める意見、③同条 6 項から 7 項まで準用する説、要は、裁判所による改姓しか認めない意見である[304]。縁組の成立によって新しい関係が始まり[305]、縁組の際にすでに養子の姓について約定はしたので[306]、実子の姓に関する 1059 条の規定をそのまま準用するのは望ましくないと思われている。ただし、（養）父母の離婚や（養）母の兄弟姉妹が死亡した場合には、改姓の必要があるかもしれない[307]。したがって、③を採用することにした。また、連れ子養子の改姓は、現に婚姻関係がある父母（養父か実母、実父か養母）のいずれの姓に限定すべきだという見解があるものの[308]、結果的には元の姓への改姓も予定された[309]。こうして立法では成人の養子による改姓を認めず、解釈では連れ子養子の復姓を認めているのには、改正理由にも言及されたように、養子縁組における伝宗接代の機能を最大限に働かせる狙いがあったのではないかと思わずにはいられない。養子縁組制度は「親のため」から「子のため」へと目的が変ってきたという改正背景と反対に[310]、実際の改正作業はむしろ逆戻りしたと言わざるを得ない。

なお、養子の子どもは、縁組によって養子と共に改姓すべきかどうかが議論されていた。縁組書において定めがあればそれに従い、または、1059 条の規定に従うとの意見がある他方[311]、養子制度の目的がまさに伝宗接代であるため、改姓すべきだとの意見もある[312]。もっとも、養子の直系卑属の姓は、縁組効力の及ぶ範囲とかかわりがあり、効力を論じる際に検討すべき点であるとの共通認識が達成された[313]。結局、「養子が養子縁組の認可のときにすでに直系卑属を有した場合は、養子縁組の効力は、その未成年かつ未婚の直系卑属のみに及ぶ。ただし、養子縁組の認可の前に、その成人し又は婚姻した直系卑属が同意を表示した場合は、この限りでない（1077 条 4 項。現行法でもある）」と定められた[314]。それにより、未成年かつ未婚の直系卑属は、縁組によって養親の姓に改姓するが、成人または既婚の直系卑属は、本人の同意がある場合に限り改姓することとなる[315]。

---

304 ①の支持者は許、②は陳恵馨、林錫堯、③は李、汪、郭、陳金圍、楊、鄧である。なお、王海南、王如玄も一部準用に賛成している。

305 法務部編・前掲注 272）403 頁の王海南の発言による。

306 法務部編・前掲注 272）404 頁の陳金圍の発言による。

307 法務部編・前掲注 272）403 頁の王如玄の発言による。

308 法務部編・前掲注 272）403 頁の陳恵馨の提案による。

309 法務部編・前掲注 272）404 頁の許・鄧の提案である。

310 法務部編『民法親属編研究修正実録――収養部分』（法務部、2005 年）567 頁の「民法親属編部分条文修正草案総説明（収養部分）」による。

311 法務部編・前掲注 272）390 頁の陳恵馨、392 頁の李の発言による。

312 法務部編・前掲注 272）390、392 頁の戴の発言による。

313 法務部編・前掲注 272）393 頁の許・林錫堯、394 頁の郭・戴、396 頁の陳金圍の発言による。

314 法務部編・前掲注 310）539 頁において、王海南は、成人養子の不完全養子化という国際的な立法趨勢について言及している。

315 法務部編・前掲注 272）394 頁に鄧は、縁組の効力が及ぶ場合には、成人の子が 1059 条により改姓することができると主張している。法務部編・前掲注 310）211 頁に陳恵馨は、効力が及ばない場合であっ

2003 年法務部草案はその後、修正を繰り返した末、2007 年行政院草案として完成した。また、司法院草案および立法委員の提案も次々と出された。2007 年行政院草案と 2003 年法務部草案の最も重要な違いは、子の姓の決定をめぐり父母が譲り合わないときには、裁判所が介入してよいという点である[316]。この点も、司法院草案の籤引きによる決定との大きな違いである。行政院が子の姓の決定を司法院が統轄する裁判所に委ねようとしているところ、司法院がそれを性質的には裁量権の行使に適しないとして籤引きをすすめている。行政機関（特に戸籍機関）と司法機関のどちらも仕事が増えることを恐れ、盥回ししているような光景が見受けられる。しかし結局、意見がまとまらず、規定しないことにして法改正を粗末にした。

一方、養子の姓については、2007 年行政院草案や司法院草案のいずれも 2003 年法務部草案と異なり、拡大適用の試みが果たされた。具体的には、「子のため」という名の下において、連れ子養子に限らず、すべての養子が養親の姓に改姓しなくてよいとされた[317]。また、裁判所による改姓のみならず、(養) 父母による改姓と養子による改姓も認められた[318]。成人養子の不完全養子化という国際的立法趨勢を反映させるために、元の姓の保持を追加したわけであるが、2007 年改正法が採択された途端に、養子の姓はもはや養子縁組の必然的効果ではなくなったため、改革史上に重大な意味を有するものだといえよう。

表 3-7　2007 年民法改正の際に提出された改正案（1059 条）

陳根徳[319]	Ⅰ嫡出子は、父母の姓に従い、父母の協議によってこれを定める。ただし、子の出生が父母の離婚後の場合は、離婚時の父母の姓に従う。 Ⅱ嫡出でない子は、母の姓に従う。ただし、認知された場合は、父母の姓に姓を変更することができる。
余政道[320]	Ⅰ子は、父の姓に従う。ただし、子が母の姓に従うと約定する場合は、その約定に従う。 Ⅱ入夫の子は、母の姓に従う。ただし、子が父の姓に従うと約定する場合は、その約定に従う。
林耘生[321]	Ⅰ子の姓は、子の出生の届出前に、書面をもって約定し、又は届出の時に、父母が共同して書

ても、成人の子が 1059 条により改姓することができると主張しているようである。すなわち、「縁組の効力が及ぶ」＝「改姓」なのかについては、議論の余地が残っている。

316 戴東雄・前掲注 225）15 頁により、かつては父母が約定できない場合に、子の姓をいかに決定するかについて、行政院の父の姓を称する案、司法院の籤引きによって決める案と女性団体の裁判所によって子の最善の利益に基づき決める案が対立していた。行政院草案では裁判所の介入が導入されたのは、女性団体からの影響が強かったのではないかと推測される。

317 ただし、立法上では養子の姓の決定者は、あくまでも養父母である。

318 ただし、改姓の範囲は、養父か養母の姓にとどまり、元の姓への改姓（＝復姓）ができないと解釈されている（改正理由を参照）。

319 立法委員陳根徳等 43 名の提案。理由：親子の共同生活にとって同姓が便利であり、一般の人にも認められやすい。欧米諸国の多くは〔一家一姓〕の原則に従い、子が父母の姓（又は婚氏）を称すると定め、かつ男女平等の原則を貫くために、子の姓の決定を父母に委ねている。そこで、日本民法 790 条をモデルとし、改正案をつくった。

320 立法委員余振道等 36 名の提案。理由：男女平等を実現するために、「母に男兄弟がいない」を削除した。

321 立法委員林耘生等 39 名の提案。理由：男女平等、母方の権利、子の最善の利益および身分の安定、法の安定性を綜合考量した上、改姓の柔軟性を高め、時代のニーズに応えるように改正案をつくった。

	面をもって〔具結〕定める。 Ⅱ前項において、書面による約定がなく、かつ出生届出の時に父母が共同して書面をもって定めることができない場合は、父の姓により、嫡出でない子は母の姓による。ただし、生後 6 か月以内に、法院は、父又は母、もしくは父母の直系血族の請求によって、子の最善の利益に基づきこれを定めることができる。 Ⅲ子が未成年の場合は、出生届出又は法院の裁定後、父母により書面をもって、その姓の変更を約定することができる。 Ⅳ子が成人した場合は、父母の書面による同意を経て、姓を変更することができる。法院は、成人の子の請求によって、その最善の利益に基づきその姓を変更することができる。 Ⅴ前 2 項の変更は、それぞれ 1 回をもって限りとする。
黄淑英[322]	Ⅰ子の姓は、出生届出をするときに、父母が書面をもって、子が父の姓、母の姓、又は父母の姓に従うと約定しなければならない。約定せず、又は約定できない場合には、戸籍機関は、公開の籤引きを経てこれを定める。 Ⅱ子が未成年の場合は、出生届出を経た後、父母により書面をもって、その姓を変更すると約定することができる。その変更は、1 回をもって限りとする。 Ⅲ嫡出でない子は、母の姓に従う。実父により認知された場合、その姓は、父母により書面をもって、これを変更することができる。強制認知の場合も、同様とする。約定ができない場合は、戸籍機関が公開の籤引きを経てこれを定める。 Ⅳ前 3 項において、父母の一方又は双方が死亡した場合は、生存の父又は母、もしくは後見人によって、これを定める。 Ⅴ子が 7 歳を満たした場合、姓の変更は、その意思を尊重しなければならない。 Ⅵ子が成人した場合は、その姓を変更することができる。ただし、1 回をもって限りとする。 Ⅶ上述の公開の籤引きの方法は、戸籍機関によりこれを定める。
蔡錦隆[323]	Ⅰ子は、父の姓に従う。ただし、子の出生の届出前に、父母は書面をもって、子が母の姓に従うと協議することができる。 Ⅱ子の姓は出生届出を経た後、父母により書面をもって、父の姓又は母の姓への戸籍の変更を協議し約定することができる。 Ⅲ子が成人し又は未成年で婚姻した場合は、成人後又は第 1 回の婚姻届出が効力を生じた後 1 年以内に、父の姓又は母の姓に改姓することを申立てることができる。ただし、未成年者の申立てには、法定代理人の同意を得なければならない。 Ⅳ前 2 項の変更の申立ては、それぞれ 1 回をもって限りとする。

322 立法委員黄淑英等 61 名の提案。理由：子が父母の血縁を同時に引き継いでおり、かつ戸籍制度が整って血統が混乱するおそれがないので、ドイツ、カナダ、デンマーク、日本などの法律を参照し、子の姓について父母の決定に任せることにする。

323 立法委員蔡錦隆等 45 名の提案。理由：子の姓は家族、家庭、子個人と関わりがあり、かつその社会生活の表象でもあるので、任意に変更することに適しない。ただし、社会生活に急激な変化があった場合には、子の姓をめぐって父方に対する母方や子の交渉権を略奪するべきではない。また、民法 1055 条をモデルとして裁判所による改姓を定め、かつ非訟事件法の手続を準用し、迅速な姓の決定を可能にする。

	Ⅴ本条第 1 項但書、第 2 項において協議が調わない場合は、法院は、父母の一方又はその他利害関係人の請求によって、それを改めることができる。第 3 項但書において、法定代理人が正当な理由なく同意しない場合は、同様とする。 Ⅵ非訟事件法第 4 章第 2 節の関連規定は、前項の場合においてこれを準用する。

表 3-8　2007 年の行政院草案・司法院草案と改正法[324]

行政院草案	（1059 条の改正） Ⅰ父母は、子の出生登記の前に、書面をもって、子が父の姓又は母の姓に従うと約定しなければならない。約定ができない場合は、法院に対し、子の最善の利益に基づきこれを定めることを求めることができる。 Ⅱ子は、出生届出を経た後、成人する前に、父母により書面をもって、父の姓又は母の姓に変更することを約定することができる。 Ⅲ子は、成人した場合は、父母の書面による同意を経て、父の姓又は母の姓に変更することができる。 Ⅳ前 2 項の変更は、それぞれ 1 回をもって限りとする。 Ⅴ次の各号の事情のひとつがあり、かつ子の姓がその人格発達に明らかに不利な影響を与えると認める事実があるときは、父母の一方又は未成年子は、法院に対し、子の姓を父の姓又は母の姓に変更することを宣告することを求めることができる。 ① 父母が離婚した場合。 ② 父母の一方又は双方が死亡した場合。 ③ 父母の一方又は双方の生死不明が 3 年を経過した場合。	▪「母に男兄弟がいない」範囲、時点、「子が母の姓に従う」の約定方法について規定がないため、実務では紛争が多い。 ▪ 児童権利条約 7 条 1 項：「児童は、出生の直後、直ちに登録される。児童は、出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有する…」。戸籍法 14・47 条：「出生届出は、子の出生後 30 日以内…」。そのため、子の出生後は、速やかにその姓を確定する必要がある。 ▪「姓は、氏名権に属し人格権の一部を構成し、かつ社会的人格の識別性を有し、身分の安定および取引の安全にかかわっている。一方、姓は家族制度の表徴でもあるため、国情と父母の選択権を配慮しなければならない」。したがって、子の姓は原則的に父母の約定によるとする。 ▪ 約定できない場合はどうするのか。籤引きの立法例が見当たらない。また、籤引きにすると、その場所、方法や当事者が結果に対し争いがある場合はどうするのかなど、疑問が多い。 ▪ 子の姓に対する父母の決定は、父母の子の重大な事項に対する権利の行使（1089Ⅱ）に当たるため、意思が一致しないときは、法院に対し、子の最善の利益に基づき定めることを求めることができるはずである ▪ 婿入り婚の廃止により、2 項を削除。 ▪ 事情変更に応じるために、未成年子と成人の子の改姓について規定を追加。ただし、身分の安定性と取引の安全を守るために、それぞれ 1 回に制限。 ▪ 氏名権は人格権の一部であるため、2 項によって姓を変えることができない場合は、改姓の機会を与えるべきである。ただし、身分の安定性と取引の安全を配慮するために、一定の制限。

[324] 2007 年 5 月 23 日の総統府公報、2007 年 5 月 2 日の『立法院議案関係文書――立法院朝野協商結論』、2007 年 3 月 29 日の『立法院第 6 届第 5 会期第 11 次会議議案関係文書』

	（1059-1 の追加） Ⅰ嫡出でない子は、母の姓に従う。実父に認知された場合は、前条第 2 項から第 4 項の規定を適用する。 Ⅱ嫡出でない子が実父に認知され、次の各号の事情のひとつがあり、かつ子の姓がその人格発展に明らかに不利な影響を与えると認める事実があるときは、父母の一方又は子は、法院に対し、子の姓を父又は母の姓に変更することを宣告することを請求することができる。 ① 父母の一方又は双方が死亡した場合。 ② 父母の一方又は双方の生死不明が 3 年を経過した場合。 ③ 実母が嫡出でない子の権利義務の行使又は負担を任ずる場合。	▪ 非嫡出子は認知前、実父と親子関係がないが、実母とは分娩の事実で 1065 条 2 項によって嫡出子と見なされるため、母の姓に従う。 ▪ 父に認知された後、1065 条 1 項によって嫡出子と見なされるため、嫡出子に関する規定を適用する。 ▪ 父に認知された後、特殊な事情があって今の姓が人格発達に明らかに不利だが、1059 条 2 項によって改姓できない場合は、法院による改姓を認めるべきである。
	（1078 条の改正） Ⅰ養子は、養親の姓に従い、又は元の姓を維持する。 Ⅱ夫婦が共同して養子を迎えるときは、縁組の届出前に、書面をもって、養子が養父の姓又は養母の姓に従うか、もしくは元の姓を維持するかを約定しなければならない。約定できない場合は、法院に対し、子の最善の利益に基づきこれを定めると求めることができる。 Ⅲ1059 条第 2 項から第 5 項の規定は、養子縁組の場合においてこれを準用する。	▪ 養子縁組制度は、養子となる者に養親となる者の嫡出子たる地位を獲得させるための制度なので、養子が養親の姓を称することができる。 ▪ 養子縁組制度の目的は、「親のため」という伝宗接代の目的から、「子のため」という子の最善の利益のためへと次第に変ってきた。したがって、養子となる者には元の姓を維持するニーズがあり、かつ養親となる者がそれに同意した上で縁組するならば、「子の最善の利益の原則」に基づき、養子が元の姓を維持することができる。 ▪ 1059 条 1 項に照らしてⅡを規定する。 ▪ Ⅲによる改姓は、養父の姓または養母の姓のどちらかに変更できるにとどまる。
司法院草案	（1059 条の改正） Ⅰ（行政院草案と同様）。約定できない場合は、籤引きによってそれを定める。 Ⅱ~Ⅴ（行政院草案と同様）	▪ 児童権利条約 7 条 1 項により、子の出生後は速やかにその氏名をつけ、かつ戸籍登録をしなければならない。法院による子の姓の決定を待たなければならないとされれば、戸籍登録に影響を及ぼすだけでなく、身分関係が不安定であるため、生活に不便を来す。 ▪ 父母が法院で対立するのも、家族の仲を悪くする。子が

		いずれの姓を称するのは、権利義務関係に影響を与えないため、子の最善の利益を判断基準とする余地がない。 ▪ 男女平等の原則を貫くために、裁量権の行使の関係なく、かつ最速で便利な方法をとるべきである。家産の分割〔分析〕の際に、〔拈鬮〕という方法が採用されていた。ドイツの実務でも、父母に籤引きさせて子の姓を決定したことがある。
	（1059-1 の追加）（行政院草案と同様）	（行政院同案と同様）
	（1078 条の改正） Ⅰ（行政院草案と同様） Ⅱ（行政院草案と同様）。約定できない場合は、籤引きによってそれを定める。 Ⅲ（行政院草案と同様）	▪ 姓は、養父母の養子に対する権利義務に影響を及ばさないし、親子関係の発生・変更・消滅、効果とも関係がない。 ▪ 家事事件の性質が特殊であり、法院で対立することを避けるべきである。さもないと、家庭に対しよりマイナスな影響をもたらす。家事事件に関する紛争処理の趨勢は、訴訟外解決を求めることである。 ▪ 子の姓について協議が達成できないと、即時の出生届出ができないので、子の権利に対する影響がきわめて大きい。すなわち、姓の決定にとっては、実効性が最も重要である。 ▪ 裁判所が定めるという方法を採ると、時間がかかるし、不服申立を認めれば、子の姓はいつまで経っても決められない。
改正法[325]	（1059 条の改正） Ⅰ父母は、子の出生登記の前に、書面をもって、子が父の姓又は母の姓に従うと約定しなければならない。 Ⅱ子は、出生届出を経た後、成人する前に、父母により書面をもって、父の姓又は母の姓に変更することを約定することができる。 Ⅲ子は、成人した場合は、父母の書面による同意を経て、父の姓又は母の姓に変更することができる。 Ⅳ前 2 項の変更は、それぞれ 1 回をもって限りとする。 Ⅴ次の各号の事情のひとつがあり、かつ子の姓がそれに不利な影響を与えると認める事実があるときは、父母の一方又は未成年子は、法院に対し、子の姓を父の姓又は母の姓に変更することを宣告することを求めることができる。 ① 父母が離婚した場合。 ② 父母の一方又は双方が死亡した場合。 ③ 父母の一方又は双方の生死不明が 3 年を経過した場合。	

[325] 法務部編『民法親属・継承編』（法務部、2008 年）79~89、113~116、137~138 頁。なお、改正法は主に行政院草案を参照し、〔朝野協商〕によって可決された。したがって、2007 年改正法の改正理由は、行政院草案を参照されたい。

	④　父母の一方がかつて、又は現在において、扶養義務を 2 年以上果たしていない場合。
	（1059-1 の追加） Ⅰ嫡出でない子は、母の姓に従う。実父に認知された場合は、前条第 2 項から第 4 項の規定を適用する。 Ⅱ嫡出でない子が実父に認知され、次の各号の事情のひとつがあり、かつ子の姓がそれに不利な影響を与えると認める事実があるときは、父母の一方又は子は、法院に対し、子の姓を父又は母の姓に変更することを宣告することを請求することができる。 ①　父母の一方又は双方が死亡した場合。 ②　父母の一方又は双方の生死不明が 3 年を経過した場合。 ③　実母が嫡出でない子の権利義務の行使又は負担を任ずる場合。 ④　父母の一方がかつて、又は現在において、扶養義務を 2 年以上果たしていない場合。
	（1078 条の改正） Ⅰ養子は、養親の姓に従い、又は元の姓を維持する。 Ⅱ夫婦が共同して養子を迎えるときは、縁組の届出前に、書面をもって、養子が養父の姓又は養母の姓に従うか、もしくは元の姓を維持するかを約定しなければならない。 Ⅲ1059 条第 2 項から第 5 項の規定は、養子縁組の場合においてこれを準用する。
	（1083 条の改正） 養子及び養子縁組の効力が及ぶ直系卑属は、養子縁組関係が終了したときから、その本姓に復し、かつ、実父母及びその親族との間の権利義務を回復する。ただし、第三者がすでに取得した権利は、影響を受けない。

3・4・3　学者からの批評

2007 年改正法は、以下の 4 点で評価されている[326]。①嫁入り婚と婿入り婚の区別が完全になくなり、婚姻は、男女が共同生活の円満のために結合するもののように、単純化が成し遂げられた。②改姓の規定が追加され、旧規定より柔軟性を持つようになった。③姓の定めなどに関し書面・届出が要求されるようになったことで、旧規定より公示性・明確性が増し、紛争を減らす効果が期待される。④非嫡出子の姓に関し明文規定が置かれたことは、その利益保護に資する[327]。全体的に見れば、改正法は男女平等の方向へ進んだと言える[328]。

しかし、評価よりも、多くの批判が殺到している。①1059 条 1 項では、子の姓について父母が約定できない場合にはどうすればよいのかが、規定されていない[329]。立法者は将来

[326] 戴ほか・前掲注 109）428、432 頁。
[327] 林・前掲注 80）315 頁も同旨。
[328] 王如玄＝潘天慶「小孩可不可以跟媽媽姓？――論民法親属編第 1059 条婚生子女姓氏之修正」月旦民商法 17 号（2007 年）72 頁。もっとも、鄧学仁「評親属法之修正」月旦民商法 17 号（2007 年）10 頁は、「子が父の姓を称することが果たして男女平等に違反するのか、子の姓がその健全な成長と必然な関係を有するのか、改正法のように規定しないと子の利益を保護しきれないのか」、考える余地があると指摘している。
[329] 戴東雄・前掲注 225）16 頁。王ほか・前掲注 328）68 頁、婦女新知「子女姓氏修法 2007 年報告」婦

問題が必ず起きると知っていた上で、あえて見切り発車したのは、あまりにも責任感がないと指摘された[330]。②1059 条 3 項では、成人の子による改姓に父母の同意を要件とするのは、良いことをしようとするが中途半端で終わっている（〔為徳不卒〕）と言うしかない[331]。立法者は依然として伝統的な家族制度や父母の権利に囚われていることがわかる[332]。他方、成人の子が父母の同意を得るだけで簡単に改姓できるようになったことも、問題視されている[333]。そのため、子の自己決定権と父母の考え方を調和するために、成人後一定期間内における改姓を自由にさせるが、それ以降は特殊な場合に限った、裁判所による改姓のみを認める方向で、改正の検討が提案されている[334]。③1078 条 1 項により、養子が養親の姓を称する必要はないとされたが、その妥当性が問われている。なぜなら、養子が養親の姓を称しないということは、姓が宗族や家族の表徴であるという姓の社会的意義に反するだけでなく[335]、養子であることが暴露され、未成年養子がダメージを受けるかもしれない[336]。

3・4・4　改正法の下で生じた問題

①　約定不能・不調の場合、子の姓をどう決めるべきなのか。

改正法の下では、1089 条 2 項（「重大事項」に対する親権の行使に関し、父母の意見が一致しない場合には、裁判所が子の最善の利益に基づき介入できる）の適用が検討されている。賛否両論があるものの、否定派は、「重大事項」は子の保護教育にかかわるものであるとして、子の姓は親権の行使と関係がないし、子の最善の利益とも関係がないため、裁判所は申立てを退けるべきであると考えている。また、後の改姓も可能なので、とりあえず父母が子の姓を決めておくべきであると説いている[337]。では、実務はどのように対応しているのか。改正法が施行されて間もなく、子の姓が決められないまま裁判所に持ち込もうとした事例が起きた。しかし、法的根拠がないため、裁判所側は介入を拒否した[338]。一方、

女新知基金会ホームページ：http://www.awakening.org.tw/chhtml/topics_dtl.asp?id=19&qtagword（検索日：2013 年 8 月 4 日）も同旨。

330 王ほか・前掲注 328）68 頁。

331 陳ほか・前掲注 80）276 頁〔黄〕。王ほか・前掲注 328）72 頁、婦女新知・前掲注 329）も同旨。

332 王ほか・前掲注 328）72 頁。

333 戴東雄・前掲注 225）16 頁。納税、借金取り、刑事責任から逃れるために改姓が濫用され、社会秩序が崩壊するのではないかとの心配である。もっとも、同氏は、起草過程において成人の子の自己決定権を尊重すべきだ（注 29）と言いながら、改正法に対し公権力の介入を検討すべきだと矛盾した主張をしているのである。

334 鄧学仁「親属法修正與児童権利保障」児童及少年福利期刊 12 号（2007 年）15 頁。王ほか・前掲注 328）68 頁が同旨。

335 戴東雄・前掲注 225）17 頁。同氏によると、立法者は嫡出子の姓を父の姓か母の姓に限定するとしたのは、姓の社会的な意義を保つためである。また、林・前掲注 80）318 頁も、姓の複雑化を改めて検討する必要があると指摘している。

336 戴東雄・前掲注 225）17 頁。また、許澍林「論民法親属編修正後之未成年人収養」司法週刊 1344 号（2007 年）3 頁も、完全養子の観点から、養子が元の姓を保持するのは妥当ではないと主張している。

337 鄧・前掲注 328）9 頁。戴東雄・前掲注 225）15 頁も同旨。それに対し、賛成派は許・前掲注 336）3 頁。また、父母の一方が心神耗弱で他方とともに子の姓を約定できない場合は、法務部 2007 年 8 月 10 日法律字第 0960021658 号函により、「父母が子の重大な権利事項に対する（権利）行使であるため」、1089 条 1 項により他方が決定することとなると解釈されている。

338 「争孩子改姓夫妻対簿公堂」自由時報 2007 年 6 月 27 日 A6 面。

法的根拠がないにもかかわらず、戸籍機関は介入しづらいことを知った上で、籤引きを運用し始めたのである[339]。立法論として父の姓を称する案[340]、裁判所が定める案[341]、裁判所が定める者を指定する案[342]が見られたが、籤引きに賛成する学者はひとりもいなかった。すなわち、学説の意見は受け入れなれなかった。

② 民法と姓名条例の抵触問題

2003 年の姓名条例改正によって、「夫婦が離婚し、未成年の子の姓は親権を行使する父又は母の姓と同様ではない場合」は、直ちに戸籍機関に対し改姓を申立てることができるとされた。ところが、2007 年の民法改正によって、同様な場合において、裁判所の介入が追加された。そのため、どちらを優先すべきかが問題となる。鄧学仁は、特別法は一般法に優先するとして、姓名条例を適用すべきであると主張している。ただし、戸籍機関が変更の届出を受ける際に、父母双方の意見を聞き、裁判所の判断がある場合はそれに拘束されるとの意見である[343]。それに対し、法務部 2007 年 7 月 3 日法律字第 0960020778 号函は、姓名条例の要件は非常に緩く子の利益を考慮していないとして、後法優先の原則を採用することにした。それに応じて、姓名条例における関連規定が同年に削除され、抵触問題が速やかに解決された。

③ 養子の姓の適用問題（後述）

3・5　2010 年の民法改正法

2010 年の改正によって、子の姓を約定できない場合の解決方法が確立され、成人の子の姓に対する自己決定権が最大限に尊重され、また、裁判所による改姓に対しても制限が緩和された。以下では、改正法の内容とその改正理由、および改正法に対する学者からの批評を簡単に紹介する。

3・5・1　改正の概要

2010 年の改正は、2007 年改正法の下で生じた実務問題に対応するために、行われたもの

---

339 内政部 2007 年 5 月 25 日台内戸字第 0960076576 号函による。最初に、戸籍機関は改正法に対応するために、「姓氏協議約定書」を作成し、出生の届出にあたって記入を父母に願っていた。ところが、国民を困らせてしまうのではないかと思われたため、出生証明書に子の姓の欄を加え、父母にチェックを入れかつサインしてもらうように、代案を捻出した。どうしても父母の協力をもらえない場合は、籤引きにより子の姓を決めるしかないが、当事者の紛争に深入りしないように、当事者に引いてもらうことにしたわけである。「喬不定宝貝的姓。父母忘帯約定書、戸政所被罵臭頭。未来出生証明可勾選姓氏代替約定書」聯合報 2007 年 8 月 6 日 A3 面、「代抽籤取名、戸政員蒐「菜市場名」」聯合報 2007 年 8 月 6 日 A4 面、「民政局：戸所不宜介入子女姓氏争議」中国時報 2007 年 7 月 29 日面参照。

340 鄧・前掲注 328）10 頁、同・前掲注 334）15 頁。

341 陳ほか・前掲注 80）275 頁〔黄〕は、現代法は家族関係の形成に関心を持っていること、裁判官に判断能力があることをもって、裁判所の介入に賛成している。

342 戴ほか・前掲注 109）429 頁は、ドイツ民法 1617 条 2 項が参考になるという。すなわち、裁判所は一定の期限を定め、父母のいずれかが子の姓の決定権を有するかを指定するが、期限を過ぎても決定権を行使しない場合は、決定権を有した父母の一方の姓を子の姓にする。それによって、共同親権の下で、子の最善の利益に基づき子の姓を決めることの困難さは、なんとか回避することができる。王ほか・前掲注 328）69 頁もこれに賛成している。

343 鄧・前掲注 328）9 頁。

と認識してよいと思われる。具体的には、以下の 3 点である。

① 子の姓の約定不能・不調の場合における決定方法の確定

周知の如く、子の姓について父母が約定できない場合はどうすればよいのかが、一連の改正作業において最も争いが多いところである。この問題の解決方法は、2008 年の戸籍法 49 条の改正において、戸政事務所での籤引きが導入されたことによって、ようやく決着がついた。そこで、民法でも戸籍法の改正に合わせ 1059 条 1 項に後段を付け加え、父母が子の出生届出の前に子の姓を「約定していない又は約定できない場合は、戸政事務所において籤引きによってそれを定める」と規定した。

② 成人の子による改姓から父母の同意という要件の削除

姓の選択は憲法が保障する基本的人権であるため、成人の子は、自己のアイデンティティに基づき父の姓または母の姓を選択する権利を有すると解すべきである。ところが、成人の子の改姓に対し父母の同意を必要とする旧規定は、成人の子のアイデンティティを無視するだけでなく、父母の一方の死亡や失踪などの事由によって父母の同意を得られない苦境をもたらしかねない。そこで、改正法では、成人の子の権利・利益を十分に保護するために、「父母の書面による同意を経て」という一文を削除した。

③ 裁判所による改姓に関する規定の柔軟化

1059 条 5 項および 1059 条の 1 の第 2 項は、裁判所による改姓の要件を規定している。しかし、「子の姓がそれに不利な影響を与えると認める事実がある」という判断基準の下では、家庭内暴力や性暴力など重大な傷害事件がある場合を除き、裁判官は、当事者の主張を個人の主観的考えにすぎないとし「不利な影響」がないと認定し、改姓の申立てを退ける傾向がある。そのせいで、子が莫大な社会的圧力を受けざるを得なかった。また、父母の離婚や父母一方の死亡など予測できない重大な出来事は、確かに子に対し影響を与えるものである。そこで、改正法では、未成年の子の人格の健全な発達を考慮した上、改姓が「子の利益のため」のものであれば、認めるべきであると改めた。

改姓事由のなかでも、「父母の一方がかつて、又は現在において、扶養義務を 2 年以上果たしていない」および「実母が嫡出でない子の権利義務の行使又は負担を任ずる」という事由は、合理性が問われている。父母の一方が子に対し暴力を振るい、あるいは継続して養育や教育の義務を果たしていないことは、子の心身の発達および人格の形成に悪影響を与え、民法 1084 条 2 項の「父母は未成年の子に対し、保護及び教育の権利義務を有する」という規定に反するものである。ところが、旧規定によると、こうした場合は裁判所を通して改姓することができなかった。そこで、改正法では、「扶養義務」を「保護又は教育の義務」に置換し、子の保護を図ったわけである。また、「父母の一方が明らかに保護又は教育の義務を果たしていない」という改正法は、裁判所が具体的なケースにおいてその事情や期間の長短を斟酌し、改姓の可否を柔軟に判断できるように担保するための規定である。そのため、旧規定の「かつて、又は現在において、扶養義務を果たしていない」という内容が、そこに含まれていることは言うまでもない。一方、非嫡出子の場合、認知後、父母

のいずれかの姓を称する可能性もある。したがって、実母が親権者である場合のみ改姓を求めることができるという旧規定は、男女平等の原則に違反するものとして、改正を迫られた。そこで、改正法では、「実母が嫡出でない子の権利義務の行使又は負担を任ずる」という規定を、「子の姓が権利義務の行使又は負担を任ずる父又は母の姓と一致しない」と修正し、実父が非嫡出子の親権者であっても、非嫡出子が実父の姓に改姓できるようにしたわけである。

3・5・2　学者からの批評

籤引きによる子の姓の決定は、早期決定の必要性を意識しながら、男女平等の原則を守るために追加された[344]。しかしながら、宿命論的な籤引きは、外国の立法例には見られない、「冒進立法」であると言わざるを得ない[345]。一方、成人の子による自由な改姓は、評価されている。民法親族編の立法趨勢から見れば、子の利益の保障がきわめて重視され、かつその独立した人格が強調されるようになった。たとえば、2007 年の改正によって、嫡出否認の否認権者に子が追加されたのは、子の父母を知る権利、生物学的父母の側で成長する権利を守ろうという目的がある[346]。氏名権も同じく人格権であり、人のアイデンティティとして非常に重要であるため、個人の意思を尊重する必要がある。とりわけ嫡出否認に比べ、姓の変更は家族を離脱することがなく影響が小さいので、論理解釈として成人の子の意思を尊重するのは当然であろう[347]。だが、立法過程においては、姓の変更は多かれ少なかれ父母と関係があり、あくまで子の立場を考えるべきではないとの反対の声も少なくなかった[348]。もっとも、立法者は成人の子の姓を父か母の姓に限定し、第三者の姓を称することを禁じている。子の姓の取得は血縁関係に基づくものであり、「このような姓の取得の強制性および法定性は、わが国の子が避けられない運命である」との指摘もある[349]。

3・5・3　改正法の下で生じた問題

黄宗楽は、養子の意思を尊重するという観点から、1078 条 1 項を「養親と養子は養子縁組届出をする前に、書面をもって養子が養父の姓か養母の姓に従い、もしくは元の姓を維持することを約定しなければならない」とするよう修正をすすめている。約定ができない場合は、1059 条 1 項を準用し籤引きによって解決するが、改姓の際には、養父、養母、元の姓、いずれの姓への変更も可能であると主張している[350]。それに対し、林秀雄は、改正法

---

344 戴ほか・前掲注 109）430 頁参照。
345 林・前掲注 80）312 頁。
346 大法官釈字 587 号解釈（2004 年 12 月 30 日）は、子がその出自を知り、真の父子関係を確定するのは、その人格権と深くかかわっており、憲法保障を受けるべきものであるとして、嫡出否認の否認権者から子を抜いた民法 1063 条が違憲であると判断した。
347 戴ほか・前掲注 109）430~431 頁。
348 戴ほか・前掲注 109）430 頁参照。
349 林・前掲注 80）311 頁。
350 陳ほか・前掲注 80）280 頁〔黄〕。郭振恭「論修正後之収養法」高大法学論叢（2007 年）120 頁も同旨。

の文字通りに、養子の姓は養父母が決めるものであり、養子は口を出す余地がないと解釈している。養父母が決められないとはいえ、1059 条 1 項の準用規定がない以上、養父母の決定を待つしかない。もっとも、養子が養子となる前に、すでに出生届出があって実父母の姓を称しているので、しばらく養父母の姓に改姓しなくても、氏名権が侵害されるわけではないと考えられる[351]。また、養子の姓が確定された後再び改姓しようとする場合は、1078 条 3 項により 1059 条 2 項から 5 項を準用することとなるので、養父か養母のどちらの姓にもの変更が可能であるが、元の姓への変更は不可能であると解釈されている[352]。

3・6　民法と戸籍法の交錯

戸政（戸籍行政）は、庶政の母であると言われる。選挙、兵役、警察業務、税務、司法、教育、社会福祉などの行政業務を行い、国家政策を立てる際には、戸政機関による詳細な戸籍資料の提供があってこそ、はじめて順調に進めることができるわけである。戸籍法は、国民の身分証明制度を確立し、国民の権利利益を保障し、戸政の土台を築く重要な法律である[353]。同法は、（民法施行後の）1931 年 12 月 1 日に制定され、同年 12 月 12 日に中国大陸で施行されたが、台湾での施行は戦後からである。戦後の社会情勢に応じて、1945 年 12 月 14 日に戸籍法の全面改正がなされたが（1946 年 1 月 3 日公布施行）、その後も 2011 年まで 3 回の全面改正、7 回の部分改正を繰り返した。本節では、1945 年以後の戸籍制度の沿革の概要を紹介し、戸籍の編製原理を整理したあと、姓に関する戸籍法と民法との適用問題および戸籍法の位置付けを検討したい。

3・6・1　戸籍制度の沿革[354]

戦後まもなく、国民党政府は台湾各地において戸政機関を設立し、戸口[355]の徹底調査・戸籍登録を行い、国民身分証および戸口名簿を配付した。1969 年 5 月 15 日に戡乱・治安のために、戸政業務の管掌権を民政機関から警察機関に移し、「戸警合一」制度を実施していたものの、1973 年 7 月 3 日の戸籍法改正によってはじめて法的根拠を取得した[356]。この時期から、国民総背番号制が確立され（1971 年）、戸口調査や校正が厳格に行われるようになった[357]。1991 年 5 月 1 日の戡乱時期の終止に伴い、1992 年 6 月 23 日の戸籍法改正において「戸警合一」を廃止し、戸政の正常化を図った。とはいえ、戸口調査に協力しない場

---

351 しかし、内政部 2009 年 1 月 19 日台内戸字第 0970218471 号函は、実務の利便性の観点から、戸籍法 49 条に照らして籤引きによって養子の姓を決めることにした。

352 林・前掲注 80）318 頁。

353 内政部戸政司編『戸政百年回顧』（内政部、2012 年）の内政部部長の李源鴻による序言。

354 戸籍制度を紹介するものとして、内政部戸政司編・前掲注 353、黄宗楽・前掲注 17(上)が詳しい。

355 住戸と人口の総称であり、戸籍の意味もある。

356 「動員戡乱時期において、戸政事務所は行政院の許可を得て、直轄市・県の警察機関に隷属することができる…（旧 7 条 2 項）」との規定が定められた。

357 戸政事務所は、「人を派遣し戸籍登録事項を照合させることができる（1973 年旧 60 条）」が、「毎年の年末に漏れなく戸口を校正しなければならない（旧 61 条）」。「正当な理由なく戸口調査を拒絶する場合は、40 元以下の過料に処する（旧 64 条）」。また、「戸政機関が戸籍登録事項を確かめられるように、関連機関又は人民は、資料を提供しなければならない（旧 13 条）」などの規定が盛り込まれた。

合は、依然として厳しい罰則がついている[358]。なお、1997 年 9 月 30 日に戸籍の電算化がすべて完了し、戸籍資料の保存管理・取り寄せや戸籍登録の手続ないし戸籍統計の作業は、いずれも便利になっている。では、戸籍法の中身を見よう。

表 3-9　戸籍制度の沿革

1929 年	〔国民政府が国籍法を公布：父系の血統主義〕。
1930 年	〔国民政府が民法を公布〕。
1931 年	〔国民政府が戸籍法を公布〕。
1942 年	〔内政部戸政司の設立〕。
1945 年	10 月 25 日に中華民国国籍への回復。
	戸籍法の第 1 回全面改正：「移転登録」の追加。
1946 年	戸政機関の設立（もともと警察？）。
	収復区実施戸口清査弁法により戸口の徹底調査、設籍登録（戸籍カード）。
1947 年	戸口名簿（砂糖や米の配分依拠）・国民身分証の配付（18 歳以上）：姓名、性別、生年月日、本籍（住址？）、学歴、公民資格、服役、顔写真付き又は指紋押捺（戸細則旧 30 条）。
1949 年	国民党政府の移入、人口の増加（特に男性）：前年 6,807,601 名→7,396,931 名。
1950 年	戸口総校正（1988 年までほぼ毎年実施）。
1953 年	戸政機関と警察機関の連携、派出所に「戸口申報処」の設置。
1954 年	戸口名簿（配給、転移、管轄警察機関の注記）・国民身分証（14 歳以上）の第 1 回更新。
1956 年	第 1 回戸口普査（国勢調査と類似）。
1965 年	国民身分証の第 2 回更新、国民総背番号制の仮実施。
1967 年	人口政策：（53 スローガン）婚姻してから 3 年経たないと生まず、3 年間隔で生み、子ども 3 人が最多で、33 歳以前に生み終わる。
1968 年	戡乱時期台湾地区戸政改進弁法の施行、戸警合一制度の仮実施。
1971 年	国民総背番号制の実施。
	人口政策：理想婚姻年齢は男 28、女 25；（3321 スローガン）婚姻してから 3 年経たないと生まず、3 年経てば第 2 児を生み、子ども 2 人がちょうどよく、男の子か女の子かどちらもよい。
1973 年	戸籍法の第 2 回全面改正：戸警合一制度の実施、「業種・職業登録」「学歴登録」の追加、戸口調査の厳格化。
1975 年	国民身分証の第 3 回更新。
	戸籍作業の電子化
1978 年	戸口名簿の第 2 回更新、戸口名簿のコピーに戸籍謄本と同様な証明機能を認める。
1985 年	民法の改正：離婚登録が離婚要件に。

[358] 現行法 77 条により、当事者が正当な理由なく戸口調査を拒絶し、又は関連機関・学校・団体・会社・人民が資料提供を拒絶する場合は、3 千元から 9 千元以下の過料に処する。この過料は、かつて最多で 3 万元に引き上げられ（1997 年旧 55 条、2008 年に改正された）、強制執行の対象となっていた（旧 57 条、2005 年に改正された）。

1986 年	戸口名簿の第 3 回更新・国民身分証の第 4 回更新（携帯便利・偽造防止・資料更新のために)。
1992 年	戸籍法の改正：戸警合一制度の廃止、「本籍登録」の削除
1997 年	戸籍法の第 3 回全面改正：「戸籍新設登録」の追加、「業種・職業登録」「学歴登録」の削除。戸籍の電算化。
2000 年	国籍法の改姓：父母の血統主義。
2005 年	国民身分証の第 5 回更新
2006 年	人口政策：婚姻・生育の激励、老人・移民への関心喚起、
2007 年	民法の改正：儀式婚から登録婚へ（08 年施行）
2008 年	戸籍法の第 4 回全面改正：「戸籍の合併・分離登録」、「出生地登録」の追加。

戸籍法は、中華民国国民の戸籍登録を規律する法律である（1 条)。戸籍に登載されていることは、台湾人たる証拠でもあった。ところが、2008 年の改正によって、大陸地区（中国）の人民または香港、マカオの居民でも、定住が許可された場合に戸籍新設登録をしなければならないとの規定が盛り込まれた（15 条 3 号)。戸籍があるからといって、必ずしも台湾人であるとは限らず、台湾人たる証拠は、国民身分証の所持の有無で判断することとなっている[359]。戸籍登録は、戸単位でなされ、すなわち、1 つの家（1973 年追加)、または同一の場所において同一の主管者の下で共同生活を送る者、または共同事業を営む者が、1 つの戸を構成する[360]。その家長または主管者は、戸主〔戸長〕を担う。また、ひとり暮らしの場合であっても、1 つの戸を構成し戸主になることができる（1997 年追加)。こうして、台湾における戸籍の編製は、主に行政上の管理を容易にすることを目標としている[361]。日本戸籍法における戸籍編製の原理、すなわち夫婦（子）同戸籍、3 世代戸籍の禁止、同氏同戸籍は、すべて採用されていないのである。なお、ひとりは、1 つの戸籍しか持たないとされている（3 条)。

戸籍登録は、かつて「本籍登録」、「身分登録」、「移転登録」の 3 種類に分かれていたが、1973 年に「業種および職業登録」、「学歴登録」が追加された。そのうち、「本籍登録」が 1992 年に削除され、その代わりに初回の戸籍登録（たとえば出生登録）の際に出生地を登録することが採用されていた。しかし、国内において戸籍を設けていない者にも、結局、定住または戸籍を設けることが許可されるなら、やはり予め戸籍を設ける必要があるのではないかと考えられ、1997 年に「戸籍新設登録」が導入された。一方、同改正において、「業種および職業登録」、「学歴登録」が削除されたものの、同法旧 50 条（現 72 条）に「戸政機関は、15 歳以上の人口の学歴を調査し」、旧 51 条（現 73 条）に「…学校は、毎年当年の卒業生の名簿を作成し、戸政機関に通報し」なければならないとの規定が定められた。

359 一方、外国人や中国人は、居留証や定住証が発行される。台湾国籍に帰化したからといって、一定時間を経たないと国民身分証が発行されないとされている。

360 家とは、永久に共同生活を行う目的をもって、同居する親族団体をいう（民法 1122 条)。家に家長を置き（1123 条 1 項)、家庭の事務を管理する（1125 条)。したがって、家は、同一の場所で同一の主管者の下で共同生活を送る、いわゆる共同生活戸そのものである。

361 黄宗楽・前掲注 17(上)4 頁。

なお、2008 年に「戸籍の合併・分離登録」、「出生地登録」が追加されたことによって、現在、戸籍登録は、「身分登録」、「移転登録」、「戸籍新設登録」、「戸籍の合併・分離登録」、「出生地登録」という 5 種類になっている（4 条）。

台湾法における本籍（1992 年廃止）は、日本法における本籍とは異なる概念である。台湾人の本籍は、その所属する省及び県をもって依拠とする（旧 5 条）。たとえば台湾省彰化県、台北市（省と同レベルの直轄市）であり、日本人の本籍のような長いものではない。どの空間と帰属関係を発生したいのかは、当事者個人の自由選択に委ねるものなので、同戸籍の者は必ずしも本籍が同様とは限らない。いわゆる〔非以戸定籍、而以人定籍（戸をもって本籍を定めるのでなく、人をもって本籍を定める）〕である。本籍登録を通じて、人と空間の帰属関係が確定され、戸籍資料の保存先がわかり、出自を探ったり人探しをしたりするときに役に立つ[362]。すなわち、日本の同戸籍同本籍とは異なるが、同じく人の検索・特定の機能を有する。〔人人有籍〕、〔1 人 1 籍〕の原則の下では、本籍を決めなければならないが、当事者が決められない場合には、法定本籍により登録される。たとえば、子は、他に本籍がある場合を除き、その父母の本籍をもって本籍とするが、父母の本籍が同様でないときは、嫁入り婚で生まれた子は父の本籍、婿入り婚で生まれた子は母の本籍により登録される（1954 年旧 17 条 1 項 1 号）。また、妻は夫の本籍、入夫は妻の本籍をもって本籍とすることができる（旧 17 条 2 項）。こうして、親子同本籍・夫婦同本籍の原則はなく、要は、どのようなものであれ、本籍があればそれだけで十分である[363]。もっとも、人の検索機能として、出生地の登録も同様の効果を有する。それに加え、戸籍の電算化に従い紙本の保存は近いうちにやめられると見据えられていたためか、本籍登録が廃止されたと考えられる。

戸籍登録のうち、民法と深く関連するのは、言うまでもなく身分登録である。出生、認知、養子縁組、養子離縁、婚姻、離婚、後見、輔助、親権者、死亡、死亡宣告の登録がある（4 条）。しかし、婚姻届出（2007 年民法改正）および離婚届出（1985 年民法改正）を除き、すべての届出は報告的届出である。すなわち届出は、身分変動の効力要件でなく、ただ身分関係を公示・証明する機能を有するのみである。また、日本における入籍・除籍は、主に身分変動を原因としているが、台湾では移転登録、すなわち移出登録および移入登録によるものである[364]。要は、台湾の戸籍は、居住関係を重視しており、日本における戸籍というより、住民票の色彩のほうが強いのである[365]。このように戸籍が身分関係・居住関係を証明する機能を有するため、必要な場合には、本人および利害関係者は戸政事務

---

362 范彦＝簫淑彗『戸籍法規――戸籍法釈義〔再版〕』（三鋒、1988 年）109 頁。

363 なお、住所地を本籍地とすることは当然可能であるが、住所は生活の拠点であり、本籍とまったく異なる概念である。だが、范ほか・前掲注 362 は、この点について異なる見解を持っている。

364 「元の郷（鎮、市、区）を 3 か月以上移出すると、移出登録をしなければならない。ただし、服役、国内就学又は刑務所・更生施設に入る場合は、移出登録をしなくてよい（16 条 1 項）」。「他の郷（鎮、市、区）から 3 か月以上移入すると、移入登録をしなければならない（17 条 1 項）」。「移転登録は、本人又は戸主をもって申立人とする。…（41 条）」。

365 戸籍住所〔住址〕のほかに、戸号が与えられる。戸籍の合併・分離登録があるので、戸籍住所が同様であるが、戸号が異なることがある。

所に対し、戸籍資料の閲覧または戸籍謄本の交付を申請することができる（65 条 1 項）[366]。そこで、戸籍の証明力を上げ、ひいては国家行政の適正な運営を担保するために、前記の戸口調査に加え、戸籍登録申立人の範囲および登録義務[367]が定められている。

なお、戸籍の記載事項を一部書き移す証明書として、国民身分証と戸口名簿がある。国民身分証には、姓名、生年月日、性別、国民番号、出生地、戸籍住所、兵役別、父・母・配偶者の姓名が記載され、個人の身分を識別する機能を有する（51 条 1 項）。国民身分証は、常時携帯の義務があり（56 条 1 項）、戸籍登録により記載事項に変更がある場合には、同時にその交換を申請しなければならず（58 条 1 項）、偽造・変造のある場合は、刑罰に処される（75 条）。一方、戸口名簿は、戸籍構成員の身分を証明するものとして（51 条 2 項）、戸主によって保管されている。その記載事項は上記のほかに、戸籍番号および構成員それぞれの呼称（戸主を中心に、たとえば妻、長女、妹、妻弟）、出生順（たとえば、長男、次女）、原住民身分の有無、その他の記録（たとえば、移入日、戸籍校正を受けた日）が記載される[368]。構成員が戸籍登録をしようとする場合には、戸主はそれを提供する義務を有する（56 条 2 項）。また、記載事項に変更がある場合には、交換または注記を申請しなければならない（58 条 3 項）。こうした戸籍登録の義務に加え、国民身分証の常時携帯、および戸口調査に備えるための戸口名簿の配付を強要することなどの背景には、国民の管理・監視を強化する狙いがあったと考えられる[369]。とりわけ指紋押捺をしなければ国民身分証を交付しないという規定（1997 年旧 8 条 2・3 項、2008 年に削除）は、民主・自由の国においては、とても相容れなかった[370]。

366 当事者のプライバシーを保護するために、利害関係者は、①契約が履行されていない、又は債務が弁済されていない者、②同じ会社の株主又は共同運営者、かつ職務の執行上に必要であるとき、③訴訟係属中の両方当事者、④当事者の配偶者、直系血族、直系姻族又は傍系 3 親等内の血族、⑤戸主及び同戸籍の者、⑥その他法律上において確かに権利義務の取得、変更、喪失の関係がある者に限定している（2006 年 12 月 6 日台内戸字第 0950185166 号令）。また、利害関係のある部分についてしか提供できないと定めている（65 条 2 項）。

367 正当な理由なく法定期間内において戸籍登録を申請したい場合は 3 百元から 9 百元以下、催告されてもなお申請しない場合は 900 元（79 条）、故意に不実の申請をした場合は 3 千元から 9 千元以下の過料に処する（76 条）。なお、台北市民政局によると、戸籍登録により戸籍所在地の政府から手当など様々な利益がもらえるため、戸籍登録をしないケースは少ないという。だからこそ、手当目当てに事実に反する移転登録がなされている事態がある。そのような場合には、過料を罰するほか、不当利得で利益の返還を請求することができるだろう。

368 戸口名簿は、戸籍謄本とは内容がほぼ同様であるが、戸籍謄本のように「いつ、どこの誰の戸籍から移入してきたか」という移入記録が詳細に記載されていない。

369 警察が不定期に家まで訪れてくる（査戸口という）。また、戸政事務所が戸口調査を行うとき、村長、警察や入管職員に協力義務がある（戸籍法施行細則 31 条）。

370 2005 年 9 月 28 日大法官釈字 603 号解釈により、同規定はプライバシー権を保護する憲法 22 条の規定に違反し、本解釈公布日から即時に失効すると判断された。

図 3-1　国民身分証の見本

正面

背面

3・6・2　戸籍の編製原理

以上でもわかるように、台湾の戸籍は、身分関係でなく、居住関係を基準として編製されている[371]。居住関係だからこそ、同じ戸籍に記載される者は、必ずしも同姓であるわけではないし、親族関係があるとは限らない。戸籍の共同事項記載欄には、戸籍の番号・種類・住所および戸主変更[372]の事実が記載される。個別事項記載欄には、戸主、戸主の配偶者、戸主の直系尊属、戸主の直系卑属、戸主の傍系血族、その他の家属、寄留者を順次に記載し（戸籍法 51 条 2 項、細則 4 条 1 項）、それぞれの呼称、姓名、出生順（性別）、生年月日、国民番号、出生地、父、母、配偶者、その他の事実を並べる。もっとも、戸主は、一部の戸籍登録の申立人であり、戸口名簿を保管する役目もあるが、戸籍構成員が戸籍登録をしようとする際に戸口名簿を提供しないと、処罰される[373]。したがって、戸主は少な

371 共同生活戸のほかに、共同事業戸がある。共同事業戸は、工場、商店、寺院、機関、学校などであり（細則 3 条 1 項）、戸主、被雇用者、学生、被収容者、その他の構成員、寄留者の順序で記載される（4 条 2 項）。ところが、1 人 1 戸籍の原則の下では、共同事業戸は全国わずか 579 戸しかなかった。一方、共同生活戸は 8,185,853 戸もあり、そのうち 1 人戸籍が戸籍全体の 30.0%、2 人が 19.3%、3 人が 18.3%、4 人が 16.4%、5 人が 8.4%、6 人以上が 7.6%を占めている（2012 年）。

372 戸主変更の原因は、戸主の死亡や移出、戸籍の分離や合併、住所の変更などのほか、単に戸主を変更したいだけのこともある。この場合、戸籍内においてなお構成員がいるとすれば、そのうち行為能力者の 1 人が戸主になる。行為能力者が 1 人もいないのなら、最も年上の者が戸主になる（戸籍法 21 条、細則 22 条 2 項）。

373 1 千元から 3 千元の過料に処する（80 条）。

くとも戸籍法においては、一家の権威者でなく、単なる戸籍行政の運営協力者である[374]。

3・6・3　姓に関する規定の適用問題

姓と直接関連する戸籍法の規定は、出生登録、戸籍新設登録、養子縁組登録および登録の変更である[375]。台湾で生まれた 12 歳以下の国民および戸籍登録のなされていない棄児については、出生登録をすべきである（6 条）[376]。また、台湾で合法的に居住しながら、12 歳を超えてもなお出生登録がなされていない者については、戸籍新設登録をすべきである（15 条 4 号）。そのうち、出生登録の申請者は、父母、祖父母、戸主、同居者、養育者、児童福祉団体であり（29 条）、子が生まれてから 60 日以内に申請を済まさなければならない。申請されていない場合に、戸政事務所は催告書を申請義務者に送りつけるが、それでも申請なしとのときは、直ちに出生登録をする（48 条）。2007 年の民法改正までは、嫁入り婚の子が原則的に父の姓、婿入り婚の子が母の姓を称すると定められていたので、子の姓をいかにするかについての問題は生じなかった。ところが、民法改正によって、子の姓が父母の協議により定められることとなったため、協議できない場合はもちろん、父母が出頭せず、または他の申請者が父母の協議書を持参し申請しにこないと、戸政事務所も子の姓を確定できない。とはいえ、戸籍登録は必ず行わなければならない。法的根拠がない以上、裁判所に決めさせてはならないため、実行しやすい方法として籤引きしかないと考えられていた。その後、2008 年の戸籍法改正によって、実務で先行されていた籤引きがようやく法的根拠を獲得したものの[377]、民法において規定すべき内容を行政手続法において定めたので、立法過程が問題だらけという立法の未熟さが露呈した。2010 年の民法改正によって、籤引きの規定が追加されたが、立法までどれほど検討されていたのかは不明である。既成事実に対する追認にすぎない可能性もある。

3・7　民法と姓名条例の交錯

人の姓名は、個人の対外的なシンボルであり、個人の権利義務関係とも密接している。とりわけ社会の発展に伴い、人間関係が複雑になっており、権利義務の主体を明確にするとともに個人の氏名権を保障するよう、姓名の使用および変更を規律する必要が生じた[378]。それに応じて、内政部は、1928 年 5 月 2 日に「審核更名及改姓及冠姓暫定規則」を定めて

---

374 台湾人の友人が婚姻届出をする際に、戸籍係員に「夫婦のどちらが戸主になるのか」と聞かれ、「通常はどうですか」と聞き返したところ、「暇な人がやればよい」と答えられたという。

375 2007 年民法改正後、出生登録申請書および養子縁組登録申請書には、「従姓（約定）」という欄が置かれている。また、個別事項記載欄のうちその他の事実には、たとえば「台北市台大病院にて出生し、父の姓を称すると約定した上、民国 97（2008）年 4 月 7 日に登録を申請された」との内容が記載される。

376 子の出生証明書あるいは DNA 鑑定書、子の姓に関する父母の協議書、子が入ろうとする戸籍の戸口名簿、申請者の国民身分証を揃える必要がある。

377 改正理由によって、児童権利条約 7 条 1 項に照らし、姓が定められず出生登録が済まされないと、身分関係が不安定な状況に陥り、生活に不便を来す。そこで、裁量権の行使にかかわりのない、かつ最速で便利な方法として、籤引きが採用されたわけである。

378 内政部戸政司編・前掲注 80）2 頁。

以降、改正を繰り返、1948 年 12 月 3 日に改めて「更改姓名規則」を制定した。一方、立法院は、1941 年 7 月 17 日に「姓名使用制限条例」を制定した。1953 年 3 月 7 日、立法院は、上記の規則と条例を合わせて実体法の「姓名条例」と手続法の「姓名条例施行細則」に再編し、同年 6 月 20 日より施行をはじめている。そのうち、姓名条例は 1965 年、1983 年、1995 年、2001 年、2003 年、2007 年、2009 年で合計 7 回の改正を経た。本節では、本稿と関連のある姓名条例の規定を取り上げ、その沿革、内容および民法との適用関係を明らかにしたい。

3・7・1　姓名条例の沿革

制定当時の規定により、「中華民国国民の本名[379]は、1 つに限る。かつ、戸籍登録の姓名を本名とする（旧 1 条）」が、「次の事情の 1 つがある場合は、改姓を申立てることができる。①認知されたとき、②養子縁組したとき、又は養子離縁をしたとき、③その他法により改姓するとき（旧 5 条 1 項）。婚姻により冠姓を申立て、又は冠姓を取り消す場合は、前項の規定を準用する（旧 2 項）」。姓名条例の適用対象は、台湾人に限定されていた。姓の変更事由として、認知、養子縁組、養子離縁、婚姻による冠姓、冠姓の取消しが挙げられている。民法は夫婦の姓に関し約定の余地を残しているが、約定の内容は決して明確ではない。また。非嫡出子の姓については、規定を漏らしている。姓名条例の規定は、民法の内容を填補する機能を越えて、自ら法規範を形成していると言える[380]。

1995 年の改正により、原住民（先住民のこと）が自己の意思に基づき、本族の姓名を登録する権利が認められた。具体的には、同法 1 条に第 2 項の「台湾原住民の姓名登録は、その文化・習慣・風俗によりこれをする。漢民族的姓で登録した場合は、伝統的姓名への回復を申立てることができ、主管機関はそれを許可しなければならない」ことが追加された。これは、原住民の民族的アイデンティティ、人格権ないし自己決定権への尊重の表れであり、重要な意義を有する。なお、2001 年の原住民身分法の制定により、子は伝統的姓名、もしくは原住民である父または母の姓を称すると、原住民たる身分を取得することとなる[381]。すなわち、姓は原住民たる身分を取得する際にも、重要な意義を有する。

---

379 本名は、法律行為を行うとき（姓名条例 3 条）、学歴・経歴・資格免許その他の証明証書を取るとき（4 条）、財産変動や登記をするとき（5 条）に使用しなければならない。すなわち、公私法律行為を行うときに戸籍上の姓名を使用しないと、公的機関に受理されず、もしくは法的効果が無効になる。

380 陳春林「姓名使用及更改的綜合研究」警光（1980 年）7 月号、21 頁により、姓名条例旧 5 条 1 項 3 号のいわゆる「その他法により改姓するとき」とは、民法親族編の規定に従い改姓しなければならないときを指す。たとえば、婿入り婚により生まれた子は、父母の新たな約定によって改姓するときがそれに当たるという。また、民法旧 1000 条の「別段の約定がある」については、時間の制限がないし、妻が夫の姓や夫が妻の姓に改姓することさえできると解釈している。したがって、同氏は、民法旧 1000 条および旧 1059 条 2 項は、改姓の規定でもあり、改姓の約定があれば、姓名条例旧 5 条 1 項 3 号により戸政機関に対し改姓を申請することができると考えている。

381 「原住民と非原住民が婚姻して生んだ子は、原住民たる身分を有する父又は母の姓、もしくは原住民の伝統的姓名を称する場合は、原住民たる身分を取得する（4 条 2 項）」。「（母が原住民である）非嫡出子は、非原住民である実父により認知された場合は、原住民たる身分を失う。ただし、母の姓又は原住民の伝統的姓名を称すると約定した場合は、原住民たる身分を失わない（6 条 2 項）」。「非原住民である女性の非嫡出子は、原住民である実父により認知され、かつ父の姓又は原住民の伝統的姓名を称する場合は、原住民

2001 年に、姓名条例の全面改正が行われた。重要な変革は、以下の 3 点がある。

① 原住民の姓名

原住民は長年にわたり漢民族的姓名を使用しており、突然の復姓は、生活上の不便をもたらすおそれがある。そこで、同法 1 条第 2 項の後段に、「伝統的姓名に回復したあとであっても、本来の漢民族的姓名への回復を申立てることができ」とされ、それぞれ 1 回の制限が加えられた。また、同法 2 条 1 項の後段により、「…原住民の伝統的姓名は、アルファベット表記を並列して登録し、前条第 1 項の制限を受けない」とされた。この改正によって、原住民の姓名登録の類型は、漢民族的姓名、伝統的姓名、伝統的姓名＋伝統的姓名のアルファベット表記の 3 種類に増え、中華民国国民の本名は 1 つに限るという制限を破った。

② 外国人配偶者、その間に生まれた子、および台湾国籍に帰化した者の姓

国際婚姻が増加していることに鑑み、外国人配偶者の姓およびその間に生まれた子の姓を規律する必要が出てきた。そこで、「戸籍のある国民が外国人、無国籍者と婚姻し、届出をするときに、その配偶者の中国語の姓は、わが国民の姓名の使用習慣に合致しなければなら」ず（1 条 3 項)、「戸籍のない国民が外国人、無国籍者と婚姻し、その台湾地区で出生した子の中国語の姓、又は外国人、無国籍者がわが国籍への帰化を申立てる場合に、その中国語の姓は、前項の規定を準用する（4 項)」ことが定められた。すなわち、台湾国籍を取得した者[382]はもちろん、台湾人と婚姻した外国人の姓も、台湾における姓名の使用習慣に従わなければならないとされている。姓名条例の規律対象は、こうして外国人配偶者に拡大している。台湾における姓名の使用習慣の中身は何かというと、姓は、通用の辞書のなかに「姓」と認められているものでなければならないが、名は、通用の辞書に載っている文字に限られると解されている（後述)。しかし、原住民も台湾国民であり、その姓の使用習慣が尊重されるようになったところ、この立法趨勢に逆らい、「わが国民の姓名の使用習慣」を当然のように「漢民族の姓名の使用習慣」に限定している。この解釈方法は、原住民、ひいては外国人配偶者などへの差別問題につながると考える。

③ 姓の変更

旧規定の 5 条が新規定の 6 条に移り、そのうち第 2 項の文言が詳しくなった。「夫婦の一方は、その本姓に配偶者の姓を冠すること、又は本姓への回復を申立てることができる。本姓への回復は、同一の婚姻関係の存続中においては、1 回をもって限りとする」。もっとも、この改正は、1998 年民法改正の結果を反映したものにすぎない。

2003 年の改正内容は、以下の通りである。

① 原住民の姓名

原住民のニーズに応え、その氏名権や伝統文化を徹底的に保護するために、「原住民の伝統的姓名又は漢民族的姓名は、いずれも伝統的姓名のアルファベット表記を並列し登録す

たる身分を取得する（6 条 3 項)」。

[382] 国籍法 2 条により、出生時に父又は母が中華民国国民であるなどの場合には、中華民国国籍を有す。すなわち、台湾法は、血統主義を採っている。

ることができ、前条第 1 項の規定により制限を受けない（2 条 2 項)」と規定した。こうして、原住民の姓名登録の類型は、漢民族的姓名、漢民族的姓名＋伝統的姓名のアルファベット表記、伝統的姓名、伝統的姓名＋伝統的姓名のアルファベット表記との 4 種類になり、どれにするかは本人（または父母）の意思によることとなっている。

② 姓の変更

同法 6 条 1 項において、「夫婦が離婚し、未成年の子の姓は親権を行使する父又は母の姓と同様でないとき（3 号)」、および「原住民が漢民族的姓に改めたため、その家族の姓に〔誤植〕混乱が生じたとき（4 号)」という姓の変更事由が新しく追加された。前者は、議員立法であり、当時議論されていた 2003 年法務部草案を「無視」して強行採決された姓の変更事由である[383]。このように改正を急がしたのは、1996 年の民法改正により、離婚後の親権者が原則として父から父だけでなく、母にも同等の資格が認められるようになったため、現に母が親権者となるケースが増え、それに伴って子の改姓のニーズも増えているという背景があったのではないかと考えられる。

ところが、2007 年の民法改正により、同法 1059 条において裁判所による改姓が詳細に規定されたことから、姓名条例 6 条 1 項 3 号の「夫婦が離婚し、未成年の子の姓は親権を行使する父又は母の姓と同様でないとき」という姓の変更事由は、存在意義を失った。そのため、この規定が制定されてからわずか 4 年未満で削除された。

外国人が台湾国籍に帰化したあと、たとえ中国語の姓名によって登録することしかできないとすれば、生活に不便が生じるかもしれない。そこで、2009 年の改正では、同法 2 条の第 3 項では、「外国人、無国籍者がわが国の国籍に帰化した後、中国語の姓名をつけなければならず、かつ、元の外国語の姓名のアルファベット表記を並列し登録することができ、前条第 1 項の規定により制限を受けない」という規定が追加された。生活上の不便を解消し、多文化の併存を尊重する観点からは、外国人配偶者やそれとの間に生まれた子も、同様に解釈すべきである。

3・7・2　姓に関する規定の適用問題

以上で見たように、姓名条例が行政法的な性質を有し、その主な目的は権利義務の主体を特定し、国民や外国人配偶者を管理することにある。原住民や外国人の氏名権を尊重することには、政治的な考慮がある。それに対し、民法が私人間の権利義務関係を明らかにすることを目的とし、社会秩序を守りながら個人の氏名権を尊重するのは、人権（人格権、自由権）保障の表れである。両者の立法目的にはこのような違いがあるにもかかわらず、行政法であり、しかも法のピラミッドにおいて下位に置かれる姓名条例が、民法において定めるべきであった父母離婚後の子の改姓について定めていたのは、権限を越えた行為で

[383] 立法委員の羅志明による提案である。羅は、審議会においてすでに通ったし、改めて修正することに反対したものの、法務部草案の内容に賛同し、将来民法 1059 条が改正された場合には、改正法にあわせるよう姓名条例の改正を提案することを承諾した。内政部は、将来民法 1059 条が改正されるとしても、執行上において問題がないと考えていた。法務部編・前掲注 272）388 頁。

ある。幸いなことに、民法改正に応じて姓名条例の関連規定も即時に削除され、姓名条例と民法の適用問題が解消されている。

3・8　小括

伝統中国の考えでは、姓は宗の呼称である。この考えは、台湾人（漢民族）により受け継がれただけでなく、中華民国民法が制定される際にも条文として導入されている。1985年の民法改正は、まさに伝宗接代のために子どもを産みすぎたという社会問題が背景となり、それに応じて、母に男兄弟がいない場合に限定し母の姓を称することが認められたのも、伝宗接代はあくまで男がすることを強調している。したがって、1985年改正の成果は、その目標である男女平等の実現にはほど遠い。

ところが、1998年改正による夫婦別姓の原則の導入、2007年改正による子の姓についての父母の自由協議や養子の不改姓[384]への許容、さらに2010年改正による成人の子の自由改姓への承認から、台湾法における姓の意義は、血縁集団の呼称から個人の呼称へと変わったといえよう。短時間において改革の決心ができたのは、政治の民主化の陰で家族法の民主化が着実に進み、また、国際的立法趨勢に従い子の利益を保護しようとする心構えがあったためであると考えられる。このように台湾法では、姓に対する個人の人格権および自己決定が保障に至っている。

[384] 養子の実父の伝宗接代を守るための改正であることをさておき、結果から見れば、少なくとも養子となる者は改姓したくない場合には、交渉の余地が残される。

4　台湾における姓の実態およびその形成原因

以上では、台湾における姓に関する史的素描（第 2 章）および諸規定の制定・改正（第 3 章）についてまとめた。それによって、台湾家族法における姓の伝統的意義および法的意義が明らかになったであろう。しかし、以上のような制度的な検討だけでは、社会の現状と乖離するおそれがあるため、姓の本当の意義を正確に捉えることができない懸念が残っている。そこで、本章では、統計資料や裁定書を整理・分析し、台湾における姓の実態を把握した上で、台湾社会における姓の現実的な意義を解明することを試みる。

台湾における姓の実態を把握するには、内政部[385]の出版した『全国姓氏要覧』[386]、『全国姓名分析』[387]、『全国姓名探討』[388]を参考することが有益である。『全国姓氏要覧』には、2007 年 6 月 12 日時点における全国の戸政事務所の下にある戸籍資料が集計されているため、同年 5 月 23 日民法新規定が施行された直後のデータであると位置づけたい。一方、『全国姓名分析』には、民法新規定が施行された 3 年後の 2010 年 7 月 1 日時点のデータが綴られている[389]。したがって、両者の数値を比べることは、2007 年の法改正は台湾社会にどのような影響を与えているか、法改正の目的が実現されているかを知る手がかりである。このようなことができたのは、1997 年 10 月 1 日から戸籍資料の電算化が全国的に実施され、続いて 2005 年 1 月 1 日にコンピューター・システムに姓名統計機能が搭載されたことにより、全国各地の戸政事務所から膨大な戸籍資料を簡単に集め、速やかに統計作業ができるようになったためである[390]。

以下ではまず、近年台湾における姓の全体像を概観し、とりわけ姓の種類おとび姓の変更に焦点をしぼりたい。次に、夫婦の姓、実子の姓、養子の姓、姓と祭祀という順に沿い、それぞれの実態を明らかにする。その際には、伝統思想は法制度によって、どのような影響を受けているのかを検証する必要がある。特に以下の 9 つの項目について目を配る。第 1 に、同姓不婚という伝統は未だに守られているのか。第 2 に、今でも婚姻して配偶者の姓を冠する者がいるのか。第 3 に、今では父母のいずれの姓を称するかは父母の協議によって決められているが、母の姓を称する者は本当に増えているのか。第 4 に、父母のいずれの姓を称するかについて父母の協議が調わないときは、戸政事務所での籤引きとなるが、籤引きは果たして公正に行われているのか。第 5 に、成人による改姓が一連の法改正によって広く認められてきたが、実態はどうなのか。第 6 に、特殊な事由があって改姓の請求を法院に持ち込むとき、法院は一体どのような基準に基づいて判断を下すのか。一方、養

385 内政部は、中央行政機関である行政院の下に置かれる戸籍行政の主管機関である。内政部の下に戸政司が設置され、その業務範囲が戸籍行政、国籍行政、戸口調査、人口政策、戸籍作業および戸籍行政人員の養成にわたっているが、上記出版物はまさにその戸籍統計業務の成果である。なお、実際に戸籍登記業務を行っているのは、各直轄市、県（市）にある戸政事務所である

386 内政部戸政司編『全国姓氏要覧』（内政部、2007 年）。

387 内政部戸政司編・前掲注 80。

388 内政部戸政司編『全国姓名探討』（内政部、2012 年）。

389 いずれも出国が 2 年以上で戸籍から除籍された〔遷出登記をした〕ものを含まない。

390 内政部戸政司編・前掲注 80）序言を参照。

子の姓について、第 7 に、異姓不養という伝統は未だに守られているのか。第 8 に、2007 年の法改正によって養子の本姓維持が認められたが、本姓維持の養子はどのぐらいいるのか。また、何のために本姓維持にするのか。それから、第 9 に、祖先の祭祀は同姓の男子によって司らなければならないとされていたが、この伝統は今でも守られているのか。結局のところ、台湾における姓の現実的意義は何なのかは、文末にまとめたい。

図 4-1　戸籍業務の組織図

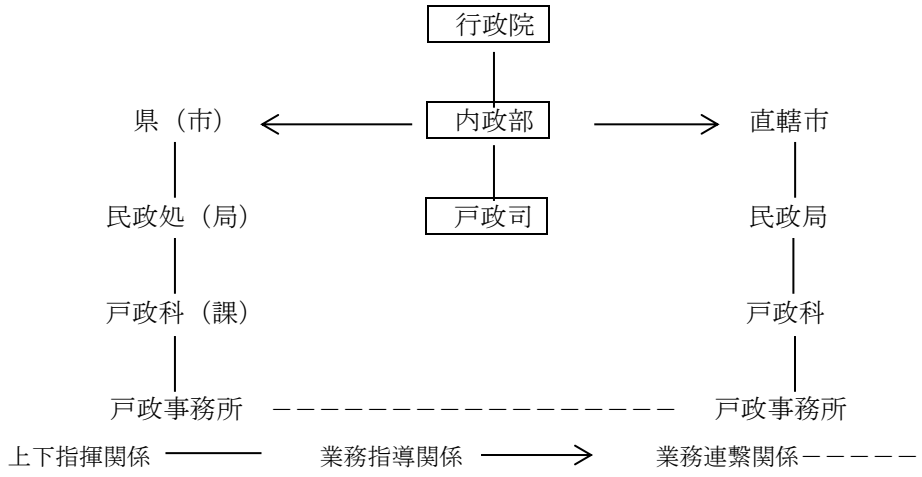

出典）内政部戸政司：http://www.ris.gov.tw/223（検索日：2012 年 3 月 19 日）。

4・1　全体像

主に、現にある姓の種類、ならびに改姓の実態について説明する。

4・1・1　姓の種類

台湾は、約 2,300 万人の人口を抱えている。そのほとんどが漢民族であるが、原住民が約 2%を占めている[391]ほか、国際婚姻など何らかの理由によって台湾で生活している外国人もいる。そこで、以下では漢民族の姓を中心に論じるものの、原住民の姓や外国人の姓についても若干触れることにする。

4・1・1・1　漢民族の姓

漢民族の姓には、単姓と複姓がある。単姓とは、漢字 1 文字の姓をいい、たとえば「陳」や「黄」がそれに当たる。それに対し、「司馬」や「欧陽」のように、漢字 2 文字からなる姓を、複姓という。2010 年では、姓の総数である 1,527 個のうち、単姓は 1,408 個、複姓は 119 個である。ところが、単姓を称する者の数は、総人口の 99.85%を占めている[392]。そのなかでも、「陳」（総人口の 11.1%。表 4-1 参照）、「林」（8.3%）、「黄」（6.0%）を称する

[391] 2010 年を例にとると、原住民の人口は 512,701 名である。
[392] 内政部戸政司編・前掲注 80）10 頁。

者が特に多い。また、上位 10 位の姓を称する者が、総人口の半数を超えている（52.76%）。

表 4-1　単姓の人口順（2010 年）

順位	姓	人数（名）	総人口を占める割合（%）
総数		12,208,870	52.76
1	陳	2,574,443	11.13
2	林	1,919,747	8.30
3	黄	1,395,104	6.03
4	張	1,221,937	5.28
5	李	1,188,256	5.14
6	王	952,921	4.12
7	呉	934,991	4.04
8	劉	732,743	3.17
9	蔡	673,794	2.91
10	楊	614,934	2.66

出典）内政部戸政司『全国姓名分析』13 頁。

4・1・1・2　原住民の姓

1995 年以後一連の姓名条例の改正によって、原住民は原住民族の伝統的姓名をもって戸籍登録することができるようになった。具体的には、漢民族的姓名、漢民族的姓名＋伝統的姓名のアルファベット表記、伝統的姓名、伝統的姓名＋伝統的姓名のアルファベット表記という 4 つの登録様式がある。しかし、伝統的姓名をもって出生届を出す者は、年に約 30 名にすぎない。また、伝統的姓名に復した者は、1995 年から 2011 年にわたり、わずか 2,782 名である（原住民総人口の 0.54%）。伝統的姓名か漢民族的姓名に伝統的姓名のアルファベット表記を並列して登録した者は 22,738 名で多く見られるように思われるが、それでも原住民のわずか 4.37%しかいない。すなわち、法改正があったとはいえ、漢民族的姓名のみをもって登録しようとする者、あるいは登録している者が、依然として大多数を占めている。改姓の煩わしさや生活上の支障が出ないように漢民族的姓名を使い、または使い続けることが望ましいという理由があるのではないかと推測される。しかし、つきつめると、長年にわたる同化政策が達成されているともいえよう。

表 4-2　原住民による姓名の変更および姓名の登録

年	伝統的姓名の回復	漢民族的姓名の回復	アルファベット表記の並列	伝統的姓名で出生届出
総数	2,781	294	22,738	251
1995~1997	217	7		
1998	50	4		

1999	66	12		
2000	48	2		
2001	114	0		
2002	143	11	27	
2003	90	12	40	
2004	96	11	32	21
2005	91	10	39	25
2006	571	57	6,492	32
2007	623	46	7,973	37
2008	183	31	4,500	33
2009	148	31	2,600	34
2010	170	27	555	40
2011	171	33	480	29

説明）本表は、姓名の変更届、アルファベット表記並列届と出生届に基づき作成される。
出典）内政部戸政司ホームページ。

4・1・1・3　外国人の姓

2001 年の姓名条例の改正によって、外国人配偶者およびその間に生まれた子、または台湾国籍に帰化した外国人の中国語の姓は、いずれも台湾国民の姓の使用習慣に適合しなければならないと定められた。台湾国民の姓の使用習慣に適合する姓は何かというと、教育部が編集する国語辞典などの辞書において、姓として認められているもののことをいう。たとえば「田中」や「福田」という日本人は台湾人と婚姻すれば、「田中」や「福田」は辞書において姓として認められていないため、姓として認められている「田」や「福」をもって登録するしかない。他方、「佐藤」や「鈴木」の場合は、「佐」や「鈴」がともに姓として認められないため、姓として認められている「藤」や「木」、または配偶者の姓などをもって登録するしかない。すなわち、台湾や台湾人とかかわった以上、台湾法に妥協せざるを得なかった。2010 年の統計において、全国でわずか 1,314 名の者のみが台湾国民の姓の使用習慣に適合しない姓を称している[393]のは、改正法がもたらした結果である。それらの者は、おそらく 2001 年の法改正の前に、すでに登録を済ました者であろう。

ところが、国際婚姻、または台湾国籍に帰化する者が年々増えているなか、多元な文化を尊重しつつ、台湾民情をも顧みるために、中国語の姓名の付け方が緩和された[394]。台内戸字 10100882492 号によると、台湾国民の姓名の使用習慣は、「姓が前、名が後ろ」だけになった。中国語の姓名を付ける場合は、漢字で構成された本名をそのまま使い、または外国語の本名を中国語に音訳することもできる。ただし、管理の便宜上、教育部が編集する国語辞典などの辞書に載っている文字しか使えないとされている。これによって、「田中

[393] 内政部戸政司編・前掲注 80）11 頁。
[394] 台内戸字 10100882492 号による。これは、内政部が 2012 年 2 月 3 日に戸政司に発する行政規則である。戸政司ホームページ：http://www.ris.gov.tw/349（検索日：2012 年 11 月 26 日）参照。

花子」や「鈴木太郎」が台湾において戸籍登録する際に、もはやいろいろな工夫を要することなく、その本名で登録することが可能になった。

4・1・2　姓の変更

本項では、近年台湾における姓の変更について、その実態の特徴をまとめ、さらに裁判所がかかわる場合における姓の変更の形態および許可の判断基準を明らかにする。

4・1・2・1　実態の特徴

現行民法および姓名条例におけるあらゆる姓の変更事由は、以下の通りである。

① 未成年者の姓に対する父母の変更合意（民 1059Ⅱ、民 1059-1Ⅰ）
② 成年者の姓に対する自己決定（民 1059Ⅲ、民 1059-1Ⅰ）
③ 父母の離婚（民 1059Ⅴ①）
④ 父母の死亡（民 1059Ⅴ②、民 1059-1Ⅱ①）
⑤ 父母の生死不明（民 1059Ⅴ③、民 1059-1Ⅱ②）
⑥ 父母の扶養放棄（民 1059Ⅴ④、民 1059-1Ⅱ④）
⑦ 非嫡出子の姓が親権者である父か母の姓と一致しない（民 1059-1Ⅱ③）
⑧ 養子縁組（民 1078、民 1077Ⅳ、姓 6Ⅰ②）
⑨ 養子離縁（民 1083、姓 6Ⅰ②）
⑩ 婚姻による冠姓（民 1000Ⅰ、姓 6Ⅱ）
⑪ 冠姓の取消（民 1000Ⅱ、姓 6Ⅱ）
⑫ 原住民の改姓（姓Ⅰ②、姓 6Ⅰ③）

⑧~⑪は、1945 年の民法の施行および 1952 年の姓名条例の制定時において、すでに存在している変更事由である。民法 1059 条に関し、1945 年より認められてきた「婿入り婚によって生まれた子の姓に対する変更合意」と 1985 年より認められてきた「嫁入り婚によって生まれた子の姓に対する変更合意」は、2007 年より①によって包括されている。一方、1995 年より認められてきた「原住民による伝統的な姓名への回復」と 2001 年より認められてきた「原住民による漢民族的な姓名への回復」は⑫に当たるが、それを実行するには①か②が必要であろう。すなわち、①と②は実効性があり、⑫はただそれらに含まれている姓の変更の一態様にすぎない。また、③~⑦は 2007 年の民法改正によって新設された姓の変更事由であるものの[395]、①と②が実現不可能に陥った場合においてのみ機能する。すなわち、姓の変更は、基本的には本人ないし父母の自由に委ねるものであるが、例外的に法院が関与することとなっている。

では、姓の変更の実態はどうなっているのか。表 4-3 からは、1998 年から 2009 年までの間における姓の変更の特徴を見出すことができる。第 1 は、1998 年から 2006 年にかけ、

[395] ただし、2003 年の姓名条例の改正では、父母が離婚し、未成年子の姓が親権者である父か母の姓と一致しない場合における子の姓の変更をも承認した。

姓を変更した者の人数が年 8,010 名から 28,032 名まで急増したということである。ところが、2007 年は一転し 16,308 名まで急減し、その後徐々に回復してきたことが、第 2 の特徴である。第 3 に、男女別でみれば、姓を変更した者としては、女性が男性より多いものの、その割合は 90 年代後半の 88%から 2009 年の 59%まで大分減少し、男女差が縮まっている。なお、図 4-2 を見るとわかるように、台湾では改姓よりも改名のほうがはるかに多い[396]。

表 4-3　姓の変更をした者の人数および性別の推移

年	総数（名）	男		女	
		人数	割合	人数	割合
総数	232,670	73,541	31.61	159,129	68.39
1998	8,010	1,090	13.61	6,920	86.39
1999	9,272	1,100	11.86	8,172	88.14
2000	9,668	1,144	11.83	8,524	88.17
2001	12,770	2,967	23.23	9,803	76.77
2002	13,938	3,042	21.83	10,896	78.17
2003	17,530	5,347	30.50	12,183	69.50
2004	20,921	7,215	34.49	13,706	65.51
2005	19,525	6,825	34.96	12,700	65.04
2006	28,032	7,380	26.33	20,652	73.67
2007	16,308	6,198	38.01	10,110	61.99
2008	18,333	7,546	41.16	10,787	58.84
2009	20,571	8,323	40.46	12,248	59.54
2010	19,408	7,879	40.60	11,529	59.40
2011	18,384	7,485	40.71	10,899	59.29

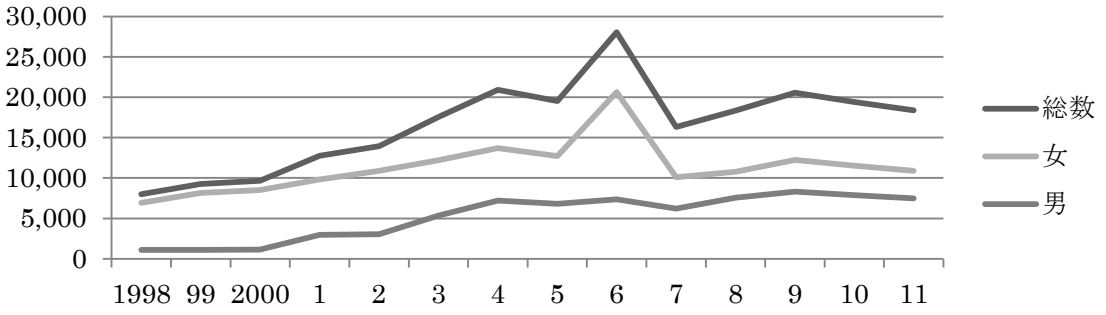

注）本表は、変更後の姓名の 1 字目と元の姓名の 1 字目が異なるものを統計し作成された。
出典）内政部戸政司『全国姓名分析』26 頁による。

396 開運のための改名が多い。

図 4-2　姓・名・姓名の変更の割合（2009 年）

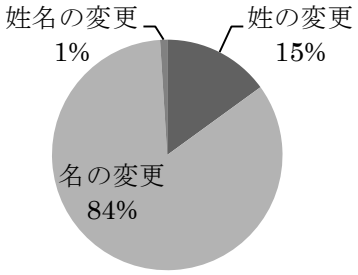

出典）内政部戸政司『全国姓名分析』230 頁。

前述したように、姓の変更事由には様々なものがある。したがって、これこそが近年台湾における姓の変更の実態の形成要因であると特定することは難しい。とはいえ、それぞれの変更事由を性質によって分類したうえで、推測しながら表 4-3 を分析することができるのではないかと考えられる。まず、未成年者の姓に対する父母の変更合意（①）および成年者の姓に対する自己決定（②）に基づいて姓を変更した者がどのぐらいあるのかは、調査を通さないとわからないので、表 4-3 の形成要因からひとまず抜きたい。それから、父母の離婚（③）、父母の死亡（④）、父母の生死不明（⑤）、父母の扶養放棄（⑥）については、関連裁定書を整理しないと、実際の審判において申立人がどれを変更事由として裁判所に対し改姓を求めるのかがわからない。そこで、2007 年の民法改正後から 5 年間の関連裁定書を収集・分析することによって、その実態を明らかにしたい（後述）。なお、そのなかの父母の離婚（③）によって姓を変更する者の数は、毎年の離婚件数の増減に影響される可能性があるため、離婚件数の推移を取り上げるのも表 4-3 を理解するには有益であろう。冠姓の取消（⑪）についても、離婚によって本姓に戻る場合は、この点において共通するかもしれない。しかし、冠姓せずに婚姻することができるし、冠姓していても離婚せずに本姓に戻ることもできるとされているため、離婚件数の推移はあくまでも参考であると断っておきたい。一方、非嫡出子の姓が親権者である父か母の姓と一致しない（⑦）、養子縁組（⑧）、婚姻による冠姓（⑩）についても、それぞれ各年の認知件数、養子縁組件数、婚姻件数をあげることが無意味とはいえない。しかし、認知があっても、必ずしも親権者が変わるとは限らない。また、民法 1000 条の下では、婚姻は冠姓に直結するわけでもない。さらに、2007 年の民法改正によって、養子は養親の姓を称せず本姓のままでいられるようになった。そのため、認知件数、養子縁組件数、婚姻件数をも、参考のために取り扱うにとどめる。他方、養子離縁（⑨）に伴う改姓は必然であり、また、原住民の改姓（⑫）件数のデータはすでに手元にある（表 4-2）。したがって、養子離縁件数、原住民の伝統的な姓名や漢民族的な姓名の回復件数は、比較的に参考価値があるものだと思われる。以上を受けて、認知、養子縁組、養子離縁、婚姻および離婚の件数をもとに、身分行為と姓の変更の関係として、図 4-3 を作成した。

図 4-3　身分行為と姓の変更の関係

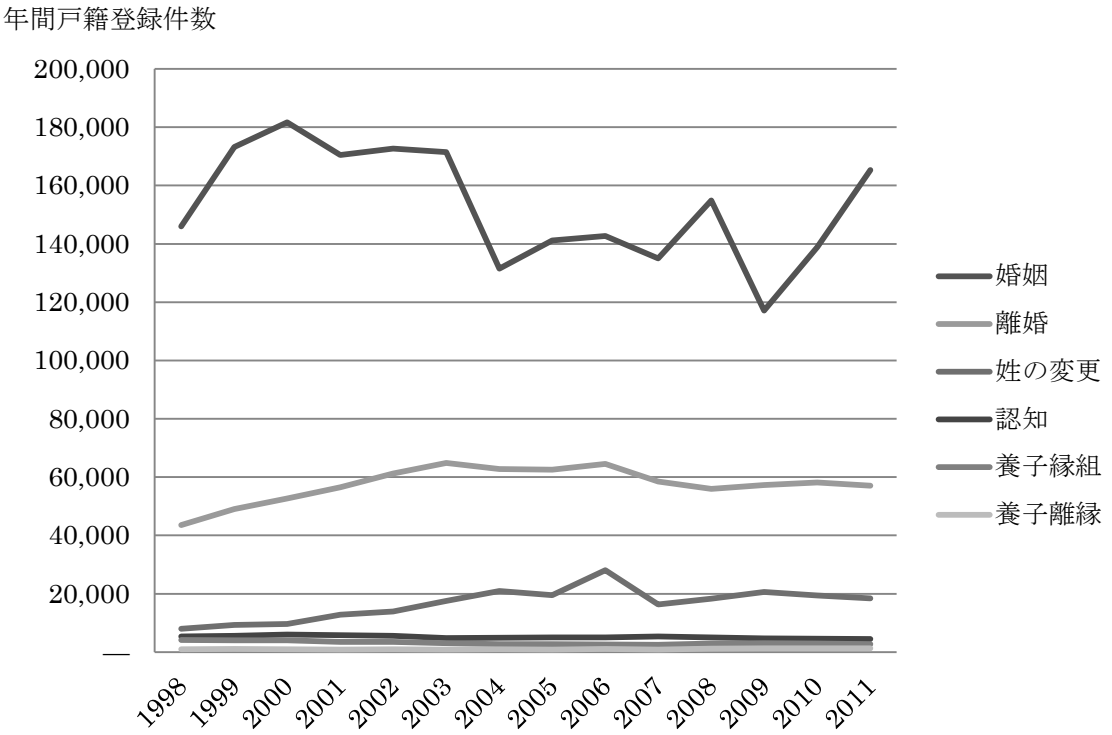

出典）内政部戸政司ホームページ、内政部戸政司『全国姓名分析』26 頁による。

図 4-3 を見るとわかるように、婚姻、認知、養子縁組、養子離縁の曲線は姓の変更の曲線とは起伏が異なるため、それらの身分行為に伴う改姓の多寡は、全体の改姓の増減にとってあまり重要ではないと思われる。それに対し、離婚件数の推移と姓の変更件数の推移とは大体趨勢が一致しており、離婚と改姓は密接な関係を有すると推測したい。離婚によって姓を変える可能性のある者は、配偶者の姓を冠している離婚当事者のほかに、離婚後の親権者の姓にあわせるために姓を変更しようとする子が想定される。冠姓の現状について 4・2 の「夫婦の姓」において詳しく論ずるが、結論からいえば、冠姓者は決して少なくなく、かつそのなかでも年配の女性が圧倒的に多い。したがって、熟年離婚で本姓に戻った者も少なくないことが十分考えられる。一方、後者については、離婚後に父母のどちらが親権者になるかによって、その人数の多寡は大きく左右される。民法 1051 条の旧規定によると、「協議離婚したあと、子の監護権に関しては、夫によってそれを任ずる。ただし、別段の定めがあるときは、その定めに従う」。また、1055 条の旧規定によると、「判決離婚の場合、子の監護権に関しては、第 1051 条の規定を適用する。ただし、裁判所は子の利益のために、監護者を定めることができる」とされている。すなわち、父母間での交渉の場を提供するというのはあくまでも形式的であり、実際に主導権を握っているのは父であったといえよう。そのため、父が親権者になりやすいという背景のもとで、子は父母の離婚後も父の姓を称しつづけ、改姓のニーズがなかった。ところが、1996 年の民法改正によって

1051 条が削除され、離婚の形態を問わず離婚後の子の親権については 1055 条によって規律されるようになった。この条文によると、離婚後の子の親権は夫婦の協議に基づいて父または母の単独親権もしくは父母の共同親権となり、男女平等の原則が採用された。それを受けて現実には、親権者が父に決まったケースの割合は 2002 年の 53.1%から 2008 年の 47.7%に下がったが、母に決まったケースの割合は 35.9%から 39.1%に上がり、母が親権者となることが増加している（表 4-4）[397]。したがって、父母の離婚後に母と同居する子が増えているなか、母の姓に姓を変更するニーズが出てくるわけである。なお、2003 年の姓名条例改正では、「父母が離婚し、未成年の子の姓が親権者である父か母の姓と一致しない」という姓の変更事由が民法改正を待たずに先に追加されたのも、このようなニーズに応えるためであると思われる。

図 4-4　父母の離婚後における子の親権者

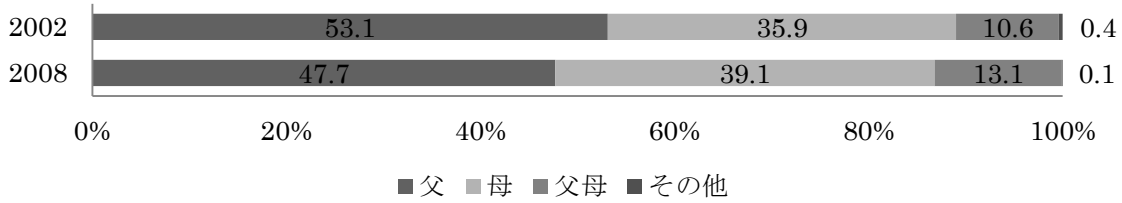

出典）行政院主計処編『社会指標統計年報』による。

表 4-4　地方裁判所における判決離婚と子の監護をめぐる事項の附帯処分

年	裁判離婚件数	子の監護をめぐる事項の附帯処分				
		総数	父	母	共同親権	その他*
2007	13,432	2,482	809（32.6%）	1,533（61.8%）	114	26
2008	12,930	2,452	787（32.1%）	1,486（60.6%）	157	22
2009	11,238	1,953	640（32.8%）	1,192（61.0%）	100	21
2010	9,796	1,722	616（35.8%）	1,003（58.2%）	75	28
2011	9,590	1,591	517（32.5%）	992（62.4%）	47	35

注）その他とは、親戚や社会福祉団体などが含まれる。
出典）司法院ホームページ：http://www.judicial.gov.tw/juds/report/Sf-18.htm（検索日：2012 年 6 月 4 日）。

したがって、なぜ 2006 年まで改姓者は年々増えてきたのか（特徴 1）、また、なぜ 2007 年に限り突如として急減したのか（特徴 2）については、離婚件数の増減が大きな要因であるといえる。それに加え、子の姓を離婚後の親権者（とりわけ母）の姓に一致させように機能する 1996 年の民法改正ないし 2003 年の姓名条例改正は、重要な役割を果たしている。ところで、表 4-2 に照らせば、原住民の改姓は特徴 1 と特徴 2 の形成にあまり関連しなか

[397] ちなみに、判決離婚の場合、裁判官は親権を母に行使させるよう判断するものが多い（表 4-4）。もっとも、判決離婚は離婚全体の 2%しか占めていない。

ったことがわかる。なぜかというと、原住民の改姓件数が最も多いのは 2007 年の 669 件であるが、それと特徴 2 の急減現象とは正反対のもののためである。

興味深いことに、2007 年の民法改正によって姓の変更事由がいくつも追加されたが、同年の変更件数はかえって前年より 42%も減った。2007 年改正の実効性が疑われる。検討してみると、未成年者の姓に対する父母の変更合意（①）が追加されたとはいえ、それは 1945 年の民法施行および 1985 年の改正においておおよそ認められていた。一方、成年者の姓に対する自己決定（②）は確かに新制度であるが、父母の同意という制限が加えられていたため、中途半端なものにすぎない。さらに父母の死亡（④）、父母の生死不明（⑤）、父母の扶養放棄（⑥）については、姓の変更事由さえがあれば改姓できるわけではなく、裁判所の審理を通さなければならないため、担当裁判官個人の考え方が鍵となる（後述）。したがって、やはり離婚による冠姓の取消および子の改姓が、特徴 2 の形成要因であろう。

1998 年の民法改正以前は冠姓が原則であり、それに〔冠夫姓〕の習慣があったため、夫の姓を冠している妻は多かった。しかし、冠姓はいつでもやめられるものである。こうして女性が冠姓・冠姓の取消を経験しており、改姓者には女性が多かったわけである（特徴 3）。もっとも、1998 年以後冠姓が例外となり、それに女性の高学歴化および社会進出が進んでいるので、夫の姓を冠する妻は減っている（後述）。だからこそ、改姓者の男女差が縮減しているのである。

4・1・2・2　裁判所がかかわる子の改姓

2007 年の民法改正によって、父母の離婚などの事由があるときに、裁判所に対し改姓を求めることができるようになった。簡良育の実態分析[398]によると、改正法が施行された直後、改姓を認容した割合はただ 50.9%にすぎない。また、認容するかどうかを判断する際に、子の意思、父か母との親子関係の良さ、兄弟と姓が異なっているか、父か母の犯罪歴の有無、父方か母方の祖先祭祀の担い手の有無、今の姓を名乗っていた期間などが考慮される。筆者はさらにその実態を見極めるために、2007 年 5 月 23 日改正から 2010 年 5 月 20 日までの 3 年間と 2010 年 5 月 21 日改正から 2012 年 5 月 20 日までの 2 年間の、あわせて 5 年間の裁定書の内容をまとめた[399]。以下では、子の改姓事件の特徴および裁判所の判断基準を紹介する。

4・1・2・2・1　数値から見た子の改姓事件の実態

2010 年の改正によって、成人が自由に改姓できるようになったため、裁判所に対する改

[398] 簡良育は、2007 年 5 月 25 日から 2008 年 1 月 10 日の間における台北、板橋、宜蘭、基隆、桃園、新竹、苗栗、台中、彰化、南投、嘉義、高雄地方法院による子の姓の変更に関する裁定 108 件をまとめて分析した。詳細は、簡良育「民法親属編修正後子女称姓之探討」月旦法学雑誌 161 号（2008 年）25 頁以下。

[399] 2,000 件余りがあり、ひとまず台北、板橋、台中、台南、高雄地方法院の裁定書 943 件を分析対象に限定した。なお、関連裁定書は司法院法学資料検索システム http://jirs.judicial.gov.tw/Index.htm からダウンロードできる。ただし、すべての裁定書が掲載されているわけではない。

姓申立ての件数が減少する傾向を見せている（表 4-5 と表 4-7 参照）[400]。申立て費用の未納、戸籍謄本の未提出などがあるが補正しないケース、戸籍訂正など行政手続の問題であって裁判所に持ち込むべきでないケース、また、改姓であるが民法 1059 条・1059 条の 1 と関連しないケース[401]が減少していることから、実務の運用が安定期に入ったことがわかる。では、肝心の民法 1059 条・1059 条の 1 と関連するケースは、どうだろう。表 4-6 によると、民法 1059 条のケースおよび民法 1059 条の 1 のケースはいずれも、認容率が高まっている。嫡出子の場合、認容率は最初の 56.3%から 96.7%まで上がり、改姓事由さえあれば、ほとんどのケースは子の利益にかなうとして、改姓が認められるといえよう。非嫡出子の場合の認容率はそれほど高いわけでないが、それでも 9 割近くのケースが認められている。したがって、裁判所は子の改姓について寛大な姿勢をとっており、改姓が容易になっているのである。

嫡出子のケースが全体の 87.1%を占めており、そのなかでも 89.4%は母の姓への改姓希望に基づいたものである。これは、嫡出子が多く、しかもそのほとんどが父の姓を称しているためである。一方、非嫡出子のケースは 12.9%しかないが、母の姓への改姓希望が 80.4%に達している。父の認知に伴い父の姓に改姓した（表 4-15 によると、認知された子は 8 割以上父の姓を称している）ものの、何らかの理由で復姓したい者が多いようである。なお、改姓希望者の 61%が男性であることから、伝宗接代のための改姓が依然として行われているのではないかと考えられる。さらに、7 歳未満の改姓希望者が比較的多いことから、改姓するなら、できれば早いうちに変えたほうが生活上の支障が少ない（就学前がベスト）、という親の配慮があったのではないかと考えられる[402]。

改姓事由について、嫡出子の場合は、「父母の離婚」に「父母の一方が扶養などの責任を果たさない」という組み合わせが約半数を占めている。幼い頃から父がすでに扶養しておらず、それを原因として父母が離婚するに至ったケースもあるが、それよりも、父母の離婚後に母が女手ひとつで育ててくれたケースのほうが多い。また、「父母の一方または双方の死亡」によって、改姓を求めるものも少なくなく（27.0%）、特に「父の死亡後、母の姓へ」改姓したいケースがずば抜けて多い（63.4%）。非嫡出子の場合も、「父母の一方が扶養などの責任を果たさない（32.4%）」か、それのみならず「親権者である父または母と姓を異にする（27.0%）」ため、姓を変えたいケースが多い[403]。「父母の一方または双方の死亡

---

[400] 2010 年改正後、成人が裁判所に対し改姓の申立てをする場合は、本案審理を経て認容されるか、または自由に改姓できるとして棄却されるという 2 つの可能性がある。前者、たとえば台北 99（2010）家声 207 は、20 代男子 2 人が、父が離婚前母に暴力を加えたことがあり、離婚後も一切養育費を払わなかったとして母の姓への改姓を求めた事案である。裁判所は、父母の離婚期間が長く、婚姻期間内に暴力行為があること、離婚後も扶養義務を果たさなかったことを考慮して、改姓を認めた。後者、たとえば板橋 99（2010）家声 190 は、成年男子が、父母の離婚、父の扶養放棄の事実に加えて、母が家産を受け継いでもらいたいと希望したため、母の姓への改姓を求めた事案である。裁判所は、申立人がすでに成人しているため、直ちに戸政機関に対し改姓を申立てることができるとして、請求を退けた。

[401] たとえば、曾祖母一家の祭祀を続けるための改姓請求、養親死亡後に実親の姓への改姓請求である。

[402] 婚姻する早々離婚した夫婦が少なくないのも、ひとつの原因であると考えてよい。

[403] 「親権者である父または母と姓を異にする」ことのみを改姓事由としたケースはゼロである。認知があるが、親権はどちらが行使するかについて決めていなかったケースが少なくないと思われる。また、決め

（27.0%）」、特に「父の死亡後、母の姓へ（62.2%）」の改姓希望が多いことも、嫡出子の場合と同様である。したがって、父か母のどちらが子の世話をして養育費を出しているかが子の姓を決めるポイントであり、また、父か母のどちらかの死亡が改姓のきっかけとなっていることが推測される。なお、非嫡出子の場合、「父の死亡後、父の姓へ」の改姓希望も一定の数が存在している（17.8%）。養育の恩に報いるための改姓ではないかと考えられる。

表 4-5　子の改姓申立てに対する法院の判断結果

時期		総件数	認容	棄却				
				総数	本案審理あり		未補正	行政問題
					1059・1059-1関連	関連のないケース		
2007/5/23改正後	1年目	181	95	86	71	6	8	1
	2年目	230	143*	87	68	3	15	1
	3年目	276	201	75	54	7	12	2
2010/5/21改正後	1年目	100	79	21	10	3	8	0
	2年目	156	145	11	7	1	3	0
総数		943	664	279	209	20	46	4

*うち 3 件は、民法 1059 条、1059 条-1 と関連しないケースである。

表 4-6　子の改姓申立てに関する認容率の推移

	全体	嫡出子	非嫡出子
07 改正後 1 年目	57.2	56.3	66.7
2 年目	67.3	65.4	80.8
3 年目	78.8	77.7	87.1
10 改正後 1 年目	88.8	88.5	90.9
2 年目	95.4	96.7	89.7

注）ここでの認容率は、本案審理があり、かつ民法 1059 条・1059 条-1 に関連するケースを計算対象とす

ていたといっても、「未成年の子に対する権利義務の行使および負担（親権）に関する届出」は 2008 年の戸籍法改正において追加されたばかりなので、親権者はどちらであるかを証明するのも手間がかかる。そのため、裁判実務では「親権者である父または母と姓を異にする」より、「父母の一方が扶養などの責任を果たさない」ことで訴えるほうが、現実味を帯びる。他方、嫡出子のケースでは、「父母の離婚」と「父母の一方が扶養などの責任を果たさない」のほかに、「親権者である父または母と姓を異にする」ということもよく言及されている。しかし前述の通り、1996 年法改正の前は、離婚後の子の親権は原則的に父が行使する。そのため、子の親権は父が握っているが、実際に子の面倒をみているのは母であるという親権・監護の分離現象があることが想像できる。また、協議離婚が多いうえ、法律に馴染まないので、そもそも親権の所在を取り決めていなかったケースが少なくないと考えられる。したがって、「父母が離婚し、未成年の子の姓が親権者である父か母の姓と一致しない」ことをもって、直接戸政機関に対し改姓を申立てられるとした 2003 年の姓名条例の改正は、混乱を引き起こしそうなものである。当時の戸籍実務の運用を、さらに研究する必要がある。

る。

表 4-7　子の改姓申立てにおける子の年齢

		2007 改正後の 3 年間		2010 年改正後の 2 年間	
		人数	割合	人数	割合
未成年	0~6 歳	42	5.6	63	21.1
	7~11 歳	32	4.3	41	13.7
	12~17 歳	29	3.9	35	11.7
	18~19 歳	6	0.8	8	2.7
	不明	184	24.6	127	42.5
	総数	293	39.1	274	91.6
成年		456	60.9	25	8.4
不明		17	—	0	—
総数		766	100.0	299	100.0

表 4-8　子の改姓申立における変更事由

嫡出子ケース

変更事由	件数	割合
父母の離婚（1 項）	25	3.8
父 or 母の死亡 or 生死不明（2 項・3 項）	179	27.0
父 or 母が扶養などの責任を果たさない（4 項）	22	3.3
1 項＋2 項・3 項	32	4.8
1 項＋4 項	324	48.9
2 項・3 項＋4 項	15	2.3
1 項＋2 項・3 項＋4 項	66	10.0
不明	95	—
総数	758	100.0

非嫡出子ケース

変更事由	件数	割合
父 or 母の死亡 or 生死不明（1 項・2 項）	30	27.0
親権者である父 or 母と姓を異にする（3 項）	0	0.0
父 or 母は扶養などの責任を果たさない（4 項）	36	32.4
1 項・2 項＋3 項	1	0.9
1 項・2 項＋4 項	13	11.7
3 項＋4 項	30	27.0
1 項・2 項＋3 項＋4 項	1	0.9
不明	1	—
総数	112	100.0

表 4-9　親の死亡と子の希望の姓との関係

	全体		嫡出		非嫡出子	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
父の死亡後、母の姓へ	213	63.2	185	63.4	28	62.2
母の死亡後、母の姓へ	25	7.4	24	8.2	1	2.2
父母の死亡後、母の姓へ	24	7.1	22	7.5	2	4.4
？*の死亡後、母の姓へ	6	1.8	6	2.1	0	0.0
父の死亡後、父の姓へ	38	11.3	30	10.3	8	17.8
母の死亡後、父の姓へ	13	3.9	10	3.4	3	6.7
父母の死亡後、父の姓へ	16	4.7	13	4.5	3	6.7
？の死亡後、父の姓へ	2	0.6	2	0.7	0	0.0
総数（生死不明を含む）	337	100.0	292	100.0	45	100.0

*？とは、父母のどちらが死亡したかわからないことを指す。

4・1・2・2・2　実例から見た子の改姓事件の実態

実例（文末参照）を通じて、改姓の理由や裁判所の判断を見ていこう[404]。

4・1・2・2・2・1　非嫡出子のケース

前述したように、非嫡出子が父に認知されると、8 割以上の者は父の姓に姓を変える。その背後には、「将来学校に行くために」、皆と同じく父の姓を称するほうが無難ではないかという親の配慮がある（非嫡出子のケース（以下「非」という。）2)。母の姓を名乗ると、「なぜ父の姓を名乗らないのか」とか(非 3)、父母の婚姻状況まで聞かれてしまう(非 14)。ひどい場合には、人間関係に誤解を生じたり疎外感を覚えたりすることがある (非 12) [405]。

しかし、一旦父の姓に改姓したとはいえ、今度は以下の理由で復姓したくなる。①父が余りにも無責任で親子関係が疎遠であるため、父の姓を名乗ると父のことを思い出して苦しくなるとか（非 1)、名乗ること自体が無意味だと思われる（非 11)。②父が犯罪者なので、父の姓を名乗ると人格の発達に影響があるとか（非 7)、非難され続けるおそれがある（非 17)。③父の姓の発音で笑われた（非 15)。④実際には母に育てられており、母がその後、婚姻しまたは婚姻したため、家族構成員の姓がばらばらにならないように母の姓を名乗りたい（非 5・6)。⑤実際には母に育てられてきたため、母方の伝宗接代をしてあげたいとか（非 8・16)、母家族に共感がある（非 20)。⑥母方の伝宗接代のために、母と同姓する者の養子となることによって、実質上母の姓に姓を変え、しかも長年それを使用してきた。ところが、養親の都合で離縁されてしまい、父の姓に復して不便を感じたから、母の

[404] 非嫡出子と嫡出子に分けて、それぞれの典型例と特色のある例を挙げているが、それらは裁定例のごく一部をなしているにすぎない。また、裁判官の氏名とその判断理由をも挙げているが、当該理由が当該裁判官の独特の見解や当該裁判官が最初にそれを主張したという意味ではないことに、注意されたい。
[405] そのほかにたとえば事例 18 のように、父の姓に改姓しないと遺産分割に参加できないとの理由もある。

姓を名乗りたい（非 2・4）[406]。ちなみに、③と⑥の改姓希望者に子どもがいる場合には、なおさら子どもに辛い思いや不便を味わせたくないと責任を感じ、改姓を切望している。

母の姓に改姓したいと考えるに至る事情をまとめる。父が養育費を払わず、会いにも来なかったなど親失格のことばかりをしたため、父子関係が薄れてしまうことが最も多い（非 5・7・10・11・16 など）。父の婚姻により父子の仲は回復の見込みがない場合（非 1・15）、また、せめて父方の親族と連絡があればよかったのに、それもない場合（非 6・16）は、改姓を希望しがちになる。父に暴力行為（非 9）や犯罪歴（非 1・7・17）がある場合も、改姓を考えるものである。それに対し、母が精一杯育ててくれて、母方の親族（非 5）[407]や母の婚姻相手（非 5・6）が可愛がってくれれば、名実ともに母方家族の一員になりたい感情が高ぶる。このような良い家族関係があってこそ、母方の祖先祭祀を引受けようとすることになるわけである（非 16）。すなわち、父子関係と母子関係の両方を比べ、さらに父方家族と母方家族の態度を考え、どちらの姓を名乗るかと考えるのである。簡良育の指摘した、兄弟と姓が異なること（非 1・5）、今の姓の長年使用（非 2・4）という 2 つの事情に加え、改姓しないと自分だけでなく子どもにも影響を与えること（非 2）、そもそも父も改姓に同意していること（非 1・11）も、改姓の意欲を高めていく。

一方、父の姓への改姓希望者の理由や事情は、基本的に母の姓への改姓希望者と類似しているが、単純さがより目立っている。父が実際の養育者（非 12）、父の姓を名乗らないと変に思われる（非 12・14）、兄弟と姓が異なる（非 14）、父方の祭祀問題の解決（非 13）や財産の承継（非 18）などがよくある事例である。

では、裁判所はどのような姿勢で裁判に臨むのか。父の姓か母の姓への改姓希望を問わず、棄却の例と認容の例を分けて紹介したい。初期の裁判では、責任を果たさない父の姓を名乗ると苦しくて不平に思うという改姓希望者の悩みに対し、ただ「個人的感覚」や「主観的感情」にすぎないと判断し、父の同意があっても改姓させないという強固な姿勢を示すものがある（非 1・11）。父が扶養しないことは、父の姓を名乗るかどうかとは別のことなので、扶養がないことをもって直ちに改姓を認めるわけにはいかないと考えた。要は、父の無責任という事実や本人の主観的な感情を述べるより、客観的な不都合（〔不利〕）な事実を提出することが重要である（非 7・8・9 など）。客観的な不都合な事実とは、たとえば、母の姓の長年使用後の突然の復姓は、識別の困難やアイデンティティの矛盾をきたすことである（非 4）。母の婚姻後、母の姓に改姓しないと他人に奇異に見られるだけでなく、子自身も新しい家族に溶け込みにくいのではないかという心配の種を消すための改姓においては、母の婚姻が客観的な不都合な事実に当たるといえよう（非 5・6）。兄弟と姓が異なることも、それと同性質なものである（非 14・15）。さらにより具体的な例を挙げると、母の姓に改姓しないと母方家族から「〇家の子どもの世話をしたくない」と差別されたり（非 10）、父の姓（賈）の同音で「仮鬼仮怪」と笑われたり（非 15）するものがある。父と姓が

406 このようなケースは、実は少なくない。民法旧規定の下での伝宗接代のための便宜策である。
407 改姓しないと、よそ者と思われて可愛がってくれない例もある。たとえば事例 10。

異なることで、プライバシーのことをよく聞かれるというのも、改姓が認められる要因である（非 3・12・14）。しかし、2010 年法改正以後は、客観的な不都合な事実の提出が必ずしも要求されるわけではなくなる（嫡出子のケースで論じる）[408]。

裁判所の考え方はそれぞれであるが、基本的なスタンスは以下のようである（嫡出子のケースもほぼ同様）。①子と父母双方およびそれぞれの家族との関係を比べることによって、今の姓は「明らかに子の社会生活に長期にわたってつながりを失った」[409]なら、改姓を認容する（非 16）。たとえば母の姓に改姓したい場合は、母の婚姻による新家族の形成、また、父の婚姻による父子関係の維持の難しさも、重要な判断要素として吟味される。②兄弟（半血縁の兄弟を含む）の姓を同じくする努力がみられる（非 14 など。例外の例は後述）。③父の姓に改姓したい場合は、父の姓を称する者が多いという社会現象が考慮される（非 12）。④改姓の可否をめぐって、子の年齢によりその意思が尊重される度合いが異なる。56 歳の改姓希望者の意思は尊重するが（非 2）、3 歳の子が姓の意味を理解できないとして、改姓を認めない事例がある（非 20）。しかし、幼いから改姓してはいけないとの考え方の真逆に、幼いからこそ改姓するなら今だという考え方も併存している。たとえば、1 歳の乳児は理解能力を養う最中なので、早めの改姓は家族に対する帰属意識をスムーズに形成させ、心身の健全な発達に有利であると考える裁判所もある（非 5）。ただし、未成年者の改姓申立ては、もっぱら親を喜ばせるためになされるものであってはならない。すなわち、親の意思を脱し、子本人の真意だけを考えるべきであるとの指摘がされた（非 19）。⑤伝宗接代を批判するものの、伝統が依然として民間で行われている事実を尊重し、改姓を認容する裁判所の姿勢が見られる（非 2・16。例外の例は後述）。⑥改姓により子が実質的利益を獲得できる、たとえば財産の承継（非 18）、原住民としての権利保障（後述）を受けることができるなら、裁判所は敢えてそれを阻止することはしない（例外の例は後述）。なお、⑦近年、台中地方裁判所では、子の改姓事件に関し、社会福祉団体による当事者や関係者の訪問調査が取り組まれている。親権者決定の手続と同レベルのような詳細な分析が行われるが、その意見は必ずしも裁判所の判断に影響を及ぼすわけではない（非 19）。すなわち改姓可否の決定権は、裁判所（通常、裁判官ひとり）の手に握られている。

4・1・2・2・2・2　嫡出子のケース

嫡出子と非嫡出子は、ただ父母に婚姻関係があるかどうかの差があるので、改姓の理由やそれに対する裁判所の判断には大差がない。そこで、非嫡出子のケースでまとめた内容を補足する形で、嫡出子のケースを紹介する。

なぜ嫡出子は母の姓に改姓したくなるのか。父の子に対する無責任（①）、父の犯罪（②）、

408 改正法は、「子の姓がそれに不利な影響を与えると認める事実がある」という厳しい要件を削除し、「子の利益」に合致するなら改姓を認めるべきであるというように姿勢を変えたので、この現象も必然のものであろう。

409 たとえば、子は母（王）と暮らし、母方家族（王）と親密な関係を有するが、父や父方家族（黄）とは一切の関係も持たない。すなわち、子は黄を称しているものの、王たちに囲まれて生活しているため、黄という姓は子にとってもはや意味のないものになってしまった。

母の姓の長年使用（⑥）はともかく、父の姓で笑われたこと（③）、母の再婚（④）、母方の伝宗接代（⑤）については、さらに例を挙げてみる。父の姓が「賴」なので、「賴皮鬼（ごろつき、無賴漢）」や、呉氏と婚姻し「呉賴（無賴）」婚姻」とからかわれた者がいる（嫡出子のケース（以下「嫡」という。）1）。母の再婚後、母の姓でもなく継父の姓でもない父の姓を名乗っているので、養子と思われる者もいる（嫡 36）。別件の再婚の例であるが、母の再婚相手はこう語っている（嫡 35）。「学校の先生は私のことを陳さん（子の父の姓）と呼んでいるが、私は汪です。この間旅行に行ったときも、資料記入の際にスタッフに変に思われていた。この諸々のことは私と子どもを困らせている。申立人を自分の子のように思い、その母親と婚姻する予定もある。しかし、子が改姓しないと生活に多大な支障が出る。また、もし私たちに子どもができたら、その子は汪を称する。子どもたちは父の姓か母の姓を名乗ることを願っている」。再婚家族で構成員の姓がばらばらであることは誤解を招き、家族内のムードを壊すのではないかと心配の声だと解される。一方、母方の伝宗接代のための改姓も多い。しかし、嫡出子のケースは非嫡出子のケースと違い、父が無責任で母が女手ひとつで育ててくれたから母方の祭祀を受け継ぎたいのでなく、父母が婚姻の段階ですでに約束をしていることが多い[410]。ところが、父母は字が読めなくて婿入り婚で婚姻届を出さなかったとか（嫡 3）、婿入り婚が嫌で結局嫁入り婚で婚姻届を出し（嫡 9）、または婿入り婚で出したが父が勝手に子の姓を変えたなどの事情があり、子は実際に母の姓を名乗っていない場合に問題となっている[411]。

以上の理由のほかに、さらに様々な理由が発見される。婚姻することを父に知られたくなく、また、招待状に 3 つの姓（母、継父、自分）を並べたくないための改姓（嫡 18）、祖父の無責任について子どもに知らせたくないための改姓（嫡 6）では、プライバシーの保護が目当てである。父が外国人でその姓を名乗っていることによって差別され（嫡 28）、また、本省人と外省人の対立の中、外省人である父の姓によって差別される（嫡 5）ため、改姓したいという者がいる。このような差別回避の改姓も、プライバシーの保護と同質性があるだろう。今の姓がよく書き間違えられたり呼び間違えられたりして不便であること（嫡 5）や、今の氏名は将来の仕事に向いていないこと（嫡 20）は、いずれも機能性を求める改姓である。改姓しないと母方の親族から財産をもらえないこと（嫡 21）や、原住民である母の姓に改姓すれば試験得点の加算などメリットが多いこと（嫡 22・32）にも、実益志向が漂っている。いうまでもなく、父の姓は不吉であること（嫡 30・34）、母の養育の恩に報いたい（嫡 12・20）という単純な動機もある。

母の姓に改姓するに至る事情を補足する。父が扶養しない、（離婚後）会いに来ない、再婚したなどの事実のほかに、DV、犯罪に加え、借金という父個人の行為も子を悩ませてい

410 言い換えれば、母の姓を称しているのは、母に男兄弟がなく母方の伝宗接代をするためというのが主因である。

411 事例 3 の子の氏名は陳張忠で、父の姓（陳）を名乗りながら母の姓（張）を名の一部にしている。同人によると、今の氏名では自身が婿入り婚をしていると思われているので気分が悪いという。事例 27 の子も氏名に父と母の姓を両方取り入れていた（江雷耀）。民法旧規定の下で、母方の祭祀を受け継ぐために講じられた対策ともいえるが、少子化が進んでいる現在でも、利用されそうである。

る。借金取立ての電話がよく来て（嫡 10）、〔父債子償〕を理由に付きまとわれ引越しを余儀なくされる例がある。そのせいで自分の氏名を名乗ることを怖がり、常時ニックネームを使っているという（嫡 12）。過去と切り離して新しい人生を迎えるために（嫡 31）、改姓によって救われたいというわけである。他方、母側の事情についても、（特に婚姻が破綻した場合）母の姓を名乗らないと母方の親族は腑に落ちないと思うことがある。父の姓を名乗っていることによって、祖母に金を貸してもらえず（嫡 11）、わが子孫と思ってもらえず（嫡 15）[412]、さらに小さい過ちを犯しただけでも、「○家の子どもだから」と皮肉をいわれた事例（嫡 17）がある。このような場合、子が改姓を希望しているのは、母方家族に共感があり名実ともに母方家族の一員になりたいというよりも、むしろ母方家族に認めてもらいたい気持ちのほうが強いであろう。兄弟と姓が異なることによって、周りからおかしいと思われるのは仕方がないが、身内の者にも「わが家族の人ではない」などといわれると、悲しさが増す（嫡 8）。父の姓を名乗ったままに母の祭祀を行ったせいか、子どもがある日突然痙攣して深刻な状況に陥った事例（嫡 29、14 も参照）がある。同姓の祖先を祭ることしかできず、他姓の祖先を祭ると災いが降ってくるという民間信仰の影響を窺わせる。占い師のひと言も、強い影響力がある（嫡 30）。台湾人には、このような迷信の一面がある。

では、父の姓への改姓理由は何なのか。父が実際の養育者（嫡 4・7）、父の姓を名乗らないとおかしいと思われたこと（嫡 7）、兄弟と姓が異なったこと（嫡 4・37）、父方の祭祀問題の解決（嫡 3・32）や財産の承継[413]（嫡 23）は非嫡出子のケースにも見られた理由である。改姓しないと家族の仲にひびが入ること（嫡 33・37、伝宗接代と多少関係がある）、母の姓は不吉であること（嫡 14・33）、戸籍上は母の姓に姓を変えたが、生活では依然として父の姓を使用していること（＝長年使用。嫡 16）といった理由は、母の姓への改姓の例にも見られた理由である。そのほかに、父の姓が稀有で称する者が少ないから（嫡 2）、父と同姓の者が組織する団体に入りたいから（嫡 2）、また、父の姓を名乗らない（＝認祖帰宗しない）と、子どもが近親者と婚姻するおそれがある（＝同姓婚姻の危惧。嫡 13・14）といった者もいる。改姓の理由は様々であるが、複数の理由をもって裁判所を説得しょうとすることは、改姓申立て事件の特徴である。

このような改姓希望者の主張に対し、裁判所の判断の中には非嫡出子のケースと同様に、「今の姓によって暴力のことを思い出す」とか、「悲しい」、「困る」、「母の養育の恩に報いたい」などがただの主観的な感覚であり（嫡 1・10・20）、客観的な不都合な事実を出さなければ認容できないとする裁判例がある。父の無責任は姓と関係なく（嫡 1）、祖母が金を貸してくれないのも（客観的事実であるにもかかわらず）姓と関係ない（嫡 11）という。

412 同事例では、父家族は婿入り婚を理由に、母家族は父の姓を称していることを理由に、いずれも子をわが子孫と思わなかったという。また事例 37 では、母の姓を称していることによって、父家族に責められ、さらに母家族にも財産狙いではないかと不信に思われている。伝宗接代の伝統、ひいては古来の姓に対する人の考え方は、時々罪のない子どもに面倒をもたらすものである。

413 類似の例として、父が父家族（宗族）から財産を得たため、子に対し改姓を求める事例（33）がある。同人によると、父が死亡した後でも、母と兄弟から改姓を迫られ、母子関係がそれによって悪化しているという。

また、「不運であることを父の姓のせいにするのは、子は父母を尊敬し親孝行しなければならないという民法 1084 条 1 項の規定に違反」するため、父が同意しているのにもかかわらず、改姓を認めなかった事例（嫡 30）もある。しかし、2010 年の法改正を待つまでもなく、柔軟な姿勢で裁判に臨んでいた裁判所も少なくない。たとえば事例 31 の裁判所は、父が扶養責任を果たさずに死亡したこと、すなわち申立て事由の②と④のみを考慮し、「父の姓を称することを強制するのは、確かに子の心理に悪影響がある」とし、即時に改姓を認容した。同裁判所の立場は、事例 34 の裁判所の立場と同様である。すなわち、民法は子の最善の利益の保護を最高原則としているため、「裁判所が 1059 条 2 項について裁判をするときは、…子の最善の利益に基づき判断すべき」であると指摘した。それに続き、「改姓が子に最も有利であると認めれば、逆に今の姓は子に悪影響があるというのは当然」であると明快な判断基準を示した。すなわち、法改正がなくても、裁判所が子の利益のために、自ら「新しい」ルールを作り出したわけである。同事例の申立人には「父母の死亡」という改姓事由があるが、父の無責任とか母方の伝宗接代をしなければならないという理由さえもなく、父の姓を称している兄弟はたまたま交通事故にあったり病気にかかったりして死亡したことをもって、改姓を求めている。このようなケースは、前例（嫡 14・30・33）では不適切な改姓理由とされ、棄却される確率が高かったが、本件は「申立人が（今の姓を名乗り続けると早死にするのではないかと）不安であるため、確かに不利な影響がある」として、直ちに改姓を認容した。子の改姓事件に対する裁判所の立場の変化が見られ、改姓が容易になってきたことが実感できる。そして法改正以後、客観的な不都合な事実があることは、もはや改姓要件ではなくなった。たとえば事例 35 と 36 では、母の再婚云々に申立人が言及していたが、裁判所は単に「父母の離婚後、子は母と母方家族に育てられ、父は明らかに子に対し保護・教育の義務を果たさなかった」とか、「子は母と暮らしている」などのことに依拠し、「母の姓への改姓のほうが子にとって比較的に有利であると認めてよい」と結論を出しているのである。

こうして改姓が容易になっているのは事実であるが、ケースの事情や裁判所の考え方がそれぞれであるので、一律に論じることができないのはいうまでもないことである。次はこのような思考回路に沿い、裁判所の姿勢について補足する。前述したように、母子関係と父子関係、そしてその周辺の関係を含め総合的に検討することは、子の改姓事件における裁判所の通常の処理手順である（①）。この手順を踏まえ、「母子関係に比べ父子関係が明らかに疎遠」であると判断し、「関係が疎遠である父の姓を称し続ければ、実際の養育者である母家族に対し帰属意識を欠きやすい」とし、改姓を認める例がある（嫡 43）。しかし対照的に、「姓の変更は親族関係の変更でなく、親族付き合いの問題も姓の変更によって解決されるわけではない」と述べて、改姓を認めない例もある（嫡 26）。②の兄弟の姓が異なることについても、「…隔たりが生じ、父が（父の姓を称する子を）えこひいきして兄弟仲にひびが入りやすい」と指摘し改姓を認める例がある（嫡 4）他方、悲しい気持ちは「ただ個人的な感情にすぎない」と認定し改姓を認めない例がある（嫡 25）。さらに、兄弟の同時

改姓が申立てられる場合、姓がばらばらになっても子（8 歳と 10 歳）それぞれの意思を尊重し、片方の改姓のみを認めることもある（嫡 42)。ちなみに、子の意思をどこまで尊重すべきなのか（④)。成人であれば、できるだけ尊重することはいうまでもないが（嫡 19・28・34)、問題なのは未成年者の改姓である。4 歳は姓の意義が理解できないとしながらも、改姓を認めるべきであると考える裁判所がある（嫡 38)。一方、すでに 9 歳であるとはいえ、姓の意義が理解できないから改姓できないとした例もある（嫡 39)。同事例によると、改姓するかどうかは本人が成人してから、自分で決めるべきであるという。これらのケースを非嫡出子のケースとあわせて考えると、このような結論を出すことができる。すなわち、子どもの成熟度により改姓のタイミングが異なるが、幼い子（たとえば学齢前の子ども）および心の成熟した子（たとえば高校卒業）の改姓が認容されやすい。前者については、実際の養育者と姓を同じくすることは子どもの成長によいし、入学前の改姓は支障を最小限に抑えるメリットもある[414]という裁判所の配慮がなされる。また、後者については、その人格権を最大限に尊重し、個人のアイデンティティにあわせた自由な姓の選択をできるだけ認めていくという裁判所の立場が見て取れる。しかし、両者の間の段階にある子どもの改姓は、人格権の尊重でもなく、かえって生活に支障をきたし、成長にダメージを与えるおそれがあると考えられている。たとえば事例 41 の裁判所は、「子がまだ幼くて考え方が未熟であるため、双方の家族に対しアイデンティティや帰属意識を正確に認識するように、父母が協力すべきである。また、離婚とひとり親はすでに台湾社会の普遍的な現象であり、自分は特殊な例でなく、父母の離婚はあなたのせいでないことを子に教え、かつ離婚の悲しみから乗り越えさせるように努めなければならない」という見解を示している。要は、子の改姓は「他方とその家族を否定する」ことなのであり、それによってかえって「子の健全な発達に悪影響を与える」と見られている。事例 39 の裁判所も、子の改姓をめぐる父母の意見の衝突は、子の心の成長に不利であると指摘している。

一方、伝宗接代、または伝宗接代のために元の宗に帰する、いわゆる認祖帰宗という改姓理由は、どこまで尊重されているのか（⑤)。前述したように、同種の事件は基本的に認められているが、例外事例もある。伝宗接代は親の利益から出発したものであり（嫡 27)、子が伝宗接代したいと申し出たとはいえ、今の姓はそれにとって不利益であるとは認めにくい（嫡 21、ただしおじの伝宗接代)。なぜなら、今の姓は親が約定してつけたものであり（嫡 13）[415]、かつ長年使用してきた（嫡 24）ためである。また認祖帰宗も、「旧時代の概念であり、わが国の〔慎終追遠（親の喪に礼儀を尽くし、先祖の祭りに誠意を込めること)〕という伝統的な価値観を掲げているが、男尊女卑の意味合いをも含んでいるので、現代社会が重んじる男女平等などの価値観と齟齬がある」とされている（嫡 24)。したがって、財産の承継という実質的な利益があるとはいえ、改姓が認められないことがある（嫡 21）[416]。

414 台中 100-109（2011 年 5 月 25 日）参照。
415 この約定の段階では、実は一方の親の利益がすでに考えられているのである。この約定を尊重すべきものとした例として、ほかに事例 32 がある。
416 もっとも、⑥の実益重視という裁判官のスタンスは、事例 22、23 でも維持されてきた。

最後に、台湾における姓の意義について、裁判所の見解をまとめる。姓は、「血縁団体または血統の名称（非 16)」であり、「家族祭祀・伝宗接代の象徴（嫡 32)」である。この一面では、姓が「ただ旧時代において子孫がどちらの祖先を祭るべきかを簡単に区別するためのものであり、男尊女卑の意味合いを含んでいる」と指摘される。「祖先祭祀は誠心誠意を重んじるべきであり、姓を重んじるべきではない」ので、たとえ「父の姓を名乗っていても、実際に母方の祖先を祭っているなら、母方の祖先にとってはすでに祭祀を受けている（非 2)」のである。にもかかわらず、「姓をもって伝宗接代をする観念は、依然として人の心に根ざしている（非 16)」ことに鑑み、習わしを尊重する旨の判示をした。他面、姓は「個人の社会生活におけるマーク」であり、「中性的な記号で有利か不利かという区別がない」と指摘した例もある。それに加えて、同裁判所はさらに、「姓もまた人の人格、名誉、身分や地位と密接な関係を有し、かつ人格権の一部を構成」するものとして、「姓の選択では子の意思を尊重すべきで」あるとの立場を示した（非 16・18)。すなわち、姓は個人の帰属意識に関わるものであり（嫡 9）[417]、「姓の選択は憲法が保障する基本的な人権の範疇に入っている」ので、もし父母の間に子の改姓禁止の約定があっても、公序良俗違反（民 72）として無効となる（嫡 40)。

以上の見解から、台湾における姓の現実的な意義が明らかになった。伝宗接代という姓の伝統的意義がなくなってはいない。それに加え、姓もまた個人的マーク、個人の帰属意識に関わるものとして人格権の一部をなしており、現代的な意義を有している。実例からもわかるように、この姓の両義性は並列関係にあるのではなく、むしろ伝宗接代という改姓希望者の動機は、その人格権の表れとして姓の現代的な意義に吸収されているのである。以上では、裁判所が個人の人格の表し方、つまり姓の選択をいかに尊重しているかについて紹介した。

4・2　夫婦の姓

台湾民法は、同姓者同士間の婚姻を制限しない。また、婚姻後の夫婦の姓について夫婦別姓および夫婦一方の冠姓を同時に認めている。では、同姓不婚および冠姓という伝統に対し、法律はどのような影響を与えているのか。以下、それぞれに分けてみていきたい。

4・2・1　同姓不婚

中国人の伝統的な考えでは、同姓＝同宗のため、同姓者同士の間の婚姻がタブーとされている。では、このような同姓不婚の伝統は、今でも実践されているのか。現行民法が台湾において施行されてから約 20 年が経った 1966 年には、同姓不婚は依然として守られて

417 「個人の帰属意識」の中身を敷衍すると、子は（特に幼少時において）父母のいずれかと生活していれば、アイデンティティの形成過程（Identification）においてその実際の養育者から絶大的な影響力を受けるわけである。そこで、子は実際の養育者、すなわち心の中で認めている者と同様になりたい、具体的にいうと養育者の姓に姓を変えたいという気持ちが現れる。このような改姓の希望が叶わないと、心身の健全な発達に危害が及び、子の利益に背くと考えられている（嫡 42)。

いた[418]。しかし、2010 年になると、全国には同姓夫婦が 171,121 組もあり、「同姓者との婚姻に抵抗はないようである」[419]。ただし、子の出生届出の際に、父母が同姓のため子の姓について約定する必要がないケースは、2010 年では 0.2%、2011 年では 0.5%であり、かなり少ないという事実を無視してはならないのは確かである。だが、同姓夫婦が夫婦全体に占める割合は 3.37%であり[420]、同姓婚姻の確率である 3.81%に相当近い[421]。また、2012 年までの 2 年間で、同姓夫婦の数は約 3 千組も増えた（174,399 組）[422]。したがって、現在の台湾社会では、同姓不婚はもはや最高の信条ではなくなり、伝統が法律の前に次第に後退しつつある様子を窺わせる[423]。

4・2・2　冠姓

昔の台湾社会では、女性が婚姻すると、夫の姓を冠するという〔冠夫姓〕の習慣があった。では、この習慣は未だに維持されているのか。表 4-10 からもわかるように、2007 年から 2010 年までわずか 3 年で、冠姓者の人数は 151 万名から 141 万名に減少した。19 歳未満の者が 7 名、20 代の者が 547 名、30 代の者が 5,242 名しか冠姓していないように、今の若者にとっては、婚姻しても冠姓しないのは、ごく普通の現象である（特徴 1)。しかし、冠姓に限って見れば、どの年齢層においても冠姓する者はほとんど女性である（特徴 2)。しかも、40 歳以上の女性既婚者および寡婦は年齢層の上昇につれて冠姓者の数が急増し、

---

418 法務部編・前掲注 74）66 頁。

419 内政部戸政司編『全国姓名分析』（内政部、2010 年）25 頁。なお、この数値には、日本統治時代における夫婦同姓の数も含まれている。しかし、台北市政府民政局によると、日本統治時代に日本の姓を称するには総督府の許可が必要とされていたため、台湾人は全員日本の姓を称していたわけではない。また、日本敗戦後の 1946 年以後､国民党政府は日本時代の戸籍資料を利用せず､改めて調査して戸籍をつくった。その際に、日本の姓を称していた者の姓はすべて漢民族的な姓に改められ、また、配偶者の姓を冠するかどうかについても、当事者の意思によって決められるという運用で進んでいた。したがって、ここではなぜ「日本統治時代における夫婦同姓の数」が含まれているのか、不明である。もっとも、日本統治時代に婚姻し 2010 年の統計時点においてなお生きている者は、ごく少ないと推測してよい。なお、台北市政府民政局には戸籍行政科があり、戸籍行政科は台北市市内の戸政事務所 12 箇所を管理している。筆者は 2012 年 9 月 19 日の 14 時から 15 時半まで、同科の施芳旗に戸籍業務の諸問題についてインタビューした。

420 同年において、配偶者がいる男 5,129,014 名に配偶者がいる女 5,014,755 名を足した後、2 で割って得た結果を夫婦の総数とする。以上のデータについて、内政部戸政司ホームページを参照。

421 『全国姓名分析』のデータをもとに、同姓婚姻の確率を試算した。計算方法は以下のようである。台湾人男性の総人口が 11,634 千名、女性の総人口が 11,503 千名であるが、そのなか陳と称する男性は 1,295 千名、陳と称する女性は 1,279 千名である。したがって、陳と称する者同士の婚姻確率は、(1,295/11,634)x(1,279/11,503)＝1.24%である。同じ方法によって全国 50 大姓（陳・林…孫・戴、総人口 88.18%を占める）それぞれの同姓婚姻の確率を計算し、最後はすべての確率を集計すると、同姓婚姻の確率がでる。大まかな計算方法によって得た結果のため、あくまでも参考としたい。

422 内政部・前掲注 387）248 頁。中国時報 2012 年 11 月 2 日 A8 面においても報道されている。なお、ここ 2 年間の婚姻件数を 300 千件とすれば、同姓婚姻の割合は約 1%である。

423 筆者はソーシャルネットワークを用い、友たちに対し同姓不婚について聞いてみた（2012 年 10 月 15 日実施)。同姓不婚の慣習を聞いたことがあり、特に年配者はそれが気になるそうである。それがゆえに、婚姻が反対されていた親戚や友たちがいた。もっとも、族譜などを確認し、確かに近親者でないことが判明すれば、婚姻してよいと考えられているようである。なお、披露宴の場に、通常「陳黄喜宴」が書かれるようなパネルが立てられるが、同姓婚姻の場合は、たとえば「陳陳喜宴」というタートルの下に、新郎新婦それぞれの名前が注記されることがあることは、ホテル業者に対するインタビューを通じてわかった（2012 年 12 月 29 日、高雄市・大八大飯店で実施)。

65 歳以上の者なら約 65%は冠姓しているのである（特徴 3）[424]。

表 4-10　冠姓者の人数とその性別・年齢の内訳

年	年齢	総数	男	女	各年齢層の冠姓者における女性の割合
2007	総人口（名）	22,896,250	11,590,197	11,306,053	
	冠姓者の数（名）	1,513,374	4,100	1,509,274	
	総人口に占める割合	6.61	0.04	13.35	
2010	総人口（名）	23,138,337	11,634,771	11,503,566	
	冠姓者の数（名）	1,410,007	3,433	1,406,574	
	総人口に占める割合	6.09	0.03	12.23	
	~19 歳	7	－	7	100.00
	20~24 歳	67	1	66	98.51
	25~29 歳	480	8	472	98.33
	30~34 歳	1,447	13	1,434	99.10
	35~39 歳	3,795	22	3,773	99.42
	40~44 歳	11,590	22	11,568	99.81
	45~49 歳	41,598	42	41,556	99.90
	50~54 歳	108,669	70	108,599	99.94
	55~59 歳	209,863	190	209,673	99.91
	60~64 歳	215,431	217	215,214	99.90
	65~69 歳	223,906	387	223,519	99.83
	70~74 歳	217,104	564	216,540	99.74
	75~79 歳	178,572	794	177,778	99.56
	80~84 歳	118,137	784	117,353	99.34
	85~89 歳	55,712	247	55,465	99.56
	90~94 歳	18,607	55	18,552	99.70
	95~99 歳	4,370	17	4,353	99.61
	100 歳~	652	－	652	100.00

出典）内政部戸政司『全国姓名分析』216 頁による。

表 4-11　各年齢層における冠姓者の特徴（2010 年）

年齢	人口に占める割合	既婚者・配偶者と死別した者に占める割合		
		総数	男	女

[424] ただし、冠姓するかどうかはあくまでも婚姻当事者の協議によって決められるものなので、「婚姻＝冠姓」という図式が通用しない。無論、婚姻中でも冠姓をやめることができるし、配偶者の死亡により婚姻関係が解消されても冠姓をやめないことも可能のため、「婚姻の解消＝本姓の回復」という図式も通用しない。したがって、表 4-11 では、各年齢層における冠姓者の割合のほかに、既婚者・配偶者と死別した者に対する冠姓者の割合という細かい統計をも試みたが、あくまでも参考であることを断りたい。

総数	6.09	12.45	0.06	23.57
~19 歳	0.00	0.22	0	0.27
20~24 歳	0.00	0.13	0.01	0.18
25~29 歳	0.03	0.13	0.01	0.19
30~34 歳	0.07	0.15	0.00	0.25
35~39 歳	0.21	0.33	0.00	0.61
40~44 歳	0.62	0.87	0.00	1.70
45~49 歳	2.18	2.87	0.01	5.68
50~54 歳	6.10	7.63	0.01	15.07
55~59 歳	13.35	15.88	0.03	31.18
60~64 歳	20.97	23.80	0.05	46.15
65~69 歳	30.39	33.01	0.12	62.35
70~74 歳	33.46	35.47	0.20	65.04
75~79 歳	35.91	37.78	0.36	70.49
80~84 歳	32.45	34.64	0.45	69.63
85~89 歳	32.15	34.86	0.33	65.82
90~94 歳	34.85	37.94	0.26	65.74
95~99 歳	36.22	40.73	0.40	67.25
100 歳~	30.89	37.56	0	66.19

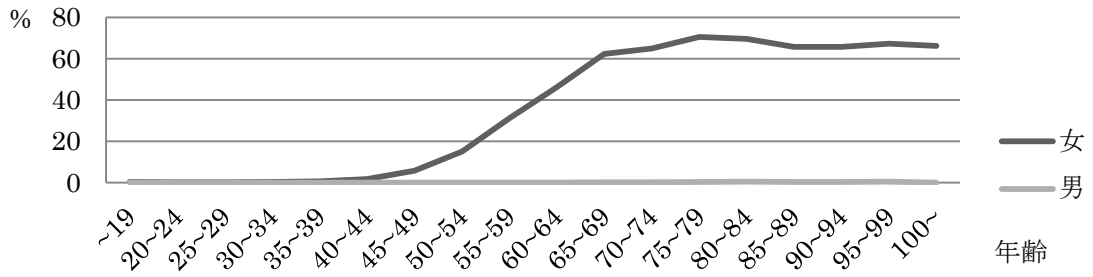

出典）内政部戸政司『全国姓名分析』216 頁、内政部戸政司ホームページによる。

特徴 1 の冠姓者の減少はいうまでもなく、1998 年の民法改正によって、夫婦別姓の原則が採用されたという制度的な要因が大きい。しかし、法改正の実現を後押しした社会的な背景をも見過してはならない。戦後、政府主導の一連の土地（農地）改革および工業化政策によって、経済発展が急速に進んでいった。国内純生産（Net Domestic Product）について見ると、1952 年に農業部門の生産力が 30%であるのに対し、工業部門は 18%にすぎなかった。しかし、1964 年に入ると、工業部門の生産力は 28.9%に上がり、はじめて農業部門の 28.3%を上回った。それ以降、工業部門対農業部門の生産力が 1980 年の 44.7%対 9.2%、

1989 年の 43.5%対 5.9%のように、台湾社会は農村社会から工業社会へと転換した[425]。工業化の結果は、都市化、人口の流動、教育の普及、女性の社会進出、大家族の崩壊などの現象をもたらした。そのなかでも教育の普及、女性の社会進出および大家族の崩壊と夫婦別姓との関係について、特筆する必要がある。

戦前の台湾では、初等教育はかなり普及していた。戦後まもなくの 1950 年度の学齢児童の就学率は 80%にも達したが、1966 年度はさらに 97%を突破した。小学校教育が普及していくにつれて進学希望者が増え、また、急速な経済成長に伴ってさらなる労働力や人材が求められていた。そこで、国民教育を 6 年から 9 年に延長するという対処策が講じられた[426]。中でも 1968 年の 9 年国民教育実施条例（廃止）および 1979 年の国民教育法の施行が重要である。前者により、小学校の卒業生が主管機関によって各中学校に割り当てられ（4 条）、その授業料が免除されている（6 条）。さらに、後者により、6 歳から 15 歳までの国民なら誰でも国民教育を受けなければならないとされ、すなわち、強制入学が盛り込まれた（2 条）。このような学校教育の普及は、冠姓の減少にとって非常に重要な意味を有する。

過去の貧しい農業社会では、男尊女卑の伝統的な思想が支配的であり、女性たちは家事や農作業ばかりに追われており、男性よりも教育にアクセスすることは難しかった。ところが、経済発展が進むに従い、家事や農作業がもはや人力ではなく機械に代行してもらうようになったため、人々は時間的にも金銭的にも余裕が出てきた。すなわち、経済発展が教育の扉を開いた。教育を受けるおかげで、人々は知識を学ぶとともにいろいろな価値観に接し、自分なりの考え方を持ち始めた。さらに、知識を生かして自己の能力を思う存分に発揮したいと思うようになり、それぞれ自分の望む仕事に就くようになった。そのため、女性たちは次第に家を出て社会に参加し、男性に頼らずに経済的に自立する者が増えてきた。それと同時に、従来の農村社会における大家族も、工業化や都市化の影響を受けて崩壊の道を歩んでいる。こうして父権が低下する一方、男女平等の声があげられるなか、女性たちは男性と対等な立場となりつつある。

工業化が農村社会にもたらした変化は、文崇一の実態調査からその一端を窺うことができる。ある農村では、「工場がたくさん設置された。とりわけ電子工場である。女性が工場で働き、その勤務時間が決まっているが、男性は鉱山や畑で働いているので、その勤務時間が柔軟である。…男は、午後に家族のために夕飯を用意したり、子どもの世話をしたりせざるを得なくなった。…このような役割の転換については、誰も文句を言わない」[427]。工業化の影響によって男性も家庭的になったことは、非常に興味深い。

では、近年台湾における女性の教育レベルおよび社会進出の実態を見ていこう。表 4-5 によると、55~64 歳（1945~1954 年生）すなわち戦後まもなく生まれた者で高等教育を受

425 黄俊傑『戦後台湾的転型及其展望〔増訂新版〕』（台大出版中心、2006 年）。
426 張春興「民国 39 年以来学校教育的発展與検討」中国論壇編輯委員会編『台湾地区社会変遷與文化発展』（中国論壇雑誌、1985 年）391 頁以下。
427 文崇一「竹村的社会関係和社会権力結構：一個変遷中的農村社会」中央研究院成立 50 周年紀念論文集編輯委員会編『中央研究院成立 50 周年紀念論文集』（自費出版、1978 年）711 頁。

けたことがあるのは、男性が 24.1%、女性が 14.3%である。いずれも高くないが、高等教育を受けるチャンスには、やはり男性が女性より恵まれていた。しかし、その格差が縮まっており、25~34 歳(1975~1985 年生)の者であれば、高等教育を受けた女性の割合(60.2%)は逆転し、男性（54.8%）より高くなった。さらに 2009 年の高等教育の粗就学率に着目すると、女性の 85.1%、男性の 79.5%が高等教育を受けており、かなり高い水準を示している。先進国と比べると、台湾の就学率や進学率の驚異的な高さが目立つだろう。

図 4-5　性別・年齢別の高等教育を受けた者の割合（2009 年）

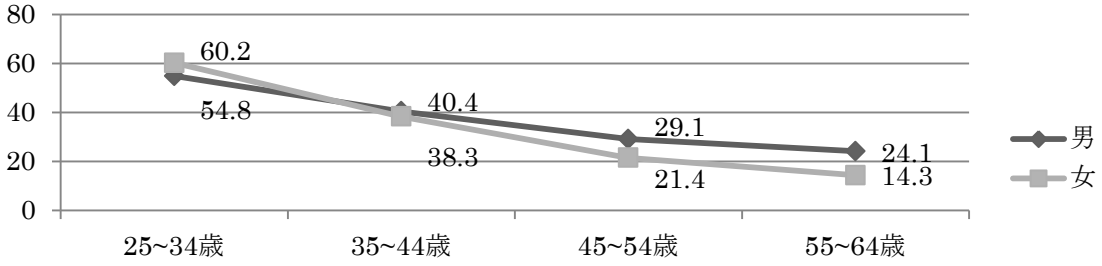

説明）高等教育とは、18 歳以上の者が受ける大学教育およびそれと同レベルの教育のことをいう。なお、本表の調査対象は 15 歳以上の者である。
出典）行政院主計処編『社会指標統計年報』（2009 年）58 頁による。

表 4-12　各国における粗就学率（台湾－2009 年；その他－2007 年）

国	全体的な粗就学率*		高等教育の粗就学率**	
	女	男	女	男
全世界	68.1	65.8	24.5	26.6
発展途上国	65.4	61.9	18.7	18.0
先進国	88.9	94.8	58.9	75.8
台湾	94.2	96.4	79.5	85.1
日本	88.4	86.1	61.5	54.1
韓国	105.6	92.2	113.8	76.6
アメリカ	88.0	97.1	68.0	95.9
フランス	92.8	96.6	48.1	61.5
イギリス	84.9	91.7	49.4	69.1

*全体的な粗就学率＝全在学者数（幼稚園、大学院を除く）/6~21 歳の人口数
**高等教育の粗就学率＝高等教育の在学者数（大学院を除く）/18~21 歳の人口数。
出典）行政院主計処編『社会指標統計年報』（2009 年）57 頁による。なお、統計資料は、中華民国教育部と国際連合教育科学文化機関（UNESCO）により集計された。

このような女性の教育レベルの上昇および高学歴化は、女性の社会進出につながる。台湾女性の労働参加率は、1980 年の 39.3%から 2010 年には 49.9%に上がり、男性の 66.5%に近づいてきた（図 4-6)。女性の労働参加率と教育レベル、年齢、婚姻状況との関係をま

とめてみると、以下のことがわかる。第 1 に、学歴が高ければ高いほど、労働参加率が高い（図 4-7）。第 2 に、学校卒業直後の数年間は就職のピークであるが、婚姻や妊娠をきっかけに仕事を辞める者もいる（図 4-8）。ただし、第 3 に、昨今は婚姻や妊娠があるとはいえ、仕事を続ける者が昔より明らかに多い。また、「既婚・同居」の者のみならず、「離婚・別居・死別」の者の労働参加率も高まっている。このように教育の普及および高学歴化は女性に仕事をもたらし、女性を自立させている。婚姻は、もはや家庭に入ることを意味するものではなく、むしろ婚姻しながらも仕事と家庭を両立させることが期待されている[428]。

したがって、婚姻後の冠姓は女性の社会進出の支障となるものと見られ、婚姻していても働き続けたい女性たちは、先に夫婦別姓を実践していたわけである。この実態を反映するために1998年に民法改正が果たされ、夫婦別姓が原則となっていると考えられる。また、図 4-6 が示しているように、台湾人女性の労働参加率の上昇とは反対に、台湾人男性の労働参加率が低下傾向を表わしている。無職の男性が増加していることは、女性の社会的・経済的な地位が上がっていることを意味している。この現象も、一連の法改正を促進したひとつの要因ではないかと思われる。なお、工業化、経済発展、教育の普及、女性の社会進出および大家族の崩壊は、どれも原因でありうるし、結果でもありうる。すなわち、夫婦別姓の原則は、それらの相互作用によって実現されたものであると考えたい。

図 4-6　労働参加率と性別

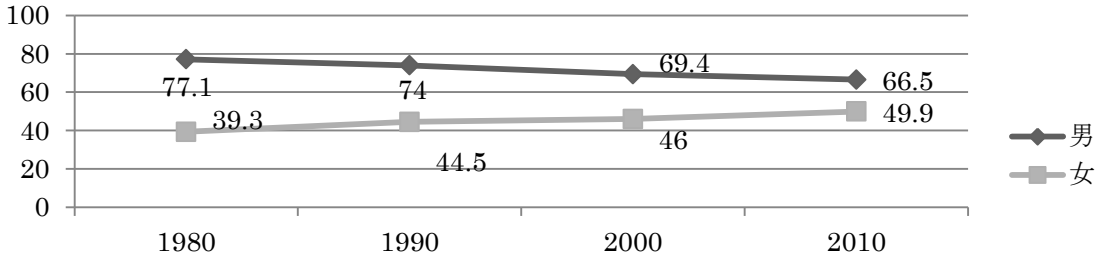

説明）労働参加率とは、生産年齢（15~64 歳）人口に占める労働（働く意思を持つ就業者と失業者）人口の割合のことをいう。したがって、病弱者、学生、専業主婦などが除かれる。
出典）行政院主計処編『社会指標統計年報』（2010 年）49 頁による。

[428] そのほかに、経済不況のため、妻が働かないと生活できないという現実的な原因もあるだろう。

図 4-7　女性の労働参加率と教育レベル

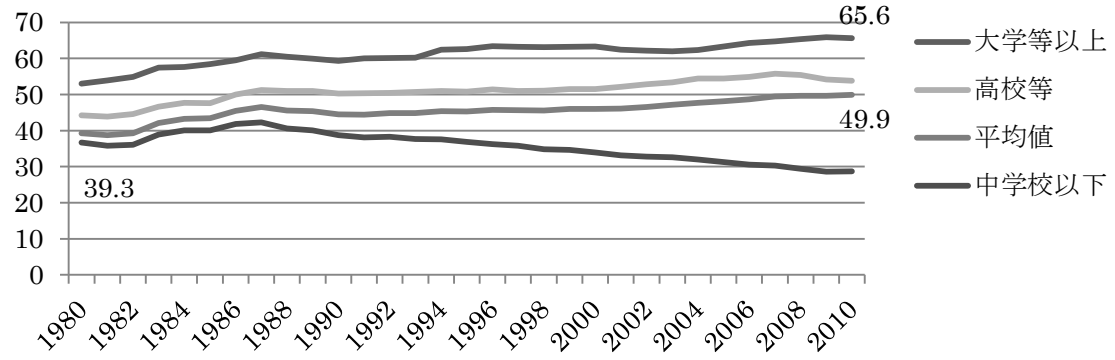

出典）行政院労工委員会編『女性雇用管理調査報告』（2010 年）128 頁・同『100 年性別労働統計』（2010 年）統計表 7 頁。

図 4-8　女性の労働参加率と年齢

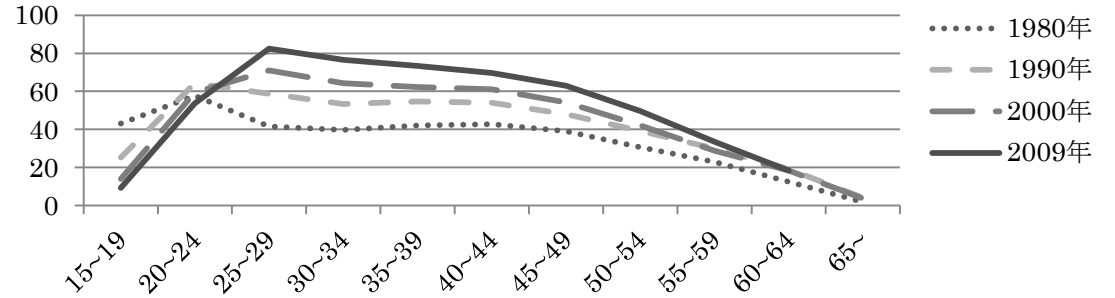

出典）行政院労工委員会編『女性雇用管理調査報告』（2010 年）126 頁。

図 4-9　女性の労働参加率と婚姻状況

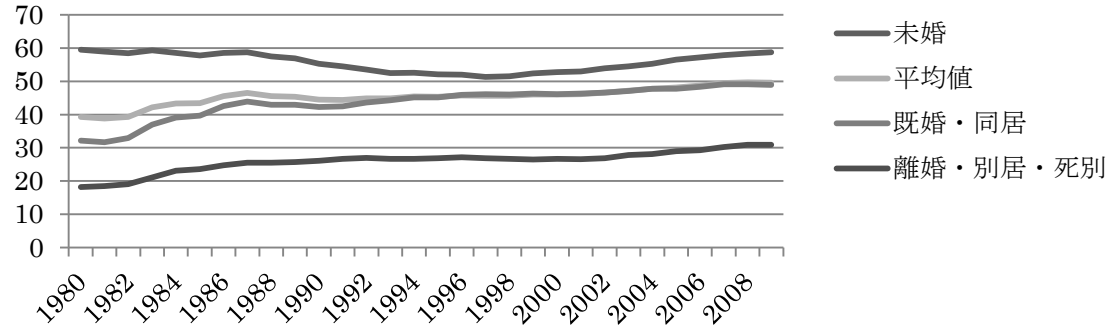

出典）行政院労工委員会編『女性雇用管理調査報告』（2010 年）129 頁。

冠姓者のほとんどが女性であることは、夫が妻の姓を冠する習慣がそもそもなかったことが原因であるが、台湾社会におけるジェンダーバイアスが根本的な問題であろう。嫁いだ娘が外にまいた水のよう（原文：〔嫁出去的女児、潑出去的水〕）に夫の家に入り、もはや実家といかなる関係も持たなくなる。家庭生活を送るには、男が外で働き、女が家で家

事・育児をこなすという〔男主外、女主内〕の性別役割分業が期待されていた。〔三従四徳〕をそなえる女性は、女の鏡であり、男が求める妻の理想的なタイプでもある。〔三従〕とは、婚姻する前は父に従うが、婚姻した後は夫に従う。もし夫が死亡すれば、今後の生活はすべて息子に従う[429]。すなわち、女性は自己の意見を持ってはならず、ただ男性の付属品として一生陰で男を支えなければならないと思われていた。このような伝統的な考え方は、所有者が自己の名前の書いてあるラベルを物に貼って所有権を主張するように、女性だけが冠姓をするという習慣に拍車をかけていた。

1990 年代後半には、〔新好男人〕、〔新好女人〕という言葉が創り出され、一時に流行語となっている。新世代の男が求められているのは、ユーモア、頼もしさ、誠実さ、まじめさ、成果を出すこと、道徳と理性を擁護すること、命を尊重すること、女性に思いやりがあることなどである。それに対し、いい女の特徴として挙げられたのは、家庭を生活の中心として夫を慕い、子どもの世話をし、できる限り婚姻生活の円満を維持することである。21 世紀を目前にした台湾では、性別役割分担は依然として支持されていたようである[430]。

では、21 世紀に入り、性別役割分担は実際にどうなっているのか。前述したように、女性の労働参加率は約 50%に上り、下がりつつある男性の労働参加率（66.5%）に急接近している。しかし、行政院主計処が 2010 年に 15 歳以上 65 歳未満の既婚女性に対し行った調査によると、婚姻する前に仕事があった者は 83.9%であるが、婚姻した後も依然として仕事をしている者は 54.5%である。婚姻によって退職する比率[431]が 31.2%であり、その後の再就職率[432]が 44.7%である。また、第 1 児の出産によって退職する比率[433]が 22.4%であり、その後の再就職率[434]が 55.5%である。すなわち、台湾人女姓の労働参加率が上がっているが、婚姻や出産によって仕事を辞めて家庭に入る者も少なくないことは否定できない。

一方、家事の分担（2006 年）については、「家屋、水道や物の修理」は男性によって行われることが多い（77.8%）が、それ以外の家事は主に女性が担当している。たとえば、「食材の購入（77.9%）」、「料理（81.0%）」、「台所の片付け（76.9%）」、「洗濯（76.7%）」である。もっとも、近年は男女平等について教育の成果があがったので、家事分担の理念が実践されるようになりつつあるといわれている[435]。たとえば、「ゴミ捨て（36.7%）」、「子どもの世話（48.2%）」、「老人や病人の世話（43.3%）」は、家族全員が共同して行うようになってきた。また、平日に一日平均どのぐらい家事をしているかというと、女性が 2 時間 15 分、

---

429 儀禮・喪服：「婦人有三従之義、無専用之道、故未嫁従父、既嫁従夫、夫死従子」、禮記・　郊特牲：「幼従父兄、嫁従夫、夫死従子」。〔四徳〕とは、〔婦徳〕、〔婦言〕、〔婦容〕、〔婦功〕である。

430 〔新好男人〕と〔新好女人〕の定義については、教育部『重編国語辞典』（台湾商務、1995 年）を参照。政府側の定義は、一般人の定義と異なる可能性があるとはいえ、国民のあり方に関する国の希望か政策の目標であるため、重要な意味を有する。

431 かつて婚姻によって退職したことがある者が、婚姻前に仕事があった者に占める割合である。

432 かつて婚姻によって退職したものの、その後仕事復帰を果たした者が、かつて婚姻によって退職した者に占める割合である

433 かつて第 1 児の出産によって退職したことがある者が、婚姻前に仕事があった者に占める割合である。

434 かつて第 1 児の出産によって退職したものの、その後仕事復帰を果たした者が、かつて第 1 児の出産によって退職した者に占める割合である

435 行政院主計処『台湾地区社会発展趨勢調査』（2007 年）。

男性が 55 分で、女性のほうが明らかに長い。しかし、父権主義の下において家事をまったく女性に任せていた時代と比べると、改善していると思われる。要するに、台湾では、家事労働については女性が大きな役割を果たしているものの、男性も手伝うようになったため、女性の負担が少しずつ緩和されている。

表 4-13　家事の主たる担当者（2006 年）　　単位（%）

	家族のメンバー			ヘルパー	その他	総計
	男	女	共同			
掃除	9.04	59.45	28.99	2.10	0.43	100.00
食材購入	8.23	77.91	12.58	0.77	0.50	100.00
料理	7.30	81.03	9.40	1.58	0.68	100.00
台所の片付け	7.80	76.93	12.91	1.99	0.37	100.00
ゴミ捨て	22.01	39.01	36.70	1.92	0.36	100.00
洗濯	8.46	76.65	12.72	1.87	0.30	100.00
家屋、水道や物の修理	77.81	7.18	5.94	1.35	7.71	100.00
子どもの世話	2.41	48.09	48.22	0.89	0.38	100.00
老人や病人の世話	10.43	36.54	43.30	9.14	0.60	100.00

出典）行政院主計処『台湾地区社会発展趨勢調査』（2007 年）。

以上で見たように、台湾社会では確かに今でも性別役割分担が存在しており、それを前提とすると、女性の冠姓が男性の冠姓より多いのは、自然な成り行きであるともいえる。もっとも、こういったジェンダー秩序が崩壊すれば、その産物である冠姓も利用されなくなるだろう。現に冠姓者の数が減っている（特徴 1）のは、ジェンダー秩序が徐々に崩壊している証であるともいえるかもしれない。なお、中高年の女性のなかに冠姓者が多い（特徴 3）のは、男尊女卑の伝統的な思想が彼女らの頭を支配していたためであるということができるが、彼女らはその時代の流れに抵抗できず流されていたというほうがより適切であろう。さらに、制度面および現実面からも特徴 3 の原因を解明することができる。39 歳以下の女性のなかに冠姓者が少ないのは、その婚姻当時に夫婦別姓の原則がすでに採用されていたためであろう[436]。すなわち、法律の改正は、人の考え方や行動パターンに影響を与えるものである[437]。一方、冠姓者が 65 歳以上の女性に集中しているのは、それらの者は教

[436] 推算すると 2010 年に 39 歳の女性は、1998 年民法改正の時に 27 歳であり、ちょうど当時の婚姻平均年齢（26.9 歳）に一致している。

[437] ただし現在の戸籍実務では、婚姻届のような紙書類は使わず、戸籍係員が直ちに当事者のいった内容をコンピューターに入力する。紙書類があった時代に冠姓の欄があるかどうか、また現在、戸籍係員は当事者に対し冠姓の選択もあることを伝えているかどうかが不明である。それに加え、法改正前の別姓および法改正後の冠姓は、届出の際に夫婦の協議書が必要とされる（？）。このような実務の運営方法も、冠姓者の多寡に影響を与えているだろう。陳恵馨「民法親属編之修正與社会変遷」律師通訊 195 号（1995 年）45 頁によると、戸籍機関は婚姻届を受理するときに、もはや民法の規定に基づき、進んで女性を冠姓させるようにしはていないという。

育を受けるチャンスが少なかったためである。なぜそういえるかというと、2010 年の時点で 65 歳以上の者は、1967 年以前に婚姻した者が多い[438]。前述したように 1960 年代は、工業が急激に発展した時代であり、学齢児童の就学率が 97%を上回り、女性の高等教育を受ける割合が男性の割合に急接近し、また、国民教育が延長された時代でもある。65 歳以上の女性はあいにくこの時代の変化に対応できず、婚姻して冠姓することが多かった。それに対し、40~64 歳の女性は同じく夫婦冠姓の原則の下にあるが、高度な経済成長、教育の普及、ないし女性の高学歴化・社会進出によって、夫と対等な関係に立ち別姓の協議を達成できたのである。このように、女性の社会的地位の上昇や男女の意識の変化は、その後の法改正の実現につながっていたと考えられる。法改正の前に先行していた夫婦別姓の実践が、きわめて重要な意味を有するものである。

4・3　実子の姓

現行法では、子の姓は父母の約定によって決められるが、約定ができない場合には戸政事務所での籤引きが実施される。一方、子が成人すれば、自由に姓を改めることができる。以下は、父母の約定、戸政事務所での籤引き、成人後の改姓に分けて、その実態に迫る。

4・3・1　父母の約定

2007 年の法改正前、嫡出子は父の姓、非嫡出子は母の姓を称することが原則であった。しかし、非嫡出子が少ないことに加え、認知された後には父の姓に改める者が多い（約 85%）ため、ほとんどの台湾人は父の姓を称していると考えてよい。ところが、法改正後、嫡出子の姓は父母の協議によって決められることとなった。この改正により、果たして母の姓を称している嫡出子が増えているのか。2012 年に母の姓を称している者は全国で約 49 万名（2.12%）であり、2007 年（1.93%）に比べ約 5 万名増加した。しかし、非嫡出子の数値も含まれているので、評価は難しい。また、法改正後において「父母の約定」によって母の姓を子の姓としたものが、「父母の約定」によって子の姓を決めたものに占める割合は、わずか 1.6%にすぎない。以上からみると、子の姓の取り決めについて法律上は父母に協議の場を提供しているが、結果としては父の氏を選択することが相変わらず圧倒的に多いことがわかる。

表 4-14　非嫡出子の出生数と認知

年次	非嫡出子出生数（a）*	全出生数に占める a の割	認知届出件数
1976	5,871	1.39	
1980	6,747	1.64	
1985	6,181	1.79	2,700
1990	6,943	2.07	2,275

[438] 1975 年の平均婚姻年齢は 22.7 歳である。そのため、1960 年代後半の平均婚姻年齢を 22 歳と推測する。

1995	9,177	2.78	2,037
2000	9,952	3.26	6,044
2005	8,245	4.01	5,028
2010	7,532	4.51	4,600
2011	7,452	3.79	4,424

注）*1990 年以前のデータは金門県と連江県を含まない。
出典）内政部戸政司ホームページによる。

表 4-15　認知された非嫡出子の姓

期間（年）	総数		父の姓		母の姓		その他*	
			人数	割合	人数	割合	人数	割合
2004~09		29,987	25,457	84.89	4,275	14.26	255	0.85
2004~06	総数	15,005	12,566	83.75	2,439	16.25	—	—
	男	7,798	6,549	83.98	1,249	16.02	—	—
	女	7,207	6,018	83.50	1,189	16.50	—	—
2007~09	総数	14,982	12,891	86.04	1,836	12.25	255	1.70
	男	7,710	6,725	87.22	844	10.95	141	1.83
	女	7,272	6,165	84.78	993	13.66	114	1.57

*原住民の伝統的な姓、わが国民の姓名使用の習慣に適合しない姓、養父母の姓などを含む。
出典）内政部戸政司編『全国姓名分析』226 頁・同『全国姓氏要覧』219 頁。

表 4-16　母の姓を称している者の数

年	性別	総人口（名）	母の姓を称している者（名）	割合
2007	総数	22,896,250	440,827	1.93
	男	11,590,197	218,421	1.88
	女	11,306,053	222,406	1.97
2010	総数	23,138,337	471,947	2.04
	男	11,634,771	231,317	1.99
	女	11,503,566	240,630	2.09
2012	総数	23,261,791	492,254	2.12
	男	11,654,954	240,078	2.06
	女	11,606,837	252,176	2.17

注）母が冠姓しているものは含まれない。
出典）内政部戸政司『全国姓名分析』220 頁

表 4-17　出生の届出における子の姓とその決め方（民法改正後）　　単位（件）

決め方	子の姓	総数	割合	2007 年 5~12 月	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年
総数		870,593	100.00	125,582	196,082	184,918	167,140	196,871
父母の約定	父の姓	828,016	95.11	119,640	185,693	176,547	158,549	187,587

	母の姓	13,446	1.54	1,539	3,508	2,541	2,768	3,090
	伝統的姓名	59	0.00	…	…	…	32	27
* 一方の決定	父の姓	469	0.05	…	…	…	220	249
	母の姓	24,766	2.84	3,808	6,234	5,376	4,778	4,570
	後見人の姓	357	0.04	132	98	78	29	20
	伝統的姓名	10	0.00	…	…	…	8	2
届出人による籤引き	父の姓	252	0.03	51	44	41	60	56
	母の姓	962	0.11	116	211	194	214	227
	伝統的姓名	—	—	…	…	…	—	—
戸籍係員による籤引き	父の姓	308	0.04	99	98	43	51	17
	母の姓	648	0.07	197	196	98	103	54
	伝統的姓名	—	—	…	…	…	—	—
法院による裁判	父の姓	3	0.00	…	…	…	—	3
	母の姓	3	0.00	…	…	…	1	2
	後見人の姓	—	—	…	…	…	—	—
	伝統的姓名	—	—	…	…	…	—	—
父母同姓のため約定不要		1,294	0.15	…	…	…	…	967

*出生届書における「一方の決定により母の姓に従う」という欄は、2009 年以前は「嫡出でなく、母の姓に従う」であった。
出典）内政部戸政司編『全国姓名分析』215 頁、内政部戸政司ホームページによる。

子の姓の決定については、彭淯雯・洪綾君の調査[439]によってその実態が明らかになった。まず、改正法自体に対し、反対の声は小さかった（7.15%、表 4-18）。父母の約定によって父の姓にした理由として、「一般の家庭はそうしているため（147.4%（複数回答のため、総数は 100%を越えている。以下同。）のなかの 69.8%）」、「父側の伝宗接代または祭祀のニーズのため（35.0%）」、「母側の家族にはこのようなニーズや要求がないため（18.0%）」 が多い（表 4-19）。すなわち、「みんなそうしているから」という意識、および伝統的な要素が子の姓の決め手であるといえる。「母の姓は子に不利な影響をもたらすのではないかと心配であるため」と答えた者は 517 名のなかでわずか 13 名しかない。母の姓を称するとマイノリティになって差別されやすいという懸念は、余計な心配のようである。一方、母の姓にした理由としては、「母側の伝宗接代または祭祀のニーズのため（125.5%のなかの 36.1%）」という伝統的な理由のほかに、「男女平等の精神に基づき、子が父の姓を名乗る必要があるとは限らないことを示したいため（27.1%）」、「前の子がすでに父の姓を名乗っているので、交互に姓を名乗るのが公平であるため（16.1%）」という男女平等の視点による理由も挙げ

439 彭淯雯＝洪綾君「為何従母姓？夫婦約定子女姓氏的影響因素調査」女学学誌 28 号（2011 年）1~54 頁。2 人は内政部戸政司の協力を得て、2010 年 8 月 20 日から同年 11 月 30 日の間に全国 369 ヵ所の戸政事務所において、父母の約定に基づいて子の出生届出をした者に対しアンケート用紙を配布した。調査の方針としては、父の姓によって届出した者と母の姓によって届出した者に対し、それぞれ同数のアンケートを取る予定であった。しかし、戸籍係員は調査の方針を理解できず、または忘れたため、2,310 部のうち 779 部を回収したが、父の姓によって届出したものが 522 件、母の姓によるものが 257 件である。

られている（表 4-20）。

表 4-18　子の姓を「原則的に父の姓」から「父母の約定による」へと変更する改正法についての意見（n＝769、父の姓＝519、母の姓＝250）

意見	父の姓の場合		母の姓の場合		総数	
	該当件数	割合	該当件数	割合	該当件数	割合
賛成する	341	65.70	187	74.80	528	68.66
賛成しない	45	8.67	10	4.00	55	7.15
意見なし	132	25.43	52	20.80	184	23.93
その他	1	0.19	1	0.40	2	0.26
総数	519	100.00	250	100.00	769	100.00

出典）彭洪論文 19 頁による。

表 4-19　父母の約定によって父の姓に決めた主な理由（複数回答。n＝517）

理由	該当件数	割合
一般の家庭はそうしているため	361	69.8
父側の伝宗接代または祭祀のニーズのため	181	35.0
母側の家族にはこのようなニーズや要求がないため	93	18.0
どちらかと言えば、父または父側の家族に帰属感がある	71	13.7
母の姓は子に不利な影響をもたらすと心配であるため	13	2.5
母の姓にすることができることを知らなかったため	10	1.9
呼び方がよく、もしくは字画の縁起がよいため	5	1.0
前の子がすでに母の姓を名乗っているので、交互に姓を名乗るのが公平であるため	3	0.6
母が外国人のため	2	0.4
その他	23	4.4
総数	762	147.4

出典）彭洪論文 16 頁による。

表 4-20　父母の約定によって母の姓に決めた主な理由（複数回答。n＝255）

理由	該当件数	割合
母側の伝宗接代または祭祀のニーズのため	92	36.1
男女平等の精神に基づき、子が父の姓を名乗る必要があるとは限らないことを示したい	69	27.1
前の子がすでに父の姓を名乗っているので、交互に姓を名乗るのが公平であるため	41	16.1
母が原住民のため	33	12.9
父が外国人のため	28	11.0
どちらかと言えば、母または母側の家族に帰属感がある	11	4.3

呼び方がよく、もしくは字画の縁起がよいため	5	2.0
婿入り婚のため	4	1.6
その他	37	14.5
総数	320	125.5

出典）彭洪論文 17 頁による。

子の姓の決定について、主に父母が主導権を握っている（123.95%のなかの 85.34%）が、父側の祖父母、母側の祖父母、さらに占い師が関与することもある（表 4-21）。姓は単なる個人の呼称でなく、それ以上の意味を有することは間違いない。子の性別は姓とあまり関係がないようであるが、生まれ順によって父または母の姓を称する確率が異なる。というのも、母の姓を称する者は、第 2 子が多く、しかも男子の場合はこの現象が特に顕著である（表 4-22）。母の姓を称している者は、さらに「第 2 子以降の子であるが、父の姓を称している兄か姉がいる（A、54%）」と「第 1 子であるか、またはすべての子が母の姓を称している（B、46%）」に分類することができる（表 4-23）。A の場合、「母側の伝宗接代（137.5%のなかの 49.2%）」が主たる理由であり、続いて「姓を交互にして公平を図る」（30.0%）、「男女平等」（28.3%）である。それに対し、B の場合は、主観的な動機よりも客観的な人的要素、たとえば第 1 位の「父が外国人」（123%のなかの 29%）、第 3 位の「母が原住民」（23%）のほうが重要である（表 4-24）。最後は、父母の兄弟の有無と子の姓との関係であるが、母の姓を称している者は、その母に男兄弟がないことが比較的多い（表 4-25）[440]。結局のところ、母に男兄弟がないため、次男に母側の伝宗接代のために母の姓を称させることが、母の姓を称する代表的なケースである。

表 4-21　子の姓の決定者（複数回答。n＝764、父の姓＝522、母の姓＝257）

決定者	父の姓の場合		母の姓の場合		総数	
	該当件数	割合	該当件数	割合	該当件数	割合
父母	446	85.44	206	80.16	652	85.34
父側の祖父母	151	28.93	42	16.34	193	25.26
母側の祖父母	26	4.98	38	14.79	64	8.38
占い師	21	4.02	8	3.11	29	3.80
その他	4	0.77	5	1.95	9	1.18
総数	648	124.14	299	116.34	947	123.95

出典）彭洪論文 18 頁による。

図 4-22　子の性別、生まれ順と姓との関係（n＝731）

子の性別・生まれ順	父の姓の場合	母の姓の場合	総数

[440] 父の姓を称している者でその母に男兄弟がないものと比べる。

		該当件数	割合	該当件数	割合	該当件数	割合
男	1	128	54.70	32	28.32	160	46.11
	2	86	36.75	51	45.13	137	39.48
	3 以降	20	8.55	30	26.55	50	14.41
	総数	234	100.00	113	100.00	347	100.00
女	1	120	46.51	43	34.13	163	42.45
	2	102	39.53	46	36.51	148	38.54
	3 以降	36	13.95	37	29.37	73	19.01
	総数	258	100.00	126	100.00	384	100.00

説明）本表は、双子の数を除いている。
出典）彭洪論文 22 頁による。

表 4-23　母の姓を称している子の内訳（n＝219、父＝99、母＝120）

母の姓を称する子の内訳	男		女		総数	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
第 2 子以降の子であるが、父の姓を称している兄か姉がいる（A）	54	54.55	65	54.17	119	54.34
第 1 子であるか、またはすべての子が母の姓を称している（B）	45	45.45	55	45.83	100	45.66
総数	99	100.0	120	100.0	219	100.0

出典）彭洪論文 24 頁による。

表 4-24　母の姓を称している子の特徴

		A(n=120)		B(n=100)					
				第 1 子 (n=74)		子全員が母の姓 (n=26)		総数	
母の姓に決めた理由		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
	母が原住民	14(6)	11.67	10	13.89	13(10)	50.00	23(20)	23.00
	父が外国人	4(2)	3.33	23(19)	31.94	6(3)	23.08	29(22)	29.00
	男女平等	34	28.33	17	23.61	7	26.92	24	24.00
	母側の伝宗接代	59	49.17	16	22.22	2	7.69	18	18.00
	母側に帰属感	6	5.00	3	4.17	1	3.85	4	4.00
	婿入り婚	0	0.00	3	4.17	1	3.85	4	4.00
	公平を図る	36	30.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
	縁起がよい	1	0.83	2	2.78	1	3.85	3	3.00
	その他	11	9.17	16	22.22	3	11.54	19	19.00
総数		165	137.50	89	123.61	34	130.77	123	123.00

説明）本表では、回答者の主観的な理由のほかに、その客観的な人的要素をもデータに加算した。たとえ

ば、母が原住民であるにもかかわらず、母の姓に決めた理由として「男女平等」しか挙げないとしても、「母が原住民」を理由のひとつとしてデータに加えることにする。そのため、()にある数値は、加算前の数値である。
出典）彭洪論文 25 頁による。

表 4-25　父母の兄弟姉妹の有無と子の姓との関係

	兄弟姉妹の有無		父の姓		母の姓		総数	
			人数	割合	人数	割合	人数	割合
父	兄弟	なし	117	23.08	51	21.34	168	22.52
		あり	390	76.92	188	78.66	578	77.48
	総数		507	100.00	239	100.00	746	100.00
	姉妹	なし	152	29.98	73	30.67	225	30.20
		あり	355	70.02	165	69.33	520	69.80
	総数		507	100.00	238	100.00	745	100.00
母	兄弟	なし	95	18.85	107	44.03	202	27.04
		あり	409	81.15	136	55.97	545	72.96
	総数		504	100.00	243	100.00	747	100.00
	姉妹	なし	140	27.78	51	20.99	191	25.57
		あり	364	72.22	192	79.01	556	74.43
	総数		504	100.00	243	100.00	747	100.00

出典）彭洪論文 32 頁による。

一般的には、法律が変わっても、人の意識が簡単に変わるものではない。ただし、男女平等などの理由によって子に母の姓を名乗らせることも行われているように、法律が人の考えに変化を起こし、人の行為をリードしていくことは間違いない。何よりも、法律は人の考えや行動を制限するのでなく、人に自由な意識形成をさせ、個人それぞれの意見を尊重するのは、評価すべきところであろう。なお、同調査によると、6 割の者は「台湾では、男女差別は依然として深刻である」と考え、4 割の者は「女の子しかいない家庭は残念である」と思っている。男女平等の意識はまだ浸透しておらず、伝統的な考え方（伝宗接代）の持ち主が少なからず存在していることは確かな事実である[441]。しかし、母の姓を称する子が「奇異の目でみられ、差別されやすい」と思った者が 16.7%しかおらず、差別されるとしても「子に十分なサポートと明確な説明さえすれば」、子が差別を克服できると信じる者が 8 割もある。母の姓を称するという選択肢はありうるものとして認められているようである。さらに、8 割の者は、子の成人後の改姓について子の意思を尊重し、姓の選択範囲を祖父母世代の姓に広げる（37.1%）こと、好きな姓を自由に称してよい（32.2%）ことに賛成した者もある。このように、姓の個人化や自由化は台湾社会において徐々に進んでい

[441] 同調査の材料のうち 33%が母の姓を子の姓としたものであり、かつ調査対象が新生児の父母（?）に限定されていたため、ここでの調査結果が偏っていることは否めない。ただし、現実の状況はこの結果より深刻であると認めてよいと思われる。

るのである。

表 4-26　姓をめぐる意識

質問	非常に思う	思う	思わない	非常に思わない	わからない
①　台湾では、男女差別は依然として深刻である。	78 (10.9%)	377 (48.4%)	239 (30.7%)	20 (2.6%)	47 (6%)
②　女の子しかいない家庭は、何となく残念である。	33 (4.2%)	282 (36.2%)	326 (41.8%)	88 (11.3%)	38 (4.9%)
③　母の姓を名乗ると、子が奇異の目でみられ、差別されやすい。	11 (1.4%)	119 (15.3%)	457 (58.7%)	121 (15.5%)	55 (7.1%)
④　子に十分なサポートと明確な説明さえすれば、母の姓による差別を克服できる。	155 (19.9%)	468 (60.1%)	73 (9.4%)	19 (2.4%)	45 (5.8%)
⑤　わが子が成人した後、姓を変えたいとすれば、私はその自由を尊重する。	205 (26.3%)	443 (56.9%)	69 (8.9%)	23 (3.0%)	23 (3.0%)
⑥　姓の選択範囲を直系血族（祖父母世代）の姓に広げるべきである。	47 (6.0%)	242 (31.1%)	288 (37.0%)	98 (12.6%)	89 (11.4%)
⑦　姓の選択は血縁関係の制限を越え、自由に選択できるようにすべきである。	51 (6.5%)	200 (25.7%)	286 (36.7%)	183 (23.5%)	45 (5.8%)

出典）彭洪論文 35 頁による。

4・3・2　戸政事務所での籤引き

子の姓について父母が協議できない場合に、戸政事務所での籤引きが考案されている。籤の作り方は各戸政事務所が自由に決めるが、紙箱に「父の姓」と書いてあるピンポン玉および「母の姓」と書いてあるピンポン玉を入れるのが典型的なやり方である。籤引きは、所長や係員数名の立会いの下で、届出人によって行われる。紛争を防止するために、その過程は写真撮影されるか録画される[442]。籤引きであるため、父の姓になるか母の姓になるか、確率は同様なはずである。ところが、現実はそうではない。表 4-17 によると、「届出人による籤引き」の場合に、母の姓になる確率は父の姓になる確率の 3.8 倍にもなる。また、「戸籍係員による籤引き」の場合でも、2.1 倍の差が出てくる。籤引きの公正性が疑われる。

新聞記事によると、籤引きは、婚姻関係はあるが夫婦が別居しており、子の姓を決められない場合によく使われている。では、なぜ母の姓になることが多いかというと、子が法律上は夫の嫡出子であるが、その実の父は別人である可能性が高いからであるという。それに加え、現在子の面倒をみているのは母や母の家族であることに鑑み、母の姓にしたほうがよいという暗黙の了解がある。なお、希望の「母の姓」が引かれるまで、届出を拒否

[442] 筆者が、台北市政府民政局、台北市信義区と台南市安南区の戸政事務所から聴取した。

し続けた者もいると報道されている[443]。台北市政府民政局において調査したところ、その実態がさらに明らかになった。すなわち、籤引きの出頭者は確かに母の場合が多い。なぜかというと、母は婚姻しているが、他人の子を産み、その子を連れて家を出て夫と別居することが多い。他人の子を生んだことによって夫婦関係が不仲となり、その子の姓について夫と協議しようもない。とはいえ、子の出生届出はしなければならないので、夫の協力をもらえないにせよ、ひとりでも戸政事務所に出頭するしかない。戸政事務所としては、母は子の実の父が別人であることをすでに告白し、また、子が現に母と暮らしている以上、父の姓にするわけにはいかないと考えるため、形式上は籤引きを行っているが、母が納得するまで引き直させるわけである。一方、「戸籍係員による籤引き」は、届出人が催告されても出生届出をしない場合に行われる[444]。「届出人による籤引き」と同じように、子が婚外子であるため、その姓について協議不能に陥ったことが多い。ただし、母が未成年であるため、または婚外子を生んだため、家族から理解を得られなかったり疎外されたりして、子の出生届出をすることができないことがある。この場合にも、戸政事務所の者は電話などを通じて母本人から、子の姓を母の姓にしたいとの希望を聞いたため、やはり父の姓にするわけにはいかないと考えてしまう。そのため、「戸籍係員による籤引き」であっても、その結果は操作されているのである。

子の姓をめぐって父母が譲り合わないときに、どうやってその姓を決めるのかが、民法改正において最も重大な争点であった。しかし、以上でみたように、現実に問題となっているのは、父母が譲り合わないのではなく、父が無関心であるが母が子の姓を自己の姓にしたい場合である[445]。こういった場合、籤引きが戸政事務所において作為的に行われているため、戸籍係員は実は裁判官として、父または母の姓のどちらにすべきかを判断しているのである。したがって、父母が譲り合わない場合を含め、子の姓について協議不能の際における戸籍係員の関与や、裁判所による関与も、改めて検討されるべきである[446]。

---

443 自由時報 2011 年 1 月 30 日 A12 面。内政部台内戸字第 0960098491 号函により認められている。

444 戸籍法 6 条により、「国内において出生した 12 歳以下の国民は、出生届出をしなければならない」。出生届出は、同法 29 条により「父母、祖父母、戸長、同居者又は〔撫養人〕が届出人である」。出生届出は遅くても（子が出生した後）60 日以内にしなければならない。届出がなかった場合に、戸政事務所は書面をもって催告するが、それでも届出しないときは、直ちに出生の登録をする（戸 48）。その際に、嫡出子の姓は籤引きによって父の姓か母の姓に決める（戸 49Ⅱ）。台北市政府民政局によると、直ちに嫡出子の出生登録をすることとなるまで、通常以下のようなプロセスが踏まれる。まず、新生児が生まれた直後、病院などは衛生署（局）に対し出生について通報する。衛生署（局）と戸籍機関との間に連携関係があるため、戸籍機関は新生児の存在をすぐに把握できる。だからこそ、60 日以内に出生届が提出されない場合、戸政事務所は届出すべし者に対し、書面催促できるわけである。その後、通常 1 か月が経っても出生届出がない場合、戸政事務所は直接申請すべし者に対し、電話や家庭訪問を行い事情を聞く。したがって、戸籍係員による籤引きは、実際には直ちに籤引きによって無作為で新生児の姓を決めるのではなく、新生児の父母の承知の上で行われるものであるといえる。

445 台北市政府民政局によると、伝宗接代のために子の姓の協議が整わなく、籤引きを求めることが少ないという。

446 表 4-17 によって、法改正から 2011 年まで、裁判所によって子の姓が決められたケースは、少なくとも 6 件がある。しかもそのうち、父の姓にしたものが 3 件、母の姓にしたものも 3 件、籤引きの現状より公平にみられる。法律の根拠がないのに、裁判所は一体どうやって子の姓の紛争に介入したのか、また、どのような要素を考慮に入れて判断を下したのかは重要なポイントであるが、残念ながら本稿ではそれを

4・3・3　成人後の改姓

子の成人後の改姓の実態については、4・1・2・2 を参照されたい。台北市政府民政局でも、その数が少なくないという。2010 年の民法改正以後、父母の同意という改姓の要件が取り除かれたため、その数がさらに増えていると思われる[447]。

4・4　養子の姓

伝統的な思想から由来する異姓不養の慣習は、今でも残っているのか。また、民法改姓によって導入された養子の別姓は、果たして運用されているのか。本項では、その実態に迫る。

4・4・1　異姓不養

異姓不養は、実は早くからすでに守られていなかったといわれる。清朝統治時代においては開拓の人手を増やすために、実子があるかどうかを問わず、養子を迎えることは盛んに行われていた[448]。そのほかに、家業の承継、老後の扶養、迷信[449]や棄子の収養など、養子縁組は様々な目的の下で利用されており、日本統治時代を経て中華民国民法が施行された後も同様である。そのなかでも、伝宗接代のために男兄弟の息子を養子とすることが当然あるが、異姓養子に祖先の祭祀を受け継いでもらうことも実にあった[450]。

近年、養子のための養子縁組が強調され、それに伴い養子縁組の形態も変わった（後述）。2007 年から 2009 年にかけて司法院のウェブサイトに掲載された養子縁組の認可申立の裁定書には、伝宗接代という目的が明示されたものは 30 件ある[451]。そのうち、親族養子縁組は 15 件のみであり、さらに父方の叔父が父方の甥を養子とするものはわずか 5 件にすぎない。すなわち、血統にこだわらず、血縁関係のない者であろうか異姓であろうか、一応祭祀を続いてくれる人があればそれでよいと思う者が増えている[452]。もっとも、養子縁組によらず、ただ嗣子の氏名を位牌に書き残し、服喪・祭祀を担わせるように生前に約定した例もよく見られる[453]。したがって、厳密的な意義での異姓不養がなくなったということは、祭祀契約の増加につれて、伝宗接代のための養子縁組が減少したから、そういえているのだろう。

調べる余裕がないので、今後の課題にしたい。

447 許安安というタレントが 2010 年法改正後において、テレビ番組で母の姓の「胡」に改めたと発表したことをみた。また、筆者と同年の知り合いに、法改正後に母の姓に改姓した者もひとりいる。彼らの理由は同じく、父母が早々離婚し、母に女手一つで育てられたため、母の姓を名乗りたかったという。なお、その知り合いの祖父（母側）に息子がいないことも、改姓理由のひとつである。

448 臨時臺湾旧慣調査会編『臺湾私法』第 2 巻下（臨時臺湾旧慣調査会、1911 年）455 頁以下。

449 女の子を養子に迎えると、いつか自分も男の子を産む。これも主に祖先祭祀のための養子縁組である。

450 鈴木清一郎（馮作民訳）『増訂台湾旧慣習俗信仰』（衆文図書、1989 年）160 頁以下。なお、養子縁組の慣習について、法務部編・前掲注 74）160 頁以下は詳しく紹介されている。

451 そのうち 7 件が棄却され、また、22 件は未成年養子縁組の事例である。

452 黄浄愉・前掲注 14(1)321 頁。

453 法務部編・前掲注 74）162 頁。

4・4・2　縁組関係存続中の養子の姓

2007 年の民法改正によって、養子は養親の姓を名乗るほか、姓を変えず自己の姓を名乗り続けることが新しい選択肢として追加された。驚くことに、改正法が施行された後、自己の姓を名乗ったままに養子に行く者が予想より多かった（48%)。養子が養親の姓を名乗ることは、もはや常識ではなくなっているようである。では、養子はなぜ養親の姓を称しないのか。台湾における養子縁組の構成および養子による改姓の実例から、養子の姓の実態を描いていく。

表 4-27　縁組の届出における養子の姓（2007 年民法改正後）　　単位（件）

類型	姓	総数	%	2007 年 5~12 月	2008 年	2009 年	2010 年 1~6 月
総数		7,199	100.00	1,263	2,256	2,228	1,452
単独縁組	元の姓	1,988	27.61	240	542	651	555
	養父の姓	1,659	23.04	324	539	497	253
	養母の姓						46
	伝統的姓名	—	—	…	…	…	—
夫婦共同縁組	元の姓	1,478	20.53	227	511	460	280
	養父の姓	1,943	26.99	442	629	572	300
	養母の姓	131	1.82	30	35	48	18
	伝統的姓名	—	—	…	…	…	—

出典）内政部戸政司編『全国姓名分析』215 頁

台湾における養子縁組は、おおむね未成年養子縁組 7 割、成年養子縁組 3 割から構成されている。未成年養子縁組の内訳について、台湾人が養親となるケースが 7 割、外国人が台湾人養子を迎えるケースが 3 割である。全体から見れば、他児養子（57.5%）が親族養子（22.9%)、連れ子養子（19.3%）より明らかに多いが、実はその半数が外国人夫婦によって引き取られたケースである。親族養子縁組と連れ子養子縁組は、ほぼ台湾人養親によるケースであるが、後者については、特に妻の子を養子とすることが多い（80.3%)。一方、成年養子縁組は、主に台湾人が台湾人を養子とするものである。養親の特徴として、男性が多いこと（62.1%)、70 歳以上の者が多いこと（39.1%)、単独縁組が多いこと（89.2%）を挙げることができる。また、養親子の縁組前の関係をいうと、他人養子（44.0%）が最も多いが、連れ子養子（37.7%）と親族養子（18.3%）も少なくない。なお、縁組の動機について、未成年養子縁組の場合は「産めない」や「子どもが好き」が主な理由となっているが、成年養子縁組の場合は、老後の扶養と跡継ぎの確保は主要な目的である[454]。以上の特

[454] 台湾における養子縁組の実態について、黄浄愉・前掲注 14(1)306 頁以下。未成年養子縁組の実態を知るには、陳若喬=王枝燦「生的放一邊、養的卡大天－台北市収養概況與変遷」児童福利期刊 5 号（2003 年）の統計が貴重な資料である。また、成年養子縁組の実態を明らかにするために、2007 年の養子縁組許可裁定書 385 件を分析の材料とした。

徴をまとめると、台湾における養子縁組の構成が表 4-28 の通りになる。分析の都合上、「夫婦が共同して養子を迎えるものの、養子は改姓しない（「共同縁組×元の姓」で表わす。以下同。）」から、「単独縁組×養親の姓」、「共同縁組×養父の姓」、「単独縁組×元の姓」という割合が少ない順番に、表 4-27 と表 4-28 に照らしながらその内実を検討する。

表 4-28　台湾における養子縁組の構成

	他人（児）養子	親族養子	連れ子養子	総数
未成年養子縁組	台湾人養親ケース　20.1% 外国人養親ケース　20.1%	16.0%	妻の子　10.8% 夫の子　2.7%	69.7%
成年養子縁組	13.3%	5.5%	11.4%	30.3%

「共同縁組×元の姓（20.53%）」は、外国人夫婦が台湾の子どもを養子とするケース（20.1%）であると考えられる。渉外民事法律適用法 18 条によると、養子縁組の成立は、養親となるべき者および養子となるべき者のそれぞれの本国法による。したがって、外国人が台湾人を養子とする場合は、台湾人同士間の養子縁組と同じく、裁判所の許可を得ることが必要となる（民 1079 Ⅰ）。養子縁組の届出はただ報告的届出であるが、怠った場合は罰則がつく（戸 8Ⅰ、79）[455]。それでも届出をしないときは、戸政事務所は直ちに養子縁組の許可の確定裁定書に基づき、養子縁組の登録をすることとなる。すなわち、外国人養親による養子縁組を含め、すべての養子縁組は戸籍に記録されているわけである[456]。養子縁組の効力は養親の本国法によるとされているため、養子はこれから外国の姓を名乗るだろうが、台湾での戸籍登録を済まさなければならないので、一応元の姓をもって登録したほうが便宜的である。したがって、夫婦共同縁組の場合に養子が改姓しないことが多いのは、ただ養子縁組の構成上外国人夫婦による未成年他人養子縁組が多いためであると考えてよいと思われる。

「単独縁組×養親の姓（23.04%）」の割合は、妻の子を養子とするケース（未成年 10.8%+成年約 11.4%）の割合とはほぼ同数である。前項でみたように、台湾人のほとんどは父の姓を称している。そのため、婚姻履歴のある女性と婚姻することを想定すると、夫婦が別姓となり、妻の連れ子が前夫の姓を名乗っているのが一般的である。すなわち、この再婚家族では、全員の姓が異なっているのである。子は民法の規定によって、その姓を親権者である母の姓に変更することができるが、それにしても母の配偶者と姓を異にしている。他人からみれば、「父」の姓を称していないので、実の父ではないことが察知されやすい[457]。

---

455 正当な理由がなくて法定期間（1 か月）内にすべき届出をしない者は、300 元以上 900 元以下の過料に処する。催告をした場合になお届出をしない者は、900 元の過料に処する。

456 外国人は斡旋機関を通じて、養子となる者を探すのが通常である。その際に、養子縁組関係を確実に「成立」させるために、（台湾の）斡旋機関はそれに対し届出を促し、またはその代わりに届出をするのである。また、近年の台湾では、養子の出自を知る権利の保護が強調されており、その一環としての戸籍登録の重要性が増している。

457 台湾では、学生の制服の胸当たりに、氏名をいれることが少なくない。また、〔聯絡簿〕というものに

それだけでなく、母とその配偶者の間に子どもが産まれ、兄弟なのに姓を異にすることとなると、なおさら疎外感を覚えるかもしれない[458]。そこで、継親子の姓を一致させるために、唯一の方法である養子縁組が利用される。他方、夫の連れ子がそもそも夫の姓を称しており、また、新たに子どもが生まれてもやはり夫の姓を称するから、夫の連れ子を養子とする必要性は低い。そのため、妻の連れ子を養子とすることが夫の連れ子を養子とすることより多いわけである[459]。この現象は、現行の姓の制度に難点があることに起因すると理解することができるが、結果のところ、子が父の姓を称すべきであるという伝統的な考えが支配的であることが、根本的な原因であろう[460]。したがって、単独縁組の場合に養子が養親（特に養父）の姓を名乗るもののなかに、妻の子を養子とするケースが少なくない割合を占めていると考えられる。

「共同縁組×養父の姓（26.99%）」の多くは、台湾人夫婦が他児養子を迎えるケース（20.1%）であると考えられる。既婚者の縁組動機に「産めない」が断然多く、また、養親候補者の45%は養子であることが世間に知られることを危惧し、自分と似ていない子どもを養子としたがらない[461]。このような心理的背景があるうえ、折角子どもがもらえるようになると、自己の姓を名乗ってもらいたいという考えは自然であろう。一方、独身者の縁組動機に「家族や友人を援助する」、「人付き合いがほしい」、「子どもが好き」が多い。これらの動機は、養子に自己の姓を名乗ってもらいたいという気持ちに直結するとは限らない。したがって、「単独縁組×元の姓（27.61%）」は、ある意味理解できる事柄である。以上によって、親族養子縁組の場合に、養親がひとりで、養子が姓を変えないというケースが少なくないと推測される。なお、夫の子を養子とする場合は前述のように、子に姓を変えるニーズがないので、夫の子との連れ子養子縁組も「単独縁組×元の姓」の一部を構成しているだろう。

表 4-29　婚姻状態からみた養子縁組の動機（未成年養子縁組）

縁組動機	既婚（87.8%）	独身（12.2%）
産めない	42.9	4.0
子どもが好き	21.3	16.0
配偶者の子であるため	13.5	1.0
家族や友人を援助する	5.4	25.0
人付き合いがほしい	4.6	18.1
すでに親としての感情が生じている	4.2	11.9

今日の宿題や明日の予定、教師からのメッセージが書かれるが、保護者はそれを毎日チェックしてサインしなければならない。すなわち、いろいろな場面において、姓が異なることが知られる可能性が高い。

458 養子縁組の許可申立ての際に、養親となる者がよくそういっている。

459 いうまでもなく、妻の子が成人し、それと養子縁組を結ぶとしても、姓を揃える要望が比較的に弱く、養子となる者の意思を尊重して姓を変えないことがじゅん充分考えられる。ただし、継父の養育の恩に報いるためとか、その死後の祭祀を司るために、自ら養父の姓に名乗ることを切望する者もいるだろう。

460 黄浄愉・前掲注 14(1)361~362、373 頁。

461 児童福利聯盟文教基金会の 2008 年調査による。同基金会のホームページ：http://www.children.org.tw/archive/report_detail/89/173（検索日：2013 年 4 月 6 日）

伝宗接代	2.7	11.0
改姓	2.0	2.5
その他	1.2	3.7
財産の引き継ぎ	0.4	4.6
息子又は娘がほしい	1.0	0.4
認祖帰宗	0.6	1.9
有効件数	100.0	100.00

出典）陳王論文 30 頁、表 20 による。

最後に、成年他人養子縁組（13.3%）について検討したい。老後の扶養や財産の引き継ぎであれば、同姓にする必要はないが、祭祀の承継を重視すれば、同姓が望まれるだろう。成人養子の不完全養子化を考えると、姓を変えないまま養子に行くことが充分ありうるが、手元にある資料ではこの実態を究明することが難しい。そこで、すでに人の養子であるが、2007 年の改正後に本姓に復するよう求める事例を取り上げて、なぜ養子が復姓したいかを明らかにする。復姓したいということの反面は、現行法の下で改めて同人の養子となったならば、姓を変えないことにしたかもしれないと考えられるからである。すなわち、このような分析を通じて、養子の姓を変えたくない理由の一端が明らかになると期待される。

司法院のウェブサイトから集められた関連事例は、12 件しかない[462]。復姓を求める者に、成人が多い[463]。他人養子縁組が 10 件であるが、妻の子との連れ子養子縁組が 2 である。また、単独縁組が 8 件である（養父のケースは 7 件）が、夫婦共同縁組が 4 件である。復姓の理由として、認祖帰宗に言及されたのは 4 件、そのうち伝宗接代が目的であると言明されたのは 1 件である。実父が高齢であり、その希望（おそらく認祖帰宗・伝宗接代であろう）に応えるために復姓したい者も 1 人いる。養父の家族と家族的な感情がないといった者がある一方、実父の家族のみと連絡を取っているものの、姓が異なることで悲しんでいるといった者もある。さらに、実父の世話となっていたため、養育の恩を復姓の形で記念したいといった者もいる。なお、連れ子養子縁組のケースでは、養育者が実父母であるためか、ずっと本姓を使ってきたためという理由が掲げられている。姓の変更事由はもれなく養親が死亡したためであるから、縁組後に養親の姓を名乗らない理由を分析するには、以上の裁定書だけでは決め手にならないおそれがある。ただし、養親の姓を名乗るか、それとも本姓のままでいるかを選択することについては、成年養子はある程度の交渉力を有

462 台北地方法院 96（2007）年度家声字第 315 号、桃園 98 家声 69・179、同 99 家声 104、新竹 101 家親声 141、彰化 97 家声 67、台南 97 家声 269・334、同 99 家声 46、同 101 家声 133、屏東 98 家声 95・151。すべて棄却された。その理由は概ね、民法 1078 条（養子の姓）によって同法 1059 条 5 項（子の姓の変更）を準用するにしても、変更後の姓は養父または養母の姓のいずれに限定されるので、これによって実父または実母の姓に復することができない。養子が実方の姓に復したいなら、養子離縁によるしかないという。ところが、同サイトに掲示されている（養）子の姓の変更に関する申立書の範例には、「縁組前の元の姓」が変更したい姓のひとつとして書かれている。実務に変化があるかどうか、さらなる検証が必要となる。

463 成人が 9 名、未成年者が 1 名、不明が 2 名である。

するだろう[464]。その際に、以上のケースのように養方との関係の親しさを実方との関係の親しさと比べ、また、長年にわたって使ってきた姓を変えることによってもたらされる損得を衡量することによって、養親の姓を名乗るかどうかを決めるというプロセスがあるだろう。したがって、「単独縁組×元の姓」には、成年養子縁組が一定の割合を占めていると思われる。

以上、養子の姓を養子縁組のタイプに分けて検討を試みた。結局、多くの養子が養親の姓を名乗らない現象は、それぞれ理由があるのであり、驚くべきことではなかった。養子の姓の決定には、養子の年齢、養親子の縁組前の関係、養親子関係の親しさ、養子縁組の目的などが重要な影響要素である。(養)子が(養)父の姓を称すべきであるという伝統的考え方は確かに存在しているが、養子の自己決定もある程度尊重されているのではないかと思われる。結論的にいえば、養子の姓を決定する際に、養親子双方の心理的な要素が肝要だと言えよう。

4・5 姓と祭祀

昔の台湾では、祭祀の対象は父から祖父、曽祖父…開祖に遡り、およびそれらの妻とされている。すなわち、父方の直系尊属がメインであり、女性はただ婚姻によって夫の宗に入り、子孫に祭られるわけである。祭祀を継続するように、婚姻しているかどうかを問わず子のない男性の祭祀のために、その生前は立嗣、死後は死後立嗣によって祭祀の承継人を確保しなければならなかった。また、未婚の女性の祭祀のために、〔冥婚〕[465]を行うことがある。しかし、1960 年代には死後立嗣はほとんどなくなっている。その代わりに、ただ祭られる者の牌位に誰が嗣子であるかを記し、嗣子に服喪・祭祀の義務を負わせるが、祭られる者との間に法的な親子関係を生じない[466]。それに対し、冥婚は 1970 年代になっても、依然としてよくみられている[467]。だが、現在では位牌を預かる納骨堂があるので、冥婚も

---

[464] 嘉義地方法院 97(2008)年家声字第 96 号によると、「養子が養父母の姓に従い、または元の姓を維持するかについて、父母が共同して養子をするときは、届出の前に書面をもって…約定しなければならない。民法 1078 条 1 項・2 項に明文規定がある。…上記規定によって、養子の姓は養父母が…約定し、養父母が養子の実父母と約定する必要がない。すなわち、養子の実父母は養子の姓に対し介入する余地がない」とされている。結局、養子の姓をいかにするかについては、養親に最終的決定権があるようであるが、養子縁組は契約の性質を有することを考えると、事前交渉の段階においては、成年養子の意思が尊重されるだろう。

[465] 人と死者の婚姻であるが、法的な効果は全くない。よくあるパターンは、(慣習の)婚姻適齢の 14 歳に達した女子が婚姻せずに死亡した場合、両親はその祭祀の担い手を探るために、男を物色して娘の牌位を娶らせることである。これによって、死んだ女子の氏名が男の祖先の位牌に書き記され、その祭祀は男とその人間の妻が生んだ子どもが司ることとなる。こうして死んだ女子がようやく人に祭られ、流離の魂でなくなる。冥婚によって、死んだ女子の両親の切願が叶い、男にとってもかなりの祭祀費用と婚姻費用を入手し、さらにこれらの金を用いて人間の女子と婚姻することできるというメリットがある。そのため、冥婚に応える者には貧乏で婚姻できるはずもない男が多い。詳細は、鈴木・前掲注 450)219 頁以下参照。

[466] 法務部編・前掲注 74)166 頁では、司法行政部が 1966 年に行った調査のうち、「雲林県、高雄県美濃鎮、澎湖、台東県等地座談会」の記録を参考にした。

[467] 鈴木・前掲注 450)222 頁では、訳者の馮作民(1978 年)はそういった。また、王乙芳『焼香拝好神——台湾的祭祀文化與節慶礼俗』(台湾書房、2010 年)338 頁。

次第になくなっているという[468]。

以上の文献による限り、確かに伝統的な祭祀の習慣に変化が起きているようである。しかし、祭祀は同宗男子によらなければならないという祭祀習慣の中核は、果たして変わったのか。すなわち祭る者は、本当に同姓の息子や男の孫、ないし養男に限られているのか。筆者の実態調査により、以下のことが明らかになった。

① 葬送の方法について、土葬および火葬がある。土葬の場合は、遺体を棺のなかに納め、そのまま墓地に埋葬するが、火葬の場合は、棺を焼却した後、遺骨を骨壺に納めて納骨堂に預ける。納める単位として、墓（土葬）は個人、夫婦、家族があるが、納骨堂（火葬）はロッカーごとに骨壺ひとつずつを入れているので、個人単位しかない。墓・骨壺は二者択一とのことであるが、そのほかに死者の位牌（〔神主牌位〕）は必ずある。位牌は、墓と同じように個人、夫婦、家族単位のものがあり、独身女性は家族単位（歴代祖先）の墓および位牌に入ってはいけないことは、すでに述べた。なお、表 4-30 の 4 と 26 のように、夫婦双方の祖先を同時に祭ることがないわけではない。

② 墓石には、死者の氏名、〔堂号〕（祖籍あるいは居住地）、生年月日、没年月日が刻まれる。「顕考」・「故考」は父、「顕妣」・「故妣」は母、「顕祖考」は祖父などのことを指す。そのほかに「媽」・「母」・「夫人」で母のこと、「公」・「府君」・「先生」で父のことを呼ぶこともある。また、独身者に対しては、「先兄」、「故愛女」、「故童」などで呼ぶ。このような呼称があることに加え、祭る者の身分（たとえば「孝男」、「孫」）も刻まれているので、祭られる者と祭る者との関係が一目瞭然である[469]。骨壺は基本的に墓と同じであるが、位牌は書くスペースが狭いためか、生（没）年月日は通常書かない。

③ では、祭る者はどのような者であろうか。祖先を対象とするとき、「子孫」が普通である。しかし、父母や父か母を祭るときは、「…子孫」、「孝男」、「入嗣男」、「義子」、「孫」のほかに、「孝女」、「養女」など娘、「孝媳（嫁のこと）」、「孝婿」、「外孫女」など別姓者、「未亡人」、「杖期夫」など配偶者が担うことがある。また、独身者の祭祀についても、「…子孫」、「孝姪（父方の甥）」など同宗の卑属のほかに、「胞兄」、「弟弟」、「大姊（姉のこと）」、「妹妹」など兄弟姉妹、「友」、「台南六甲頂退員自治会 」[470]など友人や所属団体が担うこともある。すなわち、現在の台湾では、祭祀の担い手は

---

[468] 王・前掲注 467）338 頁。筆者は台湾における祭祀の実態を明らかにするために、2012 年 9 月に現地調査を行った。同月 17 日は台南市の青草崙第一示範公墓暨納骨塔と第一公墓、19 日は台北市の寧波同郷会墓園、20 日は台北市富徳公墓暨納骨塔を訪ねた。台北市富徳納骨塔の職員によると、未婚女性の牌位は主に納骨堂や〔姑娘廟〕などの寺廟に納められているという。なお、馮作民（1978 年）は冥婚を悪い習わしとして、早くも寺廟による位牌と遺骨の保管を勧めた。鈴木・前掲注 450）222 頁参照。

[469] ただし、「陽世子孫」、「陽上親人」、「三大房子孫」などのように刻むこともある。①死んだ世界と生きる世界を分け、②プライベートを守り、また、③祭るときに生きている者をともに祭ってしまうことを避けるために、子孫の氏名を墓石に刻まないようにするわけである。内政部編『平等自主・慎終追遠－現代国民喪礼』（内政部、2012 年）121 頁。なお、王・前掲注 467）66 頁も、位牌に子孫の氏名を書いてはならないという。尊属が祭るとき、卑属をも祭ってしまうこととなり、子孫にとってよくないとの理由である。

[470] 1949 年に国民党政府とともに中国大陸から台湾にやってきた軍人には、身寄りのない者がかなり多い。

もはや同宗男子に限定されていないといえるだろう。

④ 今回の調査では、冠姓女性の墓をよく目にした。夫婦墓の場合に妻のほうは皆冠姓しているが、個人墓の場合でも冠姓している者がある。一方、表 4-30 の 27 のように、妻が冠姓せずに夫と同一の位牌に並列するものもある。そのため、冠姓、婚姻関係および墓の種類の関係について、さらに検討する余地がある。そのほかに、17 の弟対兄、21 の（空欄）対娘、22 の子孫対児童の示したように、祭祀は必ず次の世代の者、せめて同世代の者によらなければならないと思われている。尊属より若死にすることは親不孝なことであり、それに尊属が卑属を祭ることは倫理に反するものだと思われているため、実際に墓を建てたのは父母であっても、形としては子孫が祭祀を司るように示さなければならないのである。

表 4-30　台湾の墓・（納骨堂の）骨壺と位牌

	種類	名称	祭られる者	祭る者	年	場所
1	墓	顕考蘇公歴代祖先佳域 妣　媽	祖先	世代子孫	1991	台北・富徳
2	墓	顕考虞公〇〇府君派下祖塋	祖先	子孫	？	台北・寧波
3	墓	顕祖考呉公坿顕考呉勇顕考呉漢仝佳墓	祖父、父、叔父	陽世子孫	民国二屆庚午年（改修）	台南・青草崙
4	墓	顕祖考張〇〇徐〇〇仝墓	（双方？）祖父	孝男〇〇 孫〇〇	？	台南・青草崙
5	墓	邱公〇〇府君　之霊塔 母謝夫人〇〇	父母	孝女〇〇　〇〇	？	台北・寧波
6	墓	蔡〇〇先生暨孫夫人寿域	父母（養父母）	孝女〇〇 養女〇〇	？	台北・寧波
7	墓	浙江鎮海林〇〇先生暨配江氏洪氏墓	父母（妾）	？	？	台北・寧波
8	墓	葉公諱〇〇府君之墓 母朱〇〇夫人	父母（祖父	孝女〇〇 孝婿劉〇〇	？	台北・寧波

			母)	外孫　男○○　○○ 女○○		
9	墓①	顕考周公○○府君之墓 妣　母譚太夫人	父母 (祖父母)	孝男○○　○○ 孝媳李○○　鄭○○ 孝女○○ 孫○○　○○　○○	－	台北・富徳
10	墓②	顕考周公諱○○府君之墓	父	孝男○○ 女○○　○○	－	台北・富徳
11	墓	故考施○○佳墓	嗣父	入嗣男○○	?	台南・青草崙
12	墓	顕考李○○之墓	養父	義子繆○○	?	台南・青草崙
13	墓	故劉○○之墓	夫(父)	未亡人荘○○ 男○○　○○	?	台南・第一
14	墓	故妣邱朱○○墓	母	孝男○○ 孝女○○	?	台南・青草崙
15	墓	顕妣何○○佳墓	妻 (母・祖母)	杖期夫何○○ 孝男○○ 孝女○○ 孫○○	?	台南・青草崙
16	墓	故栄民劉○○墓	叔父	孝姪劉○○	?	台南・青草崙
17	墓	先兄姚○○霊塔	兄	胞弟○○	?	台北・寧波
18	墓	郭○○	兄弟	大姊　妹妹　弟弟	?	台南・青草崙
19	墓	故考張○○佳墓	男子	台南六甲頂退員自治会	?	台南・青草崙
20	墓	基督徒但○○安息	友人	友范○○　李○○	?	台南・青草崙
21	墓	故愛女王○○	娘	－	?	台南・青草崙
22	墓	故童曽○○佳墓	?	陽世子孫	?	台南・青草崙
23	骨壺	顕妣陳鄭○○霊骸	母	三大房子孫	－	台南・青草崙
24	位牌	顕祖考周家歴代祖先神位 周陳○○(赤い紙)	祖先	?	民国戊寅年	台南・青草崙
25	位牌	堂上江○○派下祖公神位 媽	祖先	陽上子孫	2012	台北・富徳
26	位牌	故游歴代祖先蓮位 蘇	祖先	－	－	台北・富徳
27	位牌	顕考黄○○之蓮位	父母	陽世子孫	?	台南・青草崙

		妣王○○				
28	位牌	顕考（赤い紙）之神主 妣林王○	父母	？	？	台南・青草崙
29	位牌	顕妣耿門呉氏○○娘之神主	祖母	外孫女蔡○	？	台南・青草崙
30	位牌	故閨女蔡氏○○娘一位蓮座	？	陽上親人	丁亥年	
31	位牌	故陳○○蓮位	？	－	－	台北・富徳

注）（赤い紙）は、まだ死亡していないことを意味する。それに対し、祭る者の○○は、すでに死亡したことを意味する。

4・6　小括──台湾における姓の現実的意義

裁判所の姓に対する理解のところでも述べたように、台湾における姓の現実的意義は、伝宗接代という姓の伝統的意義がなくなったわけではないが、さらにそれを包括するような形で、人格権の尊重という姓の現代的意義が重大な意義を発揮している。すなわち、伝宗接代という改姓の動機も人格権の表出の一態様として、裁判所から尊重されて認められている。また、この姓の現実的意義の両面性は、以上一連の検討からもわかるように、台湾人の行動にも出ている。敷衍してみると、人が生まれた時は自分で姓を決められないので、父母が子どものため（学校に行くため、皆と同様に父の姓を称したほうがよいなどの配慮）か、彼らのため（主に父方の伝宗接代）に姓を決める。しかし、それはあくまでも大人の決定であり、我々の意思（たとえば父が余りにも無責任であり姓を実際の養育者の母の姓に変えたく、または、母方の伝宗接代を実現させるために母の姓に改姓したい）が反映されていないのである。そのため、法律（具体的には民1059Ⅲ、Ⅴ）で保護されている自己決定権に基づき、改姓の申立てを行うことがある。それに対応して現在の台湾では、成人であれば直ちに戸政事務所にて姓の変更ができるし、裁判所に対する改姓の申立てであっても、子の意思が十分尊重されているので、改姓が容易になっている。一方、養子の養親の姓への改姓と妻の夫の姓への冠姓は、いずれも多かれ少なかれ伝宗接代の意味合いを含んでいるが、するかしないかは、当事者が決めるものである。このように、伝宗接代という古い理由であっても、個人の帰属意識に従うという新しい理由であっても、人の姓に対する自己決定が現行法で保障されており、現実社会においても姓の個人化や自由化も着実に進んでいると評価してよい。

5　日本における氏の実態およびその形成原因

第 2 章から前章までは、台湾における姓の伝統、法律および実態を見てきた。本章では、日本における氏の実態を検討することにする。これによって、日本と台湾における姓の全般的な事情がわかり、次章の「日台家族法における姓の意義の比較」の土台もようやく築かれる。以下では、全体像、夫婦の氏、実子の氏、養子の氏、氏と祭祀の順序で紹介する。

5・1　全体像

日本における氏の種類および戸籍法 107 条による改氏を概観しておく。

5・1・1　氏の種類

日本の氏は 291,129 個もあり[471]、世界一多いと言われる[472]。日本の氏を人数の多い順に並べると、上位 10 位は佐藤、鈴木、高橋、田中、渡辺、伊藤、山本、中村、小林、加藤となり、日本人口の約 1 割を占めている。

渉外婚姻の場合に、外国人配偶者は日本国籍を取得しない限り、戸籍など公文書においては本名のままで片仮名や漢字によって表記される。しかし、本国法適用の効果として日本人配偶者の氏を称することとされれば、これを呼称上の氏として称することができ、戸籍上において漢字で記載されることとなる[473]。一方、日本人配偶者およびその間の子は、外国籍を取得しなくても外国人配偶者、外国人親の氏に変更することができるので、日本の氏を称していない日本国民もいる。もっとも、外国人が日本の氏を称することにせよ、日本人が外国の氏を称することにせよ、いずれの場合も、あくまでも呼称上の氏として認められるにとどまる。外国人は民法上の氏を持つことがありえないという前提の下に、渉外婚姻の場合においては民法 750 条の夫婦同姓の原則が働かず、日本人配偶者の民法上の氏も変らないとされている。

表 5-1　氏の人口順（2000 年前後）

順位	氏	人数（名）	総人口に占める割合（%）
総数		12,474,200	9.83
1	佐藤	1,914,300	1.51
2	鈴木	1,692,300	1.33
3	高橋	1,406,000	1.11
4	田中	1,324,200	1.04

471 丹羽基二『日本苗字大辞典』（芳文館、1996 年）。ただし、たとえば同じく「戸塚」であっても、読みは「とつか」、「とづか」があるので、別々の 1 件として登録される。また、斉藤、斎藤、齋藤など字体が異なる場合も、それぞれ登録される。

472 丹羽基二『日本人の苗字－30 万姓の調査から見えたこと』（光文社、2002 年）6 頁。

473 昭和 55 年 8 月 27 日民二 5218 号局長通達。山川一陽「夫婦の氏、親子の氏――呼称上の氏と民法上の氏の検討を通じて」石川稔ほか編『家族法改正への課題』（日本加除、1993 年）101 頁参照。

5	渡辺	1,090,400	0.86
6	伊藤	1,072,400	0.84
7	山本	1,068,200	0.84
8	中村	1,041,200	0.82
9	小林	1,011,900	0.80
10	加藤	853,300	0.67

出典）村山忠重＝陣原哲郎『日本の苗字ベスト 10000』（新人物往来社、2001 年）による。

5・1・2　改氏

戸籍法 107 条の 2 によって改名した者は年間 5,000 件から 10,000 件を推移しており、急激な変化は見られないが、戸籍法 107 条によって改氏した者は、1983 年以前年間 1,000 件台しかないものの、その後 1984 年 2,324 件、1985 年 4,067 件、さらに 2011 年 17,582 件へと急増している。また、1984 年から改氏届出件数および改氏認容件数の間が広がり、2010 年に 18,304 件対 13,988 件で約 4,300 件の差が生じている。後者の変化の分岐点は、1984 年の戸籍法改正である。すなわち、今までの改氏事由の「やむを得ない事由」のほかに、「外国人配偶者の氏への変更」、「渉外離婚などによる復氏」、「外国人親の氏への変更」が追加された。そのなかの「外国人配偶者の氏への変更」および「渉外離婚などによる復氏」は、家裁を通さずに届出のみで実現できるとされたために、1984 年以後の改氏認容件数にはその数が含まれていないからである。2010 年に「外国人配偶者の氏への変更」の 3,994 件、「渉外離婚などによる復氏」の 663 件の合計 4,600 件弱により、この 4,300 件の差をほぼ埋められるのは、その証拠となる。

図 5-1　改氏・改名に関する家庭裁判所の認容件数と届出件数の推移

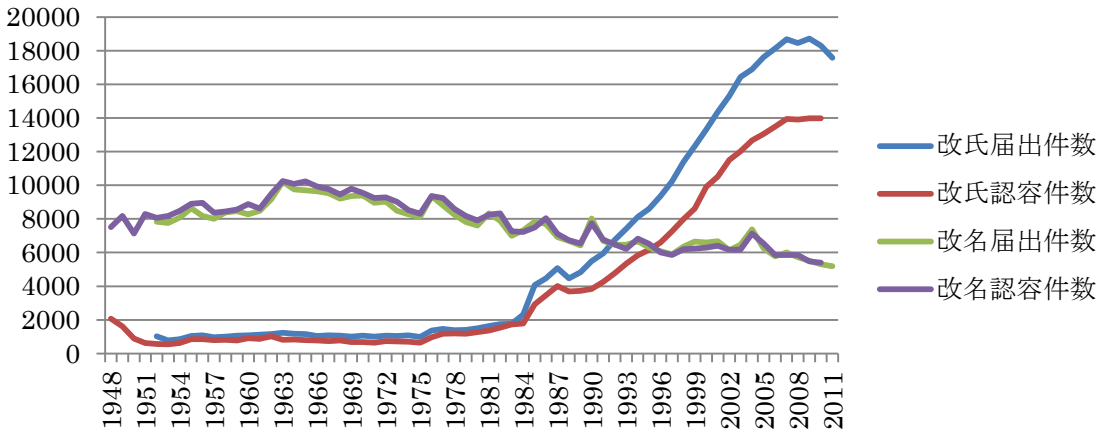

出典）法務省『法務年鑑』（各年）、最高裁『司法統計年報』（各年）による。

図 5-2　改氏届出の種類（2010 年）

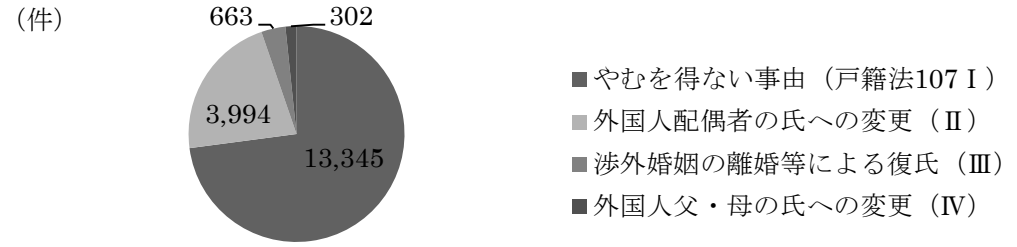

出典）法務省『法務年鑑』（2010 年）による。

改氏件数の急増現象の原因を究明するには、まず 1984 年改正以前、改氏しようとする者の持つ理由を明らかにすることが必要である。ここでは、1959 年の司法統計年報における詳細な統計数値が参考となる。表 5-2 によれば、改氏理由のなかに、「珍奇」265 件、「その他」227 件、「通称の姓」199 件、「難読」184 件が多い。また、男性の申立人が女性の申立人より 3.6 倍多いことも注意されたい。改氏理由と性別・年齢の内訳を見ると、男性が改氏しようとする年齢は主に 30 代・40 代で、多くの人が婚姻する時期であるが、女性の方は一定の傾向が見いだせない。これにより、婚姻をきっかけに改氏をする男性が少なくないことが推測される。一方、女性は夫婦同姓の原則によって婚姻後は夫の氏を称し、婚姻中も夫婦共同改氏の原則によって夫の改氏に伴い改氏しなければならないとされている。こうして女性は男性に付随して氏を改めているため、自ら改氏を求める必要が少なくなり、改姓者のなかに男性が多いわけである。

表 5-2　改氏の理由と性別・審判の結果（1959 年）

理由	総数	性別		審判の結果		
		男	女	認容	却下	取下
総数	985	751	207	795	55	108
奇妙な姓である	265	215	50	235	13	17
その他	227	146	81	151	25	51
通称の姓として長年使用した	199	156	43	166	9	24
難しくて正確に読まれない	184	163	21	168	5	11
外国人と紛らわしい	67	58	9	66	1	－
同姓者がいて不便である	8	5	3	4	1	3
襲名	4	4	－	1	1	2
神職、僧侶となった（やめた）	2	2	－	2	－	－
帰化	2	2	-	2	－	－

出典）最高裁『司法統計年報』（1959 年）による。

図 5-3　改氏の理由と性別・年齢（1959 年）

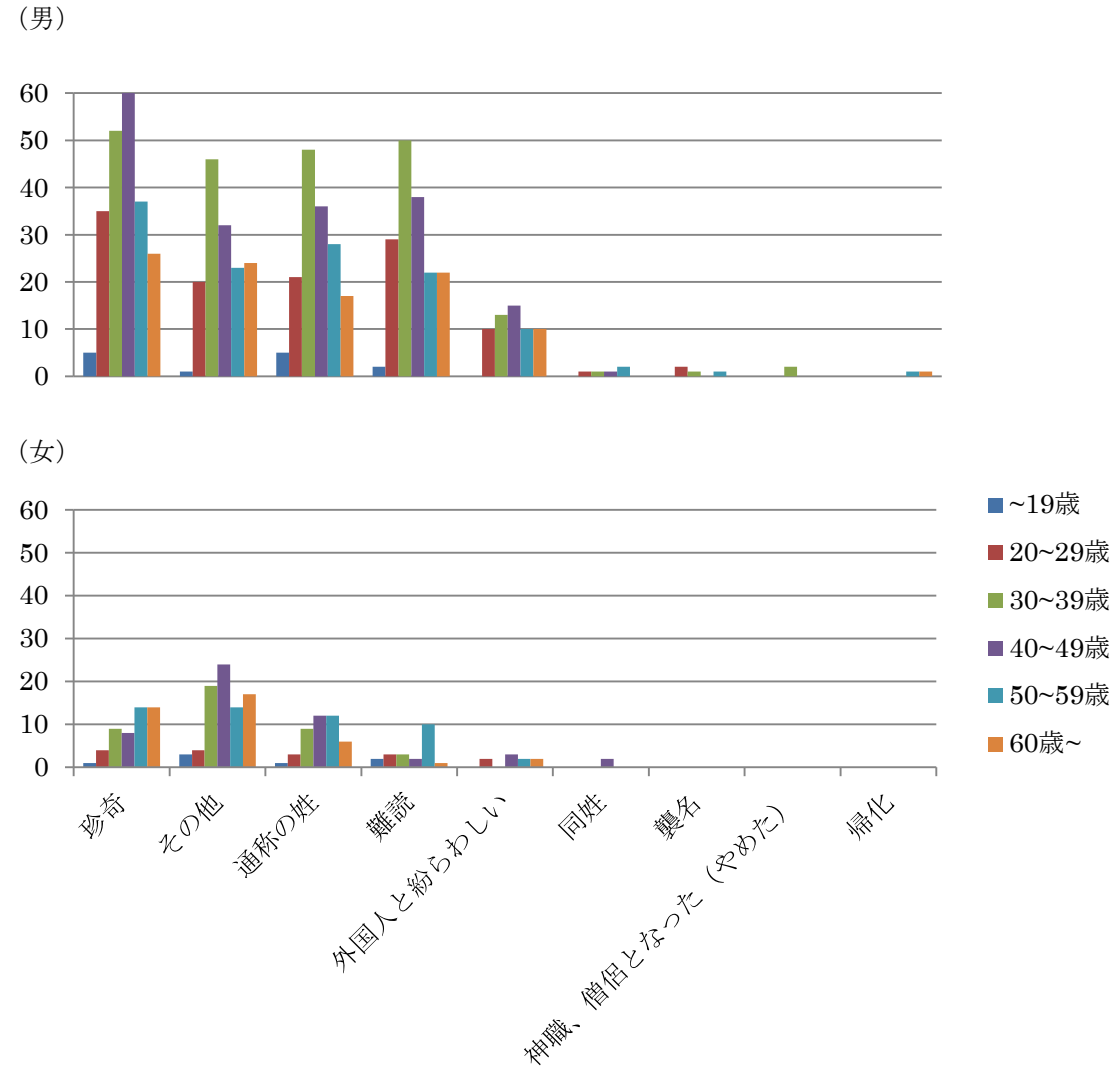

出典）最高裁『司法統計年報』（1959 年）による。

1984 年以後改氏者が急増した原因は、最高裁判所の家事審判申立書の記入例から窺うことができる[474]。というのも、以前よく見られる申立ての理由の「珍奇」や「難読」が見当

[474] 最高裁ホームページ：http://www.courts.go.jp/saiban/syosiki_kazisinpan/syosiki_01_19/index.html 参照（検索日：2013 年 3 月 7 日）。「婚氏続称後に、実方の姓への変更を希望する場合」の記入例は、「1、申立人は、昭和〇年に乙川太郎と婚姻し、長男秋男（平成〇年〇月〇日生）をもうけた。2、申立人は、乙川太郎と平成〇年〇月〇日に協議離婚した。その際、長男が、当時中学在学中のため、婚姻中の氏を称することとした。3、長男は本年 3 月高校を卒業し、社会人となることとなったので、婚姻前の氏である「甲野」に変更する許可を求める。なお、長男秋男は申立ての趣旨のとおり氏を変更することに同意している」とされている。「外国人の配偶者の通称の氏への変更の場合」の記入例は、「1、申立人は、昭和〇年〇月〇日、金夏男（国籍　大韓民国、通称名　甲野夏男）」と婚姻した。2、申立人は、上記婚姻時より現在まで、夫の通称名の「甲野」を使用してきた。3、なお、申立人には同籍者として、長男秋男（平成〇年〇月〇日生）がいるが、申立ての趣旨のとおり氏を変更することに同意している」とされている。

たらず、その代わりに「婚氏続称後に、実方の姓への変更を希望する」および「外国人の配偶者の通称の氏への変更」があげられている。1976 年に婚氏続称が認められ、子と同居しながら氏を異にすることが都合上好ましくないという理由の下で、離婚後もしばらく前夫の氏を称し続けることにした女性は少なくない（後述）。そして子が自立して家を離れれば、ようやく前夫の氏から解放され、旧姓に戻ろうという希望が次々と出てくる。調査によると、1982 年・1983 年に東京家裁本庁に係属している戸籍法 107 条による氏の変更許可審判申立て事件 113 件・122 件のなかに、かような事件が 57 件（うち 3 件の申立人が男性）（45%）・62（1）件（51%）もあり、婚氏続称後の旧姓への変更希望が多いのは確かなことである。しかし、その理由をみると、「子との同居の必要上婚氏を称したがその必要がなくなった」、「子の進学を機会に旧姓に変えたい」、「前夫が養育費をくれないので、子どもを引き取ってもらったから」のほかに、「前夫やその関係者とのかかわりを絶ちたい」、「実親と同居あるいは家業を手伝うなどで同姓になりたい」、「先祖または実家の墓に入りたい」、「再婚するのに都合が悪い」など様々な理由が混在している[475]。いずれにせよ、婚氏続称後の旧姓への変更希望が多いことは、1984 年以後改氏者が増えていることの要因である。

また、近年日本においては渉外婚姻が急増し、たとえば 1985 年は 12,181 件であるが、2005 年は 41,481 件にまで上っている。渉外婚姻の夫婦が日本を生活の本拠地として暮らしている場合には、外国人配偶者が生活の便のため通称を用いていれば、その通称の氏に変更しようとする日本人配偶者も出てくるだろう。すなわち、渉外婚姻の増加は婚氏続称制度の実施とともに、改氏者の増加に寄与しているのである。以上の分析からも、現在の日本では女性の改氏者が増えていること、また、「その他」および「通称の氏」が改氏の主な理由となっていることが推測できる。

図 5-4　日本における渉外婚姻と渉外離婚の推移

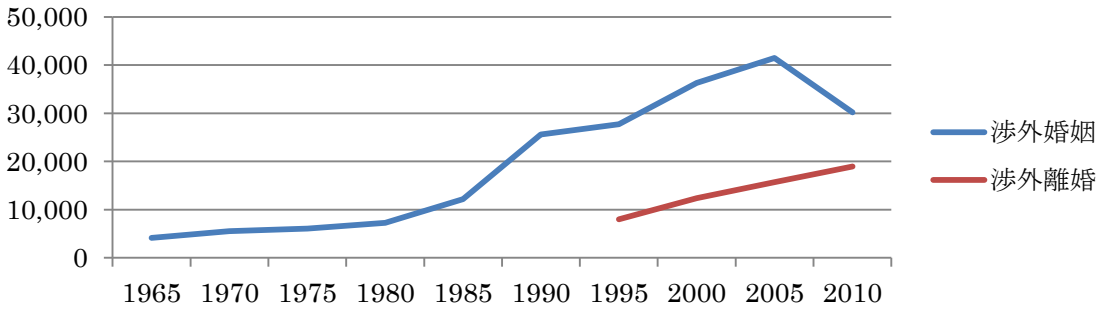

出典）厚生労働省統計情報部『人口動態統計』（各年）による。

5・2　夫婦の氏

氏は、婚姻、離婚、配偶者の死亡によって変りうるものである。以下は、この 3 つの事

[475] 島田充子「「氏の変更」雑考――婚氏続称をめぐって――」判例タイムズ 516 号（1984 年）68 頁。

由に分けて分析を行う。

5・2・1　夫婦同姓

厚生労働省の統計によれば、婚姻の際に妻の氏を夫婦の氏として選択する夫婦の割合は、1975 年 1.2%、2000 年 3.0%、2010 年 3.7%とゆるやかに上昇している。しかし、今でもなお約 96%の夫婦が夫の氏を選択していることは、否めない事実である。法律では夫婦の氏の決定を当事者に委ね、一見して公平な規定とされているが、現実はそうではないようである。では、なぜ日本人夫婦は夫の氏を夫婦の氏として選択しているのか、他方、なぜ妻の氏を選択しないのか。以下で紹介する松松子事例および桜桜事例には、真相のヒントが多く隠れている。

1　松松子事例

彼氏にプロポーズされたひとりの女性が、婚姻後の氏名に困惑して婚姻するかどうかを悩んでおり、YAHOO! JAPAN 知恵袋に質問した事例である。というのも、質問者の名の 1 文字目が、相手の姓と同じ漢字、同じ読み方なのである。たとえば、「松子（まつこ）」が「松（まつ）」という男性と婚姻し「松松子（まつまつこ）」となる。2 人は学生時代からの付き合いで、もうすぐ 7 年になる。若い頃は「松松子」となることをネタにして笑えたが、リアルに婚姻を意識するようになった今、考えるとやはり抵抗があるという。質問者の氏を名乗ることについては、相手が一人っ子で、かつ自営業の跡継ぎであるという理由で断られた。同じ理由で、事実婚もだめであった。一方、質問者が改名したくないにもかかわらず、相手の親族に「嫁いでくるなら改名しなければならない」といわれた。親にもらった名を変える気がないと答えると、「身内に恥をかかせて、自分がよければいいという考えはけしからん」と叱られた。また、質問者の周りに「みっともない」、「子どもがかわいそう」など、否定派ばかりいる。相手と婚姻したいが、そのように見られるのもショックであると、質問者が告白した[476]。

質問者が質問を掲載した後、わずか 1 週間で 1,153 本もの回答が寄せられた。また、同じ悩みを抱えている女性が多いようであるという指摘もされた[477]。本件は、やや特殊な例

---

[476] http://detail.chiebukuro.yahoo.co.jp/qa/question_detail/q1370877793（検索日：2013 年 2 月 21 日）参照。質問日時が 2011 年 9 月 9 日 15 時 41 分であるが、解決日時が同年月 16 日 10 時 58 分である。

[477] ray070ray は、その回答に読売新聞・YOMIURI ONLINE ホームページ：http://komachi.yomiuri.co.jp/t/2010/1102/360730.htm（検索日：2013 年 2 月 21 日）を挙げている。結婚後、質問者が夫の氏を名乗れば、氏と名が同様となり、しかも漢字 2 文字である（たとえば、桜桜）。当事者は質問者の氏を名乗ると決めたが、相手の親には大反対された。桜桜になるのが嫌なら、夫婦別姓（ここでは事実婚のこと）か改名かと迫られた。それに対し、質問者が愛着のある名前なので改名できないと思っている。そこで質問者は、①氏と名が同じ者に会ったことがあるか、どのような印象を持つか、②このような理由で婿養子でなくても嫁の氏を名乗るのは嫌か、③嫌なら、嫁に夫婦別姓や改名を勧めるか、という質問を掲示した。本件の質問日時が 2010 年 11 月 2 日 22 時 26 分であるが、最後 212 本目の回答は同年月 19 日 22 時 36 分にされた（ただし、そのなかの 8 本は質問者によるものであり、また、回答者が重複することがある）。「松松子」事例がより新しく、回答者が多いことに加え、YAHOO! JAPAN 知恵袋の利用者は幅が広いため、ここでは「松松子」事例を検討することにしたわけである。ただし、桜桜事例

であるが、質問者の悩みを極端に表わしてみれば、「彼氏をとるか、自分の姓（名）をとるか」という奇妙な選択問題となり、日本全国の女性にとってだれでも起こりそうな話である。したがって、この質問に対する回答者たちの赤裸々な回答をまとめることは、夫婦同姓制に対する日本人一般の意識を把握することに有益であろう[478]。まず、質問者が選択可能な方法をまとめると、以下 5 つがある。

① 婚姻して妻が夫の氏を名乗るが、改名はしない。
② 婚姻して妻が夫の氏を名乗るほか、改名もする。
③ 婚姻して夫が妻の氏を名乗る。
④ 婚姻せずに事実婚にする。
⑤ 彼氏と別れる。

結論からいえば、質問者は①を選んだ。回答者の 9 割も同じ回答である。質問者の最後の返事をそのまま引用すると、「…あれから彼氏・ご両親といろいろ話し合い、親にもらった名前と新しい苗字の巡り合わせを皆で大切にしていこうといわれました。いろいろいってきた親族へはお父様から話していただけるそうです。人の目を気にしすぎた己を今は深く反省しています。堅い家柄で苦労もあるとは思いますが、家族の一員として精一杯がんばり、幸せを掴みます！」という。すなわち、彼氏をとるために、自分の氏をなくしても惜しまない。その代わりに、彼氏（の家）の氏と親にもらった名の組み合わせを運命と信じ、婚姻して彼氏の（家の）家族の一員となることにした。質問者の質問からもわかるように、質問者は彼氏と婚姻したいため、⑤はそもそも考慮外に置かれていた。それなら自分の氏名を守るために、③と④の解決案を提案してみたが、反対された。こうして妥協し続ける質問者には、①と②との選択肢しか残らない。結局、親にもらった名を変えたくないという質問者の要望に応えるため、彼氏の親や親族も「妥協」して②を削除する形で、トラブルが収まった。

表 5-3　松松子事例に対する一般人の反応

質問者の選択肢	回答数 289 本のなか	
	該当数（本）	回答数に対する割合（%）
①　婚姻して妻が夫の氏を名乗るが、改名はしない	262	90.66
②　婚姻して妻が夫の氏を名乗るほか、改名もする	13	4.50
③　婚姻して夫が妻の氏を名乗る	4	1.38
④　婚姻せずに事実婚にする	7	2.42
⑤　彼氏と別れる	24	8.30
⑥　その他	11	3.81

の質問②の回答からは、妻の姓を名乗ることに対する日本人の考え方を知ることができるので、後述したい。

[478] 時間の関係で、さしあたり全回答数 1,153 件のなかから、最初の 288 件（1/4 を占める）にベストアンサーを加え、あわせて 289 件の回答をまとめてみた。

総数	321	111.07

まず、ベストアンサー（20 代、女性、公務員）[479]を見よう。「松松子」という氏名に関しては、「…親にもらった大切な名前と、苗字も気にせず大好きな人のところへ嫁いだ証です。誇りをもってください」、「「みっともない」「子どもがかわいそう」、世間のそんな心ない意見に惑わされてはいけません。大切なのは、あなたの名前と彼への愛情です」、「名前と苗字で人を判断するような小さい人間など相手にせず…どんな名前でも苗字でもあなたはあなたです」と考えている。また、婚姻に関しては、「今ここで親族からあなたを守ってくれない彼であれば、婚姻を考えなおすべきだと思います」、「あなたを育ててくれたご両親のためにも自分を曲げて我慢してまで入るべき家なのかどうか、よくお考えください」といっている。この回答者にとって、重要なポイントは 4 つある。すなわち、「「松松子」は…親にもらった大切な名前と、苗字も気にせず大好きな人のところへ嫁いだ証」、「大切なのは、あなたの名前と彼への愛情」という答えから、「夫の氏を名乗ることは、大好きな人のところへ嫁ぐ証であり、幸せなことである」および「親にもらった大切な名は、変えてはいけない」という考えを窺わせる。また、「今ここで親族からあなたを守ってくれない彼であれば、婚姻を考えなおすべきだ」などの答えから、「今氏名のことさえ取りまとめられないと、婚姻してもうまくいかない」という懸念が示唆されている。さらに、「どんな名前でも苗字でもあなたはあなた」という答えから、「氏（名）は重要なものではないから、こだわる必要がない」という見解が読み取られる。以上を含み、回答者全員の回答をまとめると、以下の意見が出されている（表 5-4 参照）。ベストアンサーの意見がそのなかの②④⑤⑥に当たるが、特に②④⑥は、多くの回答者にも指摘されたところである。では、以下、順を追って、回答者たちの意見をみていこう。

表 5-4　「松松子」賛成派の意見（数値は参考まで）

理由	該当数	順位
①　婚姻後、妻が夫の氏を名乗ることは当たり前のことであり、仕方がない。	21	8
②　夫の氏を名乗ることは、大好きな人のところへ嫁ぐ証であり、幸せなことである。	58	1
③　同じ氏になると、ひとつの家族になったという感じがする。	4	13
④　今氏名のことさえ取りまとめられないと、婚姻してもうまくいかない。	53	2
⑤　氏（名）は重要なものではないから、こだわる必要がない。	16	11
⑥　親にもらった大切な名は、変えてはいけない。	51	3
⑦　そもそも改名は簡単なことではない。	9	12
⑧　「松松子」は覚えやすいし、話のネタになる。	36	4
⑨　「松松子」は縁起のよい氏名で、逆に運命を感じる。	19	10

[479] 回答者は mia7001、回答日時は 2011 年 9 月 12 日 13 時 19 分で、396 本目の回答である。ちなみに、この回答に 29 名が「ナイス」を押した（検索日：2013 年 2 月 23 日）。

⑩　世にはより変な氏名があるため、「松松子」はたいしたことではない。	20	9
⑪　「松松子」に抵抗感があるものの、そのうち慣れる。	16	11
⑫　フルネームで呼ばれることはあまりないので、気にしなくてもよい。	26	6
⑬　「松松子」に抵抗感があるなら、「松子」をひらがなやほかの漢字にしては。	32	5
⑭　戸籍上は「松松子」にするが、生活上や仕事先では通称を使用しては。	26	7

① 婚姻後、妻が夫の氏を名乗ることは当たり前のことであり、仕方がない。

- 「嫁ぐと苗字が変わる。日本なら皆知っていると思う…。」
- 「女性なのだから、婚姻して苗字が変わるのは当たり前のことだと思います。彼が自営業を継ぐなら特にしょうがないと。」（30 代、女性、主婦）
- 「彼氏がどんなだけ頑張っても、解決しないことなのだから、しょうがない…。」（20 代、女性）
- 「私なら「あー、残念。しょうがないか！」と思って諦めます、名前のことは。この人！って決めた人と一緒になれることが一番なので、名前に関してはたとえ変でも、周りが空気読んでくれるだろうと信じてあまり深く考えないことにします。」
- 「仕方ないのでは？好きになった相手がたまたまその苗字だったわけで、苗字で相手を決めるなんてことしないですからね。」（20 代、女性、事務員）
- 「質問者様がどうしても嫌！と思うのなら､すぐに別れるべきです｡でも次に婚姻するときも､よい苗字とは限りませんよ。」（20 代、女性）

すなわち、現行制度では妻の氏を夫婦の氏とすることが可能であるにもかかわらず、一般の人は、妻は夫に合わせて氏を変えることが当然であると思っている。相手の氏が嫌でも、それを受け入れるしかないという考えからも、日本人は周囲に流されやすい傾向があることがわかる。

② 夫の氏を名乗ることは、大好きな人のところへ嫁ぐ証であり、幸せなことである。

- 「だって愛する人の名字になれるなんて、本当に幸せなことですよ！」
- 「お名前だけで「松子」さんが旦那様へ愛情を持って婚姻されたとわかる。」
- 「むしろそういう小さいことにこだわらず、好きな人と婚姻して、子供を産んで、でっかい家庭を作る女性のほうがうんと素敵だと思いますけど。」
- 「本当に好きな相手なら、そんなことなんて気にしないはず。」（未成年、女性）
- 「そんなことで迷うんですね～彼のこと好きじゃないんですね、きっと。」
- 「その程度の愛なら、婚姻をあきらめた方いいです。」（男性）
- 「アホですか？人と婚姻ですか？苗字と婚姻ですか？」
- 「アホみたいな事で相談するな！じゃあ婚姻するな！」
- 「くだらねぇ！自己中な考え！相手に謝れ！」
- 「自分都合だけ優先させ、見た目で人を判断している恥ずかしい人です。もっと早くに分

かれてあげてれば彼氏も傷つかずにすんだのに、どこまでも自己中だなぁ。」

愛する人の氏になることは、幸せなことである。逆に、相手の氏になりたくないなら、相手のことが好きではないと判断される。すなわち、好きだから、自分を犠牲にしてもかまわない。いいえ、むしろ犠牲のある愛が称揚されている。愛があるかどうかの試しとして、真っ先に試されるのは、は自分の氏を捨てて相手の氏になれるかどうかである。それができないと、自己中心的な人物であると思われ、他人に暴言さえ吐かれてしまう。以上のように、「彼氏」が傷つかないように皆が気を配っているが、「彼女」が傷ついても本人のせいだと思う日本人の考え方が、滑稽に見える。日本人は、女性に対して要求が高い一方、夫が妻の氏になることもできることをすっかり忘れており、男性に同じような要求をすることはない。

③ 同じ氏になると、ひとつの家族になったという感じがする。

- 「相手と同じ苗字を名乗ることは、その人と「家族」になった確たる証拠なんだ…。」
- 「名字が一緒になって夫婦って感じしますけど、そんなのは古いのかな（笑）もう。」
- 「嫁ぐ気があるなら、大切な苗字をちゃんと頂いて、相手のおうちに入ってください。」
- 「名前が変わってしまうことが嫌で義母の前でそう言ってしまったことがありました。…結局は他人でしょ？と思っていることを 2 人に思わせてしまったことを反省しています。次に婚姻するときは、喜んで夫の姓を名乗り、夫の両親にも感謝し尽くしていけたらと思っています。」（女性）

相手の氏を名乗ることは、相手の家族になったか相手の家の家族になったという「表徴」であるように思われている。しかし、少なくとも以上の回答からは、こういう「表徴」がなければ家族が不仲になるという危惧までは読み取れない。したがって、「夫婦別姓となると、家族が崩壊する」という夫婦別姓反対派の論理は、余計な心配だと思われる。

④ 今氏名のことさえ取りまとめられないと、婚姻してもうまくいかない。

- 「このくらいの不具合を 2 人の間で解決できないなら、将来もっといろいろな問題が起きたとき、対処しきれないのでは？」
- 「…他の人と婚姻しても多分同じでしょう。きついいい方だけど、あなたの性分です。」
- 「つらいこともあると思いますが、それを乗り越えるから、夫婦の信頼関係も深まるのではないでしょうか。」（30 代、男性）
- 「名前が少し変と思われるかもしれませんが、彼を本当に一生一緒にいたいのであれば、…我慢も必要かと思います。」（30 代、男性）
- 「姓のことより、彼氏の態度と親族の態度にあるように感じます。」
- 「その名前を簡単に「変えろ」という人と家族になれますか？」
- 「…あなたやあなたのご両親の気持ちや存在を尊重する気持ちは皆無です。彼の親族さんにとって重要なのは、対外的な見栄だけのように感じます。」

- 「嫁ぐ身も考えてくれるような家庭じゃないと、絶対苦労しますよ。」
- 「婚姻してから乗り越えなきゃいけない事柄がたくさん出てきます。彼がこんなときどういう考えなのか。あなたを守ってくれるのか。この機会にいいと思います。」
- 「彼が…親族からの反対に対して何も対応してくれなかったら、彼のあなたへの愛もその程度ということだと思います。」

互いの愛情がどのぐらいあるのか、今後の婚姻生活が円満になるかどうかなどは、夫婦の氏が順調に決められるかどうかによって確かめられる。以上で見たように、日本では夫婦の氏の選択は、もはや当事者間だけの問題でなく、周りの親族がいちいち介入してくる大事である。その過程で、相談、説得、妥協、我慢が必要とされる。というのも、妻がいくら自分の氏に愛着があり相手の氏が嫌でも、夫の氏を名乗ることをひとりで我慢しなければならない。夫にできることは、ただ妻の下の名前を守るように、「改姓は仕方がないが、改名は勘弁してくれる」と親族を説得することのみである。そして親族は、他人事であるにもかかわらず、自分も一歩譲り妥協するしかないと思い違えている。この過程において、皆が各自の「役目」をわきまえるなら、当事者は婚姻することとなるが、そうでない場合は破談となる。このように氏は当事者のみならず関係者を取り巻き、縁談の成立に非常に重要なものであることがわかる。ところが、下の⑤で見るように、氏は重要なものではないと思う者も少なくない。

⑤ 氏（名）は重要なものではないから、こだわる必要がない。

- 「愛する人と一緒にいられれば、名前なんて関係ない。」
- 「要は中身です。素敵なご家族になられるとよいですね。」（会社員）
- 「私の名前は彼の前の奥さんと同じです。内容はあなたとは全然違いますが、私が思ったことは「名前で嫌な思いをするかもしれないけど、名前ひとつで別れるなんてあり得ない。」名前と婚姻するんじゃないし、融通が通らないなら別れるのが賢明です。」
- 「名前なんて、記号だと思えばいいんです。人柄がよければ誰も気にしません。」
- 「名前はただのその人を特定するだけの道具であって、その人の価値を決めるわけじゃないです。」（30 代、女性、調査員）
- 「あなたがあなたである限り、名字や名前が変わっても、そう差はないですよ。」

愛する人と一緒にいられれば、氏名がどうなるか関係ない。すなわち、愛情が至高なものであり、愛する人のために自分の氏を捨てても惜しまない。しかしこのことは、女性だけが教え込まれているのである。男性もしくは男性側の親族からすると、氏はむしろ重要で変えてはならないものであろう。なぜかというと、自分の氏を変えないにもかかわらず、女性をその氏に変えさせているからである。それに④で見たように、夫婦の氏の取り決めの過程は、ある女性が自分の家にふさわしいかどうかを見抜くチャンスでもある。したがって、氏名はただの「記号」か「人を特定する道具」という回答者たちの考え方は、一面しか見ていない単純なものであると思わずにはいられない。

⑥ 親にもらった大切な名は、変えてはいけない。

- 「名前は、人生で最初にもらうプレゼント。」
- 「あなたが生まれたときに、ご両親が貴女の幸せを祈ってつけてくださった名前なので、大切にされればよい」
- 「親からもらう最初の愛情でしょうに…親からもらった名前を変えたというほうが、よっぽど世間的に身内の恥です。」
- 「…一生懸命名前を考えて愛しんで育ててくださったご両親に、大変失礼です！」
- 「改名しろというのは、私の親への侮辱だ！」
- 「向こうの家のために改名なんて、実の親が悲しむかもしれません…」（20 代、女性）
- 「…それもその人の歴史ではないですか？…これまでの人生で共にあったその名前は、あなたの人格も作ってきました。」
- 「苗字も変わるのに名前も変えたらちょっと…自我を失ってしまいそうでかわいそう…。」
- 「…むしろ、ご両親想いの素敵なお嬢さんだと思います。」（30 代、女性、会社員）
- 「親からもらった名前、自信を持ってください！」（未成年）

名は親にもらった大切なプレゼントであるため、改名してはいけないという意見が散見されるが、氏は改めてはいけないという意見が一切見当たらない。氏は、人格の一部を構成しているものであるにもかかわらず、女性が一旦婚姻すると、それと決別して相手の氏を名乗り、新しい人生を迎えなければならないとされている。唯一実家とのつながり、あるいは自分自身を表わすものは、親がくれた名しかない。だからこそ、名を大切にした方がよいと多くの回答者が語っている。しかし、皆はそのなかにおいて、自分の氏の大切さをつい忘れる嫌いがある。

⑦ そもそも改名は簡単なことではない。

- 「改名は戸籍にかかわりますので、簡単ではないでしょう。」
- 「そもそも、「松松子」程度では改名できないと思います。改名ができるのは、珍名を救うための制度であったかと。」
- 「改名には家庭裁判所の許可が必要ですが、「語感が変だから」という理由だけでは許可してくれないと思います。「自身が精神的被害を受けた」とか「世襲制」だからとか、そういった実績がないと。何人かの方がおっしゃられていますが、そのような名前の方は結構いますし、その方たちが普通に暮らしている以上、許可はなかなか降りないのでは。」
- 「…まず第 1 に彼の親族や周りが「改名を迫る」ことはできないし間違っていますね。」

様々な意見のなかで、この「改名がむずかしい」という意見は、最も現実に基づいた主張であると思われる。改名できないとすると、事実婚か離別を除き、質問者が「松松子」となって「全員が苦しむ」か、それとも相手が「松子」の氏を名乗って「相手側が苦しむ」か、のどちらかになる。回答者のほとんどは、「全員が苦しむ」ことを勧めているが、以下

の理由をもって「苦しさ」を緩和するよう試みをしてほしい。

⑧ 「松松子」は覚えやすいし、話のネタになる。

- 「むしろ覚えてもらえて結構ラッキーくらいにしか思いません。」
- 「むしろ覚えやすく親しみやすいかもしれない…。」
- 「名前だけで人と話すきっかけが出来そうで、楽しそうです。」
- 「自己紹介のときの掴みにはよさそう。ユニークで素敵じゃないですか。」
- 「それだけ印象深い人物になれるって考えにきりかえてみませんか？」
- 「事業をされている方なら、名前のインパクトは強い方が忘れられなくて、かえって効果大ですよね。」

⑨ 「松松子」は縁起のよい氏名で、逆に運命を感じる。

- 「…氏名に同じ漢字があるのは縁起が良いと、聞いた事がありますよ！」
- 「産まれてくるときから彼の苗字に縁があったと考えては？」
- 「彼のうちに嫁ぐことが生まれたときから決まっていて、必然的に出逢ったのかもとロマンチックでさえあります！」
- 「きっと運命の 2 人なのでしょう。超ウェルカムの空気を目いっぱい利用して、事業拡大、子孫繁栄に寄与していけば？」
- 「彼氏のご先祖様が待ちに待っていたのでしょうね。おめでとうございます。」
- 「内助の功としては、彼も恩恵を受けることになりますよ。「あ～奥さんの名前が、苗字と同じの…さん」。なかなかいい夫婦関係になると私は思いますよ。」

おそらく回答者たちは、質問者が「松松子」になるのは必然なことと思い、以上の⑧と⑨の理由をもって質問者を慰めているのだろう。「松松子」になるのは仕方がないが、「覚えやすい」などよい方向にとらえてほしい。このような助言は、ポジティブで効果があるかもしれないが、下の⑩と⑪の意見は、質問者の身になって考えられたものとは到底考えられない。

⑩ 世にはより変な氏名があるため、「松松子」はたいしたことではない。

- 「「松松子さん」に失礼ですよ。」
- 「もっと珍しい名前の人なんてたくさんいますよ。」（20 代）
- 「だいぶ前にテレビでみましたが、苗字が「鼻毛」さんだっていましたよ。」
- 「岡さんに嫁ぐえりさんより、大分いいと思いますけど。」（20 代、男性）
- 「婚姻して名前で下ネタになった私の友人よりは、全然まし。「浅田」さんになって、名前の一番初めが「ち」です。彼女、大笑いしていました…」（女性、デザイナー）
- 「私の知り合いで、婚姻してから浦さんが表（おもて）さんになったり、義理の母親と同じ名前なので親族が集まると混乱したり、姓に動物の名前が入っているためにからかわれたり、いろんな人がいますが、みんな「開き直り」で克服していますよ。」

⑪ 「松松子」に抵抗感があるものの、そのうち慣れる。

- 「変でもそのうち慣れますから。」
- 「…私はそうでした。前の苗字の方が好きで、主人と婚姻したら変な苗字になっちゃうような気がしていました。実際慣れるまで時間がかかりましたが、数年経てば慣れると思います。」
- 「私も婚姻し、籍は旦那の姓になっていますが…役所などからの送付物は旦那の姓できますので、違和感はありますが、見慣れてくるものですよ。」
- 「私の妹は、「松松子」になりましたよ。実際「口回らないね」って笑われたこともありますが、周囲はたいして気にしていませんでした。慣れてしまえば、そのうち誰も笑わなくなりました。」
- 「知り合いに、親の再婚によりやまもとやまと（山本大和）…がいます。やまとくんに限っては若干イジメの対象になったようです。…それでも 1 週間ほどでおさまったようです。本人さまには大きな問題だと思いますが、周りは全然気になりませんよ。」

すなわち、回答者たちの理屈は 3 段階ある。第 1 に、「松松子」より変な氏名がたくさんあって、あなたの問題は問題ではない。第 2 に、あなたが問題だと思えば、「松松子」より変な氏名の持ち主は皆克服しているので、あなたもきっとできる。第 3 に、あなたがいつになっても「松松子」を名乗ることを克服できないとしても、周りはそのうち慣れて気にならなくなる。結局、回答者たちが好意で助言しているつもりであるが、本人の悩みを理解しておらず、かえって自分の基準で質問者にプレッシャーをかけている。最後は、克服できないことを「あなたの力不足」に帰結し、あなたが慣れなくても皆が慣れればよいという「皆がよければよい」との結論を結ぶ。日本人は夫婦同姓制から生じる問題を、皆に関わる問題と思って力を合わせて解決しようとするのではなく、他人の問題と思って当事者に投げつけるような印象が強い。

⑫ フルネームで呼ばれることはあまりないので、気にしなくてもよい。

- 「普段、フルネームで名前を呼ばれるのは病院くらいです。なにも問題ないと思います。」
- 「彼の親族だって、あなたのことをフルネームで呼ぶことなくて下の名前で呼びますよ。」
- 「独身時代の友達も、相変わらず旧姓で呼び合ったり、下の名前で呼んだり、ですので。」
- 「苗字は知っているけど、名前なんだっけ？ぐらいの人のほうが多いです。…子供の名前で○○ママと呼ばれるか、やっぱり苗字です。」
- 「仕事以外で改まって名前を名乗ることって今はないんですよね…」
- 「私の友人は婚姻して「まきまきこ」になりました。でも、普段フルネームで呼ぶなんてことはないので、正直忘れていました。」（女性、主婦）

⑬ 「松松子」に抵抗感があるなら、「松子」をひらがなやほかの漢字にしては。

- 「戸籍は「松松子」で、年賀状など公的文章でないものはすべて、下の名前をひらがなにして「松まつこ」にしては？」

▪「入籍して本籍は「松松子」さんで、名乗るときなどは「松子」の部分を当て字で「真津子」みたいな感じで…。」
▪「「松松子」ではなく、音読みで「松しょう子」 はどうでしょう？」
▪「知り合いに、旦那さんと奥さんの名前がまったく同じ方がいて（漢字も読み方も同じです)、婚姻すると混乱するとのことでトラブル回避のために、奥様がひらがなに改名されました。」

⑭ 戸籍上は「松松子」にするが、生活上や仕事先では通称を使用しては。

▪「籍は入れて、旧姓を名乗るでいいと思いますよ。」
▪「私は学校事務をしていますが、ほとんどの先生が婚姻しても姓は変えません。変えてしまうと生徒が混乱したり、移動になったときに今まで携わってきた人たちと連絡がとりにくくなったり（職員録の名字が変わると探せない）するので、事務方の正式文書以外は旧姓を名乗っています。」
▪「私も婚姻し、籍は旦那の姓になっていますが、クレジットカード、生命保険、パスポート、通販などの買い物はすべて旧姓で通しています。もちろん、パスポートの期限までですが…。」
▪「私も姓名判断で画数が悪かったので、通称名だけ別の名前を使用しています。」（女性）
▪「…普段使う通名を姓名鑑定などで変えるのは、結構皆さんやっていますよ。私の叔母は「裕美子」→「有美」で通していますし、義父も「祐次」→「清明」、上司も「好弘」→「憲清」を使っています。」

⑫⑬⑭は、⑦と同じように、事実に目を向けて語られた意見である。確かに日本では、フルネームで人の氏名を呼ぶことがめったになく、せいぜい病院や役所において「戸籍上の氏名」で呼ばれるぐらいである。あとは仕事先であるが、通称の使用が認められれば、生活全般で通称を名乗ってもよい。それに加え、日本語には漢字、ひらがながあり、氏名のなかの漢字が嫌なら、ひらがなに変換するか異なる漢字を用いるなど、解決方法が多く存在している。しかし、いくら便宜的な方法があっても、婚姻によって改姓した者は、「戸籍上の氏名」と通称の使い分けを余儀なくされる。「戸籍上の氏名」より通称が生活の中心となっていることはともかく、「紙上の氏名」という形式を保たなければならない。このように日本における夫婦同姓制は、現実との間にずれが生じている。

以上、「①婚姻して妻は夫の氏を名乗るが、改名はしない」という「松松子」賛成派の意見を見てきた。次は、そのほかの意見を簡単に紹介する。ほかの意見とはいえ、「松松子」を名乗ることがどうしても嫌なら、代案としてこの選択肢もある、という柔軟な姿勢のものが多い。したがって、夫婦同姓制に問題があり、「松松子」を名乗ることを全面的に否定する回答者はきわめて少ない。まずは、2 番目多い意見の「⑤彼氏と別れる」を見よう。

彼氏と別れる⑤

▪「…名前を変えるくらいなら理不尽なこといってくる相手とはご縁がなかったとお断りし

ます。彼氏が一人っ子で自営業の跡継ぎっていうのは彼側の問題ですよね。お付き合い期間の長さとか、そんなものはたいしたことではないです。どんなときでも大切なのは自分だけですよ。自分のためにならない我慢ならする必要ないし。」⑤

- 「…「松松子」は変ではないと思います。…しかし、相手のご両親が不満に思っている、あなた自身がその名前によるコンプレックスが抜けきらないなどがあるようなら、婚姻はあきらめるしかないでしょう。」①⑤
- 「私も「まり」なので、「はなつ」とか「みずた」といった名字には嫁げません。でもいざとなったら、関係なくなってしまうんでしょうね。それにしても彼の親族も彼もひどいですね。私だったら先を考えてさっさと別れます。」①⑤
- 「婚姻は、どうしても個人と個人というより日本の場合、家と家になってしまうものなので、名前１つとっても大変ですよね。…多分、苗字はあなたが合わせるしかないでしょうね。親族に改名をすすめられたそうですが、相手の父親にすすめられたのですか？家族長にいわれたのであれば、自分の妥協できる範囲で検討しないといけなくなるかもしれませんね。自営業の跡継ぎであるあなたの夫になる人は、多分あなたをものすごく愛していても、両親と会社とすべてを捨ててあなたを優先することはできないと思います。そういうふうに育てられているはずですから。跡取りに男の子も周りから望まれるでしょう。…どんなに好きでも、好きなだけでは婚姻ができないときがありますよ。」①②⑤

以上の回答者は、いずれも「松松子」という氏名自体や、相手とその親族の態度が質問者にとって我慢の限度を超えれば、別れた方がよいと提案している。前記の「松松子」賛成派による「今氏名のことさえ取りまとめられないと、婚姻してもうまくいかない」という意見に呼応している。なお、1 本目の回答では、妻の氏を夫婦の氏とすることや事実婚ができないのは、「…彼側の問題」であることが明らかに指摘された。また、4 本目の回答では、日本の場合、「婚姻は…家と家」のこととなり、氏（名）のことによって「好きなだけでは婚姻ができない」との事態を招きかねないという指摘もあった。婚姻したいが、氏の問題に引っかかって破局するという悲劇は、先進国のなかにおそらく日本でしか見られないだろう。

婚姻して妻は夫の氏を名乗るほか、改名もする②

- 「それは親族が正しいと思いますよ。」②
- 「あなたが何を一番優先するかしだいと思いますよ。そんな相手を逃してしまったら、きっと後悔しますよ。名前がそんなに嫌なら変えればいい。」（未成年、男性）②
- 「「松松子」って名前、確かに変なことは変だとは思いますが、「婚姻したからそうなったんだよ」って理由は明確に説明できるわけで、問題ないのではないでしょうか。もしくは、下の名前の改名を考えるとか…価値観は人によると思いますが、名前なんてそんなに大切なものではないですよ。」①②

改姓のみならず、改名まで勧めた回答者がいった。愛する人のそばにいるために、また、愛する人の親族の体裁を取り繕うために、あえて自分の氏名をすべて変えて新しい人生を切り替えなければならない。本人がそのように望んでいるなら別であるが、そうではない場合はまさに前述の回答者がいたように、「自我を失ってしまいそうでかわいそう」である。

その他⑥

- 「…結局『周りは好きな方』で呼べます、でも『質問者様はどれにも反応しないといけない』んですから。そう考えると、婚姻ってたくさんの変化があって勇気が要ることと改めて思います。結論としては、どの選択肢でも文句は出ると思うので、恋人さんにじっくり気持ちを伝えて、話し合って納得できるように決めたらよいと思います。」
- 「自営業で跡継ぎにこだわり、事実婚という妥協案も却下するということから、かなり頭の固い人達だと思います。柔軟な考えを持ち、籍上ではあなたの姓になるけれど、店を継ぐのは彼だという提案もなされないとは…家を守る、名を守る、跡継ぎの男児を必ずもうける…婚姻すれば、あなたは彼の妻である前に、彼の家の嫁です。その第一歩として名前についての彼の考えを聞き、あなたの思いを伝え、2 人で最善の結論を出してみてください。」（40 代、女性、主婦）
- 「私も似たような境遇でした。それでも子どもが先にできてしまったため、籍を入れました。ですが…やはりその苗字とは折り合いが悪かったようで、病気になり、挙句に離婚させられました。…ですので、気になるようなら、鑑定してもらってからでも遅くはないと思います。」

彼氏と別れるか、それとも自分が屈して改名するかという極端な意見ではなく、ここでの「その他」は、主に当事者に任せ、2 人が納得すればどの結論でもよいという意見である。そのなかの 2 番目の回答者は、妻の氏を夫婦の氏とすることや事実婚の選択肢もあることを改めて指摘した。そのほかに、事前に姓名鑑定をするように勧める意見もある（前記「通称使用」のところにも同意見が見られる）。

婚姻せずに事実婚にする④

- 「何があってもあなたと婚姻したいなら、姓を変えてくれるはずです。名前だけは譲れない、事実婚にしよう！と譲歩してくれるかも知れません。…しばらくは事実婚でいいんじゃないですか？私の周りは事実婚の方多いですよ。お互いにの仕事のために名前を変えたくないカップルって結構いるもんです。…改名するか否かは本人が決めることです。こういう人たちは婚姻後も自分の価値観を押し付けてくる可能性が大です。私なら、この婚姻は名前以外の理由でお断りです。」（30 代、女性）④⑤
- 「私も…彼女がいますが、あなたと似たようなことで未だ婚姻できずにおります。長男とか跡継ぎとか姓を変えるとか日本の文化にはいろいろあり、自分たちがそういうことにこだわらなくても、周囲があるので、簡単には解決できないんですよね。なので、私の

場合は事実婚状態ですが、当然親、兄弟、親戚などはブツブツです（笑）。…結局こういうのは自分たちの考えが一番ですから…お互いの絆が結ばれていればよいとは思います。ただし、婚姻という契約が交わされているわけではありませんので、万が一のことがあった場合には苦労します…。」（30 代、男性）

- 「夫婦同姓を定めている民法 750 条、戸籍法 74 条 1 項が違憲なのです。夫婦が同じ姓を名乗ることを定めた民法の規定は、個人の尊重を定めた憲法 13 条や両性の平等を定めた憲法 24 条に違反するとして、国を相手取り慰謝料を求める訴訟が起こされています。あなたも参加してください。」

婚姻のハードルが高い以上、当事者に共同意識があれば、しばらく事実婚してはどうかという意見である。1 番目の回答者は、現に氏の問題で事実婚を実践している者が少なくないことに言及した。しかし、周りに反対されたり、万が一のときに保障されなかったりするという事実婚の欠点も、2 番目の回答者のいったとおりである。ほかの回答者（女性）も、「将来の子どもや自分のために、事実婚などという選択肢はおすすめできません。ここはフランスではなく、日本ですよ」といっている。つきつめると、法律婚にせよ事実婚にせよいずれも利弊が伴うが、3 番目の回答者が指摘したように根本的な問題は、法律婚の成立を阻む民法 750 条の夫婦同姓の制度にあると思われる。法律婚の成立要件とも考えられ効力とも考えられる、この夫婦同姓の強制によって、婚姻願望のある者が事実婚を余儀なくされている。結局、事実婚が 1 つの選択肢といわれても、事実婚を選んでいる者は皆が自由に選んだわけではない。

婚姻して夫は妻の氏を名乗る③

- 「…自営業なら、屋号さえ受け継いだらよいことですよね。…彼氏の親族にとって「松松子」がそんなに嫌なら、戸籍は婿養子で家業を継ぐ。」①③
- 「…どうしてもご自分が嫌なら、彼と話し合って、彼に名前を変えてもらうか、または、自分の名前を改名する（通称だけでも）しかないです。親族とか周りとかではなく、ご自分と、彼の 2 人の問題です。「女が姓を変えるのが当たり前」ですか？もしそうなら、考えものでしょう。名前は、重要なアイデンティティです。2 人で、納得するまで話し合ってください。」①②③

事実婚でなく法律婚にしたいならば、相手が「妥協」して戸籍上の氏を質問者の氏にするが、事実上は旧姓（通称）を名乗り続ければよいという意見である。質問者が「松松子」にならないようにする、1 つのまともな方策であるといえる。しかしこの意見は、実は「松松子」賛成派と同様な理屈を使っているのである。それはともかく、夫が妻の氏を名乗ることについて、日本人は強い抵抗感を示している。松松子事例における回答者たちの考え方からもそうであるし、桜桜事例（注 2 参照）からはさらにその理由が明らかになる。

2　桜桜事例

桜桜事例では、質問者が婚姻して夫の氏になれば、氏名が桜桜（仮名）となり、「まるでパンダの名前のようになり恥ずかしくてたまらない」と悩んでいる。相手との間で妻の氏を夫婦の氏とすることを合意したが、相手の親に断固反対されていた。質問者によって再現された当時の会話は、以下の通りである。

彼親「常識では夫の姓になるものだから、モモさんが我慢するしかないじゃないか。」
彼「妹がモモと同じことになってもそういうのか。」
彼親「そうならない名前にしたもん。モモさんの親御さんは考えなかったのかしらね。」
彼親「抵抗があるなら夫婦別姓にしたら。でも子供ができたら困るから、名前をひらがなにするとか改名はできないのか。」
彼「うちの名字にこだわる理由がわからん。兄貴がいるし婿養子じゃないんだからいいじゃん。」
彼親「こういうことは理屈じゃないんだよ。普通が一番いいんだ。」
彼「そしたらモモの名前が普通じゃなくなるんだよ！」
質問者「名字のことは改めてご相談させてください。」

すなわち相手の親は、妻が夫の氏を名乗ることは「常識」、「普通」であり、「普通が最もよい」と考えている[480]。さらに回答者たちの回答からは、親の心境や反対の理由を察することができる。

① 家名、家業、墓を受け継いでもらいたい

- 「婚約者のお宅は、名前を残さなければいけないような、名家なんですか？」
- 「名前って一生ついて回ります、そしてあちらの家にとっても苗字は家の顔というか大事な要素で、おいそれとは譲りたくないのもわかる。」
- 「息子が自分たちの名前をついでくれなかったということなんですから。トピ主さんが自分の名前を改名するなんてとんでもないと思うのと同じくらい、彼のご両親は息子があなたの苗字になるなんてとんでもないことなんです。」
- 「…ちなみに、私実家は元大？庄屋の長男の家系で、一応家名は残してほしい圧力があります。が、私の婚姻相手も元武家の長男でかなり複雑な養子縁組までして家名を残してきて、親戚中にほかに男子がいないことから、私の両親の渋々の同意の下、彼姓になりました。私には妹がいますが、ますます「家名を残してよ」プレッシャーが強くなりそうで、大変というか申し訳ないというか。どっちも特に継ぐような財産もないですけど、家名だけは、みたいな感じです。それは、男性、女性関わりなくあります。」
- 「別に代々続く家業を受け継ぐとかでなければ、対等な婚姻でどちらの姓を名乗ってもいいではありませんか？」

[480] 回答者のなかでも、同じ考え方を持つ者がいる。「本人たちの問題とかいってる人達はちょっと…。義理親はわがままでも多干渉でも非常識でもないよ。私も普通でいいと考えます」および「日本では社会通念として男性側の姓を名乗ることが「普通」ですから。あなたが改名を提案されてショックだったように、向こうの方にとっては息子の名字が変わることがショックだったのでしょう」という意見である。

▪「彼は長男でしょうか？苗字が変わってしまうと，彼は自分の実家のお墓に入れない可能性があります。彼のご両親はそういう心配もしているのではないでしょうか。」

前 4 名の回答者は、夫側に家名を残さなければならないプレッシャーがあるため、妻の姓を名乗ることに反対しているのではないかと推測している。特に長男の家系や名家の場合は、その必要性がますます高まるという。また、後 2 名の回答者によれば、家業や墓の承継が絶たれることも、反対の一因となりそうである。

② 息子と関係を維持したい

▪「息子が婚姻すると、今の時代お嫁さん側よりになることは予測していると思うのです。息子は娘と違って、用もなく電話などかけてもこないでしょうし、となると、せめてせめて名前だけでも自分と同じであってほしいと。」

▪「自分を含め、みんなさんもご存知の通り、娘は婚姻して名字が変わっても実家に寄り付きますが、息子は寄り付きませんよね。私は息子が大人になって婚姻したら寄り付いてくれなくてもよいと思っています。が、名字も変わってしまったら家にも寄り付かず、名字も別で、他人になってしまったような寂しい気持ちになります。」

▪「私と主人が婚姻したとき、私の姓を選択しました。私は長女で、家と名前とお墓を継ぐつもりだったので、お見合いをし主人と出会いました。主人は長男でしたが、「自分は親と一緒の名前でいる必要はない。関係なくなりたい」と言っていました。」

息子が婚姻した後実家に寄り付かないおそれがあるので、実家の氏を名乗ってもらうことによって、わずかでもよいから関係を保っていきたいという心境が語られている。3 本目の回答は、まさにその実例である。なお、同回答では、氏の承継は家・家名・墓の承継と密接に関連していることを改めて指摘した。

③ 婿養子と思われるなど、世間体が悪い

▪「彼の親戚たちの「世間体」という非常に面倒な問題が生じます。」

▪「息子の名字が変わるということで、周りから「養子にやったの？」と思われるのが嫌なんじゃないですかね？それと、身近なケースで実際あったのですが、はじめは「名前だけ変えさせて…」ということだったのに、いつのまにか婿養子にとられてしまった…という人を知っています。そういうケースもあるので、親としては不安なんじゃないですか？」

▪「婿養子として結納をしていただいてその後も丁寧に扱われるのなら考えますが、継ぐべき物もないような家に婿に行かせるなんて考えられませんね。って婿に行くのではなく名字を名乗るだけなの…が無理です。」

妻の氏を名乗ると、婿養子と思われ世間体が悪くなるため、拒否しているのではないかと推測されている。婿養子となる者は、その実家がたいした家名や家業を有しない平凡な家であり、または実家の承継人がすでにほかにあって承継の適任者として認められないた

め、仕方なく婿に行くのであると思われている。すなわち、劣る者しか婿養子とならない、劣る家しかわが子を婿養子に出さないと思われがちである。ただし、相手側にたいした家業や財産があれば話は別となり、婿養子となって正真正銘、向こうの氏を名乗らせてもよいこととなる。このように夫婦どちらの氏を夫婦の氏とするかには、両家の実力、財力、権力が比較され、氏のことが決まった途端に、両家今後の力関係も確定される。氏がいかに重要なものであるかは、以上から推察できる。

④ 男尊女卑の価値観がある

- 「義父母さんは男性が女性の姓を名乗るのは不自然というなら、男女平等の価値観は持っていないということです。」
- 「相手のご両親は理屈ではなく感情のみ、当事者よりも実際に迷惑を被る側の苦労よりも自分の感情の方が大事という人たちなんですね。未だに婚姻することは女が男の家の物になるという戦前の考えで凝り固まっているのでは？」
- 「義親さんが怒る気持ちも、分かります。面倒くさい嫁だなと思われていそう。」
- 「…女性の方の姓を選択すると、戸籍の筆頭者が女性になります。これ、知らなかったので、ちょっとかわいそうなことしたなと思っています。戸籍をみることはほとんどないのですが。」

息子に家名や家業を受け継いでもらいたい、家の体裁を守りたいなど、いずれの理由も男尊女卑の価値観に基づいた発想である。家の継承は、第一次的には男、とりわけ長男が担っていく。家に男がいないが女がいる場合は、次善策として婿養子を迎えて家の承継を任せる。そういった中では、女はあくまでも背後に立ち、ただの補助役を務めているものと見られている。そのため、女性が男性の氏を名乗るのは「自然」であり、抵抗があれば取り扱いにくい嫁と思われてしまう。なお、男性が女性の氏を名乗ると、戸籍の筆頭者が女性となる。男女間の力関係が目に見えるような形で現れるので、ことさら抵抗感が沸くだろう。

⑤ 息子にベストな名を付けたから

- 「あなたが改名に抵抗があったように、養子なら、名字が変わって当たり前で納得ですが、ご両親はあなたのご主人に今の名字に合うベストな名前をつけたはずよ。」
- 「男の子の名前を考えるとき、一生同じ姓だろうからと画数はかなり真剣に考えました。女の子ならそうでもないですが…」

親にとっては、息子が将来氏を変えずに家を守ってくれるから、家の氏に合わせてちゃんとした名をつけなければならない。それに対し、娘は将来所詮氏を変えて他人の家に嫁ぐから、適当に名をつけても十分であると思う者がいる。この考え方は、まさに男女平等の価値観に欠けて女性を軽んじる具体例である。

以上、妻の氏を名乗ることが嫌がられる理由を 5 つ挙げた。前述のようにどの理由も互いに関連しているが、総じていえば、多くの日本人は依然として家意識に影響されており、そのため男女平等の考え方が欠落し、妻が夫の姓を名乗るべきであると思っているわけである。桜桜事例のなかでは、相手の親のみならず、女性当事者もその親も実は同じである。事例の顛末をみると、女性当事者は、「どちらかというと、別姓や改名を提案されたことにわだかまりを感じたのかもしれません」、「名字と名前が同じになることより、私の名付けを失敗のようにいわれたことがわだかまっていたんだ」と思っている。だが、「…名字と名前が完全に同じ人はいないと思っていたので、いるのならば大丈夫かな」と思えてきた。さらに、「子どものときは「結婚したら将来はなんて名字になるのかな」って楽しみに思っていました。まさか名前と同じ名字の方と結婚するとは思いもしませんでしたが、結婚相手の名字になる夢はそのまま叶えよう」といい「喜び」を表わす。一方、彼女の父は、娘が珍名にならないようにできれば相手に娘の氏を名乗ってほしいが、「彼の両親のことや世間体で忍びない思いをするかもしれない」と心配している。また、彼女の母は、「通称を使うのもいいんじゃない？かわいいと思う」というスタンスをとっている。すなわち、女性当事者は妻が夫の氏を名乗ることを理想に思い、婚姻した後の氏名に違和感を覚えるが、同じような者がいれば気が済むのである。まさに相手の親が信仰している「普通が最もよい」ということである。彼女の父は世間体の問題に気を遣っているし、母も女性が譲った方がよいと思っている。どちらも娘のために最善な策を考案しているが、家意識に縛られている印象を払拭しきれない。

夫が妻の氏を名乗ることは回答者がいったように、改姓「…に伴う不便云々は、これまで女性が請け負ってきただけのことでそれが男女逆になったところで、社会的立場が脅かされるような大問題に発展することはまずない…」はずである。また、「婚姻届を出せば戸籍を新たに作ることになり、それぞれが親の戸籍から抜けるのだから、親子でももう別のお宅…」として、夫婦の氏の選択はあくまで当事者によるものであり、親の過干渉は御免であると主張する者がいた。さらに、「婚姻したら当然のように男性の姓に変えなければならないという考えが、日本では男性優位で女性はまだ弱い立場だということを物語っていますね」と、真正面から日本の現状に対して問題提起をした者もいた。その者は続いて、「…本当に男女平等というならば、苗字なんてじゃんけんで決めるくらい平等であってほしいものです」と語っている[481]。

以上の松松子事例および桜桜事例を通して、夫婦同姓に対する日本人の意識の一端が明らかになった。すなわち、妻が夫の氏を名乗るべきであると思われている。それが「常識」であり、皆と同じ行動をとって「普通」にいられるのがベストという一見単純な理由のな

[481] 同じ観点を持つ者がいる。「どなたか女性の作家の方で、結婚したときにどちらの姓を選択するかなんて平等にじゃんけんで決めればいい、といっていた方がいました。私は賛成です。結婚というのは、女性が男性の籍に入るわけではなく、新しく籍をつくるわけですから、夫婦で決めた、好きな方にすればいいだけのこと」という。夫婦の氏をじゃんけんで決めるという提案は、台湾における子の氏を籤引きで決めることと、類似した性質を有する。

かに、家意識および男尊女卑の観念が潜んでいる。日本国憲法 24 条 1 項は「両性の合意のみ」を婚姻の成立要件としているものの、夫婦どちらの氏を名乗るかに関して双方の親ないし親族さえ口を出している状況こそが現実なのである。双方が妥協しあって我慢（通常は妻となる者）できれば、縁談がかろうじて成立するが、そうでない場合は折角の縁が切れる。まさに松松子事例においてある回答者がいった通りに、「夫婦別姓ができるようになれば、こんな問題も起きないでしょう」。このように日本の夫婦同姓制度は、現実において婚姻のしがらみとなっていることは、きわめて明瞭なことであろう。

では、夫婦同姓制の下で苦しんでいる者を救い、夫婦の実質的な平等を図るように期待されている選択的夫婦別姓制に対し、世論はどのような傾向を示しているのか。民法改正要綱が公表される前の 20 年間においては、「法律を改める必要はない」と答えた者の割合が 52~66%であり、夫婦別姓反対派が多数を占めていた。その後、1996 年に総理府、2001 年・2006 年に内閣府がそれぞれ世論調査を実施し、今までの夫婦別姓賛成派か反対派のほかに「夫婦が婚姻前の姓を名乗ることを希望していても、夫婦は必ず同じ姓を名乗るべきだが、婚姻によって姓を改めた人が婚姻前の姓を通称としてどこでも使えるように法律を改めることについては、かまわない」という選択肢を新たに加えた。この自由な通称使用は、夫婦同姓を前提とした改姓者のための便宜策であるという位置づけからすれば、夫婦別姓反対派に近い意見であると認めざるを得ない。よって、民法改正要綱の公表後にも、夫婦別姓反対派が 62.3%、52.9%、60.1%のように依然として多数を占め、夫婦別姓論は未だに日本において浸透していないように語られている。多くの日本人は、「婚姻をする以上、夫婦は必ず同じ姓を名乗るべきであ」るという既定の意識から抜け出せないのである。このような保守的なムードのなかでは、選択的夫婦別姓制の成立は難しい[482]。

図 5-5　選択的夫婦別姓制に対する世論

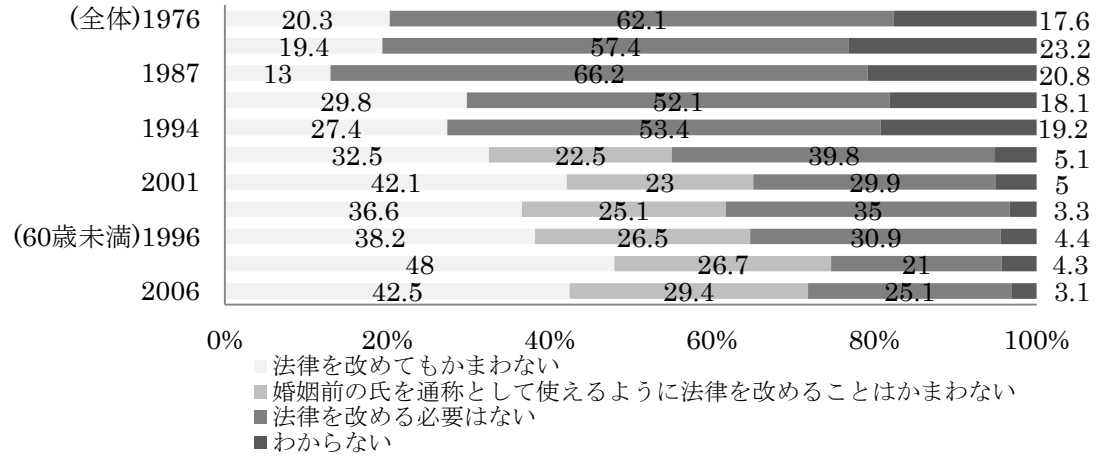

[482] もっとも、二宮・前掲注 68）11 頁は、2006 年調査の標本に偏りがあるとして、「夫婦同氏を維持すべきであるという意見は、50 代以下では少数派であり、夫婦の氏に関して柔軟な意識や問題認識も増加している」と指摘している。「こうして夫婦同氏制…が前提とする事実（立法事実）は確実に変化している」などのことから、立法府は一刻も早く民法改正に着手すべきだと呼びかけている。

出典）内閣府「家族の法制に関する世論調査」による。

ちなみに、松松子事例および桜桜事例に共通したところは、質問者に対し相手の親が改名を求めることである。表 5-5 および表 5-6 では、改名の申立て理由および当事者の性別や年齢の内訳が示されている。やや古い資料であるものの、改名について法改正がされていないので、参考となると思われる。質問者がどうしても「松松子」が嫌なら、婚姻後すぐに「その他」を理由に改名を申立てればよいかもしれない。ただ、「その他」の認容率（取り下げを含む）が 60%しかないことを考えると、「松松子」が認容される可能性が低いと思われる。それに対し、回答者の提案する「松真津子」やそれとまったく異なる「松○○」を通称として長年にわたって使用していれば、「通称の名」という理由で認容される可能性が高まる。この「その他」および「通称の名」は、いずれも改名理由の上位 3 位に入っているのである。あとは 2 位の「同姓同名者がいて不便である」との改氏理由である。すでに引用した回答例のなかに、夫の氏を名乗ると、義理の母など夫側の親族と同姓同名になり混乱が生じ、さらによりによって夫の前妻や夫本人と同姓同名となる例が実在している。「同姓同名」を理由に改名を申立てた女性が特に 20 代に集中しているのは、婚姻によって夫の親族などと同姓同名になっていることが大きな原因であろう。

表 5-5　改名の理由と性別・審判の結果（1959 年）

理由	総数	性別		審判の結果			
		男	女	認容	却下	取下	他
総数	10,179	6,033	4,146	8,533	481	1,155	10
通称の名として長年使用した	3,764	2,154	1,610	3,177	158	426	3
同姓同名者がいて不便である	1,581	867	714	1,400	56	124	1
その他	1,240	738	502	741	150	347	2
神職、僧侶となった（やめた）	857	682	175	766	32	58	1
難しくて正確に読まれない	862	668	194	770	23	67	2
異性と紛らわしい	792	273	519	745	16	31	－
奇妙な名である	696	303	393	612	29	54	1
襲名	303	300	3	259	17	27	－
外国人と紛らわしい	37	23	14	33	－	4	－
帰化	30	14	16	30	－	－	－
不詳	17	11	6	－	－	17	－

出典）最高裁『司法統計年報』（1959 年）による

図 5-6　改名の理由と性別・年齢（1959 年）

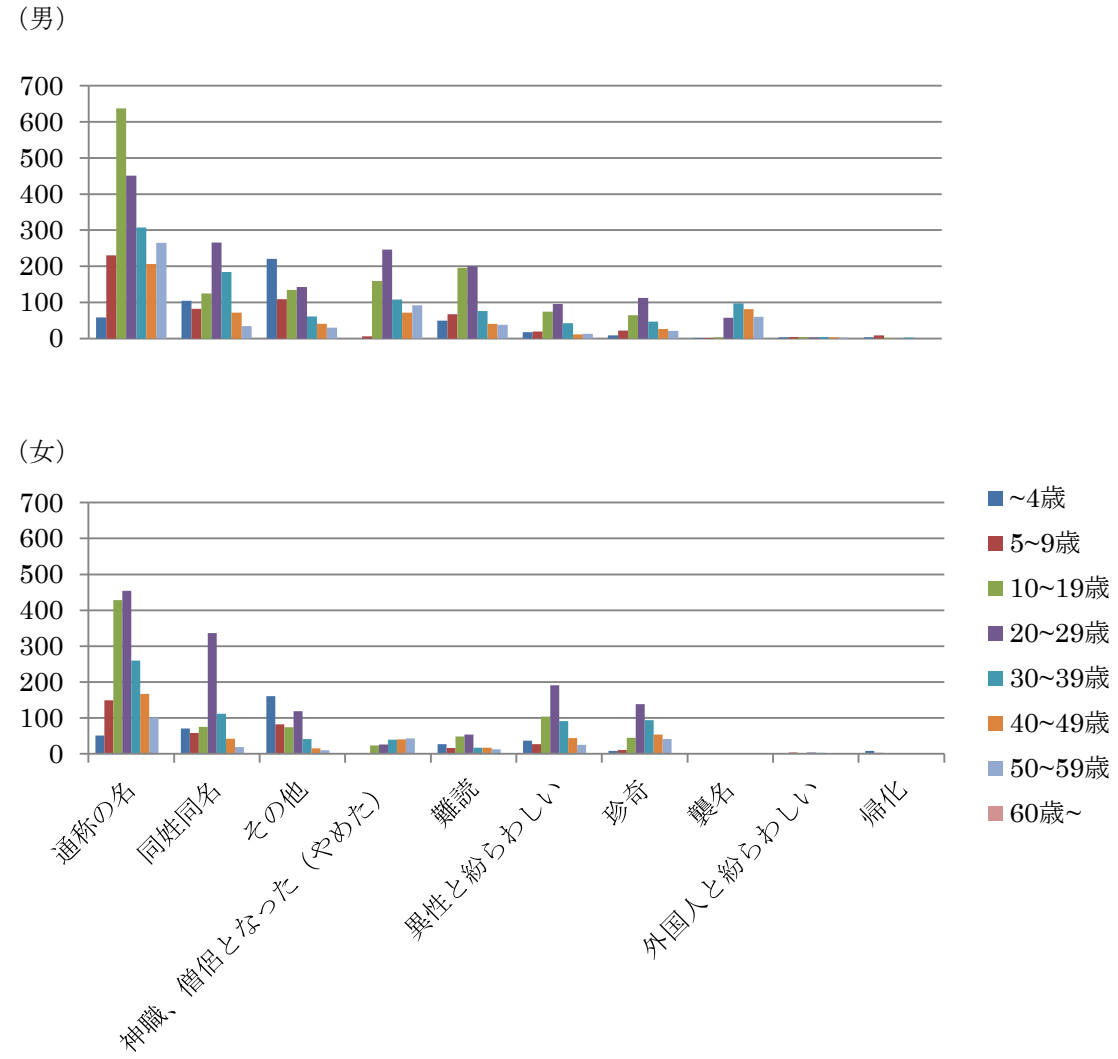

出典）最高裁『司法統計年報』（1959 年）による

5・2・2　離婚後の婚氏続称

図 5-7 を見るとわかるように、離婚後も婚氏を名乗り続ける者（ほとんどは女性）が増加しており、1976 年制度発足の年間 21,847 件から、2011 年の 95,126 件まで伸びている。婚氏続称の年間件数が離婚件数の増減に応じて推移しているのは自然なことであるものの、婚氏続称対離婚の割合は 1976 年の 17.0%から、2011 年の 39.5%まで上っている。すなわち現在の日本では、婚姻によって氏を改めた者は、5 名のうち 2 名が、離婚したにもかかわらず別れた相手方の氏を称している。働いている以上、婚姻後の夫婦同姓どころか離婚後も再び改姓（復氏）しなければならないのは不便があるし、他人に離婚のことを知られるのも不快に思ってのことかもしれない。しかし、夫婦関係が破綻して修復の見込みがないため離婚した場合は、復氏がどれだけ煩わしいものであっても、いち早く旧姓に復したい

と考えるだろう。したがって、あえて別れた相手方の姓を名乗り続けることを我慢することを選んだのは、よほどの事情があると考えられる。それは前述のように、未成年の子と暮らしているうえで、氏が異なると支障が生じるためだと推測される。

島田充子判事によると、婚氏続称にした理由は、まさに「そのほとんどが、子と異なる姓になるのは困るとか、子どものため、ということ」である。しかも、「これは親権者であることが多いがそうでない場合もあり、とにかく子を監護養育する場合には、すべてこの届出をしている」という[483]。これに関連して、離婚調停の席上よく見られることは、「離婚の合意は成立したものの、未成年子を育てる現実的能力のまったくない夫が、子の氏が変ることのみに非常にこだわり、親権者の定めの合意がなかなかできない場合がある（親権者になった母親は、子の氏変更の申立てをして、子を自分と同籍にするので)」といい、離婚調停の実態が明かされている。この場合、「離婚を切望する妻は、やむを得ず婚氏を継続使用することを約して親権者となり、ともかく離婚を成立させる、という例もしばしばみられる」。なるほど、婚氏続称の制度は、「離婚の成立を容易にさせるためのやむを得ない1つの手段として利用されている」のである。また、「通学中の未成年の子どもは、途中から姓が変ることを嫌がるので、親権の有無にかかわらず母が子を引き取って育てる場合には、復氏でなく、子の呼称に合わせて婚氏を継続する途をとることが多い」[484]。父母の離婚を知られると、クラスメードなどに冷やかされたりいじめられたりする懸念がある以上、わが子を窮地に追いやるに忍ばず、自己犠牲を払うしかないと思う母がいるだろう。したがって、婚氏続称がよく運用されているとはいえ、進んで婚氏を称した者はむしろ少ないのである。これは、戸籍法 107 条に基づき「やむを得ない事由」をもって復氏を求めることにつながる原因である。

なお、離婚後において「親権を行わなければならない子がある」元夫婦の割合が戦後ずっと 60%前後であるが、「母が全児の親権を行う」割合が 1950 年の 40.3%から、1975 年の 57.9%、2010 年の 83.3%へと明らかに上昇している。すなわち 1976 年および 2011 年には、それぞれ少なくとも 36.3%・48.7%の離婚後の母が婚氏続称を希望しているのである。したがって、離婚後において子のために婚氏を名乗り続けた女性は、実際には 1~2 名にひとりであり、前述の 17.0%・39.5%の数値を過小評価してはならないように注意されたい。

[483] 島田・前掲注 475）68 頁。そのほかに、「離婚したことを世間に知られたくない」、「教師・保険外交業務など仕事の関係で変えたくない」、「夫が勝手に届出をしていた」という理由が比較的多かったという。
[484] 島田・前掲注 475）69 頁。

図 5-7　婚氏続称と離婚の関係

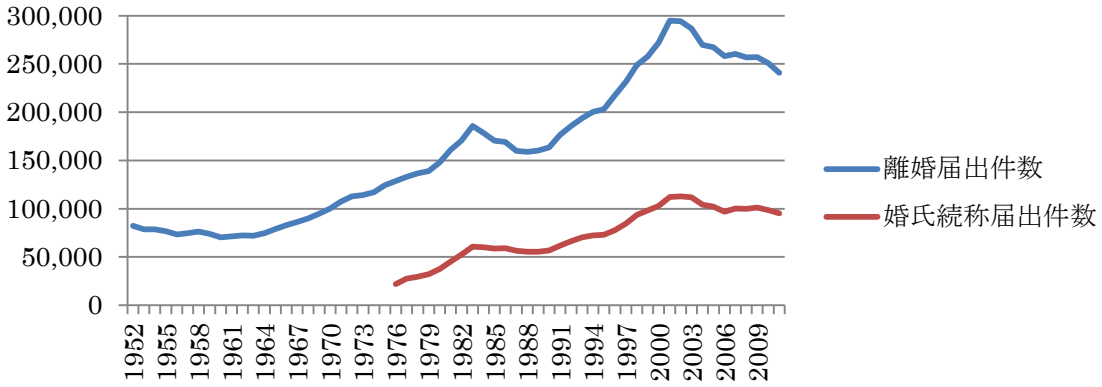

出典）法務省『法務年鑑』（各年）による

表 5-6　離婚後の親権の行方

年次	親権を行わなければならない子*がある割合	母が全児の親権を行う**割合
1950	57.3	40.3
1955	60.7	40.6
1960	58.3	41.7
1965	58.2	44.9
1970	59.1	51.0
1975	62.7	57.9
1980	67.6	67.2
1985	68.2	71.6
1990	62.7	71.4
1995	61.3	76.5
2000	59.5	80.3
2005	58.8	81.2
2010	58.5	83.3

注）*親権を行わなければならない子とは、20 歳未満の未婚の子をいう。
**そのほかに、「父が全児の親権を行う」場合と「夫・婦双方で親権を分け合う」場合がある。
出典）厚生労働省『人口動態統計』（各年）による。1970 年以前は沖縄県を含まない。

5・2・3　生存配偶者の復氏

生存配偶者の復氏に関する民法 751 条 1 項の規定は、姻族関係終了に関する同法 728 条 2 項の規定とは必然的な関係を有しない。すなわち、姻族関係を終了させずに復氏することができるし、復氏せずに姻族関係を終了させてもかまわない。現実においては、生存配偶者の復氏が生存配偶者による姻族関係終了より多い。しかし、1952 年の 11,095 件対 3,367 件で 3.3 倍も多かったことから、2010 年の 2,211 件対 1,911 件に至り、両方の数値が近づいてきた。とはいえ、2010 年を例として 15 歳以上人口のなか、配偶者と死別した者が 9,409

千名もあり、離別の 5,282 千名よりはるかに多い。また、そのなかでも女性が男性より著しく多いのである（7,801 千名：1,608 千名）。したがって、理論上生存配偶者の復氏の要望が多いはずであるが、現実ではそうでないのである。

生存配偶者の復氏件数の推移には、歴年における配偶者の死亡数やその性別、婚姻期間の長さ、夫婦の仲など様々で複雑な影響要素が混じり込んでいるため、その実態に迫ることが困難である。ただし、医学の発展によって死亡率が低下し高齢化が進んでいるなか、復氏を希望する生存配偶者が減っているのではないかと思われる。その他の復氏の原因として、旧姓への愛着や姻族関係の悪化、再婚などが考えられるが、証明することができないので、言及することにとどめる。なお、生存配偶者の復氏がずっと生存配偶者による姻族関係の終了より多いのは、復氏によって旧姓に戻るという期待の効果がすぐに得られるし、死亡配偶者側の祖先祭祀を営むことや死亡配偶者の家の墓に入ることを望まない場合は、復氏のほうがより確実であることが、重要な原因であろう。

表 5-7　15 歳以上人口の婚姻状態（2010 年）　　単位：1,000 名

	総数	未婚	配偶者がある	死別	離別
男	53,155	16,639	31,859	1,608	1,999
女	57,123	13,090	31,927	7,801	3,283
総数	110,278	29,729	63,786	9,409	5,282
%	100.00	26.96	57.84	8.53	4.79

注）人口の総数には配偶者関係不詳を含む。
出典）総務省統計局『国勢調査報告』による。

図 5-8　生存配偶者の復氏と姻族関係終了の関係

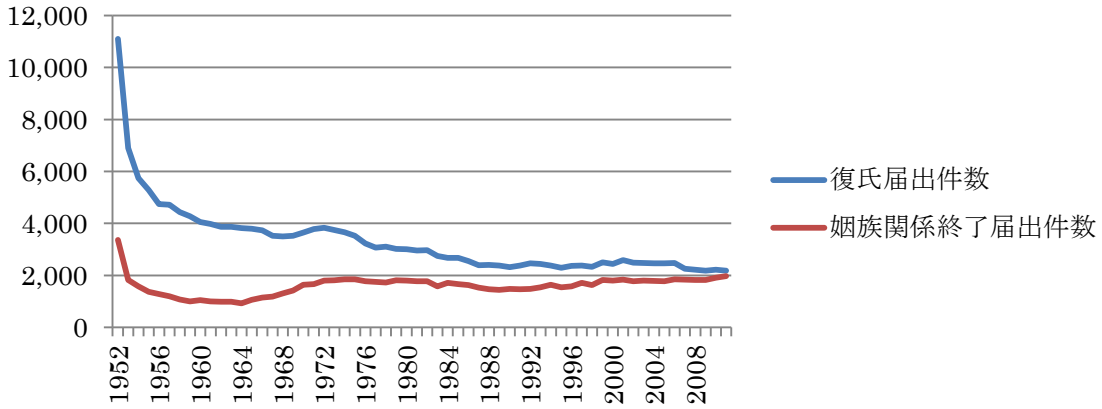

出典）法務省『法務年鑑』（各年）による

5・3　実子の氏

日本民法 790 条によって、嫡出子は父母の氏を称するが、非嫡出子は母の氏を称する。

しかし、非嫡出子がきわめて少ないことに加え、夫婦のほとんどが夫の氏を夫婦の氏としているため、日本では父の氏を称している子が多いことがわかる。ところが、子が父か母、または父母と氏を異にする場合は、民法 791 条によって氏を変更することができる。図 5-9 では、家庭裁判所による子の氏の変更許可審判の認容状況を示しており、そのなかからは、子の氏の変更に関する特徴を 4 つ発見することができる。①子の氏の変更は、「珍奇」や「通称の氏」などを改氏理由とする氏の変更より、はるかに多い。②子の氏の変更は、大体の趨勢として増加傾向にある。③子の氏の変更は、離婚件数の増減と類似した趨勢を辿っている。④子の氏の変更は 1987 年以後、入籍件数との間に数の差が目立っている。以下では、②③④の特徴を中心として、子の氏の変更の実態を明らかにする。

図 5-9　家庭裁判所による子の氏の変更・改氏についての許可の認容件数

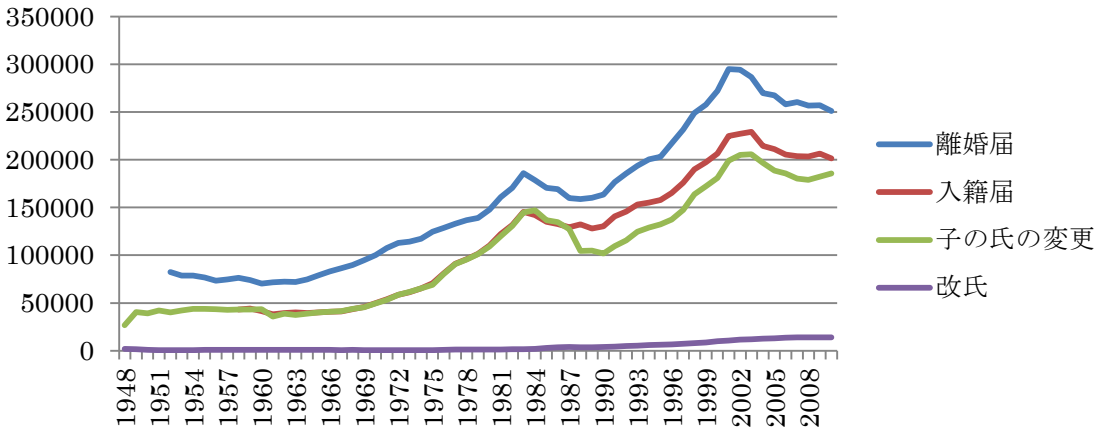

出典）最高裁『司法統計年報』（各年）、法務省『法務年鑑』（各年）による

表 5-8　非嫡出子の出生数と認知

年次	非嫡出子出生数（a）	全出生数に占める a の割合	認知届出件数
1950	57,789	2.47	
1955	29,018	1.68	
1960	19,612	1.22	20,178
1965	17,452	0.96	22,060
1970	17,982	0.93	20,228
1975	15,266	0.80	16,923
1980	12,548	0.80	12,452
1985	14,168	0.99	11,619
1990	13,039	1.07	10,725
1995	14,718	1.24	11,472
2000	19,436	1.63	14,050
2005	21,533	2.03	15,840

2010	22,986	2.15	14,966

出典）厚生労働省『人口動態統計』（各年））、法務省『法務年鑑』（各年）による

まずは、1959 年の状況を見る（表 5-9)。嫡出子で母の氏に変更する者が予想通り最多であり、全体の約半数を占めていた（48.4%)。なぜ予想通りかというと、当時において嫡出子が 9 割以上もあり[485]、しかも婿養子の場合を除き皆ほとんど父の氏を称しているため、何らかの理由で母の氏へ変更したい者が多いのは、いうまでもないことである。その変更原因として、父母の離婚・父の死亡による母の復氏、および母の再婚による母の改氏が考えられる。一方、嫡出子で父母の氏に変更する者の数が母の氏に変更する者の数に劣らず、4 割にも達していた（41.5%)。父母の婚姻（準正)、父の養子縁組・養子離縁が主な原因ではないかと推測する。嫡出子に対して非嫡出子が相対的に少ないものの、認知によって父の氏に変更する（3.6%）か、認知の有無を問わず母の婚姻などによって母の氏に変更する（1.9%・1.1%）者もある程度いるだろう。子の身分、変更する氏、変更の原因という 3 者の関係を表わす表 5-10 に照らすと、「嫡出×母の氏」の場合、「父母の離婚（18,750 件)」および「父（母）の死後、母（父）が復氏（1,122 件)」が、まさに子の氏変更の要因である。また、「嫡出×父母の氏」の場合も推測どおりに、「父（母）の婚姻（9,084 件)」、「父（母）の養子縁組（6,079 件)」、「父（母）の養子離縁（2,387 件)」が主な原因となっている。一方、「非嫡出（認知あり）×父の氏」の場合に「父の認知（1,450 件)」、「非嫡出（認知なし）×母の氏」の場合に「父（母）の婚姻（229 件)」によって改氏の申立てをすることが多いのであるが、「非嫡出（認知あり）×母の氏」の場合は「その他（490 件)」のほうが明らかに多い。おそらく父母の婚姻が取り消された後、父の氏を称している非嫡出子が母に引き取られ、母の籍に入るために母の氏に変更しようとするものであろう。

表 5-9　子の氏の変更における変更する氏と子の身分（1959 年）

子の身分		総数	父母の氏に	父の氏に	母の氏に	不詳
総数		43,605	18,116	3,075	22,405	9
男		21,430	9,265	1,674	10,489	2
女		22,175	8,851	1,401	11,916	7
嫡出	総数	40,687	18,091	1,492	21,095	9
	男	19,850	9,248	810	9,790	2
	女	20,837	8,843	682	11,305	7
非嫡	総数	2,918	25	1,583	1,310	－
	男	1,580	17	864	699	－

[485] 厚生労働省統計情報部『人口動態統計』によると、非嫡出子の出生割合は戦前でも 1925 年 7.26%、1930 年 6.44%、1940 年 4.10%しかなかった。したがって、戦後の 1959 年には、非嫡出子の数が非常に少ないと推測したい。

出	女		1,338	8	719	611	－
	認知あり	総数	2,418	19	1,571	828	－
		男	1,317	12	858	447	－
		女	1,101	7	713	381	－
	認知なし	総数	500	6	12	482	－
		男	263	5	6	252	－
		女	237	1	6	230	－

出典）最高裁『司法統計年報』（1959 年）による。

図 5-10　子の氏の変更における変更する氏と子の身分（1959 年）

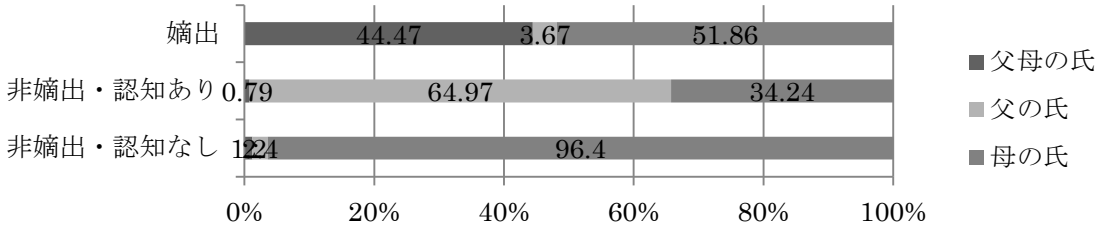

出典）最高裁『司法統計年報』（1959 年）による。

表 5-10　子の氏の変更における親子の氏が異なった原因と子の身分･変更する氏（1959 年）

原因	子の身分		総数	父母の氏	父の氏	母の氏	不詳
総数			43,605	18,116	3,075	22,405	9
父（母）の婚姻（9,911 件）	嫡出		9,603	9,084	69	446	4
	非嫡出	認知あり	77	－	17	60	－
		認知なし	231	－	2	229	－
父母の離婚（19,754 件）	嫡出		19,666	－	915	18,750	1
	非嫡出	認知あり	53	－	7	46	－
		認知なし	35	－	1	34	－
父（母）の死後母（父）が復氏（1,226 件）	嫡出		1,191	－	68	1,122	1
	非嫡出	認知あり	28	－	1	27	－
		認知なし	7	－	－	7	－
父（母）の養子縁組（6,588 件）	嫡出		6,496	6,079	119	295	3
	非嫡出	認知あり	40	2	4	34	－
		認知なし	52	2	1	49	－
父（母）の養子離縁（2,660 件）	嫡出		2,624	2,387	131	106	－
	非嫡出	認知あり	20	2	6	12	－
		認知なし	16	3	－	13	－

父の認知（1,831 件）	嫡出		222	156	58	8	－
	非嫡出	認知あり	1,609	－	1,450	159	－
		認知なし	－	－	－	－	－
その他（1,635 件）	嫡出		885	385	132	368	－
	非嫡出	認知あり	591	15	86	490	－
		認知なし	159	1	8	150	－

出典）最高裁『司法統計年報』（1959 年）による。

特徴②③で指摘したように、家庭裁判所による子の氏の変更認容件数は、離婚件数の増減に伴って変化している。離婚件数が増えていれば、子の氏の変更件数も増えているわけである。もちろん、離婚後母が子の親権をとりやすくなっていること（婚氏続称ができるようになったことも一因である）によって、母の氏への変更要望も高まっている[486]。一方、入籍とは、民法 791 条 1 項から 3 項の規定による子の改氏の届出、および同条 4 項の規定による成人となった後の復氏の届出が受理された後、子が父か母または父母の戸籍に入ることをいう（戸籍法 98、99 条）。特徴④（入籍届の件数と子の氏の変更認容件数の差）は、民法 791 条の改正によってもたらされた結果であると考えられる。すなわち、1987 年の民法改正では、父母の婚姻中における子の父母の氏への氏変更は、もはや家庭裁判所の許可を要せず、届出のみでできるように条文が改められた。そのため、同様のケースが 1987 年の前には子の氏の変更認容件数に含まれていたが、1987 年以後は数に入れられなかった。言い換えれば、特徴④でいう数の差、たとえば 2010 年の 15,925 件であるが、それは同年の父母の氏へと氏を変更した嫡出子の数、および成人した後復氏をした者の数の合計数に当たる。成人復氏の数について、単純に入籍届の件数から子の氏の変更認容件数を引いてみると、1959 年が約 1,053 件、1986 年が約 1,874 件であると算出することができるが、不確定的な要素もあるので、年間 2,000 件であると仮定する。そうすると、1959 年に「嫡出×母の氏」対「嫡出×父母の氏」が 21,095 件対 18,091 件で僅差であるが、2010 年は試算によってなんと 170,996 件対 13,925 件で差が激しく広がっていた。また、このような「嫡出×母の氏」の場合においては、「父母の離婚」が改氏の原因となるケースは、おおよそ 143,101 件ほどあるだろう。したがって、現在の日本では、家庭裁判所による子の氏の変更許可審判のうち、4 件に 3 件（77.1%）が父母の離婚によって母の氏に変更するケースであると推定される。さらに、2010 年に父母が離婚し、親権の取り決めを要する子が約 249,494 名あり[487]、親権の行方を問わずそのうち約 57%の者が氏を変えて母の戸籍に入っているのであ

[486] 婚氏続称とはいえ、「呼称上の氏」が前夫の氏であるにすぎず、「民法上の氏」は離婚によってすでに実方の氏に復している。したがって、子と母は「異氏同呼称」となり、子が母の戸籍（前夫の氏によって新戸籍が編製される）に入るために、民法 791 条 1 項に基づいて改氏しなければならない（外見上は父の氏から父の氏への変更である）。要するに、母子の同籍を実現するために、母の婚氏続称のみが足りず、子の改氏も必要とされている。

[487] 厚生省大臣官房統計情報部編『離婚に関する統計：人口動態統計特殊報告』（厚生統計協会、2010 年）のデータによって試算した結果である。

る。

5・4　養子の氏

養子の氏について、以下は縁組関係存続中および離縁後に分けて検討する。

5・4・1　縁組関係存続中の養子の氏

民法 810 条によると、養子は養親の氏を称する。ただし、夫婦同姓の原則が養親子同姓の原則に優先する。日本における養子縁組の件数が年間 8 万件から 10 万件の間を推移しており、その中身は法務省 1982 年縁組調査[488]によって明らかにされた。すなわち、成年養子縁組が縁組全体の 2/3（66.8%）も占めており、しかもその半数以上（52.4%）は 20 代の男子を養子としたものである。家制度が廃止されたにもかかわらず、家の跡取りを確保するために養子縁組がよく利用されていることがわかる[489]。一方、成年養子縁組のなかに養子が女性であるものが 19.4%のみであり、そのなかの何割が婚姻しているかが不明であり、また、夫婦が共同して養子となることも可能である[490]。とはいえ、現在の日本では約 9 割の養子が養親の氏を称しているのは確実なことであろう。

それに対し、1/3（33.2%）を占める未成年養子縁組であるが、そのうち連れ子養子縁組が 3/4（74.9%）もあり、残り 1/4 さえ他児養子縁組（縁組全体の 2.5%未満）や親族養子縁組などである。離婚件数が増加していること、また、未成年許可養子および特別養子の縁組件数が減少していることからも、現在の日本では、連れ子養子縁組の割合と他児養子縁組の割合がさらに広がっていると、容易に想像できる。同調査によると、未成年養子のなかでも妻の連れ子は夫の連れ子の約 10.6 倍にも達している。離婚後母が未成年子の親権を取得することが多いといっても、この大差が異常であろう。つきつめると、子の氏の問題が肝心なところである。夫婦同姓および親子同姓の原則の下では、ほとんどの子が父の氏を称しており、ひいて妻の連れ子もほとんど妻の前夫の氏を称している。婚姻後の母と同姓になるには、民法 791 条 1 項による家庭裁判所の許可を得て氏を変更することが 1 つの方法である。しかし、「縁組届出によっても同様な結果が生じ、かつ、手続が簡単なために氏変更の便法として」縁組が利用されている可能性が大きい[491]。大胆な推算・比較であるが、1982 年に妻の連れ子を養子とした未成年連れ子養子縁組の件数が約 22,157 件あり、

---

488 三浦正晴「我が国における養子縁組の実態」戸籍 462、463 号（1983 年）参照。同調査は、1982 年 10 月に全国の各法務局・地方法務局の管内から任意に 9 つの市区町村を抽出し、そこで受理された養子縁組の戸籍届出事件 2,120 件を調査対象とする。

489 湯沢雍彦「養子制度の概要と日本の実情」養子と里親を考える会編『養子と里親―日本・外国の未成年養子制度と斡旋問題―』（日本加除、2001 年）16 頁では、20 代の男性養子の大部分は、おそらく地方の町村、小都市における婿養子縁組であろうと指摘した。かような縁組は、「家名と老人扶養と遺産相続を含んだ婿の家族内地位の安定」を確保する目的で行われるという。なお、三浦・前掲注 488）18 頁も参照。

490 未成年の女子に婚姻関係と養子縁組関係が同時に存続している者も当然いるはずである。もっとも、ここは概算なので、それを省略したい。なお、同調査によると、2,120 件のうち 127 件（6%）は養子が夫婦共同縁組をしたものであるという。

491 三浦・前掲注 488）20 頁。養子縁組は届出だけがあれば十分であるが、子の氏の変更は裁判所に行かなければならないし、法廷で前夫と対面することも予想されるので、避けたい気持ちはわかる。

それと1959年の嫡出子が母の再婚によりその氏を母の氏に変更した件数の約446件に比べると、養子縁組の便宜性が非常に高いことが伝わるだろう。

図 5-11　養子縁組件数の推移

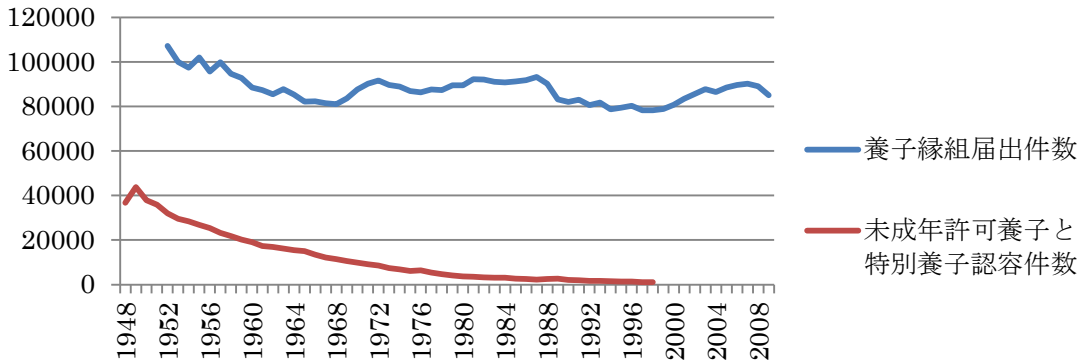

注）未成年許可養子と特別養子認容件数については、1999年以後は詳しい統計がない。
出典）法務省『法務年鑑』（各年）、最高裁『司法統計年報』（各年）による。

図 5-12　養子縁組の形態

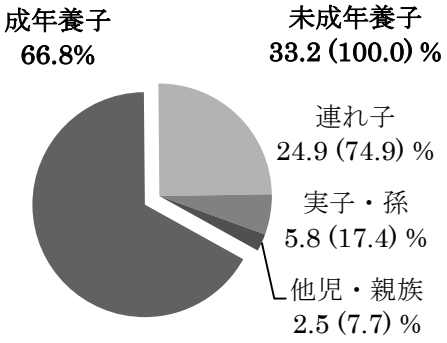

出典）法務省1982年調査による。

5・4・2　離縁後の縁氏続称

民法816条2項によると、離縁によって縁組前の氏に復した者は、縁組の継続期間が7年以上あるならば、届け出ることによってその縁氏を名乗り続けることができる。この縁氏続称は1987年制度発足以来、年間1~2千件前後で利用されており、離縁に占める割合がおおよそ6~8%である。2002年は最多で3,308件に上ったが、それでも11.8%しかない。同じく身分関係終了後の相手方の氏の続称であるが、婚氏続称の年間約10万件（2011年

95,126 件、39.5%）に比べると、縁氏続称は（同年 1,743 件、6.8%）かなり少ない[492]。婚氏続称に婚姻継続期間による制限がなく、また、婚氏続称にした者の多くは子と同姓になるという動機があるから、婚氏続称の件数も多く割合も高いわけである。それはともかく、縁氏続称のみに着目すると、養子のなかで婿養子および連れ子養子が多く、それらの前提となる婚姻が一旦破綻すると離縁も伴い、復氏がむしろ望まれるので、縁氏続称が少ないのではないかと考えられる。以下は、法務省 1982 年離縁調査[493]の結果に基づき、離縁の実態を明らかにしておく。

表 5-11 によると、未成年離縁（42.8%）では男女差が見られないが、14 歳以下の養子が離縁する場合には、実母が代わって協議するものが 85%を上回っている。その大部分は、婚姻によって妻の子を養子としたが、今度は離婚によって養親子の縁を切るという連れ子養子の離縁であると推定したい。一方、成年離縁（57.2%）の場合には男性養子が非常に多く、しかも相対的に見れば「20～29 歳」、「30～39 歳」に離縁する者がとりわけ多い。ここには、娘の婚姻と同時にその相手方を養子としたが[494]、今度は娘の離婚によって養親子の縁を切るという婿養子の離縁が多いと考えられる。連れ子養子および婿養子の離縁が相当多いことは、以下のデータによっても裏付けられている。すなわち、離縁の形態を多い順番で並べると、「成年養子×養親共同（275 件、20.6%）」、「未成年養子×養父単独（253 件、18.9%）」、「未成年養女×養父単独（230 件、17.2%）」となる。さらに表 5-12 によると、成年離縁において養子が当事者になる場合には、夫婦養子を除き「跡取り養子的なもの」が 58.1%もある。

このような養子縁組は、関係維持の基礎となる婚姻が存在しない以上、養親子関係継続の意味もなくなり、結局のところ、離縁に至るのである。その際に、連れ子が実母とともに氏を変えて養父を離れ、婿が養親の（家の）跡取りでなくなり旧姓に復すると考えられるので、養親の氏の継続的使用は望まれないだろう。ちなみに縁組の形態を問わず、離縁までの縁組継続期間が 6 年以上のものは養子 52.8%、養女 62.5%である。縁氏続称の最低ラインである 7 年を超えるものは実際には多くないことも、考慮すべき点である。

---

492 他国の状況と比較しないと、縁氏続称が少ないとはいいきれないことを知ったうえで分析を試みる。

493 田中康久「我が国における離縁の実態」戸籍 464 号（1983 年）参照。同調査は、1982 年 10 月に全国の市区町村で受理された養子離縁の戸籍届出事件 1,338 件を調査対象とする。

494 跡取養子的なものは様々な形態がある。実例として夫婦養子のほかに、①養子となった者が、その後同一戸籍内にある養親の子と婚姻する、②養子縁組と同時に養親の子と婚姻する、③自己の氏を称して婚姻した後、妻の親と養子縁組をするなどがある。そのなかでも②が特に多い。なお、妻の氏を称して婚姻した後、妻の親と養子縁組をすることも理論上ありうるが、1982 年調査ではこの例が存在しなかった。氏を同一とすることに当事者の関心があるようであると田中は指摘している。田中・前掲注 493）27~28 頁。

図 5-13　縁氏続称と養子離縁との関係

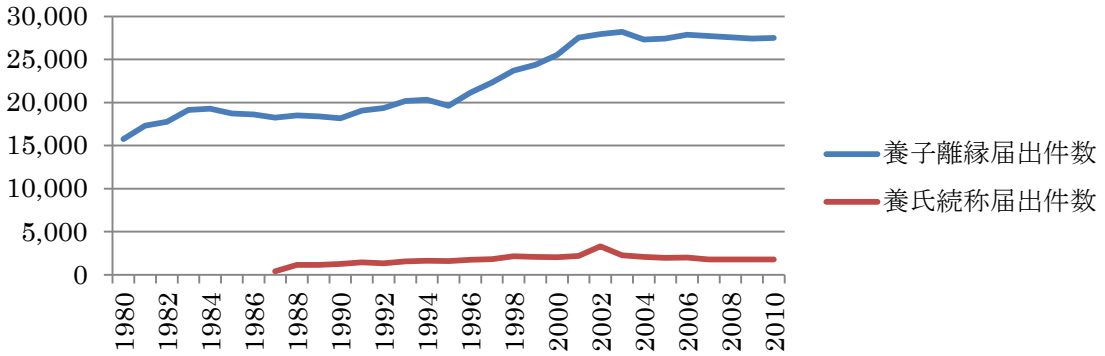

出典）法務省『法務年鑑』（各年）による。

表 5-11　離縁時における養子の年齢

年齢	総数	男	女
~14 歳*	420	219	201
15~19 歳	175	94	81
20~29 歳	308	203	105
30~39 歳	294	239	55
40~49 歳	136	101	35
50~59 歳	39	27	12
60 歳~	18	11	7
総数	1,390	894	496

注）そのうち、離婚協議者が実母である件数は 85.4%である。
出典）法務省 1982 年調査による。

表 5-12　成年離縁における離縁までの養子（男）縁組継続期間、縁組の形態（1982 年）

性別	離縁時の年齢	調査対象数	連れ子養子	跡取り養子的なもの	離縁までの養子縁組継続期間		
					3 年未満	6 年未満	6 年以上
養子	20~29 歳	186	39	101 (8)	84	46	56
	30~39 歳	225	12	171(26)	60	41	122
	40~49 歳	83	1	66(14)	7	3	73
	50~59 歳	16	1	15 (9)	1	1	14
	60 歳~	5		5 (2)			5
	総数	515	53	358(59)	152	91	272
	%	100.0	10.3	69.5	29.5	17.7	52.8
養女	20~29 歳	100	44		25	13	62
	30~39 歳	53	10		15	5	33
	40~49 歳	20	1		4	4	12
	50~59 歳	6			2		4

	60 歳~	5				1	4
	総数	184	55		46	23	115
	%	100.0	29.9		25.0	12.5	62.5

注）（ ）は、夫婦養子の内数である。
出典）法務省 1982 年調査による。

5・5 氏と祭祀

内閣府 1986 年の「家族・家庭に関する世論調査」によると、「先祖伝来の家屋敷や墓などは大切に守って子どもに伝えるべきだ」と思った者が 77.8%に及んだ。また、跡取りの一番大切な役割として「先祖の墓を守ること（30.6%）」が選ばれた[495]。日本では墓というと、「町では寺院の境内の奥に、村では切り開いた山麓に、石材を縦に置き「○○家之墓」と刻んだものを連想する」[496]。内閣府 1990 年の「墓地に関する世論調査」[497]では、「1 つの区画の墓地に一緒に入るのはどういう人が望ましいと思うか」という質問に対し、「配偶者」と答えた者が 86.8%、その次は「子ども」71.0%、「自分の両親」47.6%である。それに対し、「墓は個人単位であるべきだ」と答えた者はわずか 1.7%にすぎない。さらに、第一生命経済研究所が 2003 年に行った意識調査においても、「夫婦は同じお墓に入るべきである」という考えについて、「そう思う」、「どちらかというとそう思う」と賛同した者が 67.4%に達している。以上の世論調査からは、日本では家族単位の墓が多く、その墓を守る意識が強いというイメージを受ける。では、現実の墓はどうなるのか。また、氏と祭祀はどのような関係があるのか。筆者の実態調査[498]を通じて、以下のことがわかった。

① 日本の墓は、ほとんど家墓であり、両家墓も少なくない。夫婦の戒名などが同一の棹石に刻まれて夫婦墓そうなものがあるが、同じ区画に先祖などの棹石も立てられていることを考えると、やはり家墓に属する。家墓ではないものといえば、戦死の兵長など国に奉仕した者の個人墓があるにすぎない。もっとも今回の調査は永代供養墓、納骨堂、樹木葬など個人のニーズに応じる埋葬・供養方法を調査対象としなかったので、墓の個人化が進んでいるかどうかは不明であり、今後の課題とする。

② 家墓の棹石には、死亡者の戒名、俗名、没年月日、享年が書かれている。性別は戒名、俗名から推定することができるが、各死亡者の間柄は知りようもない。「初祖」、「祖父」、「母」、「妻」、「長男」などが書かれるものもないわけでないが、非常に少ないし、家墓の承継者が替わればそれらの関係もわからなくなりかねない。同じ墓に入る者は同氏者が一般的であるが、氏を異にする者が入っているものも見当たった。それに加え、「死

495 択一問題である。その次は「親を扶養すること（27.8%）」、「親の住んでいる土地、家屋を継ぐこと（14.1%）」、「家名を継ぐこと（13.3%）」、「わからない（9.4%）」、「家業を継ぐこと（4.3%）」、「その他（0.4%）」である。

496 湯沢雍彦＝宮本みち子『データで読む家族問題〔新版〕』（日本放送出版協会、2008 年）78 頁。

497 人口 30 万名以上の都市に居住する 20 歳以上の者 3,000 名を対象とした調査である。有効回収数が 2,061 件である。

498 2012 年 11 月 28・29 日に大阪、同年 11 月 30 日・12 月 1 日に長崎で行った調査である。祭祀の習慣は地域差が大きいので、ここでの調査結果は代表性がないかもしれないが、さしあたり参考にされたい。

産児」や「弟」も見かけたので、日本の家墓は年齢、性別、婚姻状態、氏を問わず、承継者の許可を得る限り親族であれば誰も入れるものだと理解してよいと考えられる。

③ 家墓の建立者は氏名が書かれているが、性別および死亡者との間柄については推測するしかない。たとえば、「坂本家」の墓は長男の「坂本和男」、「向井家」の墓は婿養子の「向井栄」によって建てられたようである。「植野家」の墓は長男夫婦の「植野英吉・菊枝」によって建てられたが、「前田家」の墓の建立は長男夫婦のほかにその子どもも携わったようである。「神田家」の墓は妻の「神田君子」、長男の「耕治」、長女か長男の嫁の「千崇子」が建て、「大沼家」の墓は「濱田」に嫁いだ娘の「君代」、「計盛」に嫁いだ娘の「幸子」および息子の「忠夫」・「光夫」が建てたようである。「佐藤・大野家」の墓は一人っ子同士の「佐藤正幸」・「昌美（旧姓大野）」および「昌美」の母「大野扶美代」の手で完成し、「渡邊・増田家」の墓は母の「渡邊行子」、息子の「渡邊一雅」および「一雅」の内縁の妻「増田裕子」によって完成させられたものかもしれない。「松崎・加世堂家」の墓は加世堂家の娘の「フク」およびそれと婚姻して加世堂家に入った「加世堂広之（旧姓松崎）」が建て、「奥野・青方家」の墓はひとり娘の「奥野マユミ」が父母両家のために建てたものであろうと推測してもおかしくない。さらに、「松本・三好家」は代々の付き合いがあるから、両家の子孫の「松本延男」・「三好順治」が共同墓を建てたという可能性もないわけではない。こうして日本の家墓は、決して長男や長男夫婦によって建立されているとは限らないのである。

図 5-14　「夫婦は同じお墓に入るべきである」という考えについて

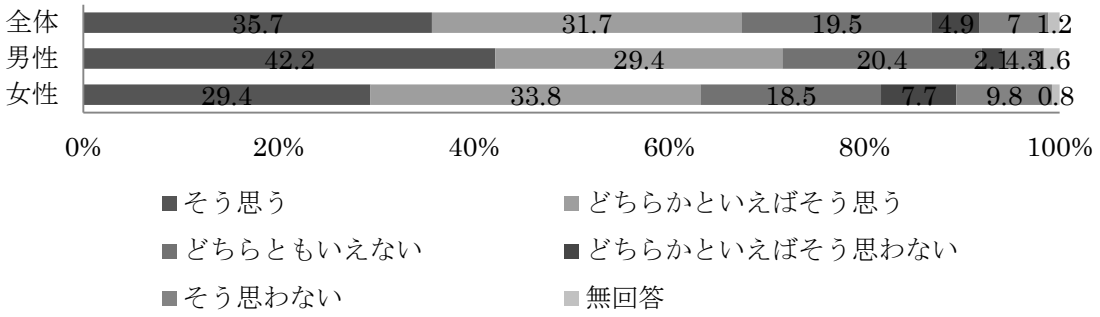

出典）小谷みどり「墓に関する意識」『Life Design Report』（2005 年 1 月号）による。

表 5-13　日本の家墓

	墓の名称	建立者	建立年	場所
1	坂本家先祖代々之霊位	坂本　和男	1973 年等	大阪・下瓦屋町
2	倶會一處 向井家？	旧性真津野 向井　栄	1982 年	大阪・下瓦屋町
3	南無阿彌陀佛 植野家	植野　英吉	1990 年	大阪・下瓦屋町

		菊枝		
4	前川家之墓	父　前川　久 母　仝　　シズ子 　　子供一同	1975 年	大阪・下瓦屋町
5	神田家之墓	神田　君子 耕治 千崇子	2011 年	大阪・齢延寺
6	大沼家之墓	濱田　君代 大沼　忠夫 大沼　光夫 計盛　幸子	2006 年	大阪・齢延寺
7	一方井家之墓	隼人長女　佐藤　まさ子 三女　阿部　美津恵 四女　一方井　和子 一方井　慶一 五女　一方井　知恵子	1989 年	大阪・齢延寺
8	南無釋迦牟尼佛　佐藤家 大野家	佐藤　正幸 昌美 大野　扶美代	2005 年	大阪・齢延寺
9	先祖代々之墓　渡邊家 増田家	渡邊　行子 渡邊　一雅 増田　裕子	2007 年	大阪・齢延寺
10	松　崎家之墓 加世堂	加世堂　広之 フク	1976 年	長崎・唐人屋敷跡
11	奥野家之墓 青方	奥野　マユミ	2006 年	長崎・唐人屋敷跡
12	松本家之墓 三好	松本　延男 三好　順治	1978 年	長崎・唐人屋敷跡

5・6　小括──日本における氏の現実の意義

以上、日本における氏の実態を明らかにした。日本の女性は婚姻すると、夫婦同姓の原則のもとで、自己の氏を夫の氏に改めなければならないと強制されている。夫が妻の氏を称することも制度上可能であるにもかかわらず、妻が夫の氏を称することが当たり前のことで、常識であり、皆と同じ行動をとり、普通が最もよいと思われているからである。結局、人の意識は法律の変化に追い付かず、家制度が廃止されていても、家意識および男尊女卑の考え方は現在でも濃厚である。夫婦同姓の制度は、まさにその意識を助長する役割

を果たしているのである。女性が夫の氏を称することに抵抗感があっても、夫の家の家風に合せて一方的に妥協、我慢するしかない。さもないと、わがままな者だと思われてしまい、最悪な場合は破局を迎えることとなる。このように夫婦同姓の制度は、人間の尊厳を傷つけ、自由な結合の形成を阻んでいるわけである。残念ながら多くの日本人は、夫婦同姓の原則から生じる様々な問題に向き合ってこなかった。

婚姻前は夫婦同姓のしがらみがあり、婚姻後は夫の改氏に従い改氏しなければならない。そして、離婚後は子と暮らして同姓のニーズがあれば、前夫の氏をいくら嫌だといっても子のために婚氏を名乗り続けなければならない。さもないと、前夫が子の改氏・除籍を不快に思い、離婚に応じない可能性も出てくる。不本意な婚氏続称であるため、復氏のことを常に考えている。しかし、今度は再婚するに際して、夫婦同姓の原則が再び働き、女性は改めて氏を改めなければならない。親子同姓の原則が気になると、子の改氏の便宜策として連れ子養子縁組を利用したくなる。このように日本の女性は夫婦同姓の制度に翻弄され、婚姻によって改氏、離婚によって復氏や婚氏続称、婚氏から復氏、再婚によってまた改氏、という改氏・復氏の連続を強いられている。それに対し、日本の男性は悠々として自己の氏を保有することができ、それによって家族における自己の立ち位置を固めていくわけである。したがって、夫婦同姓制は、家庭内ないし社会上における男尊女卑の古い風習を助長する制度である。氏の現実の意義は、女性の自由を禁錮し、女性の自己実現を阻むことにあるといえよう。

近年、女性の自立が図られているためか婚姻率が降下し[499]、離婚率が上昇し、そのなかでは女性の夫婦同姓への反発がみられ、夫婦同姓後の妻の改氏・復氏およびそれに伴う子の改氏も盛んになっていることが事実である。また、2006 年の世論調査によると、60 歳未満の女性にとって、氏は「他人と区別して自分を表わす名称の一部」と答えた者が 14.9%で平均値より高く、全体から見ても氏の意義を多様にとらえる傾向が最も顕著である。このような現状は、夫婦同姓制の解体に拍車をかけ、選択的夫婦別姓制の実現につながると期待してよいだろう。なお、日本の家墓は、祭られる者が同姓者に限らず、祭る者も長男や同姓者に限らない。祭られる者の戒名・俗名がずらりと並んでいるが、皆の間柄がわからない以上、家の氏にこだわって身分変動があるたびにいちいち氏を変える必要はないと考えられないだろうか。

[499] 厚生労働省統計情報部『人口動態統計』によると、戦後まもなくの 1947 年は 12.0‰であるが、2011 年は 5.2‰まで低下した。また、初婚の割合について夫は 1955 年の 87.6%から 2011 年の 81.2%、妻は 91.8%から 83.6%に下がり、再婚の割合が増加していることがわかる。

図 5-15　氏に対する意識

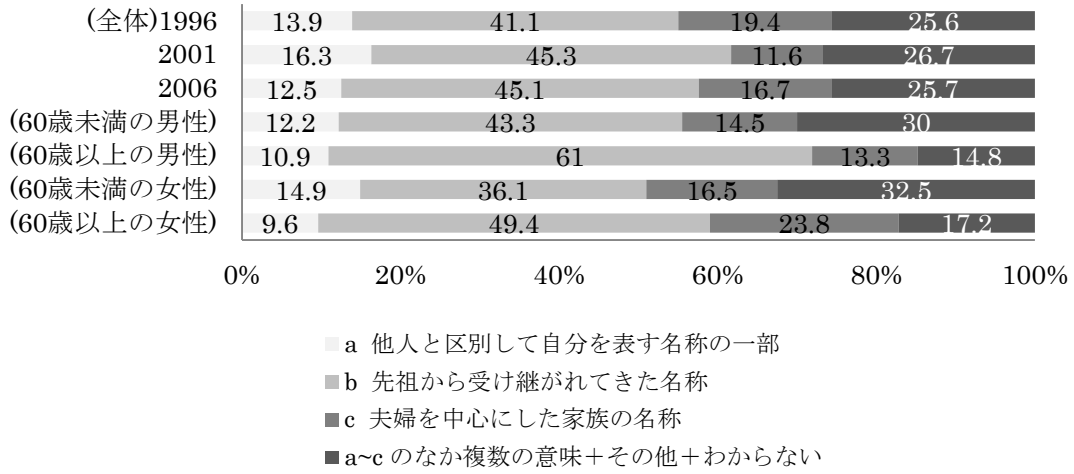

注）「わからない」の割合は、0~3.3%でほとんどが 1%に達していない。
出典）内閣府「家族の法制に関する世論調査」各年による。

6　日台家族法における姓の意義の比較

① 姓の伝統的意義について、台湾では宗、すなわち男系血縁集団の呼称であるが、日本では家、端的にいえば戸籍の「表札」である。宗法思想の 3 千年もの歴史に比べ、家制度がわずか約百年の歴史しか持たないが、家の思想は浸透し、今でも色濃く残っている。家は長男の単独承継とされているが、息子がいない場合には、婿養子縁組によって承継者を確保することとなり、有能な婿養子はむしろ家名や家業の維持にとって望ましいと考えられている。それに対し、台湾では能力よりも血縁が重視され、宗を維持するために、同姓不婚および異姓不養の原則まで生まれた。出発点が異なる両国は、それから異なる道を歩んでいた。もっとも、宗法思想か家の思想のいずれも、家族制度の成立は国家統治に資するという家族国家観によって支えられていた。ただし、宗族の長である皇帝はほかの宗族に政権を奪われる危険に晒されているのに対し[500]、日本の天皇は氏のない神様なので、革命はそもそも不可能と思われている。この点からすれば、日本の家制度の方が、国民支配や政権維持に有用であり、政権側にとって都合がよいだろう。

② 19 世紀後半、西洋勢力の侵入によって、清政府も明治政府もやむを得ずに改革に着手した。1898 年制定の明治民法より、中国は清政府の滅亡、中華民国の成立を経てきわめて不安定な状況に置かれていたため、民法の公布は 32 年も遅れていた。しかし、富国強兵という政治的目的が明かである家制度に比べ、中華民国民法は漢民族（宗）の永続と繁栄に重点を置きながらも、なお男女平等や個人の尊厳という近代法の理念を取り入れた。台湾は 1895 年から 50 年間日本に統治されていたが、家制度や戸籍制度が施行されるまでには至らず、慣習尊重の方針がずっと採られていた。徐々に皇民化させることは、宗を大事に思う台湾漢民族からの反発を押さえられるとの考慮があったかもしれないが、民族や伝統が全く異なる台湾本島の人々を内地人のように扱うことに対し抵抗感があり、現実的にも不可能であると見極めたのではないかと考えられる。

③ 戦後、中華民国民法が台湾で施行され、日本でも憲法改正に伴い家族法が全面改正された。しかし、それぞれ宗の承継制度、家制度が法律上は廃止されたとはいえ、実際にはその名残がある。たとえば、夫婦一方の冠姓制と夫婦同氏制は、いずれも当事者に選択の機会を与えたものの、形式的平等にすぎず、選択は必ずしも個人の意思によるものではなかった。子の姓も同様であり、法制度の設計上は父母どちらの姓を称することになるかの機会が均等のように見えるが、実際には父の姓を称するように仕向けられている。また、台湾では子の改姓が認められなかったが、日本では家族生活共同体であることを表示するために限定的に認められている。したがって、戦後も両国における姓の法的意義は、それぞれ宗の呼称、家族生活共同体の呼称ないし家の呼称にとどまっていたと考えてよい。

④ その後、台湾法における姓に関する規定は、幾度も改正された。1985 年の民法改正が母方の伝宗接代のためになされたものであることから、姓はまさに宗の呼称であること

[500] 現在の台湾でも、勢力のある宗族によって、地方選挙の結果が左右されることがある。

が強調された。しかし、1998 年改正により夫婦別姓の原則が採られ、2007 年改正により子の姓が父母の自由協議に任せられ、養子も本姓を維持できるようになり、さらに 2010 年改正により成人による自由改姓が認められた。この一連の立法趨勢から見れば、姓の法的意義は、すでに個人の呼称に転換されたといっても過言ではない。わずか十数年で家族法の民主化が成し遂げられ、個人の姓に対する人格権が保障されるようになったのは、1990 年代からの政治の民主化、および男女平等の実現および基本的人権の保護のために、大法官会議が積極的に違憲判断をしていたことがその背景にある。民主化の過程ないし法改正の過程は未熟なところが多々あることは否めない事実であるものの、改革の決断があることは、賞賛に値するだろう。

⑤ 他方、日本では 1976 年の婚氏続称制度の追加が最も大きな改正であるが、肝心な選択的夫婦別姓制の導入は、何時までたっても動き出さない。おそらく戦後の民主化は GHQ によって主導されたものであり、日本では未だに本格的な民主化が行われていないことが原因であろう[501]。婚氏続称とはいっても、呼称的利益が認められたにとどまる。すなわち、氏の取得・喪失が必ず身分変動に従うことを堅持し、入籍・除籍という戸籍原理に連動させている。あえて氏を「民法上の氏」と「呼称としての氏」に分けること、また、身分変動については事実が重要なのに、あえて届出制を全面にすることからもわかるように、日本法では戸籍制度の支配力がきわめて強い。氏の家的性格が微塵も変わらず、個人は依然として観念的な家に束縛されている。今後、選択的夫婦別姓制が導入される際に、戸籍制度の全面改正が避けて通れない課題であることはいうまでもないが、「戸籍が紛れる」ことを恐れて改正に踏み切らないのは、本末転倒である[502]。

⑥ さらに、現実社会の実態を見てみる。台湾は日本より改名者が多いが、日本は台湾より改姓者が多い。「行不改名、坐不改姓（やましいことをやっていないから、(姓名が）知られてもかまわない)」との諺、また、賭け事や保証するときによく使う「不…我就跟你姓（もし…でないと、あなたの姓へ改姓してやる)」との決まり文句は、台湾人にとっての姓の重要性を語っている。なぜなら、姓は血統、出自を表わすものなので、改姓は代々祖先、宗族を棄てるだけでなく、自己自身まで否定することとなる。しかし、名はただ血縁集団中において人を特定するものなので、改名は制度的に簡単であり、現実的にも開運などのためによく行われている。それに対し、日本人にとって、女性が婚姻によって夫の家に入り夫の姓に改姓するのは当然のことであるが、男性が婚姻によって妻の家に入り妻の姓を称するのは好まれず、縁組によって「正真正銘」の跡継ぎとして入り、養親の姓だから改姓する場合でないと、体裁があまりにも悪いと思われている。すなわち、婚姻による改姓か、縁組による改姓か、どちらであるかが重要であり、また、人の家に入り姓が変わることを素直に受け止めている。こうして姓が普通に変わるものであるため、個人の識別機能として名の重要性が高まり、制度的にも改名は家裁の許可

501 日本人は団体主義が強く、政治や社会運動にあまり興味を示さないというのは筆者の印象である。
502 なお日本では、父に認知された子のなかに、父の氏に氏変更する者がきわめて少ない。父の配偶者たちが戸籍が一緒になることを嫌悪するのが、一因であると考えられる。

を要するとされ、厳格的に制限されているのである。

⑦ 日本は台湾と同じく、子の改姓認容率が非常に高い。しかし、台湾の審判は、父母一方の死亡や無責任、子と父母双方やそれぞれの親族との仲、子の心境などすべての事情を斟酌してから、ようやく判断を出すような形で進行されているが、日本の審判では父母の婚姻や離婚、養子縁組が唯一の判断素材となっているようである。要するに、台湾の裁判所は、改姓は姓を個人の人格に一致させるためのものであるかどうかを実質的に見極め、判断を下している一方、日本の裁判所は、父母の身分変動に合せるように、子の改姓を機械的に判断しているのである。どちらがよいかは判断できないが、ただ、日本における姓の現実的意義は法的意義のままに、家族生活共同体の呼称にとどまっていることを指摘したい。なお、日本でも、妻が夫の氏を称するのが「常識」、「皆と同じような行動をとって普通が最もよい」と思われている。しかし、その背後には「家名、家業や墓を受け継いでもらいたい」、「関係を維持したい」、「婿養子と思われるのは体裁が悪い」、「氏が変わらないことを前提にベストな名前を付けたから」など、「息子思い」の理由がほとんどである。結局夫婦同氏制の下での氏は、男女を問わず、子を家へ縛るものである。

⑧ 他方、台湾では 2007 年民法改正があったとしても、嫡出子のほとんどが依然として父の姓を称している。「皆そうしているから」か「父方の宗のため」という理由からもわかるように、台湾では今でも日本のように、ジェンダーバイアスが存在しているのである。法律が変わっても、人の意識が簡単に変わるものではない。ただし、法制度的には個人を縛るのではなく、個人の自由選択を尊重するという姿勢がとられているため、評価に値するものだと思われる。なお、同姓不婚と異姓不養の慣習がほぼ消えたこと、法改正に先行し夫婦別姓が実践されたこと、さらに裁判所が本人の意思を尊重し積極的に改姓を認めていることは、台湾における姓が名実ともに個人の呼称となっていることを裏付けている。改姓の裁定書でも見たように、人は、関係のよい、しかも一緒に生活している親の姓を名乗りたくなるものである。伝宗接代をしてあげたいと言い出せるのも、このようなよい関係があるからこそ、そういえるのである。すなわち、宗の承継のための改姓であっても、親子関係の親密さに着目して個人の帰属意識に基づいたものであるため、姓の宗的性格は、実に個人的性格に吸収されている。このように台湾では、人の姓に対する自己決定が現行法により保障されており、現実社会においても姓の個人化や自由化が着実に進んでいると評価したい。

⑨ 姓の個人化は、人を人として尊重し、家族の自由形成に資し、さらに個人の能力発揮や自己実現の助力になると同時に、人の寛容さを涵養することにつながり、より住みやすい社会をつくっていくことに価値がある。これに鑑み、日本でも近い将来、選択的夫婦別姓制が実現されるよう切望する次第である。

表 6-1　日台家族法における姓の意義の比較

	台湾	日本
姓の伝統的意義	宗（男系血縁集団）の呼称	家（戸籍）の呼称
	夫－そのまま、妻－冠夫姓、子－父の姓	戸主と家族はその家の氏を称する
息子を産めない時	①　婿入り婚、男孫に期待を寄せる ②　男兄弟の息子を養子とする	婿養子
	血縁重視	能力重視
背後の論理	家族国家観	
	皇帝＝ある宗族の長、革命可能	天皇＝神、革命不能
近代国家成立の背景	西洋勢力の東進	
	植民統治、治安維持	国民統治、富国強兵
	戸口制度	戸籍制度
	慣習への尊重	家制度の確立
	内地人の姓へ改姓した者はわずか	苗字（氏）の強制
戦後	中華民国民法の施行	憲法改正、家族法改正
	宗祧承継の廃止、男女平等、個人の尊厳	家制度の廃止、男女平等、個人の尊厳
夫婦の姓	妻の冠夫姓、入夫の冠妻姓；協議可能	夫婦同氏制
	形式的平等、ただし別姓選択可能	形式的平等、同氏の強制
離婚	（解釈による）	復氏の強制
死別	（解釈による）	任意復氏
嫡出子の姓	父の姓。入夫の子－母の姓；協議可能	親子同氏、一家一氏
非嫡出子の姓	（解釈による）	母の氏。認知後、家裁を通し改姓可能
養子の姓	養親の姓	
養子の直系卑属	（解釈による）	家裁を通し改姓可能
離縁	復姓の強制	
戸籍制度	居住関係により編製	身分関係により編製 同氏同戸籍 夫婦（子）同戸籍 3 世代戸籍の禁止
1976 年改正	復氏強制がないためか、あっても ↔	婚氏続称の承認（呼称上）
背景	仕方がない。要は子が改姓できない。	復氏強制の下でも子と同じ姓でいたい
1984 年改正	? ↔	外国人配偶者の氏への変更（呼称上）
1985 年改正	母に男兄弟がいない場合に限り、嫁入り婚の子も母の姓を称することが可能	↔ 一家一氏の原則。祭祀を維持するためなら、最初から婿養子を迎える
背景	人口爆発、母方の伝宗接代のため	

1980 年代後半から	女性の高学歴化、社会進出、経済的自立	
1987 年改正	まったく議論されていない ⟷	縁氏続称の承認（呼称上）
1990 年代から	民主化、憲法改正、違憲判決の続出	
1995 年改正（姓）	原住民伝統的姓名の使用への承認	
1996 年改正案要綱		選択的夫婦別姓制の検討 夫婦同氏－一家一氏（現行法維持） 夫婦別姓－兄弟同姓の原則
背景	① 共通問題 ② 冠姓だから、喪失感が少ない ③ 共通問題 ⟷ ④ 選択できる。冠姓であっても、姓名が残るため、抵抗感が少ない	① 働き女性が増加、生活上の不便 ② アイデンティティの喪失感 ③ 夫婦関係の不対等、妻等の役目 ④ 婚姻の自由への阻害
1998 年改正	夫婦別姓の原則；冠姓への協議可能	
理由	① 婚姻の本質と関係がない ② 働き女性が増加、生活上の不便 ③ 戸籍実務にとっても負担	氏は戸籍編製の依拠なので、選択制 ⟷を導入する方が負担かも
2001 年改正（姓）	外国人配偶者等の姓名使用への制限	
2003 年改正（姓）	離婚後の親権者と姓が異なる場合の戸籍機関への改姓申立てを追加	⟷もともと家裁を通し改姓可能
背景	96 年民法改正により、離婚後の親権者が原則の父から平等へ	
2007 年改正	子の姓は父母の自由協議による 父母による未成年子の改姓 成人による改姓（父母の同意が必要） 裁判所による改姓 嫡出子の姓を明文化 養子の本姓維持への承認	⟷協議によるが、兄弟同氏の原則 父母と異氏、婚姻中、届出のみ その他の場合、家裁を通し改姓 ただし、親子同氏のために限る ⟷まったく議論されていない。氏はまさに家族生活共同体を表わす
背景	男女平等、子の利益保護の思潮	
2008 年改正（戸）	協議不能の籤引きを追加	⟷婚姻前にすでに協議があった。改姓したいなら家裁を通すこととなる
背景	第一線の戸籍機関が籤引きを運用	
2010 年改正	協議不能の籤引き 成人による自由改姓 裁判所の改姓判断基準の引下げ	⟷やはり家裁を通さないと しかも、親子同氏のためでないと
背景	07 年改正の不備により実務問題続出	
姓の法的意義	宗の呼称から個人の呼称へと純化	家族生活共同体の呼称にとどまる

姓の数	1,527 個	291,129 個
	血統、出自を表わす	苗字公称の強制、歴史が短い氏が多い
改名（2010 年）	114,202 件　　（118：1）	5,303 件
改姓（2010 年）	19,408 件	民 791－185,500 件 戸 107－18,304 件 そのほかに婚姻改氏、離婚復氏など
	改姓の多くは離婚による妻の復姓、および親権者である母の姓への変更	むしろ離婚後の婚氏続称が少なくない。子の改氏事由のうちに、「父母の離婚後母の氏へ」が最も多い
子の改姓認容率	07 年改正直後－57.2% 07 年改正 5 年後－95.4%	ずっと 99%前後
	父の死亡や無責任のため、母の姓への改姓希望も少なくない	父母の婚姻や父か母の養子縁組により、父母の氏への改姓希望も少なくない
夫婦の姓	同姓不婚の慣習はほぼ消えた	
	冠姓者の 99%は女性 しかし冠姓者が急減	96%は夫の氏
	妻の姓を冠し、または称することは恥。男性優位の思想・社会構造	
嫡出子の姓	自由協議とはいえ、98%は父の姓	96%は父の氏
	協議不能の場合の籤引きは「インチキ」	
非嫡出子の姓	認知後、85%は父の姓へ	認知後、7.8%しか父の氏へと推測
養子の姓	異姓不養の慣習は消えた。 ただし（同姓者との？）祭祀契約が増加	「氏や祭祀の承継は、単なる契約や遺言だけでは足りない」、だから婿養子
	本姓維持は約半数であるが、縁組の構成で説明できる	縁氏続称はわずか 7%
	妻の連れ子を養子とすることが多い。姓は家族生活共同体の呼称	
	連れ子養子縁組は改姓の唯一の方法	連れ子養子縁組は便宜策にすぎない
祭祀	同姓者によるものが多いが、そうでないものもある	
姓の現実的意義	宗の呼称であっても、個人の呼称に吸収	家族生活共同体の呼称にとどまる

表 6-2　日台民法における姓に関する諸規定

		日本	台湾
夫婦の姓	婚姻中	夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する（750）。	夫婦は、各自の本姓を保有する。ただし、書面をもって、その本姓に配偶者の姓を冠することを約定し、かつ、戸籍機関に登記することができる（1000Ⅰ）。姓を冠した一方は、随時、その本姓を回復することができる。た

				だし、同一の婚姻関係の存続中においては、一回に限って行うことができる（同Ⅱ）。
	婚姻の解消	死別	夫婦の一方が死亡したときは、生存配偶者は、婚姻前の氏に復することができる（751Ⅰ）。	―
		離婚	婚姻によって氏を改めた夫又は妻は、協議上の離婚によって婚姻前の氏に復する（767Ⅰ）。前項の規定により婚姻前の氏に復した夫又は妻は、離婚の日から3カ月以内に戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、離婚の際に称していた氏を称することができる（同Ⅱ）。	
子の姓	実子	嫡出	嫡出である子は、父母の氏を称する。ただし、子の出生前に父母が離婚したときは、離婚の際における父母の氏を称する（790Ⅰ）。	父母は、子の出生登記の前に、書面をもって、子が父又は母の姓に従うことを約定しなければならない。約定していない又は約定ができないときは、戸政事務所において抽選によってそれを定める（1059Ⅰ）。
		非嫡出	嫡出でない子は、母の氏を称する（790Ⅱ）。	嫡出でない子は、母の姓に従う。実父に認知されたときは、前条第2項から第4項の規定を適用する（1059-1Ⅰ）。
		氏の変更	子が父又は母と氏を異にする場合には、子は、家裁の許可を得て、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その父又は母の氏を称することができる（791Ⅰ）。父又は母が氏を改めたことにより子が父母と氏を異にする場合には、子は、父母の婚姻中に限り、前項の許可を得ないで、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その父母の氏を称することができる（同	子は、出生登記を経た後、成人する前に、父母により書面をもって、父又は母の姓に変更することができる（1059Ⅱ）。子は、成人したときは、父又は母の姓に変更することができる（同Ⅲ）。前2項の変更は、それぞれ1回をもって限りとする（同Ⅳ）。次の各号に挙げる事情のひとつがある場合には、法院は、父母の一方又は子の請求によって、子の利益のため、子の姓を父又は母の姓に変更することを宣告することができる。①父母が離婚したとき、②父母の一方又は双方が死亡したとき、③父母の一方又は双方の生死不明が3年を経過したとき、④父母の一方が明らかに保護又は教養の義務を果たしていないとき（同Ⅴ）。

			Ⅱ）。子が 15 歳未満であるときは、その法定代理人が、これに代わって、前 2 項の行為をすることができる（同Ⅲ）。前 3 項の規定により氏を改めた未成年の子は、成年に達した時から 1 年以内に戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、従前の氏に復することができる（同Ⅳ）。	嫡出でない子が実父に認知され、次の各号に挙げる事情のひとつがある場合には、法院は、父母の一方又は子の請求によって、子の利益のため、子の姓を父又は母の姓に変更することを宣告することができる。①父母の一方又は双方が死亡したとき、②父母の一方又は双方の生死不明が 3 年を経過したとき、③子の姓が権利義務の行使又は負担を任ずる父又は母の姓と一致しないとき、④父母の一方が明らかに保護又は教養の義務を果たしていないとき（1059-1Ⅱ）。
	養子	縁組	養子は、養親の氏を称する。ただし、婚姻によって氏を改めた者については、婚姻の際に定めた氏を称すべき間は、この限りでない（810）。	養子は、養親の姓に従い、又は元の姓を維持する（1078Ⅰ）。夫婦が共同して養子をするときは、養子縁組登記の前に、書面をもって、養子が養父又は養母の姓に従うか、あるいは元の姓を維持するかを約定しなければならない（同Ⅱ）。第 1059 条第 2 項から第 5 項の規定は、養子縁組の場合に、これを準用する（同Ⅲ）。
		離縁	養子は、離縁によって縁組前の氏に復する。ただし、配偶者とともに養子をした養親の一方のみと離縁をした場合は、この限りでない（816Ⅰ）。縁組の日から 7 年を経過した後に前項の規定により縁組前の氏に復した者は、離縁の日から 3 カ月以内に戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、離縁の際に称していた氏を称することができる（同Ⅱ）。	養子及び養子縁組の効力が及ぶ直系卑属は、養子縁組関係が終了したときから、その本姓を回復し、かつ、実父母及びその親族との間の権利義務を回復する。ただし、第三者が既に取得した権利は影響を受けない（1083）。

おわりに

台湾ではもとより、夫婦別姓が選択可能とされており、さらに 1998 年の民法改正によって、今まで実践されてきた夫婦別姓が法原則として採用された。政治の民主化という改正背景のほか、①男女平等の原則を徹底的に貫こうという意識の共有、②夫婦間の法律関係や夫婦生活の円満は、夫婦の姓と切り分けて考えるべきであることの再認識、③働く女性が増えている中、婚姻による改姓は生活上の不便をもたらすという事実の重視、④婚姻や離婚による頻繁な改姓は、戸籍実務にとっても大きな負担であるという事実の承認も重要である。

それに対し、女性の社会進出や経済的自立という共通の社会背景があるにもかかわらず、日本では、選択的夫婦別姓制の導入が未だに実現されていない。身分変動に伴う姓の変更を当然のように思い、男女平等の原則や個人の尊重を徹底的に貫こうという決心がないためである。しかし、法律は社会のニーズに応えて修正されていくものなので、選択的夫婦別姓制はいつか必ず実現される。婚外子差別について最高裁が世論に左右されずに違憲決定[503]を下したことを機に、夫婦同姓制の弊害は改めて検討されるだろう。こうして個人の姓に対する人格的利益ないし人格権が保障されることは、男尊女卑の社会構造が解体する第一歩となる。

日本における夫婦別姓反対派は、別姓が家族の一体感を損なうと主張している。しかし、「好きな人と一緒にいたい（61%）」「家族を持ちたい（59%）」という婚姻したい主な理由[504]からもわかるように、家族の一体感は心構えの問題であり、同姓によって守ることができないものである。台湾では夫婦別姓がゆえに家族が崩壊している、との議論が見当たらない。悪いことが起こらないと理解してよいと思われる。

日本における夫婦別姓反対派もまた、別姓になると子どもがかわいそうと主張している。民法改正案要綱により、選択的夫婦別姓制が採用されても、兄弟の姓が異なることはない。しかし将来、子はなぜ皆父母一方の姓しか名乗れないかという疑問が必ず出てくる。台湾では、兄弟の姓が異なることは制度的に認められている。ところが、裁判例を整理したところ、確かに姓が異なることで苦しんでいる子がいた[505]。したがって、兄弟の姓が異なることについてどう考えるべきかは、再検討の必要がある。ただ、法改正の方向として、個人が自分のアイデンティティに従い改姓したいならば、裁判所を通じ、または成人した後に自由に改姓できるようにした方がよいと思われる。この点については、民法改正案要綱

---

503 平成 25・9・4 最大決。

504 内閣府政策統括官が 2010 年に行われた「結婚・家族形成に関する調査」の報告書による。内閣府関連ホームページ：http://www8.cao.go.jp/shoushi/cyousa/cyousa22/marriage-family/mokuji-pdf.html（検索日：2013 年 10 月 28 日）参照。

505 筆者の女友達の例であるが、母は婚姻したばかりの姉に対し、死亡した父の祭祀のために、子を産めばそのひとりに母の姓を名乗らせるように要求した。それに対し、姉は子の姓が異なることは、双方家族のけんかの元となり、また、子が異なる姓を名乗る父母一方の家族から愛されないのではないかと考え、断った。

でも配慮している。

繰り返すとなるが、「戸籍が紛れる」ことを恐れて改正に踏み切らないのは、本末転倒である。特に日本の戸籍制度は家制度と深く関わっているため、男尊女卑の思想を払拭するには、戸籍制度の改廃がどうしても必要である。その際に、個人籍を採用するのがよい方法であるものの、過激な改革が反対を招き挫折しやすいので、戸籍を残し同氏同戸籍の原則を放棄するのもひとつの方法である。異姓同戸籍で何の支障も生じていない台湾の戸籍制度は、参考となる。こうして戸籍制度が改廃されると、はじめて真の家族法の民主化、並びに自由な家族形成が始まるといえよう。

では、夫婦別姓が導入されると、墓はどうなるのだろうか。祭祀のことは宗教的問題で個人の信仰と関わっているため、できる限り個人の意思を尊重し、法律は介入しない方がよいと思われる。ただし私見であるが、祭祀は絶対同姓の者や息子によらなければならないことに、あまりこだわりすぎないようにした方がよいと思われる。将来、個人化や少子化が一層進行していくと、永代供養の墓や散骨が次第に増えてくると推測される。

なお、夫婦別姓によって外部からは夫婦であることを察知しにくいことに鑑み、国民身分証明書の配付が検討されるかもしれない。しかし、国民身分証明書制度には人権上の問題がありうるので、この点については慎重な考慮を要する。

非嫡出子のケース

変更事由：①父か母の死亡、②父か母の生死不明、③親権者と姓を異にする、④父か母が扶養などの責任を果たさない（どちら？何年？）

	裁定				子			申立人	変更事由				主張	判断	裁判官
	法院	番号	日付	結果	希望	性別	年齢		①	②	③	④			
1	板橋	96-184	07 11 05	X	母の姓	男	13歳	母			母3年	父	認知、父が親権者、父の姓へ。しかし、扶養しないし、通貨偽造等の罪で収監されたことがあるから、母に親権者変更。2年前父が結婚。父は書面をもって親権と面会交流権を放棄、子の改姓に同意。改姓しないと、責任のない父のことをずっと思い出して苦しむ。	扶養しなかったことや収監されたことは、いずれも子の姓と関係ない。「改姓しないと、責任のない父のことをずっと思い出して苦しむ」というのはただ個人的感覚、改姓の要件と関係ない。「不利」について証拠不足。	余来炎
2	高雄	96-436	07 12 25	O	母の姓	男	56歳	子	父36年				認知、将来学校に行くために父の姓で届出。母方の伝宗接代のために、（区役所の人の提案で）27年前に母と同姓（張）の女性の養子になった。しかし、養母に子が3人いって、相続紛争を回避するために2か月前に離縁、父の姓に復姓。しかし、「張」を長年使用し復姓は不便、子どもも「張」を名乗っている。	父か母のいずれの姓を称するかは、伝宗接代に影響しない。姓は、ただ旧時代において子孫がどちらの祖先を祭るべきかを簡単に区別するためのものであり、かつ男尊女卑の意味合いを有する。祖先祭祀は誠心誠意を重んじるべきであり、姓を重んじるべきではない。申立人は父の姓を名乗っていても、実際に母方の祖先を祭っているなら、母方の祖先はすでに祭祀を受けている。しかし、この旧時代の習俗は依然として存在し、かつ申立人は長年母の姓を象徴として生活しており、その子どもも「張」を称している。それに申立人が改姓の申立てをしているから、申立人は比較的に母の姓と母方親族に思いを寄せていることが明らか。したがって、父の姓は確かに心理的に不利。	林建鼎
3	板橋	96-287	08 02 04	O	父の姓	男	X	子				母	認知。父が扶養。なぜ父の姓を名乗らないかと幼稚園でよく聞かれるため、子が困る。父にほかの子がいない。	母が出廷せず。	黄恵瑛
4	台	97-	08	O	母	男	O	子	父				認知、父の姓へ。母方の伝宗接代のために、幼い頃か	「洪」を30年も使い、突然の復姓は識別困難やアイデン	劉

	中	110	04 21		の 姓				30 年				ら名義上おばの養子となったが、実際には母に扶養されていた。6 年前に養母が高齢者手当をもらうために離縁、父の姓に復姓。しかし、「洪」を 30 年も使い、突然の復姓に適応できず、しかも母方の伝宗接代の任務まだ残っている。	ティティ上の矛盾をもたらし、客観的に不利。もう 1 人の兄弟は死んだ父の祭祀を担うことができる。母も改姓に同意。	長 宜
5	板 橋	97- 99	08 04 30	O	母 の 姓	男	1 歳	母			母	父 -1 年	認知、父の姓へ。しかし、父が扶養料を払わず、会いにも来なかった。子は幼い頃から母と母家族に世話されている。母に結婚の予定があり、今後の家族メンバーは姓が違うと、子の成長に不利。	母に結婚の予定があり、姓が違うと確かに他人に議論される。まして 1 歳で、周りに対する認識や理解能力を学習する段階である。非嫡出子のことと姓が母と違うことに直面すると、家族に対するアイデンティティと帰属意識を疑いやすくなり、その心身の健全な発達に明らかに不利。	劉 大 衛
6	板 橋	97- 335	08 09 26	O	母 の 姓	？ ？	X X	子	父 2 年			父	認知、父の姓へ。しかし、父が死亡、父方親族は子を相手にせず、相続権の放棄まで要求。母に扶養され、しかも母の結婚相手に可愛がられている。平穏な生活を過すために改姓。	父がすでに死亡し、父方親族も顔を向けないため、子は父家族と一般的な社会生活のつながりを失った。一方、母に扶養され、母が結婚、父の姓を名乗ると新しい家庭生活に溶け込みにくい可能性あり。	林 春 長
7	板 橋	97- 386	08 11 28	X	母 の 姓	？ ？	X X	子			母 7 年	父 8 年	認知、父の姓へ。しかし、幼い頃から母に扶養され、8 年間父と会っていないため、母への単独親権（裁判）。父が麻薬販売、麻薬常習で収監を繰り返している。子の人格発達のための改姓。	「不利」について証拠不足	葉 靜 芳
8	台 北	97- 561	08 12 29	X	母 の 姓	？	O	子	父 18 年				認知、父の姓へ。母に育てられ、母の祭祀を司りたい。	「不利」について証拠不足	鍾 華
9	台 中	98- 38	09 03 16	X	母 の 姓	女	O	子				父 ？	認知、父の姓へ。しかし、父が扶養せず、殴ったことがあり、しばしば皮肉をいい、さらに認知を利用し母から金を強請った（金をくれれば、認知してやるということを表現したい）ので、親子関係が疎遠。	母の証言：「…金のことについていくらも説明したが、彼女が受け入れない。…父が要らないと。金は私が父にもらい、彼女に渡したの。そうしないと、彼女はどうやって生きるの？」、「父は彼女を悪く扱っているわけではない。ただ彼女が父のことが嫌いなだけ。…強請ったことがない。	楊 熾 光

													それは彼女が勝手に喋ったの。…父は彼女を捨てるなんていったことがない」。「不利」について証拠不足。	
10	板橋	98-241	09 06 23	O	母の姓	?	X	子			母・子1歳から	父・子1歳から	認知、父の姓（徐）へ。母に扶養され、父は責任を果たさず、連絡も途切れている。父のことを聞かれて答えられなかった。また、母方の祖母は父の姓を名乗っていることに不満に思い、子に八つ当たりする。たとえば、「徐家のために世話したくない」、「徐家の子どもの保険料を払いたくない」。母家族の引越し祝いで「徐家の人の来訪は御免」といわれ、差別された。	―	余来炎
11	板橋	98-486	09 10 20	X	母の姓	?	O	子	父1-年			父20年	認知、父の姓へ。しかし、母に扶養され、父は 20 年も連絡をくれなかった。1 年前に父が病気で死を意識し、自ら母と連絡し改姓に同意。父子関係が薄くて父の姓を称することは意味がないため、改姓。	父の姓を名乗りたくない、父の姓を名乗ると不平に思うというのは、ただ子の主観的感情にすぎない。客観的な不利の事実を提出しなければならない。また、扶養の有無は子の姓と関係ない。	林錫凱
12	高雄	98-390	09 10 26	O	父の姓	女女	O O	子	母2年			母	父が扶養（認知とみなされる）。母に会ったことがない。母の姓によって、職場や人間関係において誤解や隔たりが生じ、不利な影響があった。	生まれてから父に扶養、母子関係が薄い。習慣により父の姓を称する者が多いから、親族間や社交の場で人と付き合う時に、母の姓は確かに不利な影響をもたらす。	王俊隆
13	板橋	98-495	09 11 16	X	父の姓	男	O	子	母4年				幼い頃から父母・兄・姉と同居。兄・姉は父の姓。7 歳に父が病気、兄・姉が生計を立てていたが、爪弾きされた気がした。姓について聞かれると恥じる。祖先祭祀にも問題がある。自分の子に同じ辛い思いをさせたくないため、認宗帰宗したい。	戸籍謄本に父の欄が空白のため、認知届出がないことがわかる。父が一体誰かわからないので、申立てを棄却。まず父子関係存在確認訴訟をする必要がある。	黄恵瑛
14	台北	98-1008	10 01 07	O	父の姓	?	O	子	父44母30				父母が同居していた。死後認知。父母の婚姻状況などについてよく聞かれるため困る。兄弟と姓を異にすることも困る。母の姓はアイデンティティに合わない。	生まれてから兄弟と共同生活をしているため、改姓しないと、心理的なダメージ。	文衍正
1	板	98-	10	O	母	男	52	子	継				8 歳の時母が結婚、継父（賈）が母方の祖母との約束	継父の姓によってからかわれたこと、継父との関係が疎遠	黄

5	橋	639	01 25		の 姓		歳		父 1- 年				を破り、虚偽の認知届を出して継父の姓に改姓させられた。姉は母の姓のまま。改姓後、小学校から今の職場までずっと笑われてきた。たとえば、「仮仙」、「仮鬼仮怪」（台湾語のぶり子、怪しいなどの意味）、痛みを訴えても医者に「是仮的（それは嘘だ）」などからかわれた。妻と子どもも同じ苦境（「仮的太太（偽物の奥さん）」）。また、継父の再婚相手（中国人女子）は継父の死亡後、母方の祖母が残した不動産を独り占めしたのみならず、申立人に訴訟を提起。	であること、継父が再婚し、かつその妻に訴えられていることによって、申立人はすでに継父を家族として認めていなかった。また、姉と姓が違うことなどから、継父の姓が確かに不利。	恵 瑛
16	板 橋	99- 128	10 05 10	O	母 の 姓	男	54 歳	子	父 24 母 1			父 ・ 子 が 幼 い か ら	認知、父の姓へ。母に扶養され、母方の祖先を祭っている。父と父方の親族と一切やりとりがなく、父方の祖先祭祀を拒まれた。母のもう 1 人の子（養女）がすでに結婚。母方の祖先祭祀を司り、親孝行したい。	父の姓は明らかに子の社会生活に長期にわたってつながりを失った。また、姓をもって伝宗接代をする観念は、依然として人の心に根ざしている。申立人は、姓を血縁団体や血統の名称として、息子のない者（母）の伝宗接代を可能にすることを切望している。このことから、姓の問題はすでに子の心理的な負担になったことがわかる。	郭 光 興
17	板 橋	99- 272	10 09 08	X	母 の 姓	？ 男	O O	子	父 5 年				認知、父の姓へ。父が背信の罪を犯し、また母の不動産を勝手に処分。父の行動によって、子が周りに非難され、婚姻に不利であるとして、改姓を求める。	成人は民法 1059 条 3 項によって自由に改姓できる。	邱 景 芬
18	板 橋	99- 512	10 12 28	O	父 の 姓	男	X	子	父 10 年				死後認知。父方の祖父は 07 年に死亡、代襲相続できるが、ほかの相続人から姓が違う以上、遺産分割に参加できないといわれた。認宗帰宗も父の希望であった。	姓は個人の社会生活におけるマーク。姓そのものは中性的な記号であり、有利か不利かという区別がなく、しかも主観的な感覚をもって客観的に不利の事実があることを証明することができない。しかし、姓は人の人格、名誉、身分や地位と密接な関係を有し、かつ人格権の一部を構成しており、憲法の保障を受ける。姓の選択では子の意思を尊	葉 靜 芳

													重すべきであり、それをもってはじめて子の最善の利益を保護するという目的が達成。本件、父と父方親族は子の改姓を望んでおり、それで認祖帰宗と遺産分割に参加することができるので、子の最善の利益に合致する。	
19	台中	100-276	12 02 29	X	母の姓	女 男女	15 14 12 歳	母			母	父？	認知、父は親権者、父の姓（張）へ。しかし、保護教育の義務を果たさず、ここ6年は子と同居したことがないため、母への親権者変更（裁判）。父方の祖父が母を助けず、子が張家の子孫と認めなかった。また、父は姓を武器として「あなた（母）がいくら育てても、いずれ我が張家の子孫なのだ…」と冷やかして母を傷つけた。子も改姓したいが、父に拒まれた。成人後の改姓は関係書類の修正の面倒を伴うので、今が良い。	社会福祉団体の訪問調査によると、母子関係がよい。子は父が好きでなく、父の姓によって生活が影響されたから、改姓したいと。本人の意思を尊重して改姓をすすめた。しかし、裁判所は以下の理由で改姓を認めなかった。 ① 父は6年前に脳卒中で生計能力を失い扶養料を払わなかったが、子と同居し、同居しない時も会いに来たりして積極的に親子関係を築くようにしている。 ② 父に対する不満は母自身の主観的な感情であり、子の改姓の判断要素にならない。 ③ 子は「張」が「髒（汚い）」と発音が似ており、母の機嫌をとるために改姓したいだけ。子が改姓の意義を理解できず、ただ母のいったことを真に受けて父に反感を持ち、改姓したいだけ。 子の改姓は、ただ父子関係をさらに悪化させ、子の人格発達に不利、その最善の利益に合致しない。	郭妙俐
20	台中	101-70	12 05 07	X	母の姓	？	3 歳	母			母	父？	認知、父の姓へ。父が扶養しないし、子が母の実家で育っているので、母方に共感。それに対し、父は子の改姓に反対。親権者変更をすでに申立ている。また、扶養料半年分を払った（最後は去年9月）し、その後払わなかったのは、母が面会交流を拒否したため。	社会福祉団体の訪問調査によると、父に子の権利利益を重大に影響したことがない。また、子が3歳で改姓の意味を理解できず、かつ改姓について具体的な意見を述べられないので、改姓の必要がない。現時点では、父母はよい親子関係を築くように尽力すべきだとコメント。裁判所は、以上の調査意見を尊重し、改姓を認めなかった。	簡賢坤

嫡出子のケース

変更事由：①父母の離婚、②父か母の死亡、③父か母の生死不明、④父か母が扶養などの責任を果たさない（どちら？何年？）

	裁定				子			申立人	変更事由				主張	判断	裁判官
	法院	番号	日付	結果	希望	性別	年齢		⑤	⑥	⑦	⑧			
1	板橋	96-100	07 08 21	X	母の姓	？？	32 30 26歳	子	22年前			父22年	父母の離婚後、父が間もなく再婚して子どもを産んだが、申立人に1回も会いに来なかった。生活費はすべて母と母の実家に頼っていた。幼い頃から自分が母方家族の一員と思い、父の姓（賴）を称することに対する嫌悪感が強い（家族ではないのに、父の姓を称するなんて、悲しい。また、母方家族と姓を異にすることによって、生活上の不便が生じて困っていることを表現したいです)。また、「賴皮鬼（ごろつき、無賴漢)」や、呉氏と結婚し「呉賴（無賴)」婚姻と笑われた。そこで、申立人は03年（姓名条例改正前）に父母の離婚後、母が親権者になったことをもって、母の姓への改姓を申立てた。しかし、戸政事務所に民法旧1059に該当しないと拒まれ、その後の訴願と行政訴訟でも成人していることに加え、母に男兄弟がいるとして棄却された。	母方家族としてのアイデンティティ、父の姓を称することに対する嫌悪感というのは、ただの個人的感情。父と同じ姓（賴）を名乗りたくないというのは、父が父としての責任を果たさなかったことが根本な原因。しかし、それは姓と関係ない。笑われたことについて、証拠を出していないから、その主張を認められない。	余来炎
2	板橋	96-112	07 09 11	X	父の姓	？	O	子		父51母29			母の姓を称しているが、父の祖先を祭っている。わが国は父系を主にしており、父の姓（示）を称する者が少なく、父の希望でもあったため、改姓したい。加えて、「示姓宗親会」を組織する予定があり、改姓しないと加入できず、自分と子孫の利益を損なう。	母の姓を称しているのは婿入婚であるから。婿入婚と嫁入婚は性質的な違いがあり、我が国が父系を主にしていることと関係ない。どちらの祖先祭祀をするかは自分で決められる。現に父の祖先を祭っている。また、「示姓宗親会」に参加できなくても、他方に参加できる。	劉大衛
3	台	96-	07	O	母	男	O	子		父			母に男兄弟がいないから、父が婿入りをし、子の中の	母が父の姓を称しているとはいえ、本姓が消えないから、	簡

	中	291	11 23		の 姓							1 人が母の姓（張）にすると約束した。ところが、文字が読めなくて婿入り婚で婚姻届を出していなかったので、皆（母も）父の姓（陳）である。申立人は長男で責任を感じている。また、今の氏名（陳張忠）で婿入りと思われて気分が悪い。なお、父の姓を称している男兄弟が 2 人いる。	民法 1059 でいう母の姓は、母の本姓を指す。本件父母に約定があり、かつ今の姓は確かに「不利」。	賢 坤
4	台 北	96- 627	07 12 13	O	父 の 姓	?	X	子	3 か 月 前			母 1- 年	母の姓と約定。しかし、母が 1 年前に家出したため、3 か月前に裁判離婚が確定して父が親権者に。父・兄と同姓にしたいため。	父母が離婚、父が親権者であることから、将来父が子の世話をし、母が家に戻る可能性が低いと予想できる。実際に世話している父・同居している兄と姓を異にすると、互いに隔たりが生じ、父がえこひいきし、兄弟仲にひびが入りやすい。そうすると申立人の父・兄に対する帰属意識が形成しにくくなり、その成長に比較的不利。父が離婚後間もなく子の改姓を求めたことから、子の姓に対しわだかまりがあることがわかる。	陳 世 宗
5	台 北	96- 519	08 01 17	X	母 の 姓	?	O	子		父			本省人と外省人の対立の中、父の姓（邢）によって就職、婚姻、人間関係において差別される。また「邢」を「刑」と書き間違えられたり、「邪」と呼び間違えられたりして不便で困っている。	「不利」について証拠不足。	鍾 華
6	台 北	96- 603	08 01 23	O	母 の 姓	?	O	子	O			父 ・ 子 幼 い か ら	父は適切に申立人の扶養・世話をせず、かえって母に DV。父母の離婚後、母と母方の祖母に育てられ、父は会いに来なかった。今申立人が結婚し、子どもに過去のことを説明したくないから、改姓したい。	母と母方の祖母に育てられ、父は終始責任を負わなかったし、会いにも来なかったため、親子関係が疎遠。申立人は過去のことを触れたくないが、子どもは申立人の姓からそのプライバシーを知ることができるので、確かに「不利」。	李 莉 苓
7	板	97-	08	X	父	?	X	子	O				父母の離婚時に、母が親権者と約されたため、子が母	「不利」について証明していない。	余

	橋	124	03 31		の 姓							の姓に改姓。その後母が再婚、離婚、現在行方不明。子が父の元に戻り、父への親権者変更。学校勉強のための改姓。		来 炎
8	板 橋	97- 306	08 08 14	O	母 の 姓	?	O	子		父 出 生 前			2 歳の時、母が再婚して弟を生んだ。幼い頃から母、継父、弟と暮らしているが、弟と口けんかの時に「わが家族の人ではない」といわれた。また、母方の伝宗接代のため。	出生前に父が死亡したことを考え、父の姓は子の社会生活とは実際につながりがなく、かつ子に心理的なダメージ。	毛 崑 山
9	高 雄	97- 147	08 08 22	O	母 の 姓	男	56 歳	子		父 母			母に男兄弟がいないため、父母は生前に長男が父の姓、次男（申立人）が母の姓と約束。しかし、当時の法律に制限があったため、父の姓で出生届。その後改正があったが、知らなかったので済まさなかった。申立人の氏名は母家族の墓石にすでに刻まれ、実際にも母方の祖先を祭っている。伝宗接代という母最後の念願を叶えてあげられないことにたいし不安に思い、自分の死後はどちらに所属するかもわからないので、健康を損ない、家運も悪かった。	姓は、個人の帰属意識に関わるもの。申立人は幼い頃から自分が母方宗族のメンバーと思い、母方の祖先を祭っているが、法的には父の姓を称しているため、心に矛盾が生じた。確かに心身の健全な発達を妨げる。一方、父にはその姓を受け継ぐ子がいるから、申立人が改姓しても、父家族が不利になるわけではない。	呉 文 婷
1 0	板 橋	97- 361	08 11 10	X	母 の 姓	? ?	X X		6 年 前			父	父母の離婚後、申立人が度々入院していたため、父母が仕方なく同居を再開。しかし同居中父が金銭問題が原因で母ともめ、暴力を振るった。また、母が扶養・世話、父は一切責任を負わない。父の借金の取り立ての電話がよく来る。心理的負担から解放されたいがための改姓。	「今の姓によって暴力のことを思い出す」、「今の姓で日常生活や学校で困ることがない」などから、ただの個人的な感情にすぎないと認定。	劉 大 衛
1 1	高 雄	97- 448	09 02 27	X	母 の 姓	女	X	母	5 年 前	父 -1			死んだ父に債務がある。母方の祖母は子の姓を理由に金を貸してくれない。また、クラスメートに「父が死んだのになぜ父の姓を称するの？」と聞かれ、父がいないことで笑われたことがある。母の姓に改姓できれ	債務の相続は、姓と関係ない。祖母が金を貸さないのは、祖母個人の考えで姓と関係ない。また、わが社会は父系社会であり、父の生死を問わず大多数の人は父の姓を称している。したがって、「父が死んだのになぜ父の姓を称する	伍 逸 康

												ば、父がいるかどうかを聞かれなくなるだろう。	の？」と聞かれるのは合理的ではない。また、父がいるかどうかは客観的事実であるため、「母の姓に改姓できれば、父がいるかどうかを聞かれなくなる」との考え方は単純。	
12	台中	98-41	09 03 06	O	母の姓	？	O	子	10年前			父10年	父母の離婚後、子は母と暮らし母家族と接触している。父は扶養料を払わず、子に関心を示したことがなく、行方不明であった。サラ金業者に〔父債子償〕を理由に付きまとわれていたため、引越し。今生活が平穏になってきたが、怖がっていて通称を使っている。また、父の DV で、父の姓を名乗ることを恥と思う。困難がある時に父家族も助けてくれなかった。母の養育の恩を報いるための改姓。	…わが社会は依然として伝宗接代の伝統を重視しており、申立人が母の養育の恩を報いるために改姓を望んでいるのは、社会習俗の観点からみれば合理的。改姓できないと、申立人は親孝行できないとやりきれない気分になり、精神的な負担になる。また、父子関係が疎遠、父が明らかに責任を果たさなかったので、確かに「不利」。	劉長宜
13	板橋	98-100	09 03 17	X	父の姓	男	O	子		父			父が婿入り、母の姓。しかし、父が死亡、父にほかの子がいないため、親孝行の気持ちでその伝宗接代をしたい。なお、母方の祖父は実は呉であったが、養子縁組によって楊になった。また、申立人に子ども 3 人がいって、認祖帰宗しないと、近親婚のおそれがある。	父母が母の姓と約定した以上、不利であるわけではない。また、法律は同姓結婚を禁じていないし、同姓結婚が実に多くあるから、申立人の憶測にすぎない。	李莉苓
14	台北	98-160	09 03 31	X	父の姓	男	O	子		O			父が婿入り、兄弟 4 人のうちに申立人のみ母の姓。申立人に子が 5 人いて、長男は仕事がうまく行かず体も悪く、次男は収監され、三男は癌、娘は 50 歳で未婚。子は認祖帰宗しないから不運だと思っている。近親婚の心配もある。	ただの個人的な感情。	李莉苓
15	板橋	98-184	09 05 08	O	母の姓	男	O	母		父18年			父母が 34 年前に結婚し子を生み、9 年後離婚。父が婿入り婚でよりを戻したいから、間もなく母と再婚。しかし、父が 6 年後死亡。それ以来、子は母と共同生活、母に育てられてきた。父家族は婿入り婚を理由に子をわが子孫と思わないし、母家族も子が父の姓を称して	父が死亡、母が 1 人で扶養、父家族が子と接触していないことから、父の姓は子の社会生活と実際につながりがなく、かつ子に心理的なダメージ。	毛崑山

												いるからわが子孫と思わなかった。学生時代は同級生にからかわれていた。		
16	台北	98-317	09 05 19	O	父の姓	男	O	子		父3年			原住民の身分を取得するために、6年前に父母の約定で母の姓に改姓したが、職場や生活上は依然として父の姓（操）を使用している。母は復姓に同意。	特定の目的のために母の姓に改姓したが、実際には父の姓を使っているので、確かに「不利」。また、母も同意。	呉素勤
17	板橋	98-191	09 05 31	O	母の姓	男男	X X	母	5年前			父6年	離婚後、母が親権者。父（邱）が麻薬常習で何回も収監、離婚後扶養料を払わず、子に会いにも来なかった。現在行方不明。子が幼い頃から母と同居、母に育てられ、母家族の祭祀イベントなどに参加。父家族と付き合いがなかった。父の行いで子が巻き添えになった。たとえば小さい過ちを犯した時、「邱家の子どもだから」とからかわれた。子が父の陰影から解放され、母の実家の生活に溶け込み、家族の承認を取得するため。	母が親権者、子と同居、子の世話をしてきたこと、子が母家族のイベントに参加していることから、子は母家族に共感をもつことがわかる。それに対し、父が麻薬常習、扶養料を払わず、会いにも来なかったこと、父家族が全然関心を示さなかったことによって、子は父家族と社会生活のつながりがなく、父家族の一員としてアイデンティティを失った。改姓しないと、母家族の家庭生活に溶け込みにくい。	黄恵瑛
18	板橋	98-205	09 06 12	O	母の姓	女	O	母	15年前		父	父15年	離婚後、母が子2人の親権者。最初娘が父と同居していたが、父が責任を果たさないので、10歳以後は母と同居。父が行方不明。母が離婚8か月後再婚、継父とともに娘を育ててきた。娘が父と長年付き合いがなく、来年結婚することを父に知られたくなく、招待状に3つの姓を並べることを望まないために。	父が世話をしていなかったことによって、娘は父家族と一般的社会生活のつながりを失った。一方、母が再婚、娘が幼い頃から母と継父に育てられていた。結婚のことを考え、招待状に3つの姓を並べればトラブルを起こすおそれがあるため、父の姓は確かに「不利」。	劉大衛
19	台北	98-276	09 06 30	O	母の姓	男	27歳	子	何年前		父	父・子幼いか	母（呉）が親権者。父（高）が行方不明で扶養義務を果たさなかった。子は幼い頃から母方親族に育てられてきたが、学生時代はクラスメートに「なぜ呉と称するのに、PTAに出ていたのは高と称する人ばかりなのか？」と聞かれ、答えられなかった。	父母が離婚したこと、父が行方不明で扶養義務を果たさなかったこと、子が成人したことを考え、子の意思を尊重し、家庭生活の円満という目的を果たすために、改姓が比較的有利であると認める。	徐麗瑩

											ら			
20	板橋	98-311	09 07 06	X	母の姓	男	O	子	O			父離婚後	申立人は米国で医学を勉強。氏名の広東語発音は医者の道に適しないし、父母の離婚後は母に育てられてきたため、母の姓で医者になり養育の恩を報いたい。	ただの個人的な感情。	余来炎
21	台南	98-173	09 07 16	X	母の姓	?	O	子		父4年			母方の祖母（林王）は財産（次男の遺産を単独相続）を申立人ともう1人の孫娘（林）に贈与しようとするが、母の姓（林）への改姓とおじの伝宗接代を条件としている。改姓しないと財産を獲得できないし、祖母に逆らうことになる。	祖母はすべての財産を申立人に贈与するわけではないし、伝宗接代という改姓理由をもって今の姓は「不利」とは認めにくい。	林育幟
22	高雄	98-257	09 07 30	O	母の姓	男	37歳	子		養父7母23			父母の離婚後、母の再婚で継父の養子になった。その後、母と養父が死亡。母が原住民の身分を有するので、改姓すれば自分と子どもは原住民の身分を取得し、法的保障や福祉を受けられる。	原住民身分法4Ⅱ：「原住民と非原住民が婚姻して生んだ子は、原住民の身分を有する父又は母、もしくは原住民の伝統的氏名を称すると、原住民の身分を取得する」。憲法増修条文10条第12項：「国は民族の意思に従い、原住民族の地位及び政治への参画を保障し、且つその教育・文化、交通・水利、衛生・医療、経済・土地及び社会福祉事業に対し、保障・支援、且つその発展を促進しなければならない。その内容は、別途、法律で定める。」本件申立人は改姓しないと、確かに「不利」。	呉宏栄
23	板橋	98-342	09 08 20	O	父の姓	男	O	子		父11年			父が婿入り、申立人だけ母の姓。しかし、母の姓であるため、兄弟と同じく〔祭祀公業〕の権利を獲得できない。母も改姓に同意。	承継権を守るために改姓を切望しているため、母の姓は確かに「不利」。	林春長
24	高雄	98-312	09 08 28	X	父の姓	?	O	子		父28年			父が婿入り、母の姓。父が死亡したので、認祖帰宗の必要がある。	母の姓を50年も使い、その間に不都合がなかった。「認祖帰宗」は旧時代の概念、祖先祭祀を大事にするという伝統的な価値観を掲げるが、男尊女卑の意味もあり、現在社会で求められている男女平等の価値観との間に齟齬があ	何清富

													る。	
25	板橋	98-422	09 08 31	X	母の姓	女女	O X	子	O			父離婚前	父が扶養せず、離婚後も子の帰宅を拒んでいた。また、3姉妹は姓が違い、人に聞かれるとコンプレックスを感じて悲しくなる。	ただの個人的な感情。	余来炎
26	高雄	98-352	09 09 16	X	母の姓	?	O	子		父2年			父方の親戚は申立人に冷たく、祖父が1か月前に死亡した時、葬式について連絡も来なかった。幼い頃から母と母方の親戚に親しみがあるため、改姓したい。	姓の変更は親族関係の変更でなく、親族関係に問題があることをもって父の姓が「不利」と認めにくい。また、申立人も不利ではないといったため。	邱泰録
27	台南	98-343	09 09 24	X	母の姓	男	O	子		父2年			父が婿入り。申立人は高校まで母の姓（江）を称していた（江雷耀）が、父に改姓させられた（雷〇〇）。母方の家族の伝宗接代のための復姓。	父が父としての責任を果たしたため、父の姓によって「不利」と認めにくい。伝宗接代は、母の利益から出発した理由であり、子の利益を考えていない。	林富郎
28	高雄	98-524	09 12 28	O	母の姓	男	O	子	17年前			父	申立人は台湾国籍で、幼い頃から台湾に住み、母と母家族に育てられ、日本語を話せない。父と一切連絡をとっていない。父の姓（大窪）では原住民か外国人に間違えられるおそれがあり、進学や就職に不便。アルバイトの応募で外国人と思われて不採用となったことがある。また、母から死後祭祀の要望がある。	離婚後、父が台湾に入国したことがなく、連絡もなく、父としての責任を果たさなかったが、母が養育。姓の問題でアルバイトを拒まれたことがあるので、確かに「不利」。また、申立人は成人で、ことの善し悪しの区別でき、改姓後の利益と生活にもたらされる不便などの不利益をわかるはずである。本人の意思を尊重。	劉建利
29	板橋	98-560	10 01 07	O	母の姓	男	O	子	幼い頃に	母5年		父・子幼いから	父母の離婚後、母と暮らし母に育てられ、父は父として責任を果たさなかった。父家族と付き合いもない。母の死亡後、申立人は毎年子を祭祀に連れて行ったが、帰りに子がいつも不具合を訴えた。1年前に子が突然痙攣を起こし、神（どの神がわかりません。観音や民間信仰のなか神格化された歴史人物、たとえば関羽）に聞いたところ、申立人の父母双方の祖先が争っているからとのお告げを受けた。なお、申立人の父も同意。	幼い頃から母に育てられ、父が長年にわたって世話していなかったことによって、申立人は父家族と一般的社会生活のつながりを失った。今の姓は心理的に不利。申立人が母家族に溶け込み、かつアイデンティティの確立のために、改姓を認める。	古秋菊

30	台北	98-1011	100202	X	母の姓	?	38歳	子		母38年			母の姓（楊）を称していたが、12年前に父の姓（呂）に改姓。しかしその後、人に金を貸したが返されなかったし、騙されたこともある。占い師によって、改姓が悪かったからと言われた。父も復姓に同意。	母は「呂楊」であるため、改姓しようもない。不運であることを父の姓のせいにするのは、民法1084 I（子は父母を尊敬・親孝行しなければならない）違反。	文衍正
31	台北	98-632	100202	O	母の姓	女男	16?歳	子		父		父・子幼いから	子は母が育て、父がまったく家庭生活費を払わず、父としての責任を果たさなかった。父が死亡したものの、犯罪により中国に逃げ、債務を残している。子が過去と決別して新しい人生を送るための改姓。	扶養責任を果たさないこと、死亡したことから、父の姓を称することを強制するのは、子の心理的に不利。	文衍正
32	板橋	98-603	100224	O	父の姓	女	O	子		父			試験得点の加算を狙い、原住民である母の姓に改姓したが、婚姻前に父の姓に復し、父方の祖先祭祀を司ると父母と約束した。なお、ほかに女姉妹がいる。	申立人の父母は、申立人が父の姓を称し父方の伝宗接代をすることを約束したし、姓は家族祭祀・伝宗接代の表徴であることをも考え、改姓を認めた。	古秋菊
33	台北	98-991	100325	X	父の姓	男	O	子		父11年			父が婿入りして母の姓（裴）を冠し（裴高）、申立人は母の姓を称している。ところが、父は高姓の宗族から財産を得たため、申立人の改姓を希望。母・兄・姉からも改姓しないと許さないと要求された。よって母子関係が疎遠。改姓しないせいで、半年前急性腎不全で入院。	父の姓は「裴高」であるため、申立人は「高」に改姓できない。まして父の生前の念願を叶え、母の意思に従うための改姓。主観的な憶測であるから、「不利」と認めにくい。	彭南元
34	台北	99-191	100408	O	母の姓	女	46歳	子		父母			兄弟は皆父の姓を称していたが、交通事故にあったり病気にかかったりして死亡。母の姓に改姓した者は平穏になった。改姓しないと不安。	民法1059Vの「子の姓がそれに不利な影響を与えると認める事実がある」という規定は抽象的で、その実質的内容を解釈によって補足しなければならない。当事者がいる客観的な環境と今の姓によってもたらされた影響を陳述し、その間に相当な関連性と重要性があるかどうかを社会的な立場から評価。当事者の主張が人情に悖らない限り、不	曾部倫

													利な影響について挙証責任が尽くされたとして、改姓を認めるべき。また、法的親子関係を定める民法は、子の最善の利益の保護を考慮しているので、裁判所が 1059Ⅴの裁判をする時は、1083-1 によって 1055-1 の規定を準用して子の最善の利益に基づいて判断すべき。子の最善の利益については、子の年齢、子の意思、その人格発達のニーズ、家庭生活の状況、親またはその他共同生活している者との仲などを斟酌すべき。改姓が子に最も有利であると認めれば、逆に今の姓は子に不利な影響があるというのは当然。本件申立人は今の姓を名乗り続けると自分も事故に遭うのではないかと不安であるため、確かに「不利」。加えて、申立人は判断能力のある成人で、その意思を尊重し、そのアイデンティティと健全な人格の発達を考え、改姓が最善の利益に合致すると認める。	
35	板橋	99-336	10 08 17	O	母の姓	女	X	子	1 年前			父-1 年	母が親権者。父（陳）は 2 か月に 1 回子に会いに来るが、扶養料を払ったことがない。母と彼氏（汪）が子の世話をしており、再婚の予定があるので、子の母の姓への改姓を望む。彼氏の証言：「学校の先生は私のことを陳さんと呼んでいるが、私は汪です。この間旅行に行った時、資料記入の際にスタッフも変と思っていた。この諸々のことは私と子ども（申立人）を困らせている。申立人を自分の子のように思い、その母と結婚する予定もある。しかし、子が改姓しないと生活に多大な支障が出る。また、もし私たちに子どもができたら、その子は汪を称する。子どもたちは父の姓か母の姓を名乗ることを願っている。」	父母が離婚し、父は扶養料を払わず、ただたまに子を会いに来るにすぎない。他方、子は母と暮らしているから、母の姓への改姓のほうが子にとって有利であると認めてよい。	林春長

36	板橋	99-470	10 11 30	O	母の姓	女？	X X	子	11年前			子幼いから	母が親権者。子は幼い頃から母と母家族に育てられ、父は1回も会いに来なかった。母が3年前に再婚、子は継父の姓も母の姓も称していない（実父の姓を称しているから）ので、学校で養子と思われて困っている。	母と母家族が扶養、父は保護・教育の義務を果たさなかったことから、母の姓への改姓のほうが子にとって有利であると認めてよい。	葉靜芳
37	高雄	100-161	11 10 27	O	父の姓	男	O	子		父			申立人は父の姓（劉）を称していたが、父方の祖母（林陳）の前夫（林、歿）の伝宗接代のために、丁度同姓である母の姓に07年改正法に基づき母の同意書をもって改姓した。ところが、この改姓によって劉家に責められ、林家にも財産狙いではないかと疑われている。今、おば（祖母と前夫の間の子）が伝宗接代の責任を引受けようとしているから、認祖帰宗したい。また、兄弟と姓が違うので、日常生活に支障が出ており、かつ説明するたびに祖母のプライバシーを侵害するおそれがある。	① 成人は民法1059Ⅲにより改姓したとしても、Ⅴに基づき改めて改姓を申立てることができ、Ⅳの1回の制限を受けない。けだし、立法政策としては、身分の安定と取引安全を守るうえ、父母と子の姓に対する自己決定権を相当に認めてきた。人格権の発展の視点からも、立法者は姓の問題について、国民に自己イメージの表し方を決める権利を与えている。まして改姓は、親子間の自然的な血縁関係に影響を及ばさないし、親子関係を変えないため、わが国の固有の倫理観と道徳に悖るものではない（文面解釈からも立法目的からも）。 ② 「子の利益」に合致するかどうかを判断するには、申立人の家庭状況、人格発達のニーズ、家族に対するアイデンティティや帰属意識などを総合的に斟酌し、明らかに取引安全または身分の安定を害する場合を除き、その姓名権を尊重すべきである。 ③ 1回目の改姓は祖母の意思に基づいたものであり、申立人はそれによって責められたり疑われたりして苦しんでいる。しかし今回の改姓は、家族に対するアイデンティティや帰属意識に基づいたもので、その人格法益に深く関わっている。また、本件は認祖帰宗のた	李嘉益

													めの復姓であり、申立人の身分の安定や取引の安全に影響しないからである。	
38	板橋	100-361	11 12 09	O	母の姓	男	4歳	母	2年前			父2年	母が親権者。父は扶養料を払わず、連絡もなかった。子は父家族と連絡なしに、母の実家で暮らし、家族や保育園の先生などに母の姓（翁）で呼ばれている。 子：「私は羅維仁、（いいえ）翁維仁です。」 裁：「羅維仁という名前は好きですか？」 子：「好き。」 裁：「母はあなたに翁維仁に改名してもらいたい。どう思う？」 子：「好き（4歳の子どもだから、表現能力がなくて、ただ「好き」しかいえなかったのでは)。」 裁：「翁維仁と羅維仁、どちらが好きですか？」 子：「羅維仁。羅維仁がいい。」 裁：「幼稚園で何と呼ばれているか。」 子：「翁維仁。」 裁:「お母さん、(義理の) お父さん、おばは何と呼ぶ？」 子：「翁維仁。」 裁：「翁維仁と羅維仁、一体どちらが好きですか？」 子：「翁維仁。」	母に扶養されていること、母子関係がよいこと、改姓によいといったこと、父が責任を果たさなかったこと、行方不明であること、父家族とつながりがないこと、母家族と暮らしていること、母の姓で呼ばれていることを考え、母家族に溶け込み、また「翁維仁」と「羅維仁」で混乱しないように、改姓を認めた。	邱景芬
39	板橋	100-305	11 12 27	X	母の姓	男	9歳	子	6年前				父母が離婚、長男は父（黄）に、次男（申立人）は母に。申立人は母に扶養され、母家族のイベントに参加しているが、週末などは父の家に泊まったりしている。他人に「黄太太（黄の奥さん)」と誤解されて困り、子も傷つく。それに対し、父は扶養しないことを否認、兄弟が同校であるし、姓が違うと仲が悪くなる	父や父家族と密接に交流しており、父も扶養している。また、申立人はまだ幼くて姓の意義を理解できず、姓によって家族に対するアイデンティティや帰属意識を疑っているわけではない。父母間の衝突は、子の成長に悪影響である。子が大きくなった後、改姓するかどうかを本人に決めさせるべき。	黄恵瑛

												と抗弁。		
40	高雄	100-394	12 01 31	O	母の姓	男	X	母	4年前			父4年	母が親権者。父は約定通りに扶養料を払っていないし、離婚後も1回しか子に会いに来なかった。子も改姓に同意。それに対し父は、離婚当時にすでに30か月分の扶養料30万元を払ったし、改姓してはならないと約束したのになどと抗弁。	① 改姓禁止の約定は公序良俗違反（民法72）で無効。 ② 30万元は借金の返済であり、扶養料でないとした。 ③ 月給46,430元、ほかの出費があって扶養料を支払うのが難しいとすれば、母と相談すべきであった。 扶養せず、面会交流しないことから、父は子の成長に関心を持たないことがわかり、父の姓は将来子のアイデンティティに合うことが期待できない。一方、母が扶養、子が改姓に同意したことから、子は母と母の姓に対しアイデンティティや帰属意識を形成していることがわかる。	呂憲雄
41	高雄	100-321	12 01 31	X	母の姓	女男	X X	母	1年前				母が親権者。離婚前、父がよく母を罵ったり脅かしたりしたため、子は父に恐怖心を抱いている。また、父が家で家具やテレビをわざと壊し、それによって子がけがしたことがある。保護命令がある。改姓しないと、子の人格発達に影響があり、学校でも問題が起きやすい。それに対し、父は改姓に同意せず、扶養料を払っており、面会交流もスムーズに行っていると抗弁。	① 父の暴力行為の主たる対象は子でなく、子に対し暴力を振るったのは1回だけで、その手段はひどくなく、かつ2年前のことであった。子に恐怖心があるとすれば、父母が指導の責任を果たし、よい親子関係を形成するように努力するなら、人格発達が影響されないはずである。 ② 社会局児童福祉センターの相談支援員の記録によると、面会交流の時父子はやや疎遠であるものの、問題がないというのであるから、子は父と関わりたくないわけではない。 ③ 子が幼いから、父母は、子が双方の家族に対しアイデンティティや帰属意識を正確に認識するように協力すべきである。また、離婚とひとり親はすでに台湾社会の普遍的な現象であり、自分は特殊な例でなく、父母の離婚はそのせいでないことを子に教え、かつ離婚による苦痛を補うように努めなければならない。他方	郭文通

													とその家族を否定することは、かえって子の健全な発達に影響を及ぼす。	
42	台中	100-312	120222	XO	母の姓	男男	108歳	母	6年前	父6か月			母が親権者。父が死亡したため、母の姓へ。	社会福祉団体の訪問調査によると、次男は改姓に同意したが、長男は響きが悪くなることを理由に改姓したくないと表明。長男の意思を考慮し、次男だけの改姓を勧めた。申立人たちは出廷しなかった。裁判所は、父母の離婚後次男は母と暮らし、かつ母に育てられてきたため、母は子のアイデンティティの形成過程に絶大な影響力を有し、子にはその認める者と一致したい（その共感できる、帰属感のある父母の一方と同じくなりたい）気持ちが現れる。ところが、父方家族を表徴する父の姓は、その人格の中に実際に認める者（の姓）と抵触しており、本人もそれを分けて考えることができない。したがって、改姓は未成年者の心身の健全な発達に有利であるとして、次男の改姓を認めた。一方、長男はすでに10歳で相応の自己意識を有するとして、改姓を認めなかった。	唐敏宝
43	台南	101-24	120330	O	母の姓	男	4歳	母	2年前			父2年	母が親権者。母方の祖父母とおじに可愛がられている。父の姓で学校で差別され、母家族と姓が違うことによって自信をなくし、アイデンティティの形成に影響のおそれがある。それに対し父は、子がまだ幼いのでその利益を考え、母が親権者になることに同意したのであり、決して責任を負いたくないわけではない。また、離婚後は何回も会いに行ったが、母家族に面会を拒まれたと抗弁。子の利益のために、子が双方の家族に対し正しい意識を持つように、母が協力すべきだと主張。	面会交流が拒まれれば、法的ルートに従い解決すべきであった。また、離婚の時に扶養料は母が負担するべきと自らいい出し、現実にも扶養料を払ったことがない。母子関係に比べ、父子関係は明らかに疎遠。子がまだ幼く学習段階であるため、実際の世話者である母家族に対し帰属意識を確定させるため。	林育幟